



投資信託協会 直近10年の歩み

—協会創設60年にあたって—

一般社団法人 投資信託協会

THE INVESTMENT TRUSTS ASSOCIATION, JAPAN



投資信託協会 直近 10 年の歩み

— 協会創設 60 年にあたって —

2017 年 11 月

一般社団法人 投資信託協会

投資信託協会創設 60 年に当たって

投資信託協会は、1957（昭和 32）年 7 月に、「証券投資信託の健全な発展を図り、一般投資者による証券投資を促進し、もって国民経済の適切な運営に資すること」を目的に、大蔵大臣（当時）の認可を得て、民法第 34 条に基づく社団法人証券投資信託協会として発足してから本年 7 月に創設 60 年を迎えました。

当協会発足当初の会員は、証券投資信託委託業務を兼営する証券会社でしたが、1960（昭和 35）年に至り、懸案であった証券投資信託委託業者の証券会社からの分離を実現し、投資信託委託会社が会員の中核を占めることとなりました。

その後、「証券投資信託法」が 1998（平成 10）年、2000（平成 12）年に改正されて「投資信託及び投資法人に関する法律」となり、投資信託の運用資産に不動産も含まれ、投資法人制度も積極的に利用されるようになりました。当協会も名称を「投資信託協会」と改めるとともに、設立目的も「投資者の保護を図るとともに、投資信託及び投資法人の健全な発展に資すること」に改めました。また、2007（平成 19）年 9 月には、金融商品取引法に基づく自主規制機関として認定され、さらに、公益法人制度改革を受け、2013（平成 25）年 1 月、内閣総理大臣の認可を受け、「一般社団法人」に移行し、現在に至っています。

現在、我が国の社会は、少子・高齢化、人口減少という超成熟化が進展している中で、老後に備えた資産形成を含め、個人の自己責任に基づく資産形成を更に促進していくこと、あわせて、資本市場に成長マネーの供給を促し、国の潜在成長率を高めていくことが、我が国の社会の中で非常に重要な喫緊の課題となっています。そのことを踏まえ、今後、当協会がどのように社会や経済に貢献していくべきかについて、申し述べたいと思います。

我が国の個人金融資産 1,800 兆円は、戦後の復興期から始まり、高度経済成長期やバブル時代を経ながら、国民の皆さまが営々と築きあげてきたものと考えています。

我が国社会の成熟化がますます進展する中で、国民の皆さまが充実した生活を続けていくためにも、金融資産をより活きた形で活用していくことが必要な時代に入っていると思います。そしてそのことが、より活力のある資金循環を生み、我が国経済の発展に寄与し、ひいては国民の皆さまの厚生を増大をもたらしていくと考えます。

我が国の公募投資信託の残高は、本年、100 兆円を超える水準となりましたが、米国のミューチュアル・ファンドの残高は約 17 兆ドルであり、その差は歴然としています。この差の大きな要因は、米国において 401（k）や IRA といった制度による長期・積立投資が非常に幅広く普及したことだと思います。その結果、米国ではこれらの制度が国民の資産形成に大きく貢献していると同時に、企業の経営活動への成長マネー

として潤沢に供給され、新たな産業や企業が生まれ、発達する大きな原動力になっています。

このように、資産形成において長期・分散・積立投資が有効であることが確認されている中で、長期・分散・積立投資を個人が行うのに適した金融商品が投資信託だと考えます。我が国での長期・分散・積立投資制度は、2001（平成13）年の確定拠出年金（DC）に始まり、現在では、NISA、ジュニアNISA、個人型DCを拡充したiDeCo（イデコ）もあります。また、2018（平成30）年1月からは「つみたてNISA」がスタートします。

そうした中で、NISAやiDeCoといった制度も通じ、資産形成のツールとしての投資信託・投資法人をもっと活用しやすくなるよう発展させていくことが極めて重要だと考えています。

また、当協会は、金融商品取引法に基づく自主規制機関として、設立目的にもあります「投資者保護」にも注力してきています。具体的には、投資者保護のための厳格な法令等の下で、自主規制規則の制定・改正や会員調査機能の発揮等です。本年5月には、10項目からなる「投資信託の信認のための行動憲章」を取りまとめ、公表いたしました。

投資信託・投資法人が幅広い国民の皆さまの信認を得て、中長期の資産形成における中核的な金融商品として信頼されるよう、引き続き会員とともに活動を続けていきたいと考えています。

さらに、昨今の資産運用業界を取り巻く環境としてスチュワードシップ・コードやコーポレートガバナンス・コードが制定・改訂されるとともに、金融機関等による顧客本位の業務運営の確立と定着に向け「顧客本位の業務運営に関する原則」が策定されています。当協会では、会員の顧客本位の業務運営の取り組み状況を取りまとめ公表していますが、広く国民の皆さまにご理解いただくためにも、継続して実施していきたいと考えています。当協会には、上記のほか、金融経済教育の推進、国際化や技術革新の進展等によるビジネス環境の変化に対応した整備が求められています。

このため、創設60年にあたり、先人の皆さまの多大なご尽力に対し感謝するとともに、関係者をはじめ様々な方々のご意見を真摯にお聞きしながら、今後とも経済や社会に貢献するとともに、当協会の設立目的に資するよう積極的に活動を行っていきたいと思います。

2017年11月

一般社団法人 投資信託協会
会長 岩崎俊博

投資信託協会 直近 10 年の歩み
— 協会創設 60 年にあたって —

— 目 次 —

【本 編】

I. 投資信託協会の変遷（60 年間）

1. 協会設立から 50 年間

- (1) 協会設立と社団法人化 1
- (2) 創設以来の抜本的な組織改編の実施 2

2. 直近 10 年間

- (1) 組織の再編 2
- (2) 「賛助会員制度」の新設と「準会員制度」の廃止 3
- (3) 会員調査部の新設等の組織変更 3
- (4) 公益法人制度改革への対応 3
- (5) 会長の専任制等と「賛助会員」の資格要件の拡大 3

II. 2007（平成 19）年から 2017（平成 29）年 9 月までの概況

- 1. 市況等の概況 5
- 2. 投資信託等の概況 13

III. 公正性・信頼性確保のための自主規制業務

1. ディスクロージャーの改善

- (1) 目論見書の分冊化 20
- (2) 交付目論見書の見直し 20
- (3) 「交付目論見書の作成に関する規則」等の一部改正 22
- (4) 交付目論見書の改善、運用報告書の二段階化 23

2. デリバティブ取引に対する不招請勧誘規制等のあり方

- (1) 金融庁の「デリバティブ取引に対する不招請勧誘規制等のあり方について」の公表 24
- (2) 自主規制の方向性の公表 25
- (3) 自主規制規則の制定 25

3. 投資信託に係る分散投資規制及びデリバティブ取引に起因するリスク量規制

- 26

4. 販売・勧誘態勢等の一層の充実を図るための対応

- (1) 2010（平成 22）年 27
- (2) 2011（平成 23）年 28
- (3) 2012（平成 24）年 29

5. トータルリターン通知制度の導入 30

6. 高齢顧客への勧誘による販売に係る対応 31

7. 内部者取引の未然防止に係る規則等の整備 32

8. ファンド・マネージャー等による自己の株式等取引に係る指針の作成 33

9. 商品分類に関する検討

- (1) 指針の策定 33
- (2) 新商品分類の実施 34

10. 信託終了後の金銭の取扱いに関する規則等の整備	34
11. ETF の多様化と特定資産の拡大	35
12. 空売り規制強化への対応	36
13. 信用取引及び市場デリバティブ取引の平均単価採用に係る一括発注規則の整備	37
14. ヘルスケアリート創設のための環境整備	38
15. インフラファンド市場の開設に伴う規則等の整備	38
16. 「投資信託及び投資法人に関する法律」等の改正に係る規則等の整備	39
17. 適格機関投資家向けオープン・エンド型投資法人の基準価額算定方法に係る規則改正	41
18. 投資法人の合併への対応	41
19. 投資法人の税会不一致解消に係る規則の整備	42
20. 不動産投資法人（不動産投資信託）の出資（投資元本）の払戻しに係る規則の整備	43
21. 海外不動産への投資を可能とするための対応	
(1) 海外不動産投資への枠組み整備	44
(2) 「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」の一部改正	44
22. 「買換特例圧縮積立金」に係る記載上の注意の新設	45
23. 不動産投資信託の運用報告書に関する整備	45
24. 「投資信託財産の計算に関する規則等の一部を改正する内閣府令」に対応した規則の整備	45
25. 臨時報告書制度及び報告書代替書面制度に係る定款施行規則の整備	
(1) 臨時報告書制度に係る整備	46
(2) 報告書代替書面制度に係る整備	46
26. 投資信託の受益証券及び金銭の分別管理と分別管理監査	47
27. 会社法改正に伴う規則の整備	48
IV. 自主規制機能発揮のための体制整備	
1. 自主規制機能発揮のための体制整備	50
2. 会員調査機能の発揮	
(1) 会員調査実施に向けての体制整備	51
(2) 規則等の制定	51
(3) 会員調査の実施	51
(4) 会員の業務運営状況に係る調査（書面調査）の実施	52
(5) 法令違反等報告事例等の公表	52
(6) 苦情相談等への対応	52
3. 金融 ADR 制度等への対応	
(1) 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）の設立	52
(2) 金融 ADR 制度への対応	53
V. 投資信託及び投資法人に係る制度等（税制改正を含む。）への対応	
1. 金融改革プログラムへの対応	
(1) 金融改革プログラムの公表	54
(2) 金融経済教育の拡充	54
2. 「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン～新成長戦略の実現に向けて」への対応	54

3. 金融審議会「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」への対応	
(1) 金融審議会ワーキング・グループの発足	55
(2) 金融審議会ワーキング・グループ最終報告を受けた取組み	57
4. 「日本再興戦略」への対応	
(1) 「日本再興戦略（2013）」への対応	58
(2) 「日本再興戦略（改訂 2014）」への対応	58
5. 「スチュワードシップ・コード」の制定及び改訂	
(1) 「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」への対応	59
(2) 「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」への参加	60
6. 議決権行使結果の開示に関する問題への対応	
(1) 議決権の電子交付化への対応	60
(2) 議決権行使結果の開示に関する問題への対応	60
(3) 「我が国金融・資本市場の国際化に関する SG」における検討	61
(4) 議決権の指図行使に係る自主規制規則の整備	62
(5) 議決権行使に関する調査結果の公表	62
7. 金融・資本市場に係る制度整備	
(1) 「金融・資本市場に係る制度整備についての骨子（案）」への対応	63
(2) 意見交換会での意見表明等	64
(3) 「金融・資本市場に係る制度整備について」の公表	64
(4) 実効性のある自主規制についての検討	65
8. 「東京国際金融センターの推進に関する懇談会」への参加及び報告書の公表	65
9. 「資産運用等に関するワーキング・グループ」への対応	
(1) 「資産運用等に関するワーキング・グループ」の設置・検討	66
(2) 「資産運用等に関するワーキング・グループ報告書」の公表	67
10. 資産運用業強化委員会の設置等	
(1) 資産運用業強化委員会の設置・検討	67
(2) ビジネス環境の整備等に係る検討小委員会の設置・検討	68
(3) 中長期的資産形成等に係る検討小委員会の設置・検討	69
(4) 「投資信託運用会社の信頼向上に向けた取組み」に関する周知	69
11. 資産運用業に係る海外動向等の調査部会の設置	70
12. 金融審議会「市場ワーキング・グループ」への対応	72
13. 日本銀行「包括的な金融緩和政策」への対応	73
14. 投資信託懇談会の開催	74
15. 投資信託振替制度への対応	75
16. アメリカ大手証券会社の破綻に係る対応	76
17. 集団的消費者被害回復に係る訴訟制度への対応	77
18. NISA 制度等の導入	
(1) 「日本版 ISA 推進・連絡協議会」への参加	77
(2) 「NISA に係る提言への対応について検討する作業部会」の設置	78
(3) NISA の開始	79
(4) ジュニア NISA の開始	79
(5) 積立 NISA（つみたて NISA）の導入	79

19. 確定拠出年金制度への対応及び改善への対応	
(1) 確定拠出年金法改正に向けた要望書の提出	80
(2) 確定拠出年金制度の改善へ向けた活動 (2013 年)	80
(3) 確定拠出年金制度の改善へ向けた活動 (2014 年)	81
(4) 確定拠出年金法等の改正に伴う要望	81
(5) 個人型確定拠出年金の愛称決定 (iDeCo)	81
(6) 中長期的資産形成等に係る検討小委員会での検討	81
VI. 投資信託及び投資法人の啓発・普及活動	
1. 刊行物を通じた活動	82
2. 講演会及びセミナーの実施	
(1) 投信フォーラムの開催	82
(2) 日経ウーマンセミナーの開催	83
3. 証券知識普及プロジェクトと寄附講座等	
(1) 証券知識普及プロジェクトにおける活動	83
(2) 大学における寄附講座の開設	84
4. 「金融経済教育推進会議」としての活動	84
5. Web サイトの充実	
(1) 年金向け情報の拡充等、Web サイトの充実	84
(2) Web サイトのリニューアル及びスマートフォン対応	84
6. 国民の資産形成を支援する制度を周知するための取組み	
(1) NISA とジュニア NISA	85
(2) iDeCo (個人型確定拠出年金)	86
7. 月刊誌「投資信託」及び「投資信託年報」の休刊	86
8. その他の活動	
(1) 投資信託に関するアンケート調査	86
(2) 資産運用に関する特集記事の掲載	86
VII. 国際的な活動	
1. 国際投資信託会議への参加	
(1) 第 30 回国際投資信託会議 (大阪開催)	87
(2) これまでの開催国一覧	88
(3) セミナー「グローバル時代の投資信託」の開催	88
2. アジア・オセアニア投資信託会議への参加	
(1) 第 13 回アジア・オセアニア投資信託会議 (東京開催)	89
(2) これまでの開催国一覧	90
3. 米国の外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA) への対応	
(1) 2010 (平成 22) 年	90
(2) 2011 (平成 23) 年	91
(3) 2012 (平成 24) 年	92
(4) 2013 (平成 25) 年	93
(5) 2014 (平成 26) 年	94
4. OECD 多国間自動的情報交換へのコメントの提出	94
5. アジア地域ファンド・パスポート (ARFP) への対応	99
6. IOSCO による MMF に係る国際的な規制強化への対応	100
7. 米国ドッド・フランク法への対応	101

8. EUのヘッジファンド規制への意見提出	101
9. 米国SECの流動性管理規則案に対する市中協議への対応	103
10. 国際機関等の意見募集等に係る対応	103
11. 投資信託の世界統計への貢献等	104
VII. 協会の体制整備等	
1. 緊急時の対応	
(1) 「緊急時対策検討特別部会」の設置	107
(2) 緊急事態発生時におけるガイドラインの制定	108
(3) 特別対策部会の開催	108
2. 協会のあり方に関する検討	
(1) 協会のあり方に関する検討委員会の設置	109
(2) 検討委員会の取りまとめ	110
(3) 定款及び業務規程等の整備	111
(4) 新体制への移行と事務局組織の刷新	111
3. 役員構成の推移等	111
4. 「金融商品取引業協会懇談会」における検討	112
5. 外部監査の導入	113
6. 公益法人制度改革への対応	
(1) 公益認定申請に向けた作業等	113
(2) 公益認定申請の取下げ、一般社団法人への移行認可申請	114
7. 法律事務所との顧問契約の締結	114
8. 「正会員代表者の資格要件等に関する検討小委員会」における検討	114
9. 入会拒否事由の検討	115
10. 東日本大震災（2011（平成23）年）に係る対応	
(1) 震災発生における対応	116
(2) 運用報告書・資産運用報告の作成・交付に関する対応	116
(3) 節電対策への取組み	117
IX. 日本投資顧問業協会との統合問題に係る検討	
1. 「協会統合に関する検討委員会」における検討	118
2. 検討の中断	118
X. 協会システムの開発と稼働等	
1. 投信情報システム等の再構築のための検討	
(1) 開発作業への着手	120
(2) 開発経過	120
(3) 新協会システムの稼働等	121
2. 投信総合検索ライブラリーの構築・稼働	121
3. 既存システムにおける障害発生	122
4. 評価機関への情報提供	122
5. 「金融・資本市場統計整備懇談会」への対応	123
6. 投信統計資料の充実	124
7. 投信月次概況の公表等	124

XI. 認定個人情報保護団体としての業務	
1. 「個人情報の保護に関する指針」の制定と主な改正	
(1) 制定	125
(2) 主な改正	125
2. 認定個人情報保護団体の認定	125
XII. 行動憲章の制定	126
XIII. 当面の課題と展望	128

【特記事項】

1. 信託法等の改正への対応	
(1) 信託法改正及びその対応	130
(2) 主務官庁に対する法令改正要望	130
(3) 「投資信託法改正法案」等の国会提出	131
(4) 会社法の改正への対応	132
2. 金融商品取引法の施行に向けた対応	
(1) 金融商品取引法の成立	133
(2) 関係政令案、府令案等の公表と意見募集への対応	133
(3) 確認事項の連絡等	134
(4) 協会の定款及び諸規則等の改正	135

【資料編】

資料1. 歴代の会長一覧、歴代の副会長・専務理事一覧	136
資料2. 正会員数の推移	137
資料3. 会員名一覧（2017（平成29）年10月19日現在）	138
資料4. 投資信託協会の状況	143
資料5. 投資信託協会 直近10年間の主な事項	145
資料6. 投資信託協会60年間の主な歩み【年譜】	158

【本 編】

I. 投資信託協会の変遷（60年間）

1. 協会設立から50年間

（1）協会設立と社団法人化

戦後間もない1951（昭和26）年の証券投資信託の発足直後、証券会社が兼業していた委託会社間では、業務の円滑な発展に資するため、各委託会社に共通する諸問題の研究と討議とを目的とした組織を結成しようとする機運が高まった。

同年7月3日、主務官庁の賛同も得て「委託会社打合会」、通称「委託者会」が誕生した。当時の記録によれば、委託者会は設立された当初から「委託者協会」の前身であることが表明されていた。

委託会社打合会が発足した当初の記録には、次のとおりに記載されている。

日 時 昭和26年7月3日
出席者 野村証券株式会社
日興証券株式会社
大和証券株式会社
山一証券株式会社

委託会社打合会設立に関する件

投資信託業務の円滑な発達を図るために共通的な事項に関し、今後種々研究を要することもあると思うので、委託会社打合会を設けることに意見一致する。

その具体的方法として次の事項を決定する。

- ① 将来、委託者協会を設立する方針とし、当分の間は必要に応じて会議を開くこと。
- ② 7月の幹事は、山一証券株式会社が担当すること。（以下省略）

委託会社打合会は、証券投資信託協会（以下「協会」）が設立されるまでの約6年間、証券投資信託の揺籃期ともいふべき時代にあつて、制度上の諸問題の研究とその解決に貢献した。

ただし委託会社打合会は、同業者の集会にすぎないため公共的機関としての性格が明確ではなく、業務の能率的処理に欠ける恐れもあった。

1950年代後半の日本の社会情勢は、資本の蓄積が急務であり、証券投資信託の公共的使命の達成と健全な発達に時代的要請でもあった。こうして1957（昭和32）年5月、関係者の間で委託会社打合会に代わる証券投資信託協会の設立が企図され、同月21日には、委託会社打合会を構成する7社（前述の4社に大阪商事、大阪屋証券、大井証券が参加）が協会設立のための準備委員会を結成した。続いて同年6月4日に設立発起人会を開催、7月3日に創立総会を開いた。翌4日に大蔵大臣へ設立許可申請書を提出、同月10日に認可が下され、ここに民法第34条に基づく社団法人証券投資信託協会が発足した。

協会の原始定款では、「本会は、証券投資信託の健全な発達を図り、一般投資者による証券投資を促進し、もって国民経済の適切な運営に資することを目的とする」と規定した。

その後、受益者の保護及び投資信託の健全な発展を図る見地からも公益的な性格を明確にし、自主規制機能の強化が必要だ、との声が高まった。1967（昭和42）年8月に証券投資信託法が改正されたのを受け、協会の機能として業務規程制定権等

が盛り込まれる一方、協会に対する大蔵大臣の監督権も強化された。

協会発足当初の会員は、証券投資信託の委託業務を兼営する証券会社となっていたが、1960（昭和 35）年に至り、証券投資信託法制定時から懸案であった証券投資信託委託業者の証券会社からの分離が実現し、更に証券投資信託販売会社の創設が行われたこと等から、会員資格に関する定款改正が数次に亘り行われ、当協会の会員は、

- (1) 証券投資信託法による委託会社
 - (2) 証券投資信託受益証券の売買その他の取引を常時行う証券会社
- となった。

(2) 創設以来の抜本的な組織改編の実施

1998（平成 10）年 12 月の改正証券取引法施行により、銀行等登録金融機関の証券投資信託の募集・販売が認められ、従来からの委託業者と証券会社に加えて登録金融機関も協会会員になり得るようになった。

同時に、証券投資信託法の条文にあった「全国を通じて一個の証券投資信託協会」との文言は、他の公益法人の規定にないとの理由で削除された。この年に当協会は金融システム改革法の制定を受けて、創立以来となる抜本的な改編を行った。その内容は次のとおりである。

① 会員に関する事項

イ. 会員…委託業者、証券会社、登録金融機関で差を設けない単一の会員組織（任意加入）。

- ・入会金…一律 500 万円に引き下げ。
- ・会費…委託業者と販売会社グループごとの配分比率（55:45）を廃止し、各グループの会員数で配分。グループ内では資本金按分を廃止し、純資産と販売額で按分。新たに最低負担額 50 万円を設定。

② 意思決定機関

イ. 総会…全会員が 1 個の議決権を有する定時総会を、事業計画・予算、事業報告・決算の 2 回に分け、毎年 3 月と 6 月に開催。

ロ. 理事…定数は 20 名以上 25 名以内に変更。任期は 2 年に延長。会員会社以外の公益理事枠は廃止。

③ 協会組織

イ. 委員会制度を廃止し、常設部会として制度部会（総務・企画委員会を統合）、販売広報部会、業務部会（運用・業務委員会を統合）を設置。

ロ. 事務局の充実・強化（苦情処理、コンプライアンス部門の要員確保）。

④ 2000（平成 12）年の改正投資信託法の施行を受けて、投資信託の運用資産に、有価証券だけでなく不動産も含まれるようになったことから、当協会は名称を「証券投資信託協会」から「投資信託協会」と改め、設立目的も「投資者の保護を図るとともに、投資信託及び投資法人の健全な発展に資すること」に改めた。

また、契約型不動産投資信託の委託者非指図型商品の委託会社となる信託会社なども会員として入会できることとした。

2. 直近 10 年間

(1) 組織の再編

当協会は、業務運営を効率的かつ円滑に進めていくため、限られた人的資源を有効に活用でき、業務の多様化に迅速かつ機動的に対応できるよう、2005（平成17）年7月1日付で、事務局の組織を変更した。

- ① 総務部（総務課・経理課）、企画部（企画課・不動産課）、広報部（広報課）、業務部（業務課）、調査部（国際課・システム課・調査課）の5部9課体制を総務部、総務部広報室、企画部、業務部、投資者相談室の3部2室体制とし、課制度を廃止した。
- ② 廃止した部・課の業務は、次のとおり整理した。
 - ・ 広報部業務のうち、広報、販売関係業務は「総務部広報室」が担当、苦情相談（個人情報取り扱いに係る苦情相談を含む。）は「投資者相談室」が担当
 - ・ 調査部調査課及び国際課業務は「企画部」が担当
 - ・ 調査部システム課業務は「業務部」が担当

（2）「賛助会員制度」の新設と「準会員制度」の廃止

当協会は、「投資信託協会のあり方の方向性（要綱）」及び第62回定時総会で改正した定款及び業務規程等の内容に沿い、2008（平成20）年10月1日に準会員制度を改めるなどの新体制に移行した。

具体的には、当協会は1982（昭和57）年から、中期国債ファンド等の累積投資業務を行う証券会社を対象とした「準会員制度」を設けてきたが、改正後の体制の下では、販売会社などを「賛助会員」とする新しい枠組みとした。これに伴い、2009（平成21）年3月31日付をもって「準会員制度」を廃止した。

（3）会員調査部の新設等の組織変更

2007（平成19）年2月の当協会に対する証券取引等監視委員会の検査での指摘や、同年9月施行の金融商品取引法により、当協会は自主規制の適切な発揮が求められたことから、会員調査機能の充実を図ることとし、2008（平成20）年7月1日に行った組織改正で、専門部署として「会員調査部」を新設するとともに、投資者相談室を会員調査部に統合した。

このほか、企画部の名称を企画政策部に変更するとともに、総務部広報室を企画政策部に移管。業務部の名称を自主規制業務部に変更。システム業務室を新設し、業務部から独立させた。この結果、4部3室体制となった。

（4）公益法人制度改革への対応

2012（平成24）年7月26日付で内閣府公益認定等委員会に対し、一般社団法人への移行認可申請を行い、同年12月25日付で内閣総理大臣による認可を受けたことから、平成25年1月4日（一般社団法人への移行日）に新法人の設立登記を行った。

（5）会長の専任制等と「賛助会員」の資格要件の拡大

- ① 2017（平成29）年6月の役員改選に際し、同年1月にまとめられた「正会員代表者の資格要件等に関する検討小委員会」報告書などを踏まえ、協会長について、1987年以来30年振りとなる会長専任制とした。

また、正会員から初めてとなる副会長も選定した。
- ② 平成29年6月30日付で定款を改正して、「賛助会員」の資格要件を「本会の目的に賛同しその活動に協力する法人であって、投資信託委託業等に関係のある業務を営む者」とした。

投資信託協会の事務局組織の変遷

年月	事務局組織	部	課	変更内容
～1981 (S56).5	2部4課	総務部 業務部	総務課 業務課 経理課 調査課	
1981 (S56).6	3部6課	総務部 業務部 調査部	総務課 企画課 調査課 経理課 広報課 資料課	<ul style="list-style-type: none"> ・広報課を新設 ・調査課を部に昇格し、2課体制に
1987 (S62).8	4部8課	総務部 業務部 調査部 広報部	総務課 企画課 調査課 国際課 広報課 経理課 業務課 国際課	<ul style="list-style-type: none"> ・業務課を新設 ・国際課を新設 ・広報課を部に昇格
1990 (H2).6	5部9課	総務部 企画部 業務部 調査部 広報部	総務課 企画課 業務課 調査課 国際課 広報課 経理課 管理課 国際課	<ul style="list-style-type: none"> ・企画課を部に昇格 ・管理課を新設
2001 (H13).1	5部9課	総務部 企画部 業務部 調査部 広報部	総務課 企画課 業務課 調査課 国際課 広報室 経理課 不動産課 国際課	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産課を新設 ・管理課を廃止 ・資料課の名称変更(システム課)
2005 (H17).7	3部2室	総務部 企画部 業務部 投資者相談室	総務部広報室	<ul style="list-style-type: none"> ・課制の廃止 ・広報部は、総務部に統合し、室に変更 ・調査課、国際課は企画部に統合 ・システム課は業務部に統合 ・投資者相談室を新設 ・調査部を廃止
2008 (H20).7	4部3室	総務部 企画政策部 自主規制業務部 会員調査部 システム業務室	企画政策部広報室 会員調査部投資者相談室	<ul style="list-style-type: none"> ・企画部の名称変更 ・広報室を企画政策部に移管 ・業務部の名称変更 ・会員調査部を新設 ・投資者相談室を会員調査部に統合 ・システム業務室を新設(業務部から独立)

II. 2007（平成19）年から2017（平成29）年9月までの概況

1. 市況等の概況

（1）2007（平成19）年の概況

- ① 前半は、日本を含むアメリカなどの先進国や中国を中心とした新興国は好景気で推移した。
後半は、8月に入ると、アメリカのサブプライム問題に端を発した世界的な金融・資本市場の混乱、原油や貴金属、穀物市場への投資マネーの流入による原材料費の高騰で、世界景気の減速懸念が台頭した。また、国内における住宅着工の大幅な落ち込み等国内要因も多数存在した。
- ② 日経平均株価は、内外の好景気を背景に6月末には18,000円台に上昇し、円ドル相場も円安だったことから、投資環境は良好であった。
ただし、サブプライム問題の深刻化懸念を背景に、世界的な株価の大幅下落もあって、7月からは一転反落し、11月下旬には15,000円台を割り込んだ後、年末は15,307円で終えた。
- ③ 円ドル相場は、6月末に123円台と円安基調で推移し、7月には数年振りに124円台を記録したが、サブプライムローン問題が明るみに出ると、8月上旬には112円台まで値を上げることもあり、円安から円高に移行した。
- ④ 東証REIT指数は、年初の2,200ポイント台から5月末には2,612ポイントまで上昇したが、その後は下落傾向となり、10月末では2,000ポイントを割り込み、年末は1,868ポイントで終えた。

（2）2008（平成20）年の概況

- ① 前年から続くサブプライム問題を契機とした内外株式市場及び不動産市況の低迷等により、景気後退局面入りを示唆するような不安定な状況の中でスタートした。
9月に入ると、アメリカの大手証券会社リーマン・ブラザーズの破綻をきっかけに、世界経済が100年に一度の未曾有の金融危機に見舞われ、マーケットは急降下し、市場によっては機能麻痺が起きるなどの事態となった。
- ② 日経平均株価は、景気後退基調を反映し、3月末には12,000円台半ばまで低下した。
その後、9月の米大手証券会社の破綻をきっかけに急落し、10月には立会時間中に一時7,000円を割るなど、市場は大混乱となった。その後は、各国政府が連携して危機対策に乗り出すなどの動きを市場も好感して9,500円を超える場面もあったが、年末は8,859円で終えた。
- ③ 円ドル相場は、3月17日に95円台を記録し、約13年ぶりに2ケタ台となった。その後は概ね100円台を超える水準であったが、9月を境に不安定な状況となり、10月には再び100円を割り込み、12月18日には87円台まで上昇した。
- ④ 東証REIT指数は、5月頃までは1,500ポイント前後で推移していたところ、我が国不動産市況の低迷と一部金融機関によるREITへの融資姿勢の転換等が市場に不安を与えたことや、10月にはニューシティ・レジデンス投資法人が民事再生法を申請したことも重なり、一貫して低迷し、10月には1,000ポイントを割り込み、月末には863ポイントとなった。年末にかけてはやや上昇し900ポイントで終えた。

（3）2009（平成21）年の概況

- ① 昨年9月に起きたアメリカ大手証券会社の破綻をきっかけとした世界的な金融・経

済危機に対し、各国政府が協調して対策を講じたことにより、危機収束へと歩み出す形でスタートした。

我が国経済は他国に比べて回復に勢いはなかったものの、9月には民主党への政権交代もあり、今後の方向性を探りつつ、回復に向けて緩やかに進んでいた。しかしながら、10月にギリシャで政権交代が起き、ギリシャ国家の財政悪化が明るみとなってから、為替、債券、株式、商品の各市場が再び動揺した。

- ② 日経平均株価は、世界的な景気後退と金融不安などの懸念が強まったことから、3月10日に1990年パブル崩壊最安値の7,054円を記録した。その後、海外株式相場が上昇基調となったことを受け、8月半ばに10,767円まで回復したが、11月に入ってから円高が急速に進行したことを嫌気し、11月末に9,000円割れ寸前まで下落した。
- ③ 円ドル相場は、98円台でスタートし、概ね90円台で推移していたが、9月25日に、財務大臣が「円安政策はとらない」などと発言したことから、翌26日には再び80円台に突入した。

さらに、11月27日には、ドバイ・ショックによって、新興国経済などへの懸念から円の独歩高の状態となり、85円を割り込んだ。

- ④ 東証REIT指数は、日本経済が緩やかながらも回復に向かい、金融機関によるREITへの融資条件も落ち着きを見せ始めたことを受け、2月末の770ポイントから3月末には845ポイントに、10月末には1,006ポイントまで回復した。年末にかけては軟調に推移したことから893ポイントで終えた。

(4) 2010(平成22)年の概況

- ① 各国ともに景気回復基調や経済政策の効果などを背景に改善がみられたが、5月から夏にかけて、ギリシャの財政危機が欧州経済全体に影響を及ぼすとの懸念が広がったことで、ユーロを中心に為替相場が不安定な状態となり、これが我が国経済にも影響を及ぼすようになった。

その後、FRBが9月21日に、更なる追加緩和を示唆する声明を出し、11月3日に追加金融緩和策(QE2)を発表した。

日本銀行も、10月5日の金融政策決定会合において、ゼロ金利政策の復活や、ETF・REITを含む「資産買入れ基金」の創設等を内容とする「包括的な金融緩和政策」を決定した。

- ② 日経平均株価は、4月5日に11,408円の高値を付けた以降低迷し、5月には1万円を、8月には9,000円を割り込んで8,807円まで下落した。
その後、9月に入って9,000円台を回復し、10月5日の金融政策決定会合の発表以降は、徐々に上昇して、11月には10,000円台を回復した。
- ③ 円ドル相場は、ギリシャ金融危機以来、じりじりと円が値を上げ、8月には83円台に。9月15日には、82円台後半まで上昇した円高の是正を目的として、政府・日本銀行は為替介入を実施した。その結果、85円台後半まで戻したが、その後もジリ高は止まらず、10月14日の取引時間中には、一時80円台後半まで円高が進んだ。ただ、12月以降は84円台まで下げる場面もあった。
- ④ 東証REIT指数は、年初900ポイント台でスタートし、4月末には999ポイントまで上昇したが、6月末には875ポイントまで下落した。その後は900ポイントを挟んだ展開が続いたが、9月から徐々に上昇基調となり、10月5日の日本銀行・金融政策決定会合で「資産買入等の基金」の対象にREITが含まれることが発表されると更に上昇して、11月16日には1,000ポイント台を回復し、年末には1,130ポイントで終えた。

(5) 2011 (平成 23) 年の概況

- ① 2011 (平成 23) 年は、再び世界的に景気回復機運が高まったが、3月11日に発生した東日本大震災と原子力発電所の事故が国内景気にどの程度の影響を及ぼすのか、不安視された。

5月には、米連邦準備制度理事会 (FRB) から「6月末をもって QE2 (追加量的緩和策) を終了する」との発表が出されたが、その後に、米国雇用統計や住宅関連統計が市場予想を下回り、8月には米国ソブリン格付けの引下げもあって、米国景気に対する減速懸念が広がった。

国内では、海外の情勢に加えて、7月から始まったタイの洪水による現地日本企業への被害拡大や、東日本大震災とその後の原子力発電所の事故による影響が一時的なものにとどまらないとの懸念も広まり、年後半にかけて国内経済は大きく低迷した。

- ② 日経平均株価は、東日本大震災発生 (3月11日) の翌営業日 (14日) には終値で 9,620 円、翌 15 日の終値で 8,605 円まで下落した。その後、割安感が生じたことによる自律的反発等から一時的に 10,000 円の大台を回復する場面もあったが、4月から7月にかけては 9,300 円台から 10,200 円台の比較的狭いレンジでの動きに終始した。

8月に入り、月初には米国の連邦債務上限引上げを好感して再び 10,000 円台を回復したが、その後は米国経済指標の低迷や ECB (欧州中央銀行) 総裁による景気下振れリスク発言、米国ソブリン格付けの引下げなどにより株価は急落し、8月の終値は 8,955 円、9月以降も低迷が続き、年末は 8,455 円で大引けを迎えた。

- ③ 円ドル相場は、東日本大震災の影響から円高基調が続き、3月17日には瞬間 76 円台をつけた。その後、日米欧の協調介入によって 80 円台まで値を戻し、震災後の日本経済への不安などから円を売る動きとなり、4月6日には 85 円台となったものの、アメリカの緩和政策延長に対する懸念などから再び 70 円台と円高傾向が続いた。

8月には政府・日本銀行による為替介入も行われた。10月31日には、一時 75 円 32 銭の戦後最高値を更新したため、政府・日本銀行は為替介入を実施し、この結果、79 円台まで急落したものの為替介入後も円高は止まらず、円高傾向は続き、年末には 76 円台まで急騰した。

- ④ 東証 REIT 指数は、1月4日に 1,156 ポイントを付けるなど堅調にスタートした。その後やや調整して 1,100 ポイント前後を安定して維持していたところ、東日本大震災発生で、一時 838 ポイントまで下落した。その後は日本銀行の買い入れ等もあり 3月末にはやや戻して 1,055 ポイントとなった。

後半は軟調な展開となり、7月に 1,000 ポイントを割り込み、988 ポイントまで下落した。その後も全般的には軟調な状況が続き、11月28日には 805 ポイントまで下落したが、年末は若干反発して 834 ポイントで終えた。

(6) 2012 (平成 24) 年の概況

- ① 国内経済は前年に発生した「東日本大震災」の影響から抜け切れず、低迷したまま新年を迎えたが、1月半ばには南欧諸国の国債入札が順調に消化されて欧州不安が和らいだことや、米国で景気改善を示す統計が相次いで発表されたこと、2月に入ると日本銀行が追加の金融緩和策を発表したことなどにより、市場のムードは一気に改善した。

11月14日の野田首相 (当時) の衆議院解散表明、12月中旬の衆議院議員総選挙の前後から、自民党の経済刺激政策への期待が高まり、11月を底に緩やかな景気回復基調が続いた。

- ② 日経平均株価は、欧州での債務問題不安の後退や米国の景気改善期待から、年初 8,560 円から 3 月下旬には 10,000 円を超えた。
その後、6 月初には 8,200 円台まで下落したが、11 月の野田首相の衆議院解散表明、自民党による無制限の金融緩和要望などを受け、円安、株価上昇となり、年末は 10,395 円まで上昇した。
- ③ この年は欧州債務問題などで歴史的なユーロ安（円高）水準となった。
円ドル相場は、円高ドル安傾向が続き、5 月末には 78 円台、9 月には 77 円台前半を記録した。
ただ、11 月の野田首相による衆議院解散表明を受け、徐々に円安に転じ、12 月中旬の衆議院議員総選挙の結果、自民党の経済刺激策への期待から、年末には 85 円前後となった。
- ④ 東証 REIT 指数は、年間を通じて J-REIT 市場が、ファンダメンタルズ面、政策サポート面、需給面のいずれでの良好な状況であったため、好調に推移し、年末は 1,114 ポイントで終えた。
このうち、政策面においては、2013 年の「投資信託及び投資法人に関する法律」の改正に向けて自己投資口取得の解禁等が具体化されたことにより、NAV に対する投資口価格のディスカウント状態が改善されることが期待されたこと、日本銀行の買入れサポートによる投資口価格の下落リスクの低減があった。

(7) 2013 (平成 25) 年の概況

- ① 前年末に発足した自民党新政権が、デフレ脱却に向けて「大胆な金融緩和」、「機動的な財政出動」、「成長戦略」の 3 つの政策を順次打ち出し、市場はこれを先取りする形で好感したことから、「行き過ぎた円高の修正」、「輸出産業を始めとした企業収益の改善」、「株価の上昇」等をもたらした。
特に、4 月 4 日の日本銀行政策委員会 金融政策決定会合において、異次元の量的・質的金融緩和導入が決定されたことで、円安ドル高が一気に進行した。
- ② 日経平均株価は、前年末の上昇基調を受け、10,688 円で始まり、円安や米国株式相場の上昇から 3 月 27 日年度末の終値は 12,397 円となり、更に、4 月の日本銀行による「量的・質的金融緩和」の導入決定等を受けて、5 月 23 日にはザラ場で一時 15,942 円をつけるなど大きく上昇した。
しかし、その後、FRB（米連邦準備制度理事会）による量的緩和の縮小観測が拡がり、5 月下旬から 6 月にかけて株式市場は世界的に下落した。その後は、量的緩和縮小への警戒と懸念の後退、シリア情勢の緊迫化と情勢の落ち着き等により、株価は上昇と下落を繰り返し、5 月末から 8 月末にかけて 12,000 円台半ばから 14,000 円台後半の間を推移した。
9 月に入ると、米国の財政を巡る議会对立等が加わり、9 月から 10 月にかけて株価は一進一退を繰り返したが、11 月に米国の量的緩和の長期化観測が強まると、米国 NY ダウ工業株 30 種は史上最高値を更新し、日経平均株価も 11 月末に 15,661 円まで上昇した。
12 月に入ると、月末に 2014 年 1 月からの米量的緩和縮小開始が決定されたことを受け、市場は開始時期を巡る不透明感が払拭されたと受け止めて米国を中心に株価が上昇傾向となり、日経平均株価は、年末には 16,291 円まで上昇した。
- ③ 円ドル相場は、安倍内閣のアベノミクスへの期待から、円安ドル高が進行し、1 月中旬には 90 円台、3 月末の終値は 94 円台となった。さらに、4 月 4 日の日本銀行の政策・決定会合の決定内容が公表されると急速に円安が進み、5 月には一時 103 円台ま

で下落した。

その後、FRBの量的緩和縮小観測が広がり、6月に一時93円台まで上昇したが、6月末から11月末までは95円台から102円台の間で一進一退を繰り返し、12月末に2014年1月からの米量的緩和の縮小開始が決定されると105円まで下落した。

- ④ 東証REIT指数は、年初から4月上旬にかけて、日本銀行による追加金融緩和への期待から1,700ポイントまで上昇したが、投資家の利益確定売りなどで値を下げ、4月末は1,599ポイントとなった。

その後は長期金利の上昇に対する懸念等により8月末に1,299ポイントまで下落したが、9月に2020年オリンピックの東京開催が決定されると1,500ポイントまで回復した。その後年末にかけては、J-REITによる活発な資金調達の実施により需給環境が軟化し、もみ合いとなり、1,500ポイントを挟む展開が続いた。

(8) 2014 (平成 26) 年の概況

- ① 年初、中国の景気減速懸念やアルゼンチン・ペソの急落等により、新興国への投資を回避する動きが強まり、3月に入るとウクライナ情勢の緊迫化等が伝えられた。

また、4月の消費税引上げ(5%→8%)後は、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動減の影響や夏場の天候不順等により個人消費が落ち込み、そこからの回復が長引いて、GDPが4月から6月期、7月から9月期と、2四半期連続でマイナスを記録した。

その後、原油価格の低下によるプラス面の影響等もあり、個人消費は徐々に回復し、企業収益も改善して設備投資がプラスに転じたこと等から、10月から12月期のGDPはプラスに転じた。

- ② 日経平均株価は、年初15,908円であったが、ウクライナ情勢の緊迫化等から下落傾向となり、4月から5月にかけて、一時14,000円割れの水準まで下落した。その後持ち直し、6月に入ると、法人減税や公的年金の運用見直しへの期待から市場心理が改善して15,000円台を回復、9月には16,300円台を回復した。

10月に入ると、世界景気の先行き不透明感が強まり、欧米株式市場の大幅下落などを受け一時14,500円台まで下落したが、31日に日本銀行が追加の金融緩和を発表すると一気に上昇し、16,400円台を回復した。11月には、実質GDP成長率が2四半期連続のマイナスとなり、経済指標の低迷から一時弱含んだものの、12月14日の衆議院議員総選挙の結果を受け、年末には17,450円となった。

- ③ 円ドル相場は、3月末の終値が103円台であったが、春から秋にかけては100円台から109円台の間を推移した。

10月31日に日本銀行が追加の金融緩和を発表すると、その日の始値109円台から一気に112円台となり、12月上旬に2007年8月以来となる120円台を記録するなど、その後はほぼ一貫して円安・ドル高基調となった。

- ④ 東証REIT指数は、年初から5月中旬までは1,450から1,500ポイントで推移していたが、その後は長期金利の低位安定や不動産市況の回復への期待等から堅調に推移し、8月後半には1,650ポイント前後まで上昇した。

10月31日に日本銀行による追加の金融緩和が発表され、REITの年間買入れ額も従来の3倍増(900億円)まで引き上げられることが伝わると、上昇に弾みの投資口時価総額が初めて10兆円に到達した。年末には1,897ポイントとなった。

(9) 2015 (平成 27) 年の概況

- ① 2015年から2016年前半にかけての日本経済は、総じて緩やかな回復基調を維持した

が、一部に弱さも見られた。中国経済を始めとする新興国経済の落ち込みや、それに伴う国際的な金融資本市場の動きによって、企業や家計のマインド影響を通じて、国内需要が弱めに推移した。

国内の要因としては、賃金の伸びが弱いものにとどまったことに加えて、冷夏・降雨等を背景に、個人消費の伸びがマイナスとなった。

- ② 日経平均株価は、日本企業に対する評価の高まりを受け、年初17,000円台の株価が、4月には15年振りに2万円の大台を回復した。

8月以降、中国の景気減速懸念の高まりから、海外株式市況が全般的に悪化したことを受けて、9月末には17,000円を割り込んだ。10月以降は、円安の進行で下げ幅を取り戻し、12月に入ると、2万円台を回復する場面もみられたが、日本銀行の金融緩和が補完措置に止まったこと等から、年末は19,033円で取引を終えた。

- ③ 円ドル相場は、120円台でスタートしたが、中旬にスイスフランショックが発生したことから、116円を割り込んだ。その後は117円から118円で推移し、アメリカの利上げへの期待感から、3月には122円となる展開となった。

5月にはFRB議長発言（「年内の利上げが適切」）により、124円を突破したが、7月にはギリシャ問題、8月にはチャイナショックが発生したことから、116円前半まで上昇した。11月にはアメリカの雇用情勢が予想を大幅に上回ったことにより、122円から123円後半となった。（12月17日に利上げを発表）

- ④ 東証REIT指数は、前年からの追加金融緩和を好感した上昇で、1月中旬には一時2,000ポイントを超える場面もあったが、その後は増資による需給悪化や急ピッチの上昇からやや調整し、3月末は1,864ポイントとなった。

さらに、ギリシャや中国問題の影響もあり、9月には1,500ポイント程度まで下落した。その後、利回り魅力等から回復基調に戻ったものの、年末は1,747ポイント止まりであった。

(10) 2016（平成28）年の概況

- ① 1月にチャイナショックがあり、原油安の影響から、円高が進行した。さらに、29日には日本銀行による「マイナス金利付量的・質的緩和政策」が発表されるなど、金融政策の枠組みにも大きな変更があった。6月には、イギリスのEU離脱（ブレグジット）が国民投票で決定。11月には、米大統領選挙で、トランプ氏の勝利が確定すると経済政策への期待から米金利が上昇し、ドルも急反発した。

なお、6月には、消費税率10%への引上げを2019（平成31）年10月まで延期することが決定された。

- ② 日経平均株価は、年初に19,000円台で始まったが、円高進行に伴って下落基調をたどり、17,000円台に達した後は、一進一退で推移した。

6月のイギリスのEU離脱を受け、15,000円を割り込んだ。7月以降は、緩やかな上昇基調に転じ、11月9日には、米大統領選挙で、トランプ氏の勝利が確定したことから、円安を背景に上昇し、年末には19,000円と年初の水準を回復した。

- ③ 円ドル相場は、1月末121円台をピークに、円高ドル安の流れが続いた。6月には98円台となり、6月23日のイギリスのEU離脱が決まった6月末には99円台となった。

さらに、11月トランプ大統領の勝利により、市場は混乱したものの、新大統領への期待感から、ドルが高騰（円安）し、101円台から118円台となった。

- ④ 東証REIT指数は、1月は市場リスク回避姿勢の強まりから下落基調となり、1月21日には一時1,620ポイントまで下落したが、1月下旬からは日本銀行による追加金

融緩和への期待から戻り基調となり、1800 ポイント台を回復し、4月25日には1,970 ポイントまで上昇した。

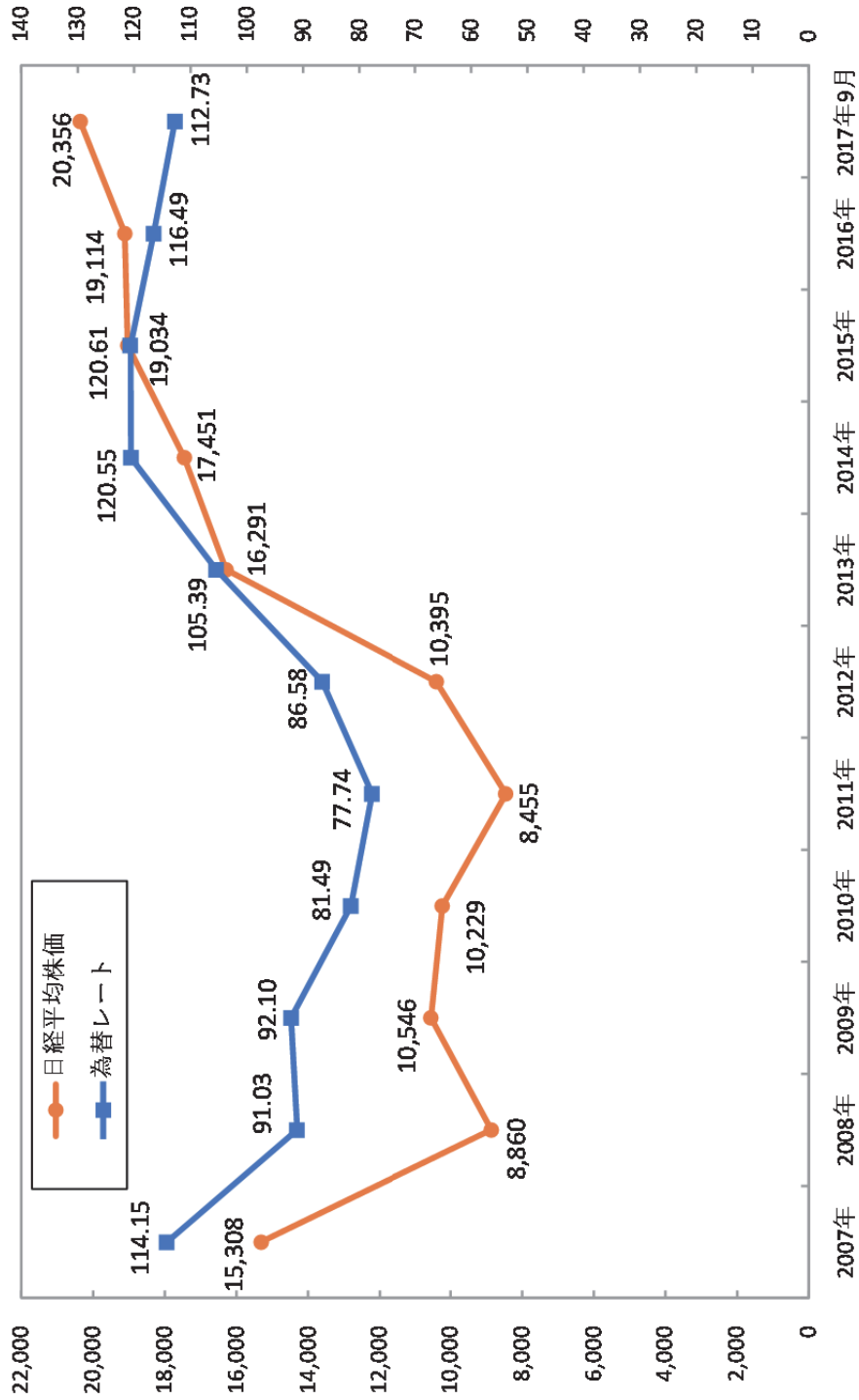
6月のイギリスのEU離脱により1,723までポイント下落したが、日本銀行による追加緩和期待の高まりなどから、その後の戻りも早く、6月末には、1,843 ポイントまで回復し、年末にかけて長期金利の安定及び低下に加え、国内景況感の改善期待により堅調となったことから、1,855 ポイントで終えた。

(11) 2017（平成29）年9月までの概況

- ① トランプ大統領の言動やトランプ政策期待の剥落、地政学リスクの高まりが影響したが、全体としては顕著な内需に支えられ、4月から6月期の国内総生産は、年率換算2.5%増と6四半期連続のプラス成長を維持し、緩やかながらも景気回復の足取りが確認された
- ② 日経平均株価は、1月から2月にかけては19,000円台から19,500円台のレンジで推移していたが、3月に入ると地政学リスクの高まりなどから下落基調になり、4月17日には18,224円と上半期最安値を付けた。その後は反転して、5月から6月にかけて、上昇基調となり、6月20日には20,318円と上半期の最高値をつけた。7月には2万円の大台を割り込んだが、9月には解散・総選挙による安部内閣の政策継続への期待が高まったこと等から、2万円の大台を回復し、9月末には20,356円となった。
- ③ 円ドル相場は、118円台でスタートしたが、円高傾向が続き、4月には108円台に。5月には一時114円台まで円安となったものの、6月には再び109円台となるなど、先行き不透明で方向感がない展開が続き、9月末には112円台となった。
- ④ 東証REIT指数は、長期金利の変動や地政学リスク、2018年以降の東京オフィス市場の軟化に対する警戒感等もあり、軟調に推移し、その後はもみあう展開となり、9月末の指数は1,700ポイントを下回った。

日経平均株価と為替レートの推移 (年末)

(米ドル)



2. 投資信託等の概況

- (1) 2007（平成 19）年 12 月末の投資信託全体の純資産総額（公募・私募合計）は、119 兆 5,760 億円（5,539 本）だったが、2017（平成 29）年 9 月には 195 兆 6,988 億円（11,554 本）となり、この約 10 年間で 76 兆 1,228 億円（+63.7%）の増加となった。

内訳を見ると、公募証券投資信託における

- ① 株式投資信託の純資産総額は、平成 19 年 12 月末に 66 兆 7,844 億円（2,789 本）であったのに対し、設定、解約・償還による資金増減は、52 兆 4,132 億円の純増となり、運用は 27 兆 883 億円の減少となったため、平成 29 年 9 月末では 92 兆 1,093 億円（6,029 本）となった。

この中で、株価指数連動型上場投資信託（ETF）は、3 兆 8,786 億円（16 本）だったが、27 兆 5,074 億円（171 本）となっている。

- ② 同様に、公社債投資信託の純資産総額は、12 兆 9,762 億円（208 本）であったものが、資金増減は 1,476 億円の純増となり、運用では 10 億円の減少となったため、13 兆 1,227 億円（120 本）となった。

このうち、MRF（平成 9 年 9 月運用開始）の純資産総額は、6 兆 6,486 億円から 12 兆 3,442 億円（12 本）となった。

- ③ なお、MMF（平成 4 年 5 月運用開始）の純資産総額は、2 兆 9,170 億円（14 本）だったが、平成 29 年 5 月末をもってすべて償還された。

この結果、平成 29 年 9 月末での公募の証券投資信託の純資産総額は、79 兆 7,606 億円（2,997 本）から 105 兆 2,320 億円（6,149 本）となり、これまでの過去最高額を更新している。

- (2) 以下同様に、私募の証券投資信託の純資産総額は、36 兆 307 億円（2,477 本）から 80 兆 3,076 億円（5,318 本）となった。

私募の証券投資信託は、1998（平成 10）年に制度が創設されて以来残高を伸ばし続け、過去最高額を更新している。

- (3) 公募の投資法人は、不動産投資法人が 3 兆 6,870 億円（42 本）、証券投資法人が 57 億円（2 本）、公募合計で 3 兆 6,928 億円（44 本）であったものが、不動産投資法人は 8 兆 6,991 億円（58 本）、インフラ投資法人は 199 億円（3 本）となり、公募合計で 8 兆 7,190 億円（61 本）となった。（平成 29 年 8 月末）

- (4) 私募の投資法人は、証券投資法人が 603 億円（4 本）であったものが、不動産投資法人は 1 兆 4,331 億円（25 本）、証券投資法人は 72 億円（1 本）となり、私募合計で 1 兆 4,403 億円（26 本）となった。

【トピックス】

1. 日本銀行によるマイナス金利の導入（2016（平成28）年2月26日から適用）

【償還した公社債投資信託商品一覧及び最終繰上償還時期】

- ① MMF：平成29年5月31日
- ② 中期国債ファンド：平成28年7月29日
- ③ FFF（フリーファイナンシャルファンド）：平成28年6月30日
- ④ キャッシュ・リザーブ・ファンド：平成28年6月30日

2. アベノミクス

2012（平成24）年12月末に発足した安倍政権がデフレ脱却に向けて大胆な経済政策を打ち出したこと、とりわけ金融緩和策が強化されたことへの期待感から、これまでの円高が大幅に修正され、これを好感して株式市場も大きく上昇した。

こうした市場環境の好転を受けて、投資信託の運用は大幅に増加し、資金も大幅な純増した。

この結果、2013（平成25）年3月末の公募契約型投資信託の純資産総額は72兆6,315億円となり、2008年の金融危機後初めて70兆円台を回復し、リーマン・ショック直前の2008（平成20）8月末の純資産総額71兆8718億円を上回った。

3. 公募契約型投資信託の純資産総額の100兆円超え

2015（平成27）年5月末に、公募契約型投資信託の純資産総額102.5兆円となり、初めて100兆円を超え、同年7月まで100兆円台を維持したが、同年8月末には100兆円を割り込んだ。

ただ、2017（平成29）年6月末に101.4兆円となり、再び100兆円を超えた。

【参考】節目となった時期及びその時点での純資産総額は以下のとおり。

- ① 2007（平成19）年10月末：82.2兆円＝リーマン・ショック前の最高
- ② 2009（平成21）年1月末：49.6兆円＝リーマン・ショック後の最低
- ③ 2014（平成26）年6月末：83.6兆円＝2007（平成19）年10月末を更新

4. 公募契約型株式投資信託の拡大

アベノミクス効果等もあって純資産総額は順調に拡大し、2014（平成26）年7月末に70兆990億円と、初めて70兆台に乗せ、リーマン・ショック前の2007（平成19）年10月末に付けた過去最高額（69兆681億円）を更新した。

その後、2015（平成27）年3月末には、80兆2,795億円と初の80兆円台に乗せ、2017（平成29）年9月末では、92兆1,093億円と、初めて90兆円台に乗せ、過去最高額を更新中である。

5. ETF（指数連動型上場投資信託）の拡大

日本銀行は金融政策の一環として、2013（平成25）年4月に「量的・質的緩和」を導入し、ETFの保有残高が年間約1兆円に相当するペースで増加するよう買入れを行うことを決定した。

その後も段階的にETF等の買入れ枠を増額し、2016（平成28）年7月29日の金融政策決定会合では、ETFの保有残高が年間約6兆円に相当するペースで増加するよう買入れを行うことを決定した。

こうしたことを背景に、2014（平成 26）年 12 月末の純資産総額は 10 兆 6,161 億円と、初の 10 兆円台に乗せ、2016 年（平成 28）年 12 月に 20 兆 3,473 億円と、初めて 20 兆円台に乗せ、2017 年 9 月末で 27 兆 5,074 億円と過去最高額を更新中である。

- ・ 2013（平成 25）年 4 月「量的・質的緩和の導入」
- ・ 2014（平成 26）年 10 月「量的・質的緩和の拡大」
- ・ 2016（平成 27）年 7 月「金融緩和の強化」等

6. 銀行窓口販売

投資信託のいわゆる銀行窓口販売が開始されたのは、1998（平成 10）年 12 月からであったが、主力である公募株式投資信託の窓口販売残高シェアが、初めて 50%を超えたのは、2005（平成 17）年 8 月末で、ピークを付けたのが、2009（平成 21）年 2 月末の 53.0%であった。

2017（平成 29）年 9 月末では、30.8%となっている。（いずれも ETF を含む残高を分母に比率を算定）

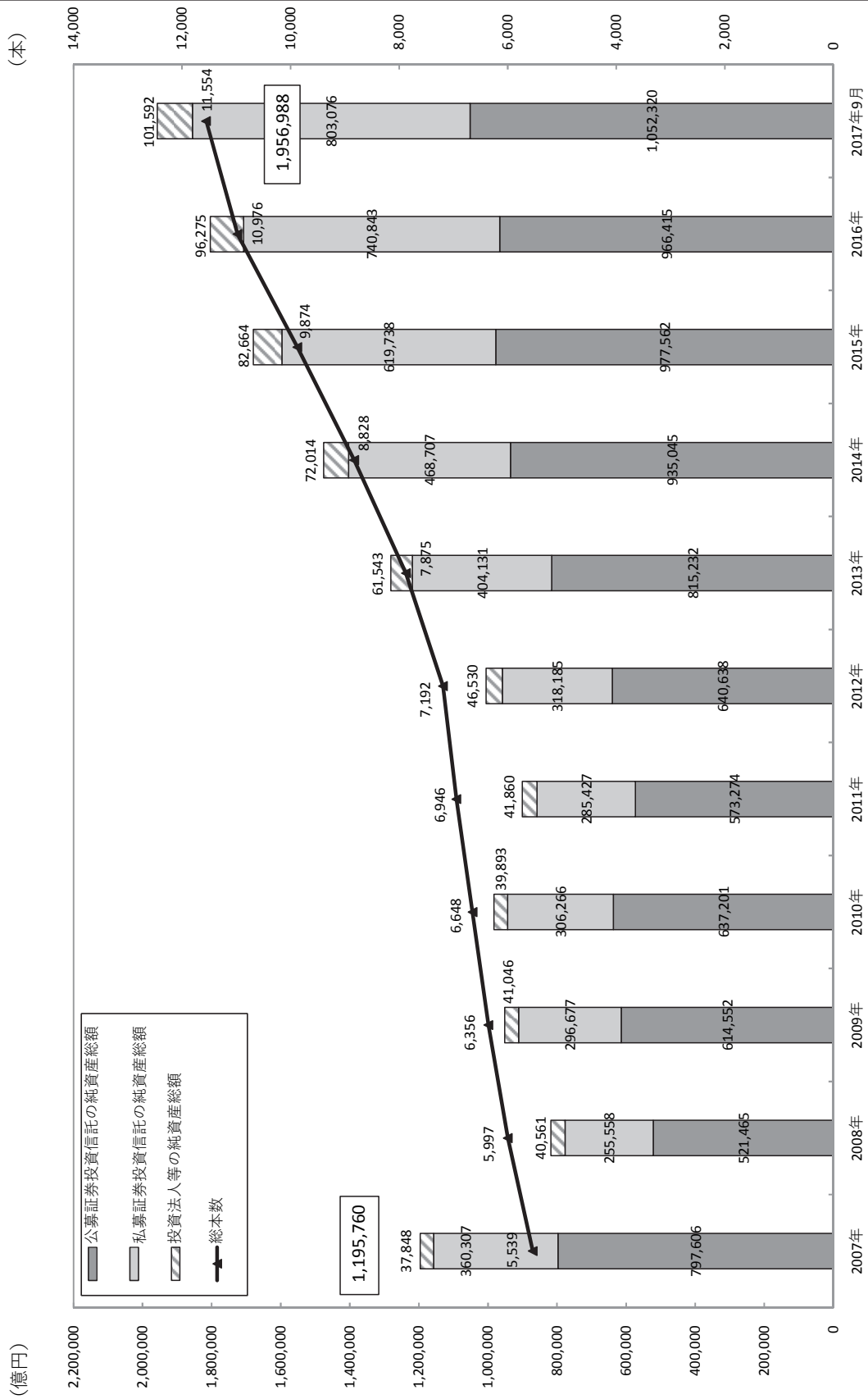
7. 不動産投資信託の状況

上場 REIT は 2001（平成 13）年 9 月に 2 社が上場してから、16 年が経過し、2017（平成 29）年 8 月末の上場銘柄は 58 本、純資産総額は 8 兆 6,991 億円と、過去最高額を更新中である。

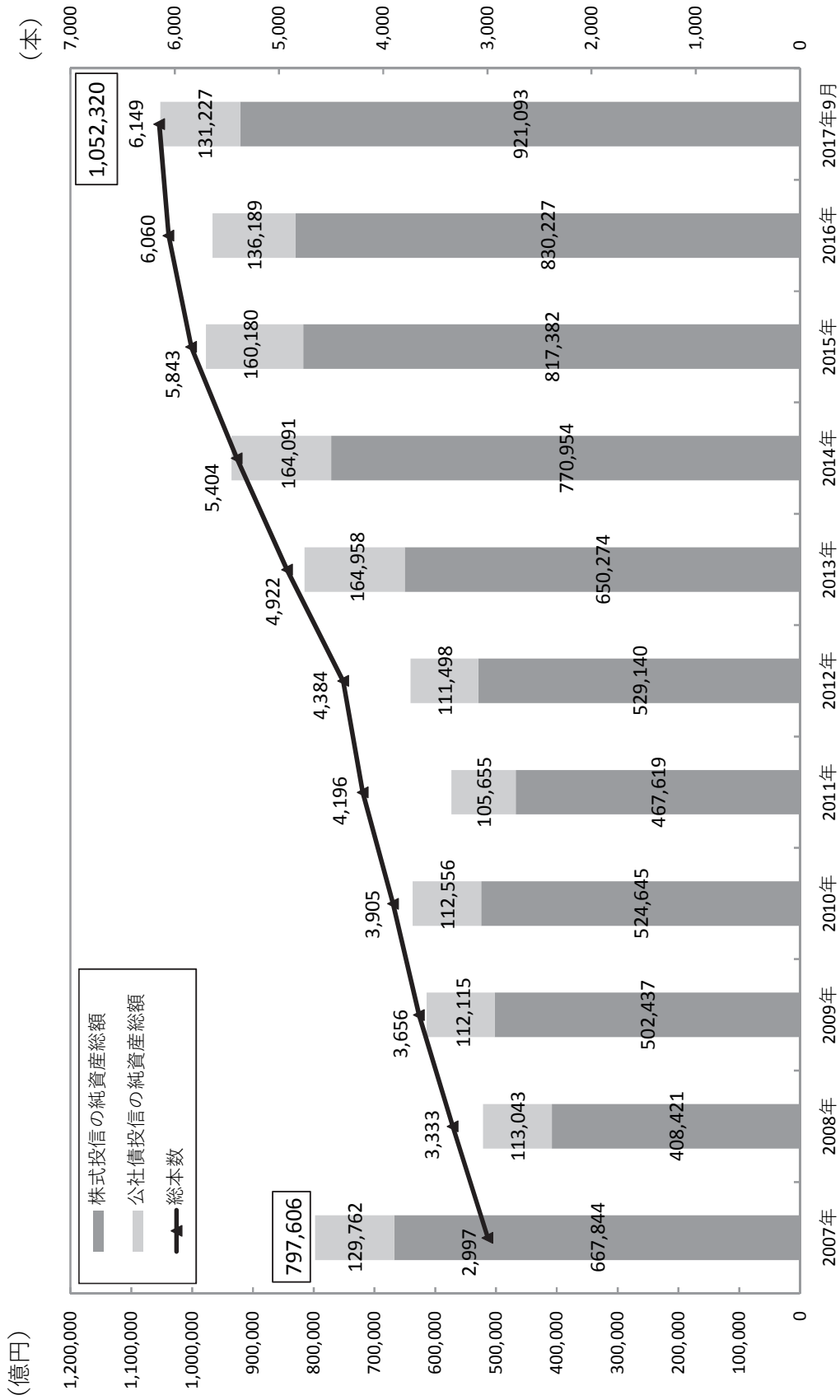
8. インフラ投資法人の上場

太陽光発電施設（メガソーラー）に投資するインフラファンドが 2016（平成 28）年 6 月に初めて東京証券取引所に上場し、2017（平成 29）年 8 月末の上場銘柄は 3 本、純資産総額は 199 億円となっている。

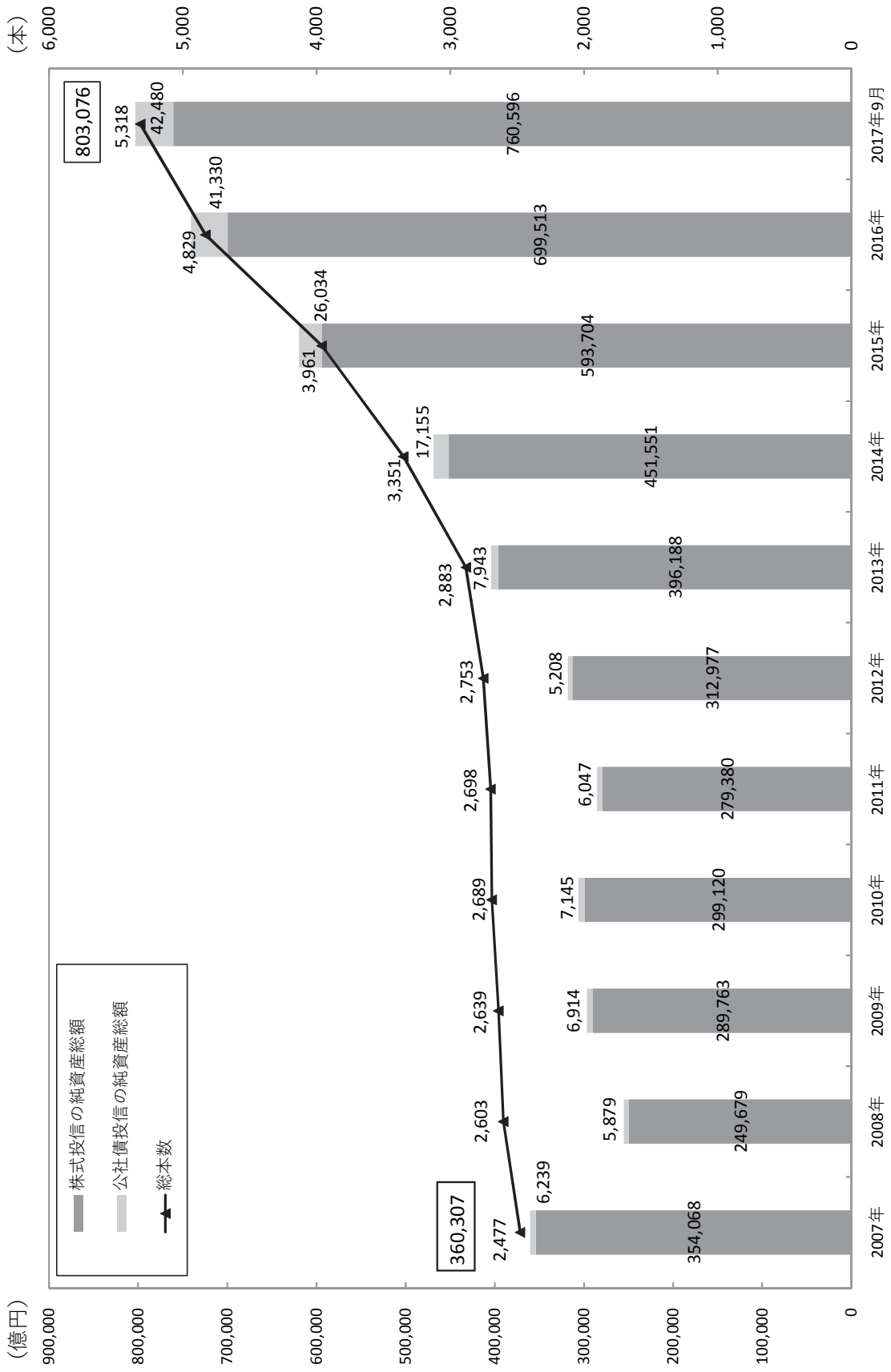
投資信託全体の推移



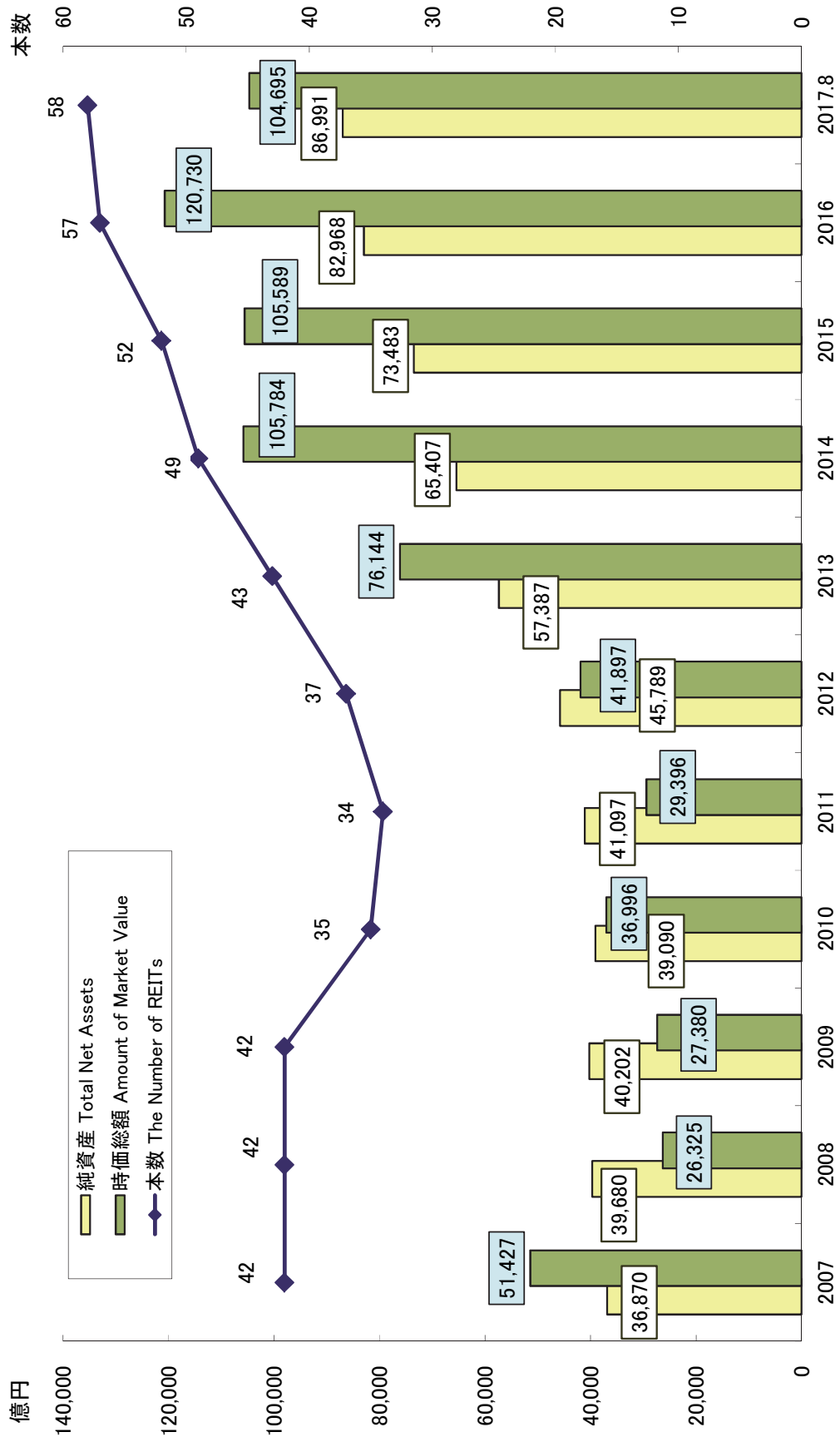
公募証券投資信託の推移



私募証券投資信託の推移



上場REITの純資産総額



Ⅲ. 公正性・信頼性確保のための自主規制業務

1. ディスクロージャーの改善

(1) 目論見書の分冊化

2003（平成 15）年 12 月 24 日の金融審議会第一部会報告「市場機能を中核とする金融システムに向けて」の提言を受け、2004（平成 16）年 12 月 1 日より施行された改正証券取引法等の規定により、投資信託の目論見書は、投資者に必ず交付しなければならない部分（交付目論見書）と投資者からの請求に応じて交付する部分（請求目論見書）に分けて作成し、交付することが可能となった。

しかしながら販売会社では、請求目論見書の取扱いに関して疑問となる点があったことから、交付目論見書部分と請求目論見書部分を一冊にまとめ、これを投資者に交付することで、請求目論見書としての交付に係る問題点を回避する動きを採る社が多く見られた。

本件に関しては日本証券業協会が、交付目論見書と請求目論見書の交付方法等に関する確認事項をまとめるために検討を行っていたが、当協会もこれに協力するとともに、当協会独自でも金融庁と法解釈について協議する等、目論見書分冊化の早期実現に向け努力した。

この結果、2005（平成 17）年 6 月 10 日に「請求目論見書の交付等に関する実務上の留意事項」を取りまとめ、委託会社会員及び販売会社会員（11 社）に送付した。

その後、日本証券業協会は、当協会がまとめた留意事項の内容を盛り込み、「投資信託等の目論見書に関する Q&A」を作成し、平成 17 年 8 月 10 日付で同協会の会員・特別会員に対して送付した。

なお、当協会では、2006（平成 18）年 3 月以降、全国地方銀行協会等を訪問し、当協会が作成した「投資信託説明書（目論見書）の分冊化促進に関する文書」をそれぞれの傘下会員会社への送付を要請した。

(2) 交付目論見書の見直し

① 金融審議会金融分科会第一部会「ディスクロージャー・ワーキング・グループ」における検討等

2008（平成 20）年 10 月、金融審議会金融分科会第一部会「ディスクロージャー・ワーキング・グループ（以下「DWG」という。）」は、「発行登録制度」、「目論見書制度」及び「有価証券の売出し概念」の 3 つのテーマについて検討することとなった。

この検討には、野村アセットマネジメント(株)の吉原常務執行役（当協会自主規制委員長）、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(株)の土岐社長（当協会理事）、当協会の乾副会長の 3 名が、業界を代表して参加した。

DWG では、当協会から、「投資信託の制度に関する専門委員会」が作成した新しい交付目論見書のイメージやアメリカ、カナダ、EU における簡易目論見書のモデルを提示するとともに、当協会が 2007（平成 19）年夏に行った目論見書に関するアンケート調査の結果を紹介し、投資者が的確な判断をする為に

は、真に必要な情報をわかりやすい形で提供することが大切であることを主張した。

DWG は、同年 12 月までに 5 回の会合を重ね、検討結果（「開示諸制度の見直しについて」）を取りまとめ、同年 12 月 17 日に開催された第一部会に報告し、了承・公表した。

報告書には、交付目論見書について、「投資判断に重要な情報が投資者に理解できるよう、分かりやすく簡潔に記載されたものとするにより、投資者が利用しやすいものとするのが適当である。」ことや、請求目論見書について、「投資者への電子交付手続の簡素化等を図り、その利用を促進することにより、発行者、販売会社のコスト軽減、ひいては投資者の利益拡大を図ることが適当である。」ことなどが謳われた。

② DWG 報告書「開示諸制度の見直しについて」の公表後の動き

2009（平成 21）年 3 月より、金融庁において、上記報告書の内容を具体化するための意見交換会が開かれ、DWG メンバーのうち投資信託会社や販売会社等の委員、当協会の副会長、消費者代表の委員、これに金融庁と当協会の政策委員会の下でこの問題を検討してきた「投資信託の制度に関する専門委員会」の主要メンバーが参加した。

意見交換会は、同年 5 月までに計 4 回開催されたが、検討に当たる当協会は、先の「投資信託の制度に関する専門委員会」と自主規制委員会の「開示専門委員会」が報告書の提言に沿って作成した交付目論見書のモデル案を提示し、法令に定める交付目論見書の記載項目や具体的記載方法等についての議論をリードした。

意見交換会での検討が終了した後、金融庁では内閣府令の改正案作成作業に移ったことから、当協会の両専門委員会では、改正案の内容が実務的に支障のないものとなるよう、金融庁に対して随時意見を述べた。

③ 内閣府令案等の公表

金融庁は平成 21 年 11 月 6 日に、交付目論見書の記載項目等を定める「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令案」等を公表し、1 か月間の意見募集を行った。

この府令案には、両専門委員会が金融庁に対し、交付目論見書を 8 ページ程度の簡素なものとするために解決しなければならない問題点として意見を述べてきた幾つかの点も反映され、また一部、金融庁より一定の解釈を得ることができた。

＜内閣府令案で措置あるいは金融庁解釈が示された主なもの＞

- | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">○ 目論見書に契約締結前交付書面の内容を記載する際の記載要件の弾力化に関する件○ 届出書の効力発生日の前と後とで、同一の交付目論見書を使用可能とする件○ 交付目論見書と請求目論見書の合冊での利用を制限する件○ 目論見書に信託約款の内容を記載する際の記載要件の弾力化に関する件 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

当協会では、両専門委員会で改正内閣府令案の内容を精査するとともに、会員各社にもこれを周知し、意見を取りまとめて金融庁に提出した。金融庁は、その後同年12月22日に意見募集の結果を公表し、12月28日には、寄せられた意見に対する金融庁としての考え方を公表した。

この結果、「金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令」が、同年12月28日に公布された。このうち、目論見書制度の見直しに関する部分の施行は2010（平成22）年7月1日とされたことから、新しい形式での交付目論見書は、7月1日以降に新たに提出する有価証券届出書に係るものから適用されることとなった。

④ 協会規則の制定

金融庁が改正内閣府令案を公表し、意見募集を開始したことを受け、当協会は先の二つの専門委員会において、新しい交付目論見書における具体的な記載方法等の細目を定める自主規制ルールの方針を急いだ。

その後、平成21年12月の自主規制委員会に新規規則案の内容を提示して了承を得た後、これを当協会のWebサイトに掲載し、12月30日から1か月間、意見募集を行った。この意見募集には、消費者団体を含め、60件弱の意見が寄せられた。当協会はこれらの意見を両専門委員会で精査し、規則案について必要な修正を行うとともに、意見に対する考え方を整理した。

その上で、2010（平成22）年3月の自主規制委員会の審議を経て、理事会において新規規則（「交付目論見書の作成に関する規則」等）を定め、3月18日に公表した。

＜制定及び改廃した規則＞	＜規則における主な規定項目＞
1. 制定する規則等 ・ 交付目論見書の作成に関する規則 ・ 交付目論見書の作成に関する規則に関する細則 2. 改正する指針 ・ 商品分類に関する指針 3. 廃止するガイドライン ・ 目論見書の作成に当たってのガイドライン	・ 交付目論見書の表紙等の記載事項 ・ 本文中の記載事項及び記載順 ・ 追加的情報の記載事項及び記載順 ・ 複数のファンドを対象とする交付目論見書の特例 ・ 約款の交付要件 ・ 交付目論見書の規格等

(3) 「交付目論見書の作成に関する規則」等の一部改正

当協会は、「通貨選択型投資信託」、「毎月分配型投資信託」等の目論見書の記載上の留意点を規定するために、2011（平成23）年11月17日付で「交付目論見書の作成に関する規則」等の一部改正を行った。（改正内容は28頁参照）

その後に当協会や会員会社に寄せられた意見等を踏まえ、投資者のわかりやすさという観点から検証を行った結果、イメージ図例等に使用する用語等を見直すこととし、2012（平成24）12月14日から2013（平成25）年1月15日まで意見募集を行った。意見募集の結果を踏まえ、平成25年2月21日付で関係規則等を一部改正した。

改正の主な内容は以下のとおりである。

① 交付目論見書の作成に関する規則

- ・ 「為替ヘッジプレミアム」を「為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）」と改める。
- ② 交付目論見書の作成に関する規則に関する細則
 - ・ 商品分類及び属性区分の記載様式における記載上の留意事項に、『属性区分に記載している「為替ヘッジ」欄は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載する』旨を追加する。
 - ・ 通貨選択型投資信託等の仕組みを図示したイメージ図例における用語について、「ヘッジ対象通貨」を「取引対象通貨」に、「為替ヘッジ取引」を「為替取引」に改める。
 - ・ 通貨選択型投資信託等のリスク・リターンを図示したイメージ図例における用語について、「ヘッジプレミアムの発生」を「プレミアム（金利差相当分の収益）の発生」に、「ヘッジコストの発生」を「コスト（金利差相当分の費用）の発生」に改める。
- ③ 商品分類に関する指針
 - ・ 商品分類及び属性区分の一覧表のうち、属性区分表の記載上の留意事項に、『属性区分に記載している「為替ヘッジ」欄は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載する』旨を追加する。
- ④ 広告等に関するガイドライン
 - ・ 投資信託等の販売用資料の作成に当たっての留意事項中、「(3) 具体的な留意事項」の「⑬ロ」の通貨選択型投資信託の収益の説明に関する表示における「為替ヘッジプレミアム／コスト」を「為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）／コスト（金利差相当分の費用）」に改める。

なお、「交付目論見書の作成に関する規則」及び「交付目論見書の作成に関する規則に関する細則」並びに「商品分類に関する指針」については、規則実施日（平成 25 年 2 月 21 日）以後、新たに有価証券届出書を提出したものより適用することとしたが、適用日までの間に改正後の規定に基づく運営を行うことを妨げないこととした。

（4）交付目論見書の改善、運用報告書の二段階化

2012（平成 24）年 12 月 12 日に公表された金融審議会の「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」の最終報告において、投資信託に関して、運用報告書の二段階化等が提言され、2013（平成 25）年 6 月 12 日に成立した「金融商品取引法」及び「投資信託及び投資法人に関する法律」の改正、2014（平成 26）年 7 月 2 日公布の「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正」及び「投資信託財産の計算に関する規則」の一部改正において、所要の措置が講じられた。

当協会では、これらの改正を円滑に実施し、開示情報の適正化を図り、もって投資者の保護に資するため、当協会規則「交付目論見書の作成に関する規則」及び「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」等の一部改正（案）を策定し、平成 26 年 5 月 1 日より 5 月 20 日まで意見募集を行った。意見募集の結果を踏まえ、同年 6 月 12 日付で同規則等の改正を行った。

改正の主な内容は以下のとおりである。

- ① 「交付目論見書の作成に関する規則」では、（1）投資リスクにおいて、参

考情報として、当該ファンドと6種類程度の代表的な資産クラスとの騰落率の比較図を記載すること、(2) ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移を棒グラフ等で記載することを規定した。

- ② 「交付目論見書の作成に関する規則に関する細則」では、(1) 規則で定める代表的な資産クラスとの騰落率を比較したイメージ図例、(2) 規則で定めるファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移のイメージ図例、(3) ファンドの費用の表について、当該費用についての説明を費用と対比できるように表内に記載するとともに、手数料を対価とする役務の内容を記載することを規定した。
- ③ 「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」では、(1) 運用報告書を「運用報告書(全体版)」と「交付運用報告書」に区分整理すること、(2) 運用報告書(全体版)の表紙に表示する事項中、「当該投資信託の仕組み」に「当該投資信託財産の運用方針を含む。」を加えること、(3) 交付運用報告書の表紙に表示すべき事項、(4) 交付運用報告書の本文中に表示すべき事項及び表示順、(5) 交付運用報告書を印刷物として提供する場合の規格等、(6) 運用報告書(全体版)の電子交付、(7) 交付運用報告書の交付について規定した。
- ④ 「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議」では、交付運用報告書の表示事項の様式及び表示要領を定めるとともに、運用報告書(全体版)及び交付運用報告書において「1万口あたりの費用明細」表中に「項目の概要」として、それぞれの役務の内容がわかるよう、項目の追加を規定した。

なお、実施日は2014(平成26)年12月1日からとし、「交付目論見書の作成に関する規則」等については、実施日以後、新たに有価証券届出書を提出したのものより適用することとし、「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」等については、実施日以降、決算の到来する投資信託の運用報告書から適用することとした。

2. デリバティブ取引に対する不招請勧誘規制等のあり方

(1) 金融庁の「デリバティブ取引に対する不招請勧誘規制等のあり方について」の公表

金融庁は2010(平成22)年9月13日に、「デリバティブ取引に対する不招請勧誘規制等のあり方について」を発表した。

投資信託については、「店頭デリバティブ取引に類する複雑性を有するもの」について、「個人にとって商品性やリスクを理解しにくいこと」、「勧誘の態様に係るものよりも、説明不足によるトラブルが多いこと」により、「適合性の原則等に基づく勧誘の適正化」、「説明責任等の徹底」、「注意喚起文書を交付・説明」の3点について、自主規制で対応することが求められた。

具体的には、

- ① 「適合性の原則等に基づく勧誘の適正化」については、
イ. 「自主規制により適合性の原則等を具体化することを要請する」とし、

自主規制の定める基準に基づき、各社において、商品のリスク特性及び顧客の年齢、取引経験、主な収入・資産、投資目的等に照らした勧誘開始基準を定め、当該基準に合致した顧客に対してのみ勧誘すること

- ロ. 自主規制の定める基準に基づき、各社において、その参照対象となる株価指数等の変動率との対比で、商品の利回りが適切な水準かどうか等、商品の適切性（合理的根拠適合性）をチェックすること

の2点が求められた。

- ② 「説明責任等の徹底」では、
 - ・ 広告等の表示において誤解を生じさせることのないよう、自主規制で「元本確保型」等の名称の使用を制限することなどが求められた。
- ③ 「注意喚起文書を交付・説明」では、
 - イ. 不招請勧誘規制の適用関係
 - ロ. リスクに関する注意喚起
 - ハ. トラブルが生じた場合の金融 ADR 機関や証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）等の連絡先、等をわかりやすく大きな文字で記載した簡明な文書を配布し、説明を行うことにより顧客への注意喚起を行うとともに、金融商品取引業者等による法令違反を予防することが求められた。

（2）自主規制の方向性の公表

上記、金融庁の「デリバティブ取引に対する不招請勧誘規制等のあり方について」の公表を受け、当協会はこれまで検討を進めてきた自主規制の方向性を取りまとめ、平成 22 年 9 月 15 日に「店頭デリバティブ取引に類する複雑性を有する投資信託について」を公表した。

公表文においては、「目論見書・販売資料等による開示の徹底」、「運用報告書による開示及び適時開示の徹底」、「販売会社への商品説明の強化」、「名称の制限」、「エンフォースメントの強化及び ADR 機関との連携等」について、自主規制としての考え方を述べ、「今後、これに即して具体的な自主規制規則の制定等について検討を進めていく。」とした。

（3）自主規制規則の制定

当協会はその後、勧誘面での自主規制を検討している日本証券業協会と協議を重ね、両協会の自主規制が互いに整合性の取れた内容となるよう調整を図りつつ、具体的な自主規制規則等の制定に向けた作業を進めた。

この結果、日本証券業協会は 2011（平成 23）年 2 月 1 日に、「店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託等に係る販売規制を設けるための自主規制ルール」の一部改正を行った。

当協会は、平成 22 年 12 月 14 日から平成 23 年 1 月 11 日までの間、意見募集を行った。意見募集の結果を踏まえて、平成 23 年 2 月 17 日付けで、「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則」等を制定した。

この規則では、投資信託の組成に当たり、「対象となる基準指標の考え方」、「元本確保等の誤認を与えるかのごとき名称の制限」、「店頭デリバティブ取引に類する

複雑な投資信託において苦情が寄せられた場合の情報収集やその活用を促す方針」等について定め、加えて特定の投資信託（主にロックイン投資信託を想定。）について、細則で投資者への注意喚起や誤認されないための措置を講じた。

また、当協会正会員における直接募集等を対象にした販売に係る規制について、日本証券業協会が制定した規則に照らし、(1)販売開始前の規制である「合理的根拠適合性」、「勧誘開始基準」の制定、(2)販売時の規制である「最悪シナリオを想定した最大損失の説明等に係る重要事項説明」、「注意喚起文書の交付」、「重要事項等を説明されたか」という確認書の徴求」等を定めた。

3. 投資信託に係る分散投資規制及びデリバティブ取引に起因するリスク量規制

2012（平成24）年12月12日に公表された金融審議会の「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」の最終報告において、投資信託に関して、運用財産の内容についての制限（一定の類型のリスクに対する規制）として、「信用リスクの分散については、一定の定量的な規制の枠組みを整備する」、「デリバティブ取引を行う場合のリスク量制限については、リスク量に係る計算方法を一定程度規格化し、その概要の情報を提供する」との提言がなされた。

これを受け、金融庁では、金融商品取引業等に関する内閣府令（投資運用業者に関する禁止行為）において、第130条第1項第8号の2を新設（2014（平成26）年7月2日、内閣府令の一部改正を公布）したことから、この改正を円滑に実施し、運用財産の内容についての制限の適正化を図り、もって投資者の保護に資するため、当協会では、「投資信託等の運用に関する規則」等の一部改正（案）を策定し、同年6月13日より2週間の意見募集を行った。意見募集の結果を踏まえ、同年7月17日付で同規則等の改正を行った。

改正の主な内容は以下のとおりである。

- ① 「投資信託の運用に関する規則」では、
 - イ. 組入投資信託証券の範囲等において、当該投資信託財産の純資産総額の5%の範囲で運用している投資信託証券について、第17条の2の規定（投資制限の規定）は適用しないこと
 - ロ. デリバティブ取引等に係る投資制限に関し、委託会社が合理的な方法により算出する額の方式を細則に定めること
 - ハ. 信用リスク集中回避のための投資制限として、一発行体等に係るエクスポージャーは、株式等、債券等、デリバティブ等の類型毎に10%、発行体合計で20%を上限とすること
 - ニ. 信用リスク集中回避のための投資制限の例外として、特化型の要件を満たすものについては35%まで投資できることなどを定めること
 - ホ. 投資信託に組入れる財産が一定の比率を超えた場合の措置について、今回規定する新たな投資制限と矛盾する既存の規定を削除すること
 - ヘ. 第17条の2の規定（投資制限の規定）が公募のファンド・オブ・ファンズに適用することを規定した。

- ② 「投資信託等の運用に関する規則に関する細則」では、デリバティブ取引等に係る投資制限に関し、委託会社が合理的な方法により算出する方式を、「投資信託等の運用に関する委員会決議」では、規則で特定国の有価証券等（国債等）を分散投資規制の対象外としているのでその対象国を規定した。
- ③ 「信用リスク集中回避のための投資制限に係るガイドライン」を制定し、規則に規定した投資制限に該当しないよう適正に管理・運営していく上での基本的な考え方を規定した。
- ④ 「デリバティブ取引等に係る投資制限に関するガイドライン」では、
 イ. デリバティブ取引等をヘッジ目的で用いる場合とヘッジ目的以外で用いる場合の管理方法について、ヘッジ目的で用いる場合には「簡便法」、「標準的方式」、「VaR 方式」からの選択適用を可能とし、ヘッジ目的以外で用いる場合には「標準的方式」、「VaR 方式」からの選択適用を可能とすること
 ロ. デリバティブ取引等に係る投資制限に関する投資信託約款への記載及びリスク管理方法の開示を規定した。
- ⑤ 「交付目論見書の作成に関する規則」及び同細則では、運用に関する規則第17条の3第1項第3号及び第4号に該当するファンドに必要となる開示（特化型である旨、支配的な銘柄が存在する旨等）について規定した。
- ⑥ 「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」では、信用リスク集中回避のための投資制限を超えた場合の開示と、デリバティブ取引に係る投資制限に関するリスク管理方法の開示について規定した。

なお、実施日については、2014（平成26）年12月1日からとした。ただし、「投資信託等の運用に関する規則」、「投資信託等の運用に関する委員会決議」及び「信用リスク集中回避のための投資制限に係るガイドライン」については、経過措置として、この規則の改正の際、現に存する投資信託に限り、実施日から起算して5年を経過する日までの間は、第17条の2及び第17条の3の規定を適用しないこととした。

4. 販売・勧誘態勢等の一層の充実を図るための対応

（1）2010（平成22）年

金融庁は、2010（平成22）年11月25日に『「平成22事務年度 金融商品取引業者等向け監督方針」の改訂について』の中で、

「①新興国の株式・債券を対象としたファンドや通貨選択型ファンド、毎月分配型ファンドなどの投資信託の販売に当たって、各々の商品特性・リスク特性に応じた適切な説明が行われているか、②投資信託の販売や解約に際し、損益や販売・解約に当たっての手数料、信託報酬をはじめとする費用等、顧客の投資判断に影響を及ぼす重要な事項について適切な説明が行われているか、等について重点的に検証する。」

旨の改訂を公表した。

この改訂に対処するため、日本証券業協会では「投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ」において、上記監督方針改訂の趣旨を踏まえ、特に「毎月分配型」や「通貨選択型」と呼ばれる投資信託の販売・勧誘時における商品説明のより一層の充実策についての検討がなされた。同ワーキング・グループにおける検討の結果を踏まえ、同協会及び金融庁から当協会に対し、ワーキング・グループで検討した内容を交付目論見書へ盛り込むことについて検討願いたい旨、要請があった。

当協会では、開示専門委員会で検討を重ね、平成 23 年 7 月 21 日付で、「毎月分配型」及び「通貨選択型」の交付目論見書に盛り込むべき事項の記載例及び記載上の留意事項を取りまとめ、会員通知を行った。

その後、会員通知を行った内容を盛り込んだ「交付目論見書の作成に関する規則」等の改正案を策定し、平成 23 年 9 月 9 日から 10 月 7 日までの間で意見募集を行った。意見募集の結果を踏まえ、同年 11 月 17 日付で同規則等の一部改正を行った。

改正の主な内容は以下のとおりである。

- ① 通貨選択型投資信託等においては、その定義を定め、ファンドの仕組みと収益源を理解できるイメージ図を記載し、分配方針の記載に際しては将来の分配金が保証されているものでない旨を記載すること
- ② 毎月分配型及び隔月分配型投資信託においては、(1)分配金が純資産から支払われる旨、(2)分配金が収益を超えて支払われる場合がある旨、(3)分配金の一部又は全部が元本の一部払戻しに相当する場合がある旨を、イメージ図を用いて記載すること
- ③ 投資リスクの項目中に記載する基準価額の変動要因については、冒頭において、(1)ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属する旨、(2)投資信託が元本保証のない金融商品である旨、及び(3)投資信託が預貯金と異なる旨を記載し、記載に当たっては投資リスクの冒頭以外の事項に記載する文字より目立つように工夫して記載すること
- ④ 「ファンドの費用・税金」における「購入時手数料」、「信託財産留保額」、「運用管理費用（信託報酬）」、「換金時の手数料」の記載に当たっては、目立つように工夫して記載すること

(2) 2011（平成 23）年

さらに、当協会では、

- ① 欧州や新興国を取り巻く環境が激変する等、金融市場、とりわけ為替市況の急激かつ大幅な変動により、「通貨選択型投資信託、毎月分配型投資信託」等の基準価額や分配金額にも従来に増した変動が見られている状況を考慮するとともに、
- ② 2011（平成 23）年 8 月 26 日に金融庁が公表した「平成 23 事務年度 金融商品取引業者等向け監督方針」において、顧客保護と利用者利便の向上として、(1)勧誘・説明態勢等、(2)商品販売後の顧客管理等が掲げられたことを踏まえ、平成 23 年 11 月 17 日付で「販売・勧誘態勢等に係る検討委員会」を設置し、投資信託の販売・勧誘態勢等の一層の充実等を図るための投資信託委託会社としての対応策について鋭意検討を重ね、取りまとめた対応策について、同年 12 月 16 日付で会員通知を行った。

取りまとめた主な対応策は以下のとおりである。

- ① 投資信託委託会社が作成する「目論見書」及び「運用報告書」等の作成に当たり、「特別分配金」という用語を使用する場合は、「元本払戻金（特別分配金）」と表示する。さらに、公募追加型株式投資信託の運用報告書においては、分配原資の内訳を記載する。
- ② 交付目論見書の作成に当たっては、(1)毎月分配型投資信託及び隔月分配型投資信託において、分配金の一部又は全部が元本の一部払戻しに相当する場合のイメージの記載方法における説明の例示として、「投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合がある。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様である。」旨を追加する。(2)通貨選択型投資信託等については、その分配方針において、「安定」又は「安定的」の用語は表示しないこととする。
- ③ 投資信託委託会社は、安定的に継続して分配を行うことを前提とする投資信託（原則、「毎月分配型投資信託及び隔月分配型投資信託」）について、(1)分配金を決定するまでのプロセス、(2)分配金を決定するに当たって考慮すべき事項、(3)分配金決定に当たっての基本的考え方を盛り込んだ運営マニュアル等の整備を行い、当該運営マニュアルに基づく運営の徹底等を図ることとする。

(3) 2012（平成 24）年

当協会は、上記内容を規則化するための改正案を策定し、2012（平成 24）年 1 月 13 日から 2 月 10 日までの間で意見募集を行った。意見募集の結果を踏まえ、平成 24 年 3 月 15 日付で、「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」、「交付目論見書の作成に関する規則に関する細則」、「正会員の業務運営等に関する規則」等の関連規則を改正した。

改正の主な内容は以下のとおりである。

- ① 投資信託委託会社は、「交付目論見書」及び「運用報告書」等の作成に当たり、「特別分配金」という用語を使用する場合は、「元本払戻金（特別分配金）」と表示する。
- ② 公募追加型株式投資信託の運用報告書においては、分配原資の内訳を記載することとし、その表示例を定める。
- ③ 交付目論見書の作成に当たっては、(1)毎月分配型投資信託及び隔月分配型投資信託において、分配金の一部又は全部が元本の一部払戻しに相当する場合のイメージの記載方法における説明の例示として、「投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合がある。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様である。」旨を追加、(2)通貨選択型投資信託等については、その分配方針において、「安定」又は「安定的」の用語は表示しない旨の規定を定める。
- ④ 正会員の業務運営等に関し、投資信託委託会社は、安定的に継続して分配を行うことを前提とする投資信託（原則、「毎月分配型投資信託及び隔月分配型投資信託」）について、(1)分配金を決定するまでのプロセス、(2)分配金を決定するに当たって考慮すべき事項、(3)分配金決定に当たっての基本的考え方を盛り込んだ運営マニュアル等の整備を行い、当該運営マニュアルに基づく運営の徹底等を図る旨の規定を定めるとともに、分配金決定に当

たつての事跡を明確にする規定を定める。

なお、交付目論見書の作成や運用報告書に係る規則等の改正は、平成 24 年 6 月 1 日から実施することとし、交付目論見書については、実施日以降新たに有価証券届出書を提出するもの、運用報告書については、実施日以降決算の到来するものから適用した。

また、投資信託委託会社が分配金を決定するに当たっての基本的な考え方を盛り込んだ運営マニュアル等の整備に係る「正会員の業務運営等に関する規則」等の改正等については、平成 24 年 5 月 1 日から実施した。

一方、金融庁では、投資信託の勧誘・販売に当たり、顧客目線に立って商品特性・リスク特性に応じた適切な説明を行うこと等を監督上の重点事項に位置付け、その際の具体的な監督上の着眼点を明確化するため、平成 24 年 2 月 15 日付で「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の改正を行った。

さらに、金融庁では、同年 8 月 28 日付で公表した「平成 24 事務年度金融商品取引業者等向け監督方針」において、「金融資本市場を取り巻く環境と今後の金融監督の基本的考え方」に即し、「市場仲介機能の適切な発揮」、「質の高いリスク管理の促進」、「顧客保護と利用者利便の向上」の 3 点を重点分野と捉えるとともに、「金融商品取引業者等との率直かつ深度ある対話に努めつつ、金融商品取引業者等の監督にあたることとする。」とした。

この重点分野のうち、「顧客保護と利用者利便の向上」については、販売態勢等に関し、「①投資信託、仕組債及びデリバティブ等のリスク性商品の販売 において、不招請勧誘規制の法令遵守状況を含め、それぞれの顧客の立場に配慮した勧誘・説明態勢となっているかについて、重点的に検証する。」とした。

なお、投資信託委託会社への要請として、「(vii) 投資信託委託会社においては、販売業者へリスク特性等を明確に伝達しているか」及び「(viii) 分配金決定にあつての社内体制を整備しているか」の二点を盛り込んだ。

5. トータルリターン通知制度の導入

2012（平成 24）年 12 月 12 日に金融庁より公表された「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ 最終報告」において、トータルリターン把握のための定期的通知制度について、「業界において制度の実施を図ることが求められる」旨提言された。

これを受け、日本証券業協会では「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正を行った。

当協会においても投資信託の直接募集等に係る損益（以下「トータルリターン」という。）の通知制度を導入するため、「受益証券等の直接募集等に関する規則」等の一部改正（案）を策定し、2013（平成 25）年 7 月に意見募集を行った。意見募集の結

果を踏まえ、同規則等の改正を行い、2014（平成26）年12月1日から実施した。

改正の主な内容は以下のとおりである。

- ① 正会員は、振替口座簿への記載又は記録により管理している投資信託（委託者指図型投資信託及び委託者非指図型投資信託をいう。）について、顧客に当該投資信託に係るトータルリターンを通知しなければならない。
- ② トータルリターンの通知に関し、対象となる投資信託の範囲、対象となる顧客の範囲、トータルリターンの計算方法、通知方法並びに通知の頻度及び内容等について定める。
- ③ 投資信託のトータルリターンの通知に係る実務上の取扱いや留意点を定めたガイドラインの制定

上記規則等の改正等については、実施日以後、顧客が新たに買い付ける投資信託について適用することとした。

6. 高齢顧客への勧誘による販売に係る対応

(1) 「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」等の一部改正

一般的に高齢者は、身体的な衰えに加え、記憶力や理解力が低下してくることもありとされており、高齢者に対する投資勧誘においては、本人やその家族から苦情やあっせんの申立て等がなされる事例も生じている。

日本証券業協会ではこれを踏まえ、高齢顧客に投資勧誘を行う場合においては、適合性の原則に基づいて、慎重な対応を行う必要があると考え、高齢顧客への勧誘による販売に係る適正な投資勧誘に努めるため、「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」等の一部改正及び「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第5条の3の考え方」（高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン）の制定を行った。

当協会においても高齢顧客への勧誘による販売に係る適正な投資勧誘に努めるため、「受益証券等の直接募集等に関する規則」等の一部改正（案）を策定し、2013（平成25）年11月に意見募集を行った。意見募集の結果を踏まえ、同年12月19日付で同規則等の改正を行った。

改正の主な内容は以下のとおりである。

- ① 正会員が、高齢顧客に投資信託の勧誘による販売を行う場合には、当該会員の業態、規模、顧客分布及び顧客属性並びに社会情勢その他の条件を勘案し、高齢顧客の定義、販売対象となる投資信託、説明方法、受注方法等に関する社内規則を定め、適正な投資勧誘に努めなければならないこと
- ② 「受益証券等の直接募集等に関する規則」第6条の3について、当該正会員における社内規則等の整備に資するため、高齢顧客への勧誘による販売に係る社内規則において規定すべき事項や運用に係る留意事項等についての考え方を示した「受益証券等の直接募集等に関する規則第6条の3の考え方」（高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン）の制定

一方、金融庁では、高齢顧客に対する勧誘・販売に関するトラブルの発生等を踏まえ、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）を策定し、平成 25 年 11 月に意見募集を行い、同年 12 月 16 日付で同指針の改正を実施した。

(2) 「受益証券等の直接募集等に関する規則第 6 条の 3 の考え方（高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン）」の一部改正

2016（平成 28）年 9 月 20 日付にて、日本証券業協会の「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第 5 条の 3 の考え方（高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン）」の適用対象となるインターネット取引について、その内容の明確化等を図るための一部改正が行われた。

この改正を踏まえ、当協会の「受益証券等の直接募集等に関する規則第 6 条の 3 の考え方（高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン）」（以下「ガイドライン」という。）の一部改正を行い、同年 10 月 13 日より実施した。

改正の主な内容は以下のとおりである。

- ① 担当営業員による勧誘後、高齢顧客が自発的な意思によりインターネット取引を選択し、発注する行為について、受注に関してはガイドラインの適用はなく、翌日以降の役席者による受注や約定結果の確認・連絡の手続きは必要ないこと。
- ② 役席者による受注等の手続きを回避するために、担当営業員が高齢顧客をインターネット取引に誘導することはガイドラインの趣旨に反していること。また、これら行為によるインターネットでの発注がないか等のモニタリングを実施すること。
- ③ 正会員が提供するウェブサイト上の表示・サービスが、高齢顧客が行う検討の開始、商品の選定、情報の入手及び購入の判断の過程において、担当営業員が行う勧誘とは同等・同質の行為でない限り、ガイドラインの適用対象にはならないこと。
- ④ 2015（平成 27）年 10 月時点において、ガイドラインの適用対象となる、担当営業員が行う勧誘と同等・同質の行為が行われているウェブサイト上の表示・サービスの類型は確認されていないこと。

7. 内部者取引の未然防止に係る規則等の整備

2012（平成 24）年 12 月 25 日付で公表された金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」最終報告において、公募増資インサイダー取引事案等を踏まえた対応として、情報伝達・取引推奨行為に対する規制の導入等が提言され、2013（平成 25）年 4 月 16 日に国会に提出された金融商品取引法等の一部を改正する法律案等にこれらの措置が盛り込まれた。

当協会は、「正会員の業務運営等に関する規則」の一部改正（案）を策定し、平成 25 年 5 月、正会員対象の意見募集を行った。意見募集の結果を踏まえ、同年 6 月 13 日付で同規則を改正した。

改正の主な内容は以下のとおりである。

- ① 正会員は、内部者取引の未然防止を図るため、役職員がその業務に関して取得した発行会社に係る未公表の重要情報の管理等に関し規定する社内規則について、自主規制委員会が定める事項による旨の規定を定める。
- ② 正会員の業務運営等に関する規則第5条第2項に基づき、内部者取引を未然に防止するため、社内規則に盛り込む事項を定める。

8. ファンド・マネージャー等による自己の株式等取引に係る指針の作成

2005（平成 17）年7月、金融庁と理事との懇談会において、金融庁から、金融庁検査において、委託会社のファンド・マネージャー等による自己の株式等の取引について、いくつか指摘された事例が出ていたことから、これを未然に防止するために、当協会において指針を作成するよう求められた。

これを受け、制度部会の下に設置した「ファンド・マネージャーの有価証券取引に係る指針作成専門委員会」において、2005（平成 17）年7月より検討を行い、同年10月には検討内容を案として取りまとめ、会員会社に対して意見募集を行った。

意見募集の結果を踏まえ、同年11月、「役職員等が自己の計算で行う株式等の取引に関する社内規定を作成する上での留意事項」として、制度部会及び理事会の承認を得て、決定した。

留意事項の内容は、ファンド・マネージャーやアナリストなどが個人的に行う株式等の取引について、信託財産の取引情報等を利用して行われることがないように、社内における資産体制の構築や具体的な審査内容等をまとめたものであり、株式等の運用を行う委託会社会員は、2007（平成 19）年1月1日以降できるだけ早い機会に同留意事項を踏まえた社内規定を整備することとした。

9. 商品分類に関する検討

（1）指針の策定

2003（平成 15）年6月に証券団体等が合同でまとめた「個人投資家育成対策会議の中間報告」において、当協会が「投資信託の商品分類の見直し」に取り組むこととなったことから、投資者にとってわかりやすい商品分類を構築するため、2004（平成 16）年1月から業務部会の下に「商品分類の見直しに関する専門委員会」を設置し、検討を行った。

同専門委員会が取りまとめた商品分類に関する指針案は、2006（平成 18）年6月に1か月間、協会のHPを通じて意見募集を行った。この意見募集に対し寄せられた意見について、専門委員会で検討し、商品分類や属性区分について、更に改善を加え、同年10月26日の理事会に対して再度、指針案を提示し、「商品分類に関する指針（理事会決議）」が決定された。

<指針の構成>

1. 指針の目的
投資者にわかりやすく商品进行分类し、その分類を目論見書等の表紙に記載するために策定する。
2. 商品分類の対象
公募の投資信託
3. 商品分類の内容
 - (1) 必ず目論見書の表紙に記載する分類
 - ① 単位型・追加型の区分 ② 投資対象地域による区分
 - ③ 投資対象資産による区分 ④ 独立した区分上記①から③については、すべての投資信託がそのいずれかに区分され、該当する分類を目論見書の表紙に併記する。
 - (2) 補足として使用する分類
この分類に該当した投資信託については、(1)の区分に加えてこの分類も目論見書の表紙に記載する。
 - ・インデックス型
 - ・特殊型（投資者に注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組み、運用手法を用いるもの）
 - (3) 商品の属性区分
目論見書本文において商品説明を行うに当たり、属性区分に則した用語を使用して商品説明に努める位置付けで整理。
 - (4) 記載に当たっての注意事項

専門委員会がまとめた商品分類の基本的な考え方は、商品分類の対象を公募の投資信託受益証券の目論見書等に採用するものとし、「目論見書等の表紙に記載する分類」や「表紙への記載に補足して使用する分類」、「目論見書等の本文の中で記載する分類」に分けて整理した。

(2) 新商品分類の実施

2006（平成18）年10月の理事会で決定した「商品分類に関する指針」は、「協会が行う投資信託の統計に関係するため、再構築を検討しているシステムの開発状況などを勘案しながら実施時期を定める。」として、その実施を見送っていたが、投資信託の統計に係るシステムを含む「協会投信情報システム」が、2008（平成20）年度中に稼働する予定であったことを受け、2008（平成20）年5月の理事会において、同指針の実施時期を2009（平成21）年1月とした。

10. 信託終了後の金銭の取扱いに関する規則等の整備

投資信託の信託終了後に発生する金銭の取扱いについては、従来、当協会会員会社各社で善管注意義務に従って対応してきたところであるが、2006（平成18）年より当協会内に「投資信託財産の信託終了後に発生する金銭の取扱いに係る専門委員会」を設置し、業界の統一的な実務を行うための対応策について、鋭意検討を重ねた。

この結果、一定の方向性を取りまとめたことから、これを規則化するため、「正会員の業務運営等に関する規則」の一部改正の案を策定し、2013（平成25）年5月か

ら1か月間意見募集を行った。意見募集の結果を踏まえ、同年7月18日付で同規則の一部改正等を行った。

改正の主な内容は以下のとおりである。

- ① 正会員の業務運営等に関する規則の改正
 - イ. 投資信託委託会社会員は、投資信託の信託終了時に当たっては、当該投資信託に係る未収入金のうち、金額を見積りうるものがある場合には原則として投資信託財産に繰り入れる旨の規定を定める。
 - ロ. 投資信託委託会社会員は、繰り入れを行っていない金銭が信託終了後に生じた場合には、原則として当該金銭を信託終了時における受益者に返還する旨の規定を定める。
- ② 投資信託委託会社会員による投資信託の信託終了後に生じる金銭の取扱いについて基本的な考え方を示すことを目的として、以下の内容で投資信託の終了後に生じる金銭の取扱いに関するガイドラインを制定
 - イ. 投資信託の信託終了後に生じた金銭を、原則として終了（償還）時の受益者に返還することとする旨を定める。
 - ロ. 投資信託の信託終了時において、当該信託終了後に入金が見込まれる金銭の有無及び投資信託財産への計上可否について受託者と協議し、投資信託財産に計上できる金銭がある場合には、立替えにより投資信託財産への計上を行った上で終了することとする旨を定める。
 - ハ. 投資信託財産への計上の可否については、①発生の確実性や②金額の確実性を判断基準として判定することとする旨を定める。
 - ニ. 投資信託の信託終了後に生じた金銭について、受益者数や返還費用等を勘案して受益者への返還の可否を原則として発生毎に判断することとする旨を定める。
 - ホ. 投資信託の信託終了後に生じた金銭の返還の可否は、会員が自身の判定基準に基づき決定できる場合や販売会社に返還費用を確認した上で決定する場合があります、「返還可否の判定について」を参考にして返還可否の判断に関する社内基準を定めることとする旨を定める。
 - ヘ. 投資信託の信託終了後に生じた金銭について、返還できないと判断した場合、その旨を受託者に連絡するとともに当該金銭の取扱いについて受託者と協議の上処理することとする旨を定める。

11. ETFの多様化と特定資産の拡大

2007（平成19）年6月に閣議決定された「経済財政改革の基本方針2007」には、「金融・資本市場競争力強化プランを、平成19年内を目処に金融庁が取りまとめ、これを政府一体として推進する。」ことが記載され、特に重点的に取り組む施策の一つとして、「取引所の競争力の強化」が挙げられた。

これを受けて金融庁では、金融審議会金融分科会第一部会が「我が国金融・資本市場の競争力強化に向けた検討」を行い、取引所機能を拡充・強化するために、「コモディティ関連のETFを始め、海外取引所で上場されているような多様な種類のETFを、我が国取引所においても柔軟に上場することができるよう、制度を整備する。」旨を提言した。

提言を受け、2008（平成 20）年 2 月には、現物拋出型 ETF の対象指数を定める金融庁告示が改正され、対象指数が 12 指数から 34 指数に拡大された。

2009（平成 21）年には、まず 6 月 27 日に「投資信託及び投資法人に関する法律」（投信法）の政令及び内閣府令が改正され、それまで「上場株式」に限定されていた現物拋出型 ETF の投資対象が「上場有価証券等」に拡大された。

また、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が同年 6 月 6 日に成立（施行は同年 12 月）し、この中で、商品先物に投資する投資信託に係る規制の適用関係を整理するために、投信法第 8 条（金銭信託以外の委託者指図型投資信託の禁止等）が、それまでの「証券投資信託」から「主として換価の容易な資産に対する投資として運用することを目的する投資信託」に拡大された。

さらに、「商品投資に係る事業の規制に関する法律」第 33 条（商品投資契約の締結等に関する制限）が改正され、「投資運用業者が投資信託又は投資法人スキームにより商品投資運用を行う場合には、商品投資顧問業者等への投資判断の一任を行うことなく、商品投資契約の締結等や商品投資受益権の販売等を業として行うことができる」旨が規定された。

同年 12 月には投信法施行令等が改正され、投資信託の投資対象である「特定資産」の範囲に、「商品」及び「商品投資等取引に係る権利」が追加された。

当協会はこれら一連の動きに対し、当協会における運用・会計・評価・開示に関わる各種諸規則等を随時見直し、同年 12 月の特定資産拡大に伴う改正時には、規則改正案に関する意見募集を行うなどの手続きをとり、ETF 多様化実現に向けて所要の整備を行った。

12. 空売り規制強化への対応

2008（平成 20）年 11 月 18 日に金融庁から公表された「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」は、空売りに係る規制を強化するため、証券会社に対し株の手当ての確認を明確化する内容であった。

<内閣府令改正案の概要>

- | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none">1. 売付けの際に株の手当てがなされていない空売りの禁止関係<ul style="list-style-type: none">・株の手当ての確認に際し、証券会社が売付者の株の調達先を確認すること・株の手当ての確認（調達先の確認を含む）の内容について、記録の作成、保存（7 年間）・証券会社が売付者の株の調達先となる時は、証券会社自身が株の手当をしておくこと2. 空売りに係る確認義務関係<ul style="list-style-type: none">・「売売り」として扱う場合において、証券会社の当該売付者名義の口座に株がないときは、証券会社は売付者が株をどこで所有しているかなどを確認すること・その確認の内容について、記録の作成、保存（7 年間） |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

この改正案の内容は、空売りとは言いながら、現物取引においても事実上、現物を所有していることを確認しなければならず、保有株式等が信託銀行を通じて保管振替機構や海外のカストディアンに保管されている投資信託にとって、売却の際に証券会社はその都度これを確認することは不可能であり、運用に支障をきたす恐れが大きかった。

当協会では正会員会社と協議し、

- ・ 投資信託財産の現物の空売りについては確認義務の適用除外とすること
- ・ これが認められない場合には、各ファンドの信託銀行口座を事前の確認として証券会社に提出することで足りる「包括確認」とすること

を内閣府令改正案に対する意見として、金融庁に提出した。

この結果、同年 12 月 12 日に発表された金融庁の回答では、「運用会社からの大量の発注等について、「管理の方法」の確認として、有価証券を管理する信託銀行を事前に確認する方法も含まれる。」とされ、証券会社に取引口座を開設する際に情報提供された信託銀行等をもって確認する簡便な方法が認められることとなった。

13. 信用取引及び市場デリバティブ取引の平均単価採用に係る一括発注規則の整備

日本証券業協会では、株式の現金・現物取引において利用されている平均単価による取引報告に関して、信用取引及び上場デリバティブ取引についても利用を可能とするべく、2014（平成 26）年 6 月、「平均単価検討会」を設置し、制度面での課題の洗い出しと必要となる制度改正内容の整理、効率的な業務の実現に向けての標準的な業務手順の策定等について、検討を行った。

当協会は、上記検討会より、信用取引及び市場デリバティブ取引に係る平均単価の利用等に係る一括発注規則の整備の要請を受けた。

また、取引所における規則等の整備がなされた。これらを受けて、当協会規則「投資信託等の運用に関する規則」等の一部改正（案）を策定し、平成 26 年 11 月 14 日より 11 月 28 日まで意見募集を行った。意見募集の結果を踏まえ、同年 12 月 18 日付で同規則等の改正を行った。

改正の主な内容は以下のとおりである。

- ① 「投資信託等の運用に関する規則」及び「投資信託等の運用に関する規則に関する細則」について、委託会社が行う一括発注における複数の投資信託財産に係る有価証券の売買注文の「有価証券」に、「有価証券に関する信用取引及びデリバティブ取引」を含む旨の規定を加え、これに伴う必要な修正等の整備を行う。
- ② 「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」について、「投資信託等の運用に関する規則」第 8 条の 2 に係る改正を受け、これに伴う必要な修正等の整備を行う。

なお、実施日については、2015（平成 27）年 3 月 1 日からとし、先物取引・信用取引の一括発注に伴う平均単価の利用は、個別に受託者、ブローカー、システム会社等との調整・確認作業が必要となること、及び国内の先物取引・信用取引の平均単価の利用は、大阪取引所の規則実施日（平成 27 年 3 月 16 日）となることに関し、留意することとした。

14. ヘルスケアリート創設のための環境整備

2013（平成 25 年）6 月 14 日に閣議決定された「日本再興戦略」において、『民間資金の活用を図るため、ヘルスケアリートの活用に向け、高齢者向け住宅等の取得・運用に関するガイドラインの整備、普及啓発等』が謳われた。

これを受け、同年 7 月、不動産証券化協会は、「ヘルスケア施設供給促進のための REIT の活用に関する実務者検討委員会」を設置した。同委員会は同年 12 月に「中間とりまとめ」を公表した。当協会も同委員会に参加した。

当協会では、不動産投信専門委員会を中心に、

- ① オペレーターの実情等を勘案した対応
- ② 施設利用者への情報提供等の対応
- ③ 投資者への開示

の 3 点を踏まえた「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」の一部改正（案）を策定し、2014（平成 26）年 4 月に意見募集を実施した。意見募集の結果を踏まえ、同年 5 月 15 日付で同規則等の改正を行った。

改正の主な内容は以下のとおりである。

- ① 不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則の一部改正
運用会社が、不動産投資信託及び不動産投資法人の投資としてヘルスケア施設に投資を行う場合の社内体制の整備について規定した。
- ② ヘルスケア施設供給促進のための REIT の活用に関するガイドラインの制定
不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則第 24 条の 5「ヘルスケア施設に関する特例」を適切に履行していく上での基本的な考え方を規定した。

なお、実施日については、2014（平成 26）年 5 月 15 日からとし、実施日において計算期間又は事業年度が開始している当該投資信託財産又は投資法人についての改正規定の適用については、新たな計算期間又は事業年度の開始からとすることができるとした。

15. インフラファンド市場の開設に伴う規則等の整備

インフラストラクチャー（以下「インフラ」という。）に対する投資ニーズの高まりやインフラ整備の社会的意義等を踏まえ、インフラファンド市場開設のための関係法令等が整備されたことを受け、当協会でもこれらに対応するため規則等の整備を行った。

2014（平成 26）年 9 月に「投資信託及び投資法人に関する法律施行令」第 3 条の特定資産として、新たに「再生可能エネルギー発電設備」及び「公共施設等運営権」が追加され、また、「投資法人の計算に関する規則」等の内閣府令の一部改正により開示等に関する整備が行われ、さらに、「再生可能エネルギー発電設備」に関し、一定の要件の範囲の運用について投資法人に係る損金算入が認められる等の租税特別措置法施行令の一部改正が行われる等、インフラファンドに係る関係法令の整備が実施された。

併せて、東京証券取引所においても、「インフラファンド市場の開設に伴う上場制度等の整備について」として上場制度等の整備についての意見募集を実施し、2015（平成27）年4月28日付で「インフラファンド市場の開設に伴う有価証券上場規程等の一部改正」を公表し、同年4月30日付にて一部改正が施行された。

当協会では、これら一連の制度整備等を踏まえ、インフラファンドに係る制度を円滑に実施し、もって投資者の保護に資するため、当協会規則として新たに「インフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則」等の規則（案）及び規則新設に伴う既存規則等の一部改正（案）を策定し、同年5月より意見募集を行った。意見募集の結果を踏まえ、同年7月16日付で規則の制定及び一部改正を行った。

改正の主な内容は以下のとおりである。

- ① 「定義」について、「再生可能エネルギー発電設備」及び「公共施設等運営権」をそれぞれ、投資信託及び投資法人に関する法律施行令に規定されているものであると位置づけ、インフラ投資信託の投資信託財産及びインフラ投資法人の資産の2分の1が、インフラ資産等及びインフラ関連資産にて運用することを目的とすることと規定した。
また、投資法人における「再生可能エネルギー発電設備」を直接組み入れる場合の税法上の導管性要件を規定した。
- ② 「公共施設等運営権」のみを直接投資し資産の2分の1を超えると、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」という。）上の特定資産であっても税法上の導管性要件を満たさなくなってしまうため、「公共施設等運営権」のみで2分の1を超えないことと規定した。
- ③ 「自主規制委員会が指定する資産」について規定することとし、原則として、取引所の「その他当取引所が指定する資産」に平仄を合わせることにするが、取引所が公表している資産には、一部投信法上の特定資産が含まれる可能性があることから、投信法上の特定資産を除外した上で、投信法上の特定資産には該当しない資産については、これらの資産のみで資産の2分の1を超えない旨を規定した。
- ④ 「再生可能エネルギー発電設備」の特殊性を踏まえ、当該資産を組入れた「匿名組合」から收受する配当金に減価償却額に相当する金額が含まれる場合には、100分の60に相当する金額に加えて、当該配当金額を限度とした払戻しができるように規定した。

なお、新設する規則の制定日及び規則新設に伴う既存規則等の一部改正の実施日については、いずれも2015（平成27）年7月16日からとした。

16. 「投資信託及び投資法人に関する法律」等の改正に係る規則等の整備

2012（平成24）年12月12日に公表された金融審議会の「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」の最終報告を踏まえ、2013（平成25）年6月12日に成立した「金融商品取引法」及び「投資信託及び投資法人に関する法律」の改正により、2014（平成26）年12月1日より投資法人が新投資口予約権を発行することが可能となる等の所要の整備がなされた。

当協会は関係規則等を整備したうえで、同年 10 月に意見募集を行った。その意見募集の踏まえ、同年 11 月 20 日付で関係規則等の一部改正を行った。

改正の主な内容は以下のとおりである。

- ① 新投資口予約権の発行に係る留意事項の整備
 - イ. 「投資信託等の運用に関する規則」第 22 条第 1 項第 2 号へにおいて、公募のファンド・オブ・ファンズが「不動産投資信託証券に係る投資法人より発行された新投資口予約権証券への投資」を可能とする旨を規定した。
 - ロ. 「投資信託に関する会計規則に関する細則」第 2 条第 12 号において、「資産の部」の項目「新株予約権証券」の科目中に「新投資口予約権証券」を含む旨を規定した。
 - ハ. 「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」第 19 条第 1 項において、新株予約権証券等の評価と並列規定として、「新投資口予約権証券」が評価できるよう規定する旨を規定した。
 - ニ. 「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」第 26 条第 1 項第 23 号の 2 及び「不動産投資信託等の運用報告書等に関する委員会決議」において、不動産投資法人の資産運用報告の本文中に表示すべき項目中に、「新投資口予約権」についての表示事項を規定した。
 - ホ. 「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則に関する細則」第 2 条第 7 号、第 6 条第 12 号及び第 7 条第 7 号並びに「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議」において、「新投資口予約権証券」の「組入れ資産の売買状況等」、「組入れ資産の明細」及び「投資信託財産の構成」における表示方法を規定した。
 - ヘ. 「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」第 46 条の 2 及び第 48 条の 2 において、「投資信託及び投資法人に関する法律」第 88 条の 4 の規定に基づき新投資口予約権を発行する場合の留意事項を規定した。
- ② 海外不動産投資法人発行証券の組入れに係る開示等の整備

「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」第 26 条第 1 項第 34 号及び第 35 号並びに「不動産投資信託等の運用報告書等に関する委員会決議」において、不動産投資法人の資産運用報告の本文中に表示すべき項目中に、「海外不動産保有法人に係る開示」及び「海外不動産保有法人が有する不動産に係る開示」についての表示事項を規定した。
- ③ 国内籍投資信託に組入れる外国籍投資信託への信用リスクの集中回避のための投資制限及びデリバティブ取引に係るリスク量制限の適用について「投資信託等の運用に関する規則に関する細則」第 3 条第 2 号カ及びヨにおいて、日本証券業協会の外国籍投資信託等の国内への持込みに関する選別基準に平仄を合わせるため、外国投資信託証券の要件に、デリバティブ取引等に係る投資制限及び信用リスク集中回避のための投資制限に関する事項を規定した。
- ④ 不動産投資信託の運用報告書に関する整備
 - イ. 「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」第 22 条柱書き及び第 20 号並びに「不動産投資信託等の運用報告書等に関する委員会決議」において、不動産投資信託の運用報告書の本文に、当該不動産投資信託の仕組み（当該投資信託財産の運用方針を含む。）の他、「運用等に係る

る費用明細」に当期中に投資信託財産から支払われた費用の総額及び信託報酬の額を委託会社、受託銀行、募集取扱機関及び総額に区分した額並びにそれらに対価とする役務の内容を表示する旨を規定した。

- ロ. 「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」第 24 条の 2 において、不動産投資信託の運用報告書につき、「投資信託及び投資法人に関する法律」第 14 条第 4 項に規定の書面を作成及び交付する旨を規定した。

⑤ 不動産投資法人における「利害関係人等」に関する整備

「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」第 26 条第 1 項第 27 号及び「不動産投資信託等の運用報告書等に関する委員会決議」において、不動産投資法人の資産運用報告の本文中に表示すべき項目中、「利害関係人等との取引状況」について、「利害関係人等」に「主要株主」が含まれる改正がなされたことから、「主要株主」を削除した。

なお、実施日については、原則 2014（平成 26）年 12 月 1 日からの実施としたが、運用に関する規則、運用報告書に関する規則、運用報告書に関する委員会決議等、それぞれの規定の状況により、経過期間等を設けた。

17. 適格機関投資家向けオープン・エンド型投資法人の基準価額算定方法に係る規則改正

オープン・エンド型不動産投資法人の主要投資対象である不動産は、上場株式等と異なり、日々の価格の変動が小さいことから、適格機関投資家向けのオープン・エンド型投資法人における追加発行及び払戻しに限って、投資法人の決算日を基準日として取得した不動産鑑定評価額及び監査済財務数値を用いて算出した基準価額で行うことを可能とすることとした。

このため、「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」について、

- ① 適格機関投資家向けオープン・エンド型投資法人の定義の新設
- ② 同投資法人の基準価額算出頻度を計算期末のみとすることができる特例の新設
- ③ 同投資法人の追加発行及び払戻しについて、請求のあった日の直前の計算期末の基準価額を用いて行うこととする規定の新設

等を行い、2010（平成 22）年 4 月に意見募集を行った、意見募集の結果を踏まえ、5 月 20 日付で同規則を改正した。

18. 投資法人の合併への対応

投資法人の合併を容易にする観点から、2009（平成 21）年度税制改正において、投資法人が合併した場合に発生する「負ののれん代の償却方法の改善」や「配当見合いの合併交付金の取扱いの明確化」が措置された。

その後、税当局と金融庁との協議で、合併により「負ののれん」が発生した場合でも「90%超配当要件」に抵触することのないよう、①100年間かけて計算式に戻す方法、②合併時点の土地等の時価額に「負ののれん」を按分し、実際に売却した時点で利益として計算する方法の2つが認められた。

後者②の方式を採用するに当たり、土地等を実際に売却した際の計算書類及び様式が税法令上には規定されなかったことから、当協会は金融庁の要請を受け、2009（平成21）年9月16日付で「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」等の一部改正を行い、計算書類の様式等を規定した。

19. 投資法人の税会不一致解消に係る規則の整備

2015（平成27）年税制改正において「投資法人の税会不一致」を解消するための諸整備として、所得税法、法人税法、租税特別措置法等及び投資法人の計算に関する規則が一部改正され、2015（平成27）年4月1日より施行された。

これらの改正により、当協会の不動産投資法人に係る収益分配等に関する規則等を改正する必要が生じたため、投資法人の税制専門委員会、日本公認会計士協会の関係者、金融庁政策課及び財務省主税局等と交渉を重ねた。

その結果、同年5月21日付で当協会規則「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」等の一部改正を行った。

主な改正の内容は以下のとおりである。

① 不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則

- イ. 「負ののれん発生益の調整」に係る条文を削除し、規則改正前より積み立てた「負ののれん発生益」については、新たに規定される「一時差異等調整積立金」に一定の経過期間中に振り替える整備を行う。
- ロ. クローズド・エンド型の投資法人の収益分配原資について、投信法上の利益額を全額分配することができることと規定した上で、税会不一致が生じた場合には、利益額のうち当期末未処分利益に充当して、一時差異等調整引当額の増加額に相当する額の分配を行うことができること、また、利益額のうち当期末未処分利益から減算して、一時差異等調整積立金に相当する額を任意積立金として積み立てることができることを規定する。
- ハ. クローズド・エンド型の投資法人の出資の払戻しについて、一時差異等調整引当額に相当する出資の払戻しと明確に区別するために、「税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻し」と規定を改正し、従来税会不一致が生じた場合のために規定していた第2項の規定を削除する。
- ニ. クローズド・エンド型の投資法人の一時差異等調整積立金の取崩し及び一時差異等調整引当額の戻入れの取扱いの規定を定める。
- ホ. 税会不一致が発生した場合のその他の注記への記載についての規定を定める。
- ヘ. 税会不一致が発生した場合の貸借対照表に関する注記への記載についての規定を定める。

- ② 不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則に関する細則
「負ののれん発生益の調整」に係る条文を受けた別紙様式に係る規定を削除するとともに、その他細則に係る必要な字句修正等の整備を行う。
- ③ 投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則及び不動産投資信託等の運用報告書等に関する委員会決議
 - イ. 分配金等の実績を表示するに当たり、出資の払戻しによる金銭の支払いについて、「一時差異等調整引当額からの分配金」と「税法上の出資等減少分配からの分配金」に区分して表示する等の所要の規定及び表示事項を定める。
 - ロ. 投資法人の計算に関する規則に規定された記載事項について、資産、負債、元本及び損益の状況（1）貸借対照表、（2）損益計算書、（3）金銭の分配に係る計算書、（4）投資主資本等変動計算書のそれぞれの記載上の注意に、それぞれの注意事項を挿入する等の所要の整備を行う。

以上の規則等の改正は、改正後の投資法人計算書類規則の施行日（平成 27 年 4 月 1 日）から実施した。

また、この改正規則等の実施日前に開始した投資法人の営業期間に係る収益分配の計算及び作成すべき計算関係書類等については、従前の例によることとされる等、一定の経過措置を施した。

20. 不動産投資法人（不動産投資信託）の出資（投資元本）の払戻しに係る規則の整備

「投資信託及び投資法人に関する法律」第 137 条並びに当協会規則「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」第 28 条及び第 43 条において、不動産投資法人（不動産投資信託）は投資主（受益者）に対し、一定の範囲内（減価償却費の 60% を限度）で利益を超えた金銭の分配（以下「出資（投資元本）の払戻し」という。）をすることができるよう規定している。

当協会は 2011（平成 23）年来、証券投資信託に係る分配金について、元本の払戻しを行う場合の留意すべき事項や開示すべき事項の改善を図ってきたが、不動産投資法人（不動産投資信託）が出資（投資元本）の払戻しを行う場合においても、証券投資信託の取組みを考慮する必要があることから、「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」等の一部改正案を策定し、2012（平成 24）年 10 月から 1 か月間意見募集を行った。意見募集の結果を踏まえ、同年 12 月 20 日付で同規則等の一部改正を行った。

改正の主な内容は次のとおりである。

- ① 「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」
 - イ. クローズド・エンド型の投資信託について、每期継続的な投資元本の払戻しを行う場合の遵守すべき事項を定める。
 - ロ. クローズド・エンド型の投資信託について、每期継続的な投資元本の払戻し以外の投資元本の払戻しを行う場合の規定を定める。
 - ハ. クローズド・エンド型の投資法人について、每期継続的な出資の払戻しを行う場合の遵守すべき事項を定める。

- 二. クローズド・エンド型の投資法人について、每期継続的な出資の払戻し以外の出資の払戻しを行う場合の規定を定める。
- ② 「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則に関する細則」
- イ. 「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」第 28 条の 2 第 2 項に基づき、クローズド・エンド型の投資信託に係る社内規則等に盛り込む事項の具体的な内容を定める。
- ロ. 「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」第 43 条の 2 第 2 項に基づき、クローズド・エンド型の投資法人に係る社内規則等に盛り込む事項の具体的な内容を定める。
- ③ 「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」
- イ. 「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」第 28 条の 2 及び同規則第 28 条の 3 に基づき、クローズド・エンド型の投資信託について、投資元本の払戻しを行った場合、運用報告書に「当該金銭が収益の分配ではなく投資元本の払戻しである。」旨の明示及び当該投資元本の払戻しの水準の妥当性について、合理的なデータ等に基づいた客観的な根拠等を示す注記等を行うことを定める。
- ロ. 「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」第 43 条の 2 及び同規則第 43 条の 3 に基づき、クローズド・エンド型の投資法人について、出資の払戻しを行った場合、資産運用報告に「当該金銭が収益の分配ではなく出資の払戻しである。」旨の明示及び当該出資の払戻しの水準の妥当性について、合理的なデータ等に基づいた客観的な根拠等を示す注記等を行うことを定める。

21. 海外不動産への投資を可能とするための対応

(1) 海外不動産投資への枠組み整備

これまで REIT の投資対象は国内の不動産やその関連資産に限定されていたが、投資対象を海外不動産にまで広げることで国際分散投資が可能となることや、多様化する投資者の資産運用ニーズに応える商品の組成が期待できるとの声が高まった。

また、2009（平成 21）年 1 月、国土交通省が「海外不動産鑑定評価ガイドライン」を策定し、同年 5 月には、東京証券取引所が REIT の上場規程を改正したことなどから、REIT の海外不動産投資への枠組みが整備された。

このため当協会では、不動産部会及び業務部会において、海外不動産等への投資に当たって留意すべき事項や資産運用報告等で開示すべき項目、REIT が海外不動産等に投資した場合の統計整備等について検討し、関連する規則改正を同年 5 月に行った。

(2) 「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」の一部改正

2013（平成 25）年 6 月の「投資信託及び投資法人に関する法律」の改正により、投資法人が海外不動産に投資するに当たり、一定の要件を満たす場合には、海外不動産保有法人の過半の株式または出資を間接保有することができるとされたが、資

産の大半を海外不動産保有法人の株式に投資又は出資することについて、自主規制委員会の下での「不動産投信専門委員会」において検討を行い、「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」の一部改正を行い、2017（平成 29）年 3 月 9 日より実施した。

改正の主な内容は以下のとおりである。

- ① 「不動産等」の定義に、海外不動産保有法人が発行する株式又は出資に係る規定を追加する。
- ② 「不動産等の評価」に海外不動産保有法人の株式又は出資の評価額に係る規定を追加する。それに伴い、外貨建て資産について、外貨建て価額と邦貨換算した価額を併記する旨を該当条項に追加する。

22. 「買換特例圧縮積立金」に係る記載上の注意の新設

2013（平成 25）年 4 月 1 日から買換特例圧縮積立金の表示に当たっての「投資法人の計算に関する規則」（内閣府令）の一部改正が施行された。

これを踏まえ、法令と同様の内容を当協会の規則に記載するため、「不動産投資信託等の運用報告書等に関する委員会決議」の一部改正を同年 9 月 12 日付で行った。

なお、同年 10 月 1 日に日本公認会計士協会の業種別委員会実務指針第 14 号「投資信託及び投資法人における監査上の取扱い」の改正が行われた後、当協会では、Q&A の形式で記載した『不動産投資信託等の運用報告書等に関する委員会決議「貸借対照表等」の記載上の注意にある「買換特例圧縮積立金」について』を同年 10 月 2 日に発出した。

23. 不動産投資信託の運用報告書に関する整備

「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」第 22 条柱書き及び第 20 号並びに「不動産投資信託等の運用報告書等に関する委員会決議」において、不動産投資信託の運用報告書の本文に、当該不動産投資信託の仕組み（当該投資信託財産の運用方針を含む。）の他、「運用等に係る費用明細」に当期中に投資信託財産から支払われた費用の総額及び信託報酬の額を委託会社、受託銀行、募集取扱機関及び総額に区分した額並びにそれらを対価とする役務の内容を表示する旨を規定した。

また、「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」第 24 条の 2 において、不動産投資信託の運用報告書につき、「投資信託及び投資法人に関する法律」第 14 条第 4 項に規定の書面を作成及び交付する旨を規定した。

24. 「投資信託財産の計算に関する規則等の一部を改正する内閣府令」に対応した規則の整備

企業会計基準委員会が公表した「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」等を踏まえ、2011（平成 23）年 7 月 8 日付で「投資信託財産の計算に関する規則等

の一部を改正する内閣府令」が公布・施行されるとともに、「投資法人の計算に関する規則」及び「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について」が改正された。

会計上の変更及び誤謬の訂正があった場合には、それらを過去に遡って処理し、その影響額を当期首にまとめて反映させるというのが趣旨である。事業会社とともに投資法人も対象となっていることから、不動産投信専門委員会でこれらへの対応について検討を重ね、平成23年9月15日付で「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」及び「不動産投資信託等の運用報告書等に関する委員会決議」の一部改正を行った。

25. 臨時報告書制度及び報告書代替書面制度に係る定款施行規則の整備

(1) 臨時報告書制度に係る整備

- ① 2013（平成25）年の金融商品取引法等の一部改正に伴い、投資者の適時・的確な判断に資する開示とするため、特定有価証券に係る臨時報告書の提出事由の拡大等を内容とする「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」の一部改正（2014（平成26）年4月1日施行）が行われた。

同府令の改正により、特定有価証券の発行者等において、「破産手続開始の申立て等を行った場合」、「登録の取消し又は業務の停止の処分その他これに準じる行政官庁による法令に基づく処分が行われた場合」が、臨時報告書を提出すべき事由に追加されるとともに、この追加事由については、当該発行者が加入している認定金融商品取引業協会の規則の定めるところにより、当該金融商品取引業協会のHPを通じて閲覧に供する方法により公表したときは、個別の臨時報告書の提出が免除されることになった。

- ② 当協会は、上記臨時報告書制度における提出事由の拡充等を踏まえ、定款の施行に関する規則において、
 - イ. 正会員等における破産手続開始の申立て等に係る当協会への報告規定及び報告様式の新設
 - ロ. 正会員が当協会に報告した報告書の正会員HP及び当協会HPによる公開規定の新設の整備を実施した。

(2) 報告書代替書面制度に係る整備

- ① 2012（平成24）年12月12日に金融庁より公表された「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ最終報告」において、「有価証券報告書の見直しについては、（略）例えば、認定金融商品取引業協会である投資信託協会の規則に基づき作成され、HP上で公表される委託会社の情報に関する書面については、報告書代替書面として利用できるようにするといった方向で対応することが適当である。」とされ、当該最終報告を受けて、報告書代替書面制度の活用等を内容とする「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」の一部改正（平成26年12月1日施行）が行われた。

同府令の改正により、報告書代替書面として利用可能な書面として、法令又は金融商品取引所の規則に基づいて作成された書面に加えて、金融商品取引業協会（認可金融商品取引業協会又は認定金融商品取引業協会をいう）の規則に基づいて作成された書面が追加された。

- ② 当協会は、上記報告書代替書面制度の整備等を踏まえ、「定款の施行に関する規則」において、正会員の業務内容等に関する情報の当協会への報告規定及び報告様式の新設、当協会に報告した報告書の正会員 HP による公開規定の新設の整備を行った。

なお、実施日については、臨時報告書制度に係る改正は平成 26 年 10 月 16 日から、報告書代替書面制度に係る改正は同年 12 月 1 日からそれぞれ実施した。

26. 投資信託の受益証券及び金銭の分別管理と分別管理監査

直接募集を行っている正会員は、日本証券業協会の「顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則」及び日本公認会計士協会の「業種別委員会実務指針第 40 号『金融商品取引業者における顧客資産の分別管理の法令遵守に関する検証業務の取扱いについて』」を参考に、分別管理の法令遵守に関する検証業務（以下「検証業務」という。）と分別管理に関する合意された手続業務（以下「合意手続」という。）のいずれかを選択して分別管理監査を受検している。

日本証券業協会は、2015（平成 27）年 4 月の「顧客資産の分別管理に関する外部監査等のあり方検討ワーキング・グループ」における検討結果を踏まえ、規則改正を行い、従来の検証業務に該当する保証業務に統一することとした。

これを踏まえ、当協会は、投資信託の受益証券及び金銭の分別管理と分別管理監査について、その根拠を明確にするとともに、法令等に基づく公認会計士等による「顧客資産の分別管理の法令等遵守に関する保証業務」（以下「保証業務」という。）の義務化をすることとし、「受益証券等の直接募集等に関する規則」等の一部改正(案)を策定し、2017（平成 29）年 4 月から 5 月にかけて意見募集を行った。意見募集の結果を踏まえ、同規則等の改正を行った。

改正の主な内容は以下のとおりである。

- ① 「受益証券等の直接募集等に関する規則」では、
- イ. 受益証券の保管の預託及び分別管理について、
 - イ) 投資信託受益権の分別管理及びその分別管理状況の監査の義務の明確化
 - ロ) 経営者報告書の作成等に関する規定の新設及び投資信託委託会社等会員が受検する分別管理監査を、日本公認会計士協会が定める保証業務とすること
 - ハ) 投資信託委託会社等会員は、経営者報告書の作成に当たり、分別管理の法令等遵守について有効な内部統制を整備、運用し、法令等を遵守して顧客資産を分別管理していたことを確かめるための手続を行わなければならないこと
 - ロ. 投資信託委託会社等会員に係る受益証券等の預託の禁止について削除し、

投資法人資産運用会社会員に係る金銭又は有価証券の預託の受入れの禁止について規定

ハ. 金銭の分別管理及び分別管理監査については、「受益証券の分別管理監査に係る規定」を準用する

などを規定した。

② 「受益証券等の直接募集等に関する規則に関する細則」では、経営者報告書の記載事項及び参考様式などを規定した。

③ 「受益証券等の直接募集等に関する規則」第 11 条及び第 12 条に規定する「分別管理に係る内部統制のフレームワーク」等を新設した。

なお、実施日については、同年 6 月 8 日からとした。ただし、規則第 11 条及び第 12 条に係る分別管理監査については、平成 30 年 3 月 31 日から実施することとした。

また、この改正の施行の日前に改正前の規則第 12 条の規定による公認会計士又は監査法人の監査を受けていた会員については、平成 30 年 3 月 31 日までの間を基準日として実施する監査については、従前の例によることができるものとするとともに、従前の監査報告書等を提出することができるものとした。

さらに、本件については、日本公認会計士協会（業種別委員会）において、同年 6 月 23 日付で、「業種別委員会実務指針第 56 号『受益証券等の直接募集等を実施する投資信託委託会社等における顧客資産の分別管理の法令等遵守に関する保証業務に関する実務指針』」の公表が行われた。

27. 会社法改正に伴う規則の整備

会社法の現代化等に伴う改正（2005（平成 17）年 6 月 29 日成立）に伴って関係法律の一つとして「投資信託及び投資法人に関する法律」が改正されたことから、当協会では、関係する協会諸規則を整備するための検討を行った。

この結果、主に改正投資信託法の内容と平仄を合わせるため、「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」等については、2006（平成 18）年 4 月及び 6 月の理事会で、「投資信託等の運用に関する規則」等については、同年 5 月にそれぞれ一部改正を行った。

なお、「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」等の一部改正では、既に多くの会員会社が自主的に行っていた「資産運用報告における不動産投資法人投資主の開示充実」については、規則上これを反映するために改正を行った。

主な改正内容は次のとおりである。

① 投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則

イ. 投資主に関する事項

保有比率 10%以上の主要投資主の氏名等を記載する現行の規定に対し、該当者が少ないため、規定を「保有比率の上位 10 名の氏名または名称、及び保有口数」に変更

- ロ. 役員に関する事項
 - 「執行役員及び監督役員の氏名」から「役員等の氏名、地位及び担当、兼職の状況等」に変更
 - ハ. 利害関係人等の取引状況
 - 主要株主についても利害関係人等と同様の記載を行うよう変更
 - 二. 計算書類
 - 新たに投資法人の計算書類として「投資主資本等変動計算書」及び「注記表」が設けられたことから、これらを資産運用報告に添付できるよう変更
- ② 不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則等
改正投資信託法との平仄を合わせるため、文言修正及び引用条文を整理

IV. 自主規制機能発揮のための体制整備

1. 自主規制機能発揮のための体制整備

金融庁が今後進めるべき改革を整理した「金融改革プログラム〈金融サービス立国への挑戦〉（2004（平成16）年12月24日）」には、「自主規制機関との適切な連携等」が項目として挙げられた。

これを受けて当協会は、金融庁から、2005（平成17）年7月の当協会理事との懇談会において、次の3点の要請を受けた。

- ① 会員の法令遵守状況等把握・法令違反事例の周知徹底、研修等の充実
 - ・ 会員会社が金融庁検査（監視委員会検査）で指摘を受けた事項等について、協会としてその内容を把握すること
 - ・ 違反事例を取りまとめて、会員会社に周知すること
 - ・ コンプライアンス研修等の充実を図ること
- ② 会員に対して指導を行うための体制整備
 - ・ 会員処分を理事会で決議する形に変更する等、会員の指導等に係る事務運営等の体制整備
- ③ ファンド・マネージャーに関する自主規制ルール作成
 - ・ ファンド・マネージャーの有価証券取引について、何等か指針のようなものを作成すること

当協会は、上記②の「会員に対して指導を行うための体制整備」について対応を図るべく、理事会で「協会の定款及び定款の施行に関する規則等の改正案」について審議した。

改正案はその後、会員会社の意見を募集し、一部修正を加えたうえで、2006（平成18）年1月に最終決定した。

定款の改正は、内閣総理大臣の認可事項であったことから、一連の規則の施行日は、定款改正の認可日である2006（平成18）年3月1日とした。

<主な改正内容>

1. 定款

- (1) 会員に対する過怠金の徴収、会員権の停止又は除名の処分の決議機関を、「総会」から「理事会」に改める。
- (2) 「会員に対する勧告」について、「過怠金徴収等」の処分と区分するため、独立した条文を設ける。
- (3) 「除名処分」の決議について、理事会議決権の3分の2以上の多数決とする。
- (4) 会員の処分を審議する「公正部会」を「規律委員会」に改称し、その設置等に関する規定を設ける。

2. 定款の施行に関する規則

会員会社が次に該当した場合には、新たに協会への報告を求める。

- ・ 投信法の規定に基づく検査が開始されたとき
- ・ 法令等違反行為が行われていた事実を認識したとき又は当局検査におい

て法令等違反行為があった旨の指摘を受けたとき(法令違反行為については、投信法関係に限る。)

3. 規律委員会の運営等及び会員の処分等に関する規則（新設）
 - (1) 規律委員会の運営等に関する規定
委員会の目的、審議事項、委員数、任期、定足数及び議決要件等
 - (2) 会員処分に係る事務運営方法等に関する規定
事務局による調査権、委員会への諮問、審議、再審議請求及び弁明の機会、理事会への附議、処分の程度、勧告その他の措置等

2. 会員調査機能の発揮

(1) 会員調査実施に向けての体制整備

2007（平成 19）年 2 月に行われた当協会に対する証券取引等監視委員会の検査において、会員に対する調査態勢の不備を指摘されたことから、当協会はその改善策として、早急に会員調査機能の充実に向けた体制整備を図ることや、会員の業務実態の把握及び法令遵守状況の向上に向けた措置を取ることを内容とする改善報告書を作成し、同年 7 月 13 日に金融庁に提出した。

① 事務局組織の態勢整備

当協会は、会員会社への立入調査に関する業務等を実施するため、同年 8 月 1 日付で会員調査等に関する専門知識を有する職員 2 名を採用し、会員調査規則の策定、調査実施要領及び調査マニュアルの作成等の準備を進めた。

② 会員の業務運営状況に係る調査

当協会は、金融商品取引法上の公益法人金融商品取引業協会として、特に会員調査機能の早急な拡充が課題とされていたが、早期に立入調査を実施することは困難なことから、第 1 フェーズとして、会員の業務運営状況及び内部管理体制の整備状況等に係るアンケート調査を実施した。同時に、会員会社の概況及び運営状況に係る資料の提出を依頼し、アンケートの回答内容について分析する上での資料とした。

また、2008（平成 20）年 1 月 1 日付で事務分掌の見直しを行い、会員からの法令違反行為等の報告やその対応、規律委員会の運営等会員に対する指導等の業務を、「投資者相談室」に移管した。

その後、会員調査の実施に向けた規則案等の作成及び体制整備に努め、平成 20 年 7 月 1 日には、専門部署として「会員調査部」を新設した。

(2) 規則等の制定

平成 20 年 7 月 18 日の理事会において、会員調査を実施する上で必要な規則・細則を制定し、平成 20 年度における会員調査方針及び会員調査計画を取りまとめた。

(3) 会員調査の実施

会員調査に当たっては、会員の協力を仰ぐ必要があることから、会員調査を実施する前に、会員の役職員を対象にした説明会を平成 20 年 8 月 21 日に開催し、会員調査に関する規則等の内容と平成 20 年度会員調査方針及び実施計画について、理

解を求め、立入調査を平成 20 年 9 月より開始した。

なお、各会員における自己規律の向上が期待されることから、会員調査の結果を半期ごとに取りまとめ、会員に情報還元してきている。

(参考) 会員調査の実施状況 (立入日基準)

平成 20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年
7 社	12 社	12 社	8 社	12 社	10 社	10 社	10 社	10 社

(4) 会員の業務運営状況に係る調査 (書面調査) の実施

当協会は、2007 (平成 19) 年以降毎年、11 月 20 日時点における会員の業務運営状況及び内部管理体制の整備状況等に係る書面調査を実施している。

同時に、会員会社の概況及び運営状況に係る資料の提出を依頼し、書面調査の回答内容について分析する上での資料とするとともに、書面調査の結果を取りまとめ、会員に情報還元している。

(5) 法令違反等報告事例等の公表

当協会は、平成 20 年 7 月 1 日以降、会員会社より報告のあった法令違反等報告事例及び個人情報漏えい報告について、四半期ごとに取りまとめ、その概要や管理体制の改善状況等について、匿名の形で会員に情報還元している。

また、証券取引等監視委員会からの要請を受け、金融商品取引業者等に対する検査における主な指摘事項を会員に周知している。

(6) 苦情相談等への対応

投資信託の投資者から当協会に寄せられる苦情・相談は「投資者相談室」で対応しているが、2010 (平成 22) 年 2 月から、他の金融商品取引業協会と共同で設立した FINMAC にも、当協会に係る苦情・相談への対応を業務委託している。

なお、当協会は苦情内容等を分析し、会員に情報還元している。

3. 金融 ADR 制度等への対応

(1) 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC) の設立

2005 (平成 17) 年、日本証券業協会を中心に金融商品取引法関係団体が連携し、金融商品取引に関する横断的・包括的な相談や苦情・紛争解決に関するサービスを提供する新たな金融 ADR 機関の創設について検討を開始し、2009 (平成 21) 年 8 月に、「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)」を設立した。

FINMAC はその後、2010 (平成 22) 年 1 月に、「金融商品取引法」に基づく認定投資者保護団体としての認証及び「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律」に基づく認証を得て、同年 2 月 1 日から新たな相談、苦情・紛争解決サービスの提供を開始した。

当協会は、同年 2 月 1 日付で FINMAC に対し、苦情対応及び紛争解決のための

あっせん業務を委託することとし、そのための業務規程等の改正や紛争解決等業務の委託等に関する協定書の締結を行った。

(2) 金融 ADR 制度への対応

2009（平成 21）年 6 月 24 日に公布された金融商品取引法の一部改正により、金融 ADR（金融分野における裁判外紛争解決）制度が創設され、紛争解決機関の指定に係る部分が 2010（平成 22）年 4 月 1 日から、金融商品取引業者の行為規制に係る部分が同年 10 月 1 日から施行されることになった。

指定紛争解決機関は、業態ごとに設立し、金融庁の指定（指定の申請は任意）を受けることとされ、当該業態の金融商品取引業者は指定紛争解決機関が存在しない場合には、代替措置として、苦情処理措置及び紛争解決措置を講じなければならないとされた。

投資運用業（直販に係る第二種金融商品取引業も含む。）に係る指定金融 ADR を単独で設立することは、種々の問題があるため困難であると判断されたことから、FINMAC に指定を受けてもらうことを検討した。

しかしながら、FINMAC では、第一種金融商品取引業については、紛争等解決業務で重要な位置を占めていること等から、指定を受けることとしたものの、その他の業態については、解決すべき課題等（当協会への加入率が第一種業とは違うこと等）が多くあること等を考慮し、当面指定を受けることを見送った。

このため、当協会の会員である投資運用業者については、改正金融商品取引法に基づく金融 ADR の行為規制の施行時において、指定 ADR が存在しないこととなったため、苦情処理措置・紛争解決措置（代替措置）として、当協会が行う苦情処理等の手続きにより対応した。

なお、当協会では、当協会が行う苦情・あっせん業務は、既に FINMAC に業務委託していることや、FINMAC では同年 10 月 1 日の法施行以降も苦情の解決、あっせん業務の業務委託を継続することとしたため、引き続き FINMAC にこれらの業務を委託した。

V. 投資信託及び投資法人に係る制度等（税制改正を含む。）への対応

1. 金融改革プログラムへの対応

(1) 金融改革プログラムの公表

政府の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004（平成 16 年 6 月 4 日閣議決定）」を受け、金融庁は 2004（平成 16）年 12 月 24 日に「金融改革プログラム－金融サービス立国への挑戦－」を公表し、2005（平成 17）年 3 月 29 日には、プログラムで掲げた各施策の実施時期などを示した工程表を策定した。

これを受けて当協会は、投資信託に関係する施策を中心に、理事会をはじめ各部会が検討を開始し、関係団体とも連携しながら対応を進めた。

<「金融改革プログラム」の主な内容>

<活力ある金融システムの創造>

1. 利用者ニーズの重視と利用者保護ルールの徹底

◇投資サービス法（仮称）の制定

◇利用者のライフサイクルに応じ、身近な事例に即した金融経済教育の拡充

2. IT の戦略的活用等による金融機関の競争力強化及び金融市場インフラの整備

◇財務報告に係る内部統制の強化、ガバナンス情報の充実、四半期開示等

◇課徴金制度及び執行体制の強化、市場監視体制の一元化、自主規制機関との適切な連携等

(2) 金融経済教育の拡充

金融改革プログラムにおいて、「利用者のライフサイクルに応じ、身近な事例に即した金融経済教育の拡充」が施策の一つに挙げられた。そこで金融庁は、金融経済教育に係るこれまでの取組みを検証し、今後の金融経済教育のあり方を検討するため、「金融経済教育懇談会（金融担当大臣の私的懇談会）」を設置し、同年 3 月より検討を開始した。

初回会合では、日本証券業協会が、当協会や日本証券業協会、東京証券取引所、証券広報センター等で構成する「証券知識普及プロジェクト」の証券知識普及・啓発活動について、発表を行った。

この懇談会は 7 回開催され、同年 6 月に「金融経済教育に関する論点整理」を取りまとめ、公表した。その後、金融経済教育に関する各種の取組みについては、この論点整理の内容を踏まえて行われることとなり、金融庁は関係省庁や民間団体と連携を強化し、財務局等も活用して、金融庁主催のシンポジウム、教師との懇談会、教師向け研修会の開催や教材の普及等の諸施策を実施した。

2. 「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン～新成長戦略の実現に向けて」への対応

2010（平成 22）年 6 月 18 日に閣議決定された「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ」において、7 つの戦略分野の一つに「金融戦略」が掲げられ、併せて発

表された「新成長戦略の実行計画（工程表）」に、「投資信託・投資法人法制の見直しの検討」が記載された。

当協会は、これまで金融庁に提出して検討を要請してきた各種要望項目を整理し、この新成長戦略における取組みの中で取り上げるよう、金融庁に改めて要請した。

同年 12 月 7 日、金融庁は「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」（中間案）を公表し、関係者からのヒアリングと Web サイトを通じた意見募集を行った後、12 月 24 日に「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン～新成長戦略の実現に向けて」を公表した。

このアクションプランには、「投資信託・投資法人法制の課題の把握・見直しの検討」について、「様々な論点について実態及び課題等の把握を進め、有識者等の意見も踏まえつつ、幅広い観点から見直しの検討を行い、2013（平成 25）年度までに制度整備の実施を行う。」と記載された。

この他、投資信託及び投資法人に関わるものとして、「投資運用業の登録要件について、顧客がプロ等に限定される場合には一部緩和する等の特例を設けることとし、関連法案の早急な国会提出を図る。」ことが記載された。

その後、金融庁から当協会に対し、「投資信託・投資法人法制の課題の把握・見直しの検討」に関連し、投資信託・投資法人法制に係る問題点や改善すべき点について、法令の種類を問わず提出するよう要請があったことから、平成 22 年 12 月に当協会会員に対して意見募集を行い、金融庁に提出した。

さらに、これらの要望項目について、政策委員会の下「投資信託の制度に関する専門委員会」、「投資法人の制度に関する専門委員会」及び「投資法人の税制に関する専門委員会」において具体的な検討を進め、2011（平成 23）年 3 月には金融庁担当者からのヒアリング要請に応じ、各専門委員会の委員長及び数名の委員とともに要望項目の説明を行った。

3. 金融審議会「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」への対応

（1）金融審議会ワーキング・グループの発足

2012（平成 24）年 1 月 27 日開催の「金融審議会総会」において、投資信託・投資法人法制の見直しについての検討が諮問された。

諮問事項は、「国民が資産を有効に活用できる環境整備を図るため、以下のような観点から投資信託・投資法人法制の見直しについて検討。」として、

- ① 投資信託については、国際的な規制の動向や経済社会情勢の変化に応じた規制の柔軟化や一般投資家を念頭に置いた適切な商品供給の確保等
 - ② 投資法人については、資金調達手段の多様化を含めた財務基盤の安定性の向上や投資家からより信頼されるための運営や取引の透明性の確保等
- について、検討することとされた。

これを受けて、「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ

プ」が設置され、当協会からはオブザーバーとして、野村アセットマネジメント㈱の城川政策委員長が参加し、専門的見地から提言等を行った。

ワーキング・グループの第1回目の会合は同年3月7日に開かれたが、4月から投資信託及び投資法人に係る各論点について検討し、夏前までに中間整理を取りまとめ、夏以降は法改正事項を中心に議論した。

なお、同年7月3日に中間論点整理が取りまとめられたが、そのうち、運用報告書の改善、トータルリターン通知、リスク量に係る表示については、ワーキングとは別に、金融庁主催により当協会を含む業界と消費者代表との間で意見交換会が行われ、当協会としてもこれらの論点について積極的に提案を行った。

こうした検討を踏まえ、同年12月12日に最終報告が公表された。

ワーキング・グループにおける開催ごとの主な議題は以下のとおりである。

開催日	主な議題
第1回 平成24年 3月7日	・諮問事項と投資信託・投資法人法制の現状
第2回 4月6日	・投資信託の位置づけや我が国投資信託市場における運用会社及び販売会社のあるべき姿
第3回 4月13日	・国際的な規制の動向や経済社会情勢の変化に応じた規制の柔軟化等
第4回 4月27日	・投資信託の位置づけや我が国投資信託市場における運用会社及び販売会社のあるべき姿
第5回 5月11日	・一般投資家を念頭に置いた適切な商品供給の確保等
第6回 5月18日	・投資法人の現状と課題
第7回 6月1日	・資金調達手段・資本政策手段の多様化、簡易合併手続の見直し、投資家の信頼を高める意思決定確保するための仕組み、インサイダー取引規制、その他
第8回 7月3日	・中間論点整理案
第9回 9月26日	・販売・勧誘時等におけるリスク等についての情報提供の充実、運用財産の内容についての制限、運用報告書記載事項等の見直し
第10回 10月12日	・投資家の信頼を高める意思決定確保のための仕組みの導入、インサイダー取引規制の導入、資金調達・資本政策手段の多様化
第11回 10月26日	・トータルリターン把握のための定期的通知制度の導入、有価証券届出書及び有価証券報告書の提出の見直し、複雑化・複合化するリスクへの対応
第12回 11月9日	・書面決議を要する約款変更範囲の見直し、書面決議を要する併合手続の見直し、受益者数要件の撤廃、その他の施策、海外不動産取得促進のための過半議決権保有制限の見直し、投資主総会開催日の2か月前広告規制
第13回 12月7日	・最終報告案

当協会ではこれに対応するため、投資信託については、政策委員会の下に設けた「投資信託の制度の見直しに関する勉強会」において、また、投資法人については、「投資法人の制度に関する専門委員会」及び「投資法人の税制に関する専門委員会」の合同委員会において、それぞれ掲げられた論点について、実務等に照らして検討を行った。

(2) 金融審議会ワーキング・グループ最終報告を受けた取組み

① 2012（平成24）年12月12日に公表された金融審議会「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」最終報告において投資信託に関して提言された、

- ・運用報告書の簡素化
- ・販売・勧誘時におけるリスク等についての情報提供
- ・運用財産の内容についての制限等

投資法人に関して提言された、

- ・資金調達手段の多様化としてのライツオファリング等の導入
- ・インサイダー取引規制の導入
- ・海外不動産取得促進のための過半議決権保有制限の見直し等

について、制度整備の観点から、政策委員会の下「投資信託の制度に関する専門委員会」、「投資法人の制度に関する専門委員会、投資法人の税制に関する専門委員会」を中心に検討し、金融庁等との間で意見交換を行った。

② 最終報告に提言された投資信託及び投資法人に関するものとして、

イ. 投資信託制度については、運用報告書の二段階化と、投資信託の併合及び約款変更に係る書面手続き等の見直し、MRF等の安定的な運営に資する措置

ロ. 投資法人制度については、資金調達手段の多様化、インサイダー取引規制の導入、海外不動産の取得促進のための措置

が、「金融商品取引法」及び「投資信託及び投資法人に関する法律」の改正案に盛り込まれ、2013（平成25）年6月12日の参議院本会議にて可決、成立した。

なお、これに関連して6月6日の参議院財政金融委員会における審議において、参考人の意見陳述及び質疑が行われ、これに協会長が出席した。

③ 最終報告では「関係業界を中心とした自主的なモニタリングを行うことも効果的である。具体的には、例えば、投資信託協会が投資信託の運営につき、一層、幅広く投資家の声を集め、適切に運用会社間での共有を図るなど、多様な経路を通じて適切な投資信託運営を確保されることが望ましい。」とされた。これを踏まえ、平成25年6月24日に「投資信託に関する有識者との意見交換会」を開催し、同ワーキング・グループの議論に参加されたメンバーや金融庁金融トラブル連絡協議会の消費者団体代表の方々に参加いただき、当協会正会員役員と意見交換を行った。

④ 運用報告書の簡素化については、「交付運用報告書」と「運用報告書の本体」に二段階化することが提言された。「交付運用報告書」は業界にとっても初めての様式であることを踏まえ、金融庁のみならず有識者からも意見を伺い、記載項目と記載内容のイメージを固めることが適切との観点から、投資信託につ

いて知見を有する有識者の方々に参加いただき、2013（平成 25）年 11 月 29 日に「交付運用報告書等に関する有識者との意見交換会」を開催した。

4. 「日本再興戦略」への対応

(1) 「日本再興戦略（2013）」への対応

2013（平成 25）年 6 月 14 日に閣議決定された「日本再興戦略 2013」は、「機関投資家が、対話を通じて企業の中長期的な成長を促すなど、受託者責任を果たすための原則（日本版スチュワードシップ・コード）について、検討し、年内に取りまとめる」こととされた。

(2) 「日本再興戦略（改訂 2014）」への対応

2014（平成 26）年 6 月 24 日に閣議決定され公表された「日本再興戦略 2014」及びその前提となった同年 6 月 12 日公表の「金融・資本市場の活性化有識者会合の提言」中の投資信託・投資法人に関する事項として、まず、日本再興戦略では、

- ① 金融・資本市場の活性化、公的・準公的資金の運用等」の i) 金融・資本市場の活性化において、
「内外の多様な資金調達・運用ニーズに対応するため、東京証券取引所による上場インフラファンド市場の創設に必要な制度的手当てを年内に行うとともに、インフラファンドやヘルスケア REIT の組成に向けた環境整備を推進する。」とされた。
- ② 「豊富な家計資産が成長マネーに向かう循環の確立」において、次の 2 項目が掲げられた。

イ. NISA の普及促進に向け、制度の趣旨や利用者のニーズを踏まえた施策の推進や金融経済教育の充実等により投資家の裾野拡大を図る。

ロ. 投資信託の運用に係る透明性の向上及び投資家の利益を第一に考えた投資商品の提供に向けた取組を進めるとともに、受託者としての責務を果たし真に投資家の為の運用が行われるための総合的な環境整備について、本年中を目途に検討を進め結論を得た上で必要な措置を講じ、投資運用に係る全体的なレベル向上を図る。

他方、有識者会合の提言では、

イ. 「金融経済教育の進め方」として、「大学の教養課程をはじめ、ライフステージの各段階における金融経済教育の実施に向けた働きかけ」とされた。

ロ. 「ライフサイクルに応じた資産形成に資する投資商品を提供するための推進すべき施策」において、「投資信託について、運用者の運用経歴等も含めた運用態勢やパフォーマンスの透明性の向上、手数料等に関する説明の充実、預かり資産の増加等にインセンティブが働く営業員の評価体系への移行の推進、投資家が自らの属性（年齢、金融資産、リスク許容度、収入等）に適した商品を選択しやすくするためのリスク・リター

ンの定量的な比較の表示、運用状況に関する情報開示の改善等」とされた。

これに対し、当協会及び正会員において、それぞれ以下のような対応を行った。
上記①については、当協会では、ヘルスケアリートについて、2014（平成26）年5月15日付で、「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」の一部改正等を行った。

上記②については、

- イ. 当協会は、NISAに関するパネルディスカッションの開催、日刊紙に特集記事の掲載、都内大学で実施した連携講義で、「資産形成商品」に関する講義を担当したりして対応した。
 - ロ. 「運用者の運用経歴等も含めた運用態勢の透明性の向上」について、金融庁の「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の改正が同年9月17日に行われ、同指針中「IV. 監督上の評価項目と諸手続き（投資運用業）IV-2-3-1 業務執行態勢（1）運用財産の運用・管理」において、運用担当者に係る事項（運用責任者の運用経験年数・経歴等、運用チームの概要等）の明示が求められたことから、各正会員において対応した。
 - ハ. 「パフォーマンスの透明性の向上」について、「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」の提言を受け、平成26年12月1日より「トータルリターン通知制度」を導入した。
- 二. 「手数料等に関する説明の充実」、「投資家が自らの属性（年齢、金融資産、リスク許容度、収入等）に適した商品を選択しやすくするためのリスク・リターンの定量的な比較の表示」、「交付目論見書におけるリスク・リターンの定量的な把握・比較」、「運用状況に関する情報開示の改善」については、法令等の改正を受け、平成26年6月13日付で、当協会の規則（「交付目論見書の作成に関する規則」等）の一部改正を行った。

5. 「スチュワードシップ・コード」の制定及び改訂

(1) 「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」への対応

2013（平成25）年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」において、「企業の持続的な成長を促す観点から、幅広い範囲の機関投資家が企業との建設的な対話を行い、適切に受託者責任を果たすための原則について、我が国の市場経済システムに関する経済財政諮問会議の議論も踏まえながら検討を進め、年内に取りまとめる。」とされた。

これを踏まえ、金融庁では、民間有識者の知見を活かしつつ、機関投資家が適切に受託者責任を果たすための原則を策定することを目的として、「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」（以下「検討会」という。）を開催した。

当協会からは大和証券投資信託委託株の松島俊直代表取締役兼専務執行役員がメンバーとして参加し、投資信託の制度に関する専門委員会等での議論を踏まえ、業界の現状やスチュワードシップ・コードに対する考え方を説明した。

検討会は、平成25年8月から2014（平成26）年2月まで、6回に亘り開催され、同年2月27日に「責任ある機関投資家」の諸原則〈日本版スチュワードシップ・コード〉が策定した。

(2) 「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」への参加

上記のとおり「スチュワードシップ・コード」が策定されてから約3年が経過することから、金融庁では、2016（平成28）年11月30日に公表された「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」の意見書（「機関投資家による実効的なスチュワードシップ活動のあり方」と題する意見書を受けて、「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」を開催し、2017（平成29）年1月より3回に亘って議論を行った。

当協会からはオブザーバーとして、大和証券投資信託委託株の松島代表取締役副社長が、前回の同コード策定時の検討に続いて参加し、運用機関のガバナンス・利益相反管理、パッシブ運用におけるエンゲージメント、議決権行使結果の個別開示等について意見を述べた。

検討会は、平成29年3月28日に、『責任ある機関投資家』の諸原則<<日本版スチュワードシップ・コード>>～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～」を取りまとめ、公表した。

本コード（改訂版）は、意見募集を経て、同年5月29日に取りまとめられた。

6. 議決権行使結果の開示に関する問題への対応

(1) 議決権の電子交付化への対応

当協会では、業務規程第3章において「議決権の指図行為」に関する規定を定めているが、東京証券取引所等の設立した株式会社ICJ（インベスター・コミュニケーションズ・ジャパン）が、機関投資家向けに、議決権の電子行使サービスを提供することを受け、第4条の規定を改正した。

改正前の規定では、「投資信託委託業者がその運用の指図を行う投資信託財産として有する株式に係る議決権の行使の指図については、書面をもって行うものとする。」と規定していたことから、これに「ただし、投資信託委託業者が、あらかじめ運営機関（電磁的方法による議決権行使システムを運営している機関をいう。）及び受託会社と利用規約等を取り交わし、電磁的方法により議決権の行使を行う場合には、この限りでない。」との規定を加えることとした。

改正規定は、2005（平成17）年12月の理事会で了承された後、2006（平成18）年1月31日に内閣総理大臣の認可を得た。

(2) 議決権行使結果の開示に関する問題への対応

日米両国で規制改革や競争政策について検討する「日米間の規制改革及び競争政策イニシアティブ」（通称、規制改革イニシアティブ）において、アメリカ側から、「投資信託の議決権行使結果を運用会社毎に開示すること」という要求が出された。

外務省が2005（平成17）年11月に公表した第4回報告書によると、「金融庁は、現在、会員企業が実際の議決権の代理行使の結果を公表することとなるように、議決権の代理行使に係る規則の改正を投資信託協会に対して促している。」とされていた。

当協会はこれに対し、「会員がそれぞれ行使結果を開示することは反対である」と回答してきたが、2006（平成 18）年 1 月に金融庁と外務省との担当者レベルでの会合では、同年 6 月の報告書の取りまとめに向けて「全体開示について年度内に方向性やスケジュールを決め、対応すること」と、「個別開示について、引き続き検討すること」が求められたため、これに対する対応を制度部会で検討することとした。

この結果、全体開示については、会員会社の多くが既に同種のものとして、日本投資顧問業協会のアンケート調査に答えているため、同様の調査を当協会が行ったとしてもそれほど負担は生じないと考えられることから、「日本投資顧問業協会と同様のアンケート調査を夏に行い、集計結果を取りまとめて協会が公表する。」ことを回答することとし、委託業者会員の議決権行使実務に対し過度の負担がかからないよう、5 月から 6 月にかけて開催された株主総会での議決権行使状況について、議案に対する賛成、反対、棄権等の数を中心に調査し、9 月末までに回答を求め、協会がこれを集計して公表することとした。

（3）「我が国金融・資本市場の国際化に関する SG」における検討

金融審議会金融分科会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ（SG）」は、上場会社等のコーポレート・ガバナンスのあり方について審議し、2009（平成 21）年 6 月 17 日に、「上場会社等のコーポレート・ガバナンスの強化に向けて」と題する報告書をまとめ、公表した。

報告書は、上場会社等に対するガバナンスの問題について幅広く提言する内容であるが、この中の一つに、「議決権の行使を通じたガバナンスの発揮」として、受託者責任を負う機関投資家が、これまで以上に適切な議決権行使を徹底していくことで、上場会社等の行動を適切に規律していくことが重要であるとされた。

その上で機関投資家に対して、「議決権行使に関するガイドラインの作成及び公表」と「議決権行使結果の公表」を求め、具体的には次の内容を、投資信託、投資一任、信託、保険の各業界に要請した。

＜投資者による議決権行使等をめぐる問題＞

○議決権の行使を通じたガバナンスの発揮

（1）議決権行使に関するガイドラインの作成及び公表

機関投資家の議決権行使ガイドラインの作成についてその内容の更なる充実を図っていくとともに、ガイドラインの公表についても業界ルール等によるルール化が進められるべきである。

（2）議決権行使結果の公表

現状、いくつかの機関投資家において議決権行使結果を整理・集計の上、公表している例が見られるが、その数は少数にとどまっている。議決権行使結果を整理・集計の上、公表することについて、業界ルール等の整備が進められるべきである。

投資信託業界における取組みは他業界に比べて先行しており、提言のうち、機関投資家の議決権行使に関するガイドラインの作成及び公表については既に実施しているところであるが、「議決権行使結果の公表」については行っておらず、正会員会社における行使結果を集計し、公表することに留まっている。

また、SG では、アメリカの投資会社が個別議案ごとの議決権行使結果を公表していることを受け、同様のことが我が国でもできないかどうか議論していた。

このため当協会は、SG の検討段階よりこの問題の行方を注視し、日本投資顧問業協会とともにこの問題への対応について協議し、金融庁と対応可能な方策について意見交換を行った。

特に個別議案ごとの行使結果の公表については、議決権行使の自由がかえって阻害されるおそれがあることから、慎重な対応をとるよう、金融庁に要請した。

(4) 議決権の指図行使に係る自主規制規則の整備

上記 SG 報告書において、機関投資家における議決権行使結果の公表が提言されたことを受け、当協会は正会員各社において実効性のある形で実施されるよう、2010（平成 22）年 3 月の自主規制委員会及び理事会において、「議決権の指図行使に係る規定を作成するに当たっての留意事項」を一部改正する所要の整備を行った。

改正内容は、「国内株式の議決権行使結果について、開示項目等を社内規則に定め、原則、5 月及び 6 月の株主総会の議決権行使結果について 8 月末を目途に開示する。」旨を規定するとともに、開示に係る項目例を新たに定めた。

（注） 当協会では、2003（平成 15）年 3 月より、「議決権の指図行使に係る規定を作成するに当たっての留意事項」を定めており、議決権行使に関するガイドラインの作成と公表については実施済みであったことから、議決権の行使結果の公表について検討した。

(5) 議決権行使に関する調査結果の公表

当協会の正会員である投資信託委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」及び当協会の「業務運営等に関する規則」の規定を遵守し、投資信託の受益者の利益を図るために、議決権の指図行使を行っている。

投資信託委託業者は、投資信託法及び当協会業務規程を遵守し、各社が定める「議決権行使に関する基本方針」に則って信託財産が組み入れる株式の議決権を適切に行使しているが、「日米間の規制改革及び競争政策イニシアティブ」において、アメリカ側から、「投資信託の議決権行使結果を運用会社毎に開示すること」との要求が出されたことを受け、委託業者会員が受益者の利益を図るために適切かつ積極的に議決権の指図行使を行っていることを広く一般に認識してもらうため、2006（平成 18）年より当協会が委託業者会員に対して調査を行い、結果を当協会 Web サイトで公表することとした。

調査は、会社提案及び株主提案の議案に関する行使状況を議案の種類毎に集計するとともに、過去 1 年間における議決権行使に関する社内規定改正の有無や発行会社からの議案に関する事前説明の有無等について調査している。

爾来、調査は、その年の 5～6 月にかけて開催された国内の株主総会における株式を対象に、議案に対する賛成、反対、棄権等の行使状況を調査し、集計結果を公表してきている。

7. 金融・資本市場に係る制度整備

2009（平成 21）年 11 月 13 日、金融庁の田村政務官が記者会見で金融庁における今後の検討課題を発表し、同時に金融庁の Web サイトに金融庁政務三役名で、「金融・資本市場に係る制度整備について」と題する資料が公開された。

資料には、「今次の世界的な金融危機を受け、店頭デリバティブやヘッジ・ファンドなどに関して国際的な議論が行われていることから、我が国として対応すべき諸課題について、来年度通常国会に向けた具体的検討を開始する。」として、以下の検討項目が掲げられた。

＜検討項目＞	
○店頭デリバティブ取引に関する規制	
・ 清算機関の位置付け等	
○ヘッジ・ファンドに関する規制	
○証券決済・清算態勢の強化	
・ 国債レポ等の清算機関の態勢強化等	
○証券会社の連結規制等	
○投資家保護・取引の公正の確保	
・ デリバティブ取引等に係る公正の確保等	

検討項目の中で、「ヘッジ・ファンドに関する規制」及び「証券決済・清算態勢の強化」については、投資信託委託業者の業務及び信託財産の運用に影響することも考えられたため、同年 11 月 19 日に政策委員会及び自主規制委員会の主要メンバー会社とともに金融庁を訪問し、業界としての意見を伝えた。

また、翌 20 日には、主要株主への規制について正会員会社から寄せられた意見をまとめ、金融庁に提出した。

一方、同年 12 月 8 日には金融庁から、「デリバティブ取引等に係る公正の確保等」についての説明を受けた。金融庁の説明は、「デリバティブ取引一般に対する不招請勧誘規制のあり方について検討する」とし、デリバティブ取引全般に「不招請勧誘の禁止」の規定を適用するかどうかを検討し、その中で、

- ・ 論理的に説明できる理由があるものは「適用から除外する」スタンスを取ること
 - ・ それらを組入れる仕組債や投資信託も同様に考えていくこと
- 等の考え方が示された。

このため、政策委員会の下「投資信託の制度に関する専門委員会」のメンバーに数社の正会員会社を加え、金融庁と数回に亘り意見交換し、まずはこの問題の所在等を探る努力を重ねた。

この結果、2009（平成 21）年 1 月に国民生活センターから、所謂ノックイン型の投資信託について、消費者に注意喚起する文書が発表されていることから、この商品を中心に今回の問題について検討を始めることとし、以後、今後の対応について協議を開始した。

(1) 「金融・資本市場に係る制度整備についての骨子（案）」への対応

金融庁では、平成 21 年 12 月 17 日、「金融・資本市場に係る制度整備についての骨子（案）」を公表した。この骨子案は、同年 11 月 13 日に公表された検討項目に

ついて、金融庁が、市場関係者等からの実態調査や国際的な議論の動向、我が国の実情に照らして整理したものであり、骨子案の内容について同年12月28日まで意見募集を行うとともに、今後、幅広く市場関係者等から再度意見を聴取した上で、早期に結論を取りまとめることが記されていた。

当協会は正会員各社に骨子案を連絡し、意見を協会に提出するよう要請するとともに、引き続き「投資信託の制度に関する専門委員会」のメンバー等と、骨子案の内容について協議を重ねた。

また、金融庁から、「骨子案に記載したとおり、幅広く市場関係者等から再度意見を聴取するため、同年12月24日と25日の2日間、大塚副大臣主催の意見交換会を開催するので、24日に意見表明をしてもらいたい。」との連絡が入った。

意見交換会には協会長が出席することとし、意見表明はヘッジ・ファンドに関する規制について行い、特に骨子案では投資信託について言及された記載がなかったことから、「デリバティブ取引一般に対する不招請勧誘規制のあり方」については、意見表明の後の質疑の中で対応できるよう準備を進めた。

(2) 意見交換会での意見表明等

意見交換会には、骨子案に記載された検討項目に関係する業界団体や取引所、消費者代表等が参加し、金融庁からは大塚副大臣、田村政務官、金融庁幹部が出席したが、協会長から当協会としての意見表明が行われた後、消費者代表の複数の参加者から、「デリバティブ取引に対して不招請勧誘禁止規制を導入することに賛成する意見」と、「これらを組み込んだ仕組債やノックイン投信などについても早急に規制を導入すべき」との意見が出された。

その場では、「デリバティブ取引一般に対する不招請勧誘規制のあり方」について用意していた意見を述べる事が出来なかったため、終了後に協会長と相談し、この点について改めて意見書を作成し、12月28日に金融庁に提出した。

内容は、投資信託におけるデリバティブ利用の有用性等について述べた後、「投資家の適合性に応じてより優れた金融商品を提供するという趣旨に照らせば、直ちに投資信託一般についてデリバティブの組入れを否定あるいは不招請勧誘禁止の対象にすることは行なわれるべきではないこと」、「特定の商品に苦情が寄せられているとの指摘もあるが、特定類型・個別投資信託商品に何らかの対応措置が必要である場合は、柔軟かつ機動的な自主規制によって対応していくこととしたい。」というものである。

また、骨子案に対する意見募集に対して正会員会社から寄せられた意見を整理し、12月28日に金融庁に提出した。

(3) 「金融・資本市場に係る制度整備について」の公表

金融庁は、2010（平成22）年1月21日、「金融・資本市場に係る制度整備について」を公表した。

この中で、「デリバティブ取引一般に対する不招請勧誘規制のあり方」については、前述の意見交換会における日本証券業協会や当協会の意見を踏まえ、「仮に不招請勧誘を禁止する場合も、自主規制で対応すべきとの意見があった。」との記述が挿入された後、「市場関係者や利用者と引き続き意見交換を行い、本年前半を目途に結論を得るよう検討を進める。」とされた。

(4) 実効性のある自主規制についての検討

これを受けて当協会は、早急に自主規制案を検討する必要があると判断し、同年2月18日より、政策委員会と自主規制委員会の共管により「金融・資本市場に係る制度整備への対応に関する専門委員会」を設置し、実効性のある自主規制について検討を開始した。

金融庁では、2010（平成22）年4月16日、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の見直し」を公表した。

これには、「店頭デリバティブ取引の商品内容やリスクについて、具体的に分かりやすい形で解説した書面を交付する等の方法により、適切かつ十分な説明をしているか」が、検査・監督上の視点の一つとして記載され、店頭デリバティブ取引と同様のリスク特性を有する取引として、「仕組債の販売等を行う場合」にも、これに準じた取り扱いをすることが明記された。

当協会は本問題について、実効性のある自主規制の方針を早急に作成する必要があると判断し、専門委員会における検討を急いだ。

また、金融庁は同年8月27日と30日、市場関係者や消費者団体等から本問題についてのヒアリングを行ったが、当協会はそのヒアリングにおいて、これまでの検討状況を説明した。

8. 「東京国際金融センターの推進に関する懇談会」への参加及び報告書の公表

我が国の金融・資本市場の機能強化のため、東京市場の国際金融センターとしての地位確立に向けた種々の検討・提言が行われていることを踏まえ、証券界・運用業界として、日本の強みや国際金融センターとしての役割・課題を検討・整理し、その実現に向けた取組みを推進、支援するため、日本証券業協会、日本投資顧問業協会、日本取引所グループ及び当協会の4団体により「東京国際金融センターの推進に関する懇談会」が2014（平成26）年9月に設置された。

初回会合は平成26年10月に開催され、当協会からは委員として協会長が参加し、以降、2015（平成27）年8月にかけて計5回に亘り検討が行われた。

同懇談会ではその結果を平成27年9月9日「東京国際金融センターの推進に関する懇談会報告書」として公表した。

報告書では、東京の国際金融センターとしての地位確立に向け、証券界・資産運用業界を挙げて資産運用業の強化を最重点課題として取組むべきとされており、今後の具体的な取組みとして掲げられている事項のうち当協会に係るものとして、

- ① 資産運用等に関するワーキング・グループの設置
- ② 資産運用業の海外調査
- ③ 外国政府・公的機関のロードショー支援
- ④ 投資信託の国際的な課題・動向に関するシンポジウムの開催
- ⑤ DCの普及・促進に向けた検討

等が掲げられた。

なお、2017（平成 29）年 6 月 12 日、「東京国際金融センターの推進に関する懇談会」と下記 9. の「資産運用等に関するワーキング・グループ」との合同会議が開催され、当協会が実施した各報告書の提言項目に係る検討・取組状況等の報告に当たっては、後述の資産運用業強化委員会等における取組みを中心に行った。

9. 「資産運用等に関するワーキング・グループ」への対応

(1) 「資産運用等に関するワーキング・グループ」の設置・検討

「東京国際金融センターの推進に関する懇談会」報告書の内容を踏まえ、「我が国の資産運用業の国際競争力強化を図るとともに、投資家の中長期的な資産形成につながる投資商品の提供のための方策について、証券界・資産運用業界として業界横断的に検討を行う」ことを目的として、同懇談会の下に「資産運用等に関するワーキング・グループ」が設置され、当協会からは協会長が参加した。

同ワーキング・グループは 2015（平成 27）年 10 月に初回会合を行い、資産運用に関するビジネス環境、制度面の整備、金融人材育成に向けた取組み等、様々な観点から議論を行った。

開催日	主な議題
第 1 回 平成 27 年 10 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家戦略特区を活用した金融軸構想について ・ 兜町地区における資産運用ビジネス活性化に係る環境整備について
第 2 回 12 月 9 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ グローバル・カストディアンから見た海外運用会社のミドル・バックオフィス活用事例と日本への示唆 ・ 海外におけるファンド・パスポートの活用事例について
第 3 回 12 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ シンガポールの金融人材育成に向けた取組みについて ・ 首都大学東京 高度金融専門人材養成プログラムについて
第 4 回 平成 28 年 1 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新興運用者の育成について
第 5 回 3 月 4 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ GPIF の最近の取組みと運用機関に対する期待について
第 6 回 3 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本の投資信託のガバナンスのあり方について ・ 東京国際金融センター（ファンドセンター化）の推進に向けて～資産運用・資産管理ビジネスの拡大～
第 7 回 4 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期的資産形成に資する商品の提供に向けた取組みについて
第 8 回 4 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外資産運用事業者の誘致に向けたニーズ調査結果について ・ 日本の資産運用会社の発展に向けて フィデューシャリー・デューティの実践を含めて
第 9 回 6 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「資産運用等に関するワーキング・グループ」（案）について
第 10 回 6 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「資産運用等に関するワーキング・グループ」について

(2) 「資産運用等に関するワーキング・グループ報告書」の公表

同ワーキング・グループは、2016（平成28）年6月29日に、

- ① 「資産運用業の運用力の強化及び信頼向上に向けた課題と取組み」として、「高度金融人材の育成施設の誘致、設立」、「運用人材の確保」、「資産運用会社のフィデューシャリー・デューティの実践」、「投資信託のグローバル化」、「FinTech ビジネスの推進」について
- ② 「中長期的な資産形成に資する商品の提供に向けた課題と取組み」として、「中長期的な資産形成に資する商品の組成・販売の推進」、「顧客への情報提供の拡充」、「NISA 及びジュニア NISA の恒久化及び拡充並びに確定拠出年金の利用の促進」、「金融リテラシーの向上」について
- ③ 「ビジネス環境の整備に向けた課題と取組み」として、「新規資産運用会社等の参入促進」、「ミドル・バックオフィスの合理化・効率化」、「兜町の資産運用業の集積」について

それぞれの現状及び課題、並びに今後の取組みについて、報告書を取りまとめ、公表した。

同報告書において掲げられた課題については、関係団体等において、着実に取組みを進めていくこととされ、当協会としても後述の資産運用業強化委員会の設置等、同報告書に対応するための措置を講じることとした。

10. 資産運用業強化委員会の設置等

(1) 資産運用業強化委員会の設置・検討

2016（平成28）年9月、前述の「資産運用等 WG 報告書」において提言された内容と、我が国の投資信託や資産運用会社に係る課題を検討することを目的に、理事会の下、「資産運用業強化委員会」を設置した。同委員会は、東京大学大学院の神作裕之教授を委員長とし、協会正会員会社の役員等で構成した。

① 検討項目

同委員会の検討項目は、以下の4点に整理された。

- i. 投資信託のガバナンスの強化
- ii. 資産運用会社の信頼向上のための取組み
- iii. ビジネス環境の整備等に係る課題
- iv. 中長期的資産形成等に係る課題

② 検討小委員会の設置

同委員会第1回会議において、同委員会の下に「ビジネス環境の整備等に係る検討小委員会」及び「中長期的資産形成等に係る検討小委員会」を設置することを定め、上記検討項目のうち、iii. ビジネス環境の整備等に係る課題及び iv. 中長期的資産形成等に係る課題については、両委員会において検討を行うこととし、平成28年11月より検討を開始した。

開催日	主な議題
第1回 平成28年 10月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会の運営等について ・検討事項に関する説明 ・意見交換
第2回 11月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回意見内容と今後の進め方について ・フィデューシャリー・デューティーに関連した取組み例について
第3回 12月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託の規模別分布と併合に係るこれまでの制度整備 ・投資信託運用会社の信頼向上に向けた取組みに関する協会への連絡について ・各業界団体の信頼性向上等への取組みについて
第4回 平成29年 1月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託運用会社の信頼向上に向けた取組みに関する協会への連絡について ・投資家からの信認の一層の向上を図るための取組み
第5回 2月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・投資家からの信認の一層の向上を図るための取組み －行動憲章(案)策定について ・資産運用業強化委員会及び検討小委員会の想定工程
第6回 4月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・行動憲章(案)について ・併合・償還に係る問題について
第7回 5月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・資産運用業強化委員会の中間報告及び今後の対応について

③ 資産運用業強化委員会では、これまでの検討結果を報告書として取りまとめ、2017（平成29）年6月8日に開催された理事会に報告した後、同年6月29日に、Webサイトにて公表した。

④ 報告書では、「法制面での考え方を整理する必要がある課題も残されており、また、投資信託のガバナンスに関わる課題やビジネス上の取組みを容易にするため、関係者間で一層踏み込んだ検討を必要とする課題も多く残されている。これらの残された課題について、効率的で実効ある検討体制を維持・構築し、引き続き検討を進めることが重要であり、投資信託協会は、業界の発展のために取組みを推進することが望まれる。」とされた。

（注）今後の取組みについては、128頁の「Ⅷ. 当面の課題と展望」を参考にしてください。

（2）ビジネス環境の整備等に係る検討小委員会の設置・検討

① 立命館大学大学院の三好秀和教授を委員長とし、第1回会合を2016（平成28）年11月に開催した。

ここでは主に、ミドル・バックオフィスの合理化・効率化、基準価額算定業務の見直し、ARFP制度の促進について、外部の学識経験者を委員長として、投資信託の運用会社、販売会社、受託会社、システムベンダー等の幅広い関係者を交えて、実務的な観点から検討を行った。

また、検討テーマごとに下記の6つのサブワーキンググループを設けて検討を行った。

＜サブワーキンググループ＞

- イ. 国内籍投資信託に係るマテリアリティ・ポリシーの検討
- ロ. 国内籍投資信託に係る基準価額の二重計算、投資信託財産に係る計理処理の改善
- ハ. 証券投資法人制度活用のための環境整備
- ニ. ARFP 制度の促進
- ホ. 外部と情報連携等の合理化
- ヘ. 業務執行体制の合理化

② 同検討委員会は、2017（平成 29）年 5 月 25 日の中間報告の取りまとめまでに、検討小委員会を 5 回、サブワーキンググループを 21 回開催し、様々な課題について検討を行った。

なお、同年 5 月 30 日に開催された「資産運用業強化委員会」において、三好小委員長から検討小委員会の中間報告書の報告が行われた。

(3) 中長期的資産形成等に係る検討小委員会の設置・検討

第 1 回会合を 2016（平成 28）年 11 月 25 日に開催した。

ここでは主に、「顧客への情報提供の拡充」及び「確定拠出年金の利用促進」について検討を行った。前者については当協会 HP にある「投信総合検索ライブラリー」の機能強化について、また、後者については確定拠出年金法の改正を踏まえ、「指定運用方法の基準の在り方」及び「運用商品提供数の上限設定の考え方」等について検討を行った。

① 「投信総合検索ライブラリー」の機能強化については、平成 28 年 11 月 25 日の検討小委員会に改善案を説明して意見を求め、所要の改善を行った後、当協会では 2017（平成 29 年）2 月 20 日より、積立投資のリターン計算機能の提供を開始した。

② 「確定拠出年金の指定運用方法の基準の在り方」や「運用商品提供数の上限設定の考え方」等についての検討については、毎回の検討小委員会での検討内容を小委員長と事務局が厚生労働省の担当者に報告して意見交換を重ね、投資信託業界としての問題意識を伝える努力を行った。

また、社会保障審議会の企業年金部会の下に設置された「確定拠出年金の運用に関する専門委員会」において、他の金融団体等とともに意見を述べる機会を得た。

このため、検討小委員会としての意見を要望書として整理し、松下委員長（大和投資信託委託株）及び石川委員長代理（野村アセットマネジメント株）が平成 29 年 3 月 10 日に開催された同専門委員会に出席し、運用商品提供数の上限数及び指定運用方法の基準についての意見を述べ、専門委員会委員からの質問に答えた。

なお、同専門委員会は、同年 6 月 6 日に報告書（「～確定拠出年金の運用商品選択への支援～」）を公表している。

(4) 「投資信託運用会社の信頼向上に向けた取組み」に関する周知

資産運用業強化委員会は、検討課題の一つとして、「投資信託委託会社がガバナ

ンス強化のために行っている事例（独立取締役の導入やアドバイザー・ボード、ファンド監視監督委員会の設立・運営等）を収集、公表する。」ことについて検討を行った。

この結果、投資信託運用会社の信頼向上に向けた取組みを、投資者をはじめ、より多くの方に広く周知するため、当協会 Web サイトに、各社の取組状況を説明した URL を掲載することとした。

このため当協会は、2017（平成 29）年 1 月 31 日に、この決定を「投資信託運用会社の信頼向上に向けた取組みに関する周知等について」として Web サイトに公表するとともに、会員に対して決定内容及び当協会への連絡方法等について通知し、同年 2 月 16 日より Web サイトにて公表を開始した。

なお、同年 7 月 20 日に、1 月 31 日から 7 月 12 日までの間に正会員が当協会に連絡してきた取組みの状況を取りまとめ公表した。

11. 資産運用業に係る海外動向等の調査部会の設置

- (1) 当協会は、「東京国際金融センターの推進に関する懇談会」等で資産運用業の強化が最重点課題として取り上げられたことや、投資信託の普及・利用促進に向けて様々な提言・課題が各方面で示されていることを踏まえ、業界及び各社におけるベスト・プラクティスの追求に向けた検討・取組みの参考となるよう、海外資産運用業の発展経緯や諸問題に対する取組み事例及び現在の動向等を調査することを目的とし、2015（平成 27）年 9 月に開催した理事会の承認を得て、会員会社及び外部有識者により構成される「資産運用業に係る海外動向等の調査部会」（部会長：森 剛朗大和証券投資信託委託(株)取締役兼常務執行役員）を設置した。
- (2) 調査部会は、同年 10 月に初回会合を開催し、計 16 回の会合を開き、米国、欧州、アジア地域等の資産運用業の動向について包括的な意見交換を行い、その後、諸外国の投資信託の状況や制度、税制等について具体的に調査・検討を行った。

調査部会の開催状況は以下のとおりである。

開催日	主な議題
第 1 回 平成 27 年 10 月 13 日	<ul style="list-style-type: none"> ・調査部会の目的及び運営等について確認 ・当面の調査事項に関する検討
第 2 回 11 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> ・米国の投資信託市場の潮流と日本への示唆 ・アジア・オセアニアの投資信託市場 ・アセットマネジメント 2020－資産運用業界の長期展望
第 3 回 12 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ルクセンブルクにおける投資ファンドの歴史的変遷～25 年間の軌跡
第 4 回 平成 28 年 1 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 回会合に関する質疑等 ・当面の調査事項及び調査方法等に係る検討

第5回 2月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・米国モーニングスター 第4回グローバル・ファンド・インベスター・エクスペリエンス (GFIE) について ・当面の調査テーマの担当に係る検討
第6回 3月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・日米英の個人金融資産の動きとその背景弱みをチャンスに：間接保有の拡大と NISA の拡大が鍵
第7回 4月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の投資信託のガバナンスのあり方について (米国の投資信託におけるガバナンスの取組みから学べるものはあるか?)
第8回 5月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・米国資産管理型営業について (米国の投信ビジネスの歴史と日本への示唆) ・ドイツにおける「貯蓄から投資」 (独計金融資産と年金制度の特徴)
第9回 6月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・豪州資産運用業界の概況、シンガポールの投信市場の概況 ・先進国の横断比較から見る日本の家計金融資産
第10回 7月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・ MiFID II 第2次金融商品市場指令
第11回 10月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・ Thomson Reuters - Lipper 市場調査報告
第12回 11月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・ Thomson Reuters – Lipper 市場調査報告 (フォローアップ、追加調査) ・米国 DC 投資アドバイス提供者のフィデューシャリー・デューティー規則
第13回 12月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・ UK FCA の Asset Management Market Study の中間レポートについて
サブグループ会合 平成28年 9月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・ Fiduciary Duties of Investment Intermediaries in UK
意見交換会第1回 平成28年 3月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・ ステート・ストリートのアジア戦略と最近の IR から意見交換会
意見交換会第2回 4月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・ ファンドマネージャーに対するグローバルな規制の動向と課題

(3) 調査部会では、これまでの検討結果を中間報告書として取りまとめ、2017 (平成29) 年5月18日に開催された理事会に、森部会長が同報告書を報告した後、同年5月22日に、「投資信託のガバナンスについて」中間報告書ともに、Web サイトにて公表した。

(4) なお、報告書では、部会長として、これまでの部会での発表や論点を通じ、浮かび上がってきた世界の資産運用業や投資信託ビジネスを巡る大きな動きを、下記の5つに集約した。

イ. 投資信託は家計の資産形成に寄与する金融商品の中核をなすものであるが、特に投資信託が発達した国においては、公的年金制度を補完し、退職後に備えた資産形成のためのツールとして位置付けられ、官民の取組みが行われている。

ロ. 主要国において投資信託の組成や販売について、フィデューシャリー・デ

ューティの観点や運用会社、販売会社のガバナンス等について、様々な規制の見直しが活発化している。

- ハ. 投資信託の販売については、主要国においてアドバイザー・サービスの役割が増大してきており、投資者側に立ってアドバイスを行い、投資者から直接フィーをとるビジネス形態が発展してきている。
- 二. 投資信託ビジネスの実態把握は、特にコスト面の比較において、アドバイザー・サービスの提供のあり方の違い等により困難になっている一方、今後、投資ファンドのクロスボーダー販売が一層活発になること等を考えると、国際比較に耐えうるコストの表示、開示等について関心や競争が高まることが予想される。
- ホ. 資産運用業は、今後、新興国の経済発展や国民資産の増加、人口の高齢化、都市化、技術革新等を背景に今後大きく発展すると見込まれる。また、投資信託ビジネスは各国の制度競争等も促し、クロスボーダー化することが不可避である。

12. 金融審議会「市場ワーキング・グループ」への対応

2016（平成28）年4月19日に開催された金融審議会総会・金融分科会合同会合において、金融担当大臣より、「『市場・取引所を巡る諸問題に係る検討』を行うこと」とする諮問があったことを踏まえ、同審議会の下に「市場ワーキング・グループ」が設置され、

- ① 国民の安定的な資産形成と顧客本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティ）
- ② 国民の安定的な資産形成における ETF の活用とインデックス運用の位置付け
- ③ 取引の高速化
- ④ 市場間競争と取引所外の取引
- ⑤ 取引所の業務範囲

について、同年5月13日から同年12月までに計12回に亘って議論がなされた。

当協会もオブザーバーとして同ワーキング・グループに参加するとともに、議題のうち、特に投資信託に係る上記①及び②について金融庁と意見交換等を行った。

同ワーキング・グループは同年12月22日において「市場ワーキング・グループ報告～国民の安定的な資産形成に向けた取組みと市場・取引所を巡る制度整備について～」を公表した。

同報告書において、投資信託に関しては、顧客本位の業務運営に関する原則（プリンシプル）の策定、顧客本位の業務運営を確立・定着させていくための方策、国民の安定的な資産形成における ETF の活用と課題、インデックス運用の増加と株価形成等について提言がなされた。

同報告書を踏まえ、2017（平成29）年1月19日に「顧客本位の業務運営に関する原則（案）」が公表され、同年2月20日まで意見募集に付された後、同年3月30日に「顧客本位の業務運営に関する原則」として公表された。

また、原則の公表に併せ、金融庁としての本原則の定着に向けた取組みについて

も公表し、同年6月末から当面四半期ごとに、顧客本位の業務運営を実現するための明確な方針を策定した金融事業者の名称とそれぞれの取組方針の Web サイトのアドレスを集約し、金融庁の Web サイトで公表することとされた。

13. 日本銀行「包括的な金融緩和政策」への対応

2010（平成22）年10月4日・5日の両日、日本銀行の政策委員会・金融政策決定会合において、①「包括的な金融緩和政策」の実施、②「共通担保資金供給オペレーション基本要領」等の特則、③「適格担保取扱基本要領」の一部改正等が決定され、5日午後に公表された。

「包括的な金融緩和政策」の実施は、①金利誘導目標の変更、②「中長期的な物価安定の理解」に基づく時間軸の明確化、③資産買入等の基金の創設、の3つからなり、「③資産買入等の基金の創設」については、「国債、CP、社債、指数連動型上場投資信託（ETF）、不動産投資信託（J-REIT）など多様な金融資産の買入れと固定金利方式・共通担保資金供給オペレーションを行うため、臨時の措置として、バランスシート上に基金を創設することを検討する。」とされた。

また、「適格担保取扱基本要領」の一部改正等では、不動産投資法人債や不動産投資法人CP等を適格担保とする場合の担保掛け目が引き上げられた。

「資産買入等の基金」について（日本銀行資料より抜粋して作成）
<p>1. 買入れ対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ETF であって、TOPIX または日経 225 に連動するもの。 ② J-REIT であって、AA 格相当以上のもので、信用力その他に問題のないもの。 ③ J-REIT については、取引所で売買の成立した日数が年間 200 日以上あり、かつ年間の売買の累計額が 200 億円以上であること。 <p>2. 買入限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ETF は、買入額が銘柄毎の時価総額に概ね比例するよう銘柄別の買入上限を設定する。 ② J-REIT は、各銘柄の発行残高の 5%以内であって、買入額が銘柄毎の時価総額に概ね比例するよう銘柄毎の買入上限を設定する。

「資産買入等の基金」が買入れる資産のうち、ETF と J-REIT は日本銀行法上の認可を取得する必要があったが、10月28日に財務大臣及び金融庁長官から日本銀行法第43条に基づく認可を取得し、11月5日の日本銀行の政策委員会・金融政策決定会合において「資産買入等の基金の運営として行う指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領」の制定が決定された。

当協会は、2008（平成20）年秋のリーマン・ショックによる世界的な金融危機の影響で、財務的に健全な不動産投資法人の一部が金融機関から融資を受けられなくなる等、資金調達面で混乱をきたしていた際に、政策委員会や専門委員会での議論を踏まえ、2009（平成21）年2月に日本銀行に対して、投資法人債の買取りを要望した経緯がある。

その後、市況が回復し、投資法人の資金調達も徐々に回復してきたこともあって、

日本銀行による投資法人債の買取りは実現に至らなかったが、今回の日本銀行政策委員会・金融政策決定会合における決定は、日本銀行が REIT の金融市場及び不動産市場に与える影響に鑑み、買入れ対象に加えることを判断したものである。

14. 投資信託懇談会の開催

当協会は 2005（平成 17）年 7 月に設立 50 周年を迎えることから、平成 17 年度の事業計画に、投資信託が将来に向けて発展していくための課題や方策の整理等を外部有識者の参加を得て取りまとめることを掲げた。

そこで当協会は、大学、研究機関、評価機関、マスコミの各界で、投資信託や投資法人に関心のある方々に懇談会への参加を要請し、2005（平成 17）年 7 月 6 日に 12 人の委員と 8 人のオブザーバーからなる「投資信託懇談会」を発足させた。

同懇談会は、投資信託及び投資法人が将来に向けて発展していくための課題や投資信託の将来ビジョンについて、6 回に亘る会合の末検討結果を「『投資信託懇談会』報告書」として 2006（平成 18）年 3 月 24 日に取りまとめ、公表した。

当協会は、これを、50 年間の活動状況等をまとめた「投資信託協会 50 年の歩み」とともに、会員、証券会社、金融機関、大学、研究機関、マスコミ、政治家、官庁、経済団体等に送付した。

<投資信託懇談会メンバー（敬称略）>

座長	長：池尾 和人	慶応義塾大学経済学部教授
代理	理：淵田 康之	（株）野村資本市場研究所執行役員
委員	員：朝倉 智也	モーニングスター（株）代表取締役 COO
	祝迫 得夫	一橋大学経済研究所准教授
	翁 百合	（株）日本総合研究所理事
	川村 雄介	長崎大学経済学部教授
	川本 裕子	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授
	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	末村 篤	日本経済新聞社 特別編集委員兼論説委員
	藤沢 久美	（株）ソフィアバンク副代表（協会理事）
	山田 和利	共栄大学国際経営学部学部長教授
	若園 智明	（財）日本証券経済研究所主任研究員
オブザーバー	樋口 三千人	協会長
	柴田 拓美	協会理事
	後藤 俊夫	協会理事
	廣本 裕一	協会理事
	福田 彰	協会理事
	金子 義昭	協会副会長
	杉田 浩治	（財）日本証券経済研究所専門調査員
	河合 延昭	（株）住信基礎研究所上席主任研究員

<投資信託懇談会報告書>

- I. はじめに
- II. 投資信託の現状
 1. 証券投資信託の現状
 - (1)市場規模および保有者層等、(2)商品の規模および種類、(3)販売チャネルおよび年金市場
 2. 不動産投資信託 (REIT) の現状
 - (1)REIT の基本構造、(2)時価総額および銘柄数、(3)用途別および地域別の状況、(4)REIT の種類、(5)保有者層
 3. 家計からみた投資信託の現状
- III. 投資信託に関する現状の課題と対応
 1. 運用会社に関する課題
 - (1)運用対象および運用商品のあり方、(2)運用力の向上
 2. 不動産投資信託 (REIT) に関する課題
 - (1)不動産投資信託 (REIT) による不動産開発、(2)海外不動産への投資
 3. 販売会社に関する課題
 4. ディスクロージャーに関する課題
 - (1)目論見書・運用報告書等、(2)情報提供会社を通じた開示、(3)法令用語等の見直し
 5. 評価会社等に関する課題
 - (1)評価会社の認知度向上、(2)独立系 FP および投資助言会社への期待
 6. 普及・啓発活動および広報のあり方に関する課題
 - (1)投資信託のさらなる普及に向けて、(2)広報のあり方
 7. 手数料および信託報酬に関する課題
 8. 投資信託業界の自己規律維持に関する課題
 - (1)運用会社における態勢整備、(2)投資信託協会のあり方
 9. その他、インフラの整備等に関する課題
 - (1)確定拠出年金の制度拡充、(2)金融所得課税一体化の推進、(3)投資法人に対する支払い配当損金算入要件の緩和、(4)私募投信に関する統計整備、(5)投資信託に求められる「より中長期的な課題」
- IV. 投資信託の将来ビジョン
 1. 予想される投資信託へのニーズの拡大
 - (1)家計の資産運用ニーズの多様化と投資信託、(2)確定拠出年金制度と投資信託
 2. 投資信託の普及がもたらす効果
 - (1)アドバイザー・サービス業の成長促進、(2)世代間の連結効果を通じた投資家層の拡大
 3. 我が国の金融システムと投資信託

15. 投資信託振替制度への対応

投資信託受益証券を 2007 (平成 19) 年 1 月を目途に振替制度に載せるための検討が、証券保管振替機構の「投信小委員会」を中心に行われた。

「投信小委員会」では、2004 (平成 16) 年 10 月の『投資信託振替制度要綱』、2005 (平成 17) 年 1 月の『投信振替システム処理概要』に続いて、同年 8 月に『投信振替システム接続仕様書』をまとめた。

制度の細部について検討する「移行連携検討会」は、証券保管振替機構と当協会が共同で事務局となり、既存の受益証券をどのように制度に載せるかについて検討を行った。

＜「移行連携検討会」の主な検討内容＞

- | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none">1. 移行事務処理概要2. 私募投信の公示の問題3. 資金決済スキームについて4. ETFの移行スケジュールについて5. 制度移行に係る受益者の同意手続き及び投資信託約款の対応 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

また、当協会では、2005（平成 17）年 12 月の業務部会及び制度部会において、「投信振替制度への移行に関する検討委員会」の設置を決定し、次の内容について検討を開始した。

- ① 受益証券（券面）を振替制度に載せるための実務上の検討
- ② 投資信託約款等の検討
- ③ 受益者への同意手続き等、実務上の検討
- ④ その他諸問題の検討

この検討委員会では、主に、新制度への移行に関する投資信託約款の変更に係る対応や投資信託受益証券の具体的な移行方法等について検討し、これに並行して日本証券業協会が運営する「協会員における一般債、投資信託の振替制度（ペーパーレス化）に関する諸問題検討ワーキング」では、既存の受益者や投資者から振替制度への移行に関する同意手続きを得る方法等について検討が行われた。

これらの検討を受けて、各委託会社では、既存の投資信託の投資信託説明書（目論見書）の改定作業を進めるとともに、投資信託約款を変更する旨の新聞公告を一部の社を除いて一斉に行った上で、各社がそれぞれ重大な約款変更に係る手続きを完了した。

このような、長年に亘る議論とそれぞれの入念なる準備の結果、2007（平成 19）年 1 月 4 日より、投資信託の振替制度は大きなトラブルもなく順調にスタートした。

なお、公募投信では償還間近の 1 本を除く全ての投資信託受益証券（2,752 本）が新制度に移行し、私募投信では数本を除くほとんどの投資信託受益証券（2,189 本）が移行した。

投資信託受益証券が電子化されたことに伴い、設定や解約、償還等が振替機関と口座管理機関の振替口座簿の記録で行われることとなり、決済リスクが減少し、事務処理の効率化や事務コストの軽減等が図られることとなった。

16. アメリカ大手証券会社の破綻に係る対応

2008（平成 20）年、日本時間の 9 月 15 日午後、米国リーマン・ブラザーズ社が破綻した。

これを受けて金融庁は、日本法人リーマン・ブラザーズ証券(株)に対し、顧客等を保

護するための所要の行政処分及び業務停止命令を発出した。

また、翌 16 日には、日本法人リーマン・ブラザーズ証券㈱が東京地裁へ民事再生法の適用を申請し、同日、保全命令を受けた。

このような状況において、当協会の会員会社の中で、日本法人リーマン・ブラザーズ証券㈱に委託発注し、東京証券取引所において 9 月 12 日までに約定した日本株式がフェイル状態に陥る事態が多数発生した。

約定どおりの決済ができなければ、投資信託の基準価額の訂正を余儀なくされ、大きな混乱が生じる恐れがあることから、当協会は 9 月 18 日に会員会社と協議し、約定どおりの受渡しが行われるよう、各方面に働き掛けを行った。

その結果、基準価額の訂正がもたらす混乱回避の必要性について金融庁等の理解が得られ、9 月 29 日に東京証券取引所上場株式に係る受渡しが完了し、投資信託に影響が及ぶことが回避できた。

17. 集団的消費者被害回復に係る訴訟制度への対応

(1) 制度の検討経緯、概要

近年、複雑化・多様化・多発化する消費者被害について、とりわけ少額同種の被害に係る紛争解決を図る観点から、消費者委員会の下に設置された専門調査会は 2011（平成 23）年 8 月に報告書（「集団的消費者被害救済制度専門調査会報告書」）を取りまとめた。

本制度において、訴訟を担うのは内閣総理大臣が認定した「特定適格消費者団体」であり、対象となる権利は消費者と事業者との間に消費者契約が存在する場合における、消費者の事業者に対する不当利得返還請求権等である。

(2) 当協会の対応

当協会は、本制度の検討過程において、有価証券報告書等の虚偽記載を制度の対象とすべきかどうかについて「引き続き検討」とされ、今後の議論の方向性によっては、投資信託への影響も考えられたことから、政策委員会及び「投資信託の制度に関する専門委員会」で検討し、金融庁や日本証券業協会とともに対応した。

また、当協会は同年 12 月 27 日、「投資信託や投資法人は、商品の組成・運営にあたり「投資信託及び投資法人に関する法律」や「金融商品取引法」等の適用を受け、募集・販売等は内閣総理大臣の登録を受けた金融商品取引業者及び登録金融機関が行い、「金融商品取引法」及び「金融商品販売法」等の適用を受け、既に十分な投資家保護の規制が措置されていることから、集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の対象から外すべきである」旨の意見書を、消費者庁に提出した。

18. NISA 制度等の導入

(1) 「日本版 ISA 推進・連絡協議会」への参加

2013（平成 25）年度税制改正により、2014（平成 26）年 1 月より少額投資非課税制度（NISA）が導入されることになったのを受け、金融庁の呼び掛けにより、

上場株式等や公募株式投信の組成・販売に関係する各団体等と金融庁とで、「日本版 ISA 推進・連絡協議会」が 2013（平成 25）年 3 月 15 日に設置され、当協会も参加した。

同協議会における主な検討事項は次のとおりである。

- ① 日本版 ISA の制度内容の理解及び共有として、非課税口座を開設する業者における事務・システム等における実務上の取扱い等を取りまとめ、基本事項について共有する。
- ② 日本版 ISA の業界横断的な「愛称」の決定として、広く国民から日本版 ISA に係る「愛称」を公募し、選定委員会（仮称）において選定する。選定手続きに係る事務及び詳細は、日本証券業協会において取りまとめ、早急に一般公募を実施する。
- ③ 日本版 ISA の販売及び勧誘時における留意事項の共有等として、日本版 ISA の特性を踏まえた個人投資者に対する説明事項を取りまとめ、傘下の会員会社に対し周知徹底を図る。重複口座を発生させないようにするために業界横断的な周知徹底を図る。

その後、協議会は、同年 4 月 1 日から 4 月 19 日までの間、日本版 ISA の愛称公募を行った。

公募された愛称案は、7,009 件で、その中から「日本版 ISA 愛称選定委員会」が審査・決定し、同年 4 月 30 日に愛称を決定した。

愛 称：NISA（ニーサ）

選定理由：① 多くの方から寄せられた愛称であり、また、「ISA」、「アイサ」は広く使われており理解されやすい愛称であること。

② 我が国全体（NIPPON）で、広く個人の資産形成、ISA の普及・定着に取り組むということが端的に表現されており、解りやすい愛称であること。

（2）「NISA に係る提言への対応について検討する作業部会」の設置

2012（平成 24）年 12 月に、日本証券業協会は DC 制度や日本版 ISA 等の普及に向けた課題を検討し、関係各方面に働きかけを行うため、「個人の自助努力による資産形成に関するワーキング・グループ」を設置した。

同ワーキング・グループは日本証券業協会と当協会が連携して運営することとなり、当協会正会員数社と当協会事務局が参加した。

ワーキング・グループが 2013（平成 25）年 3 月 28 日に取りまとめた「日本版 ISA の円滑な導入に向けた取組みに係る提言」には「中長期にわたる資産形成に資する金融商品の提供等について、一層の工夫の余地がある」として、特に公募株式投資信託の商品性に関する内容について言及された。

これを踏まえ、当協会は、政策委員会の下に「NISA に係る提言への対応について検討する作業部会」を設置し、上記提言で示された内容について検討し、平成 25 年 6 月 7 日付で「少額投資非課税制度（NISA）の普及・拡大に向けた投資信託商品の提供について」と題する報告書を公表した。

同報告書では、①無分配又は分配頻度が低い投資信託、②低コストの投資信託、

③リスク許容度の低い投資家向けの商品、④ターゲット・デット・ファンド、ターゲット・リスク・ファンド等について、投資信託業界としての考えを整理した。

なお、当協会ではこの報告書の内容に照らし、投資信託の委託業務を行う正会員会社を対象に、同年10月15日を基準日としてこの1年間の新商品開発に関する調査を行い、その結果を『「NISA」の普及・拡大に向けた投資信託商品に関する調査』として取りまとめ、同年11月21日に公表した。

(3) NISA の開始

NISA が開始されることを踏まえ、当協会は「個人の自助努力による資産形成に関するワーキング・グループ」や「NISA 推進・連絡協議会」において制度の円滑な導入や普及・拡大に向けた検討を行った。

① 金融庁「NISA 口座の開設・利用状況調査」への対応

金融庁では、NISA 制度の改善や普及促進に資するため、その利用状況を把握するべく、「NISA 口座の開設・利用状況調査」を実施することとした。

当協会にも、NISA 推進・連絡協議会を通じて、平成25年12月、同調査への協力要請があり、当協会会員における NISA 口座の開設・利用状況を取りまとめ、金融庁に提出した。

なお、平成27年より同調査は毎年四半期ごとに、継続的に実施することとされた。

② 職場積立 NISA の導入

「個人の自助努力による資産形成に関するワーキング・グループ」では、2014（平成26）年5月より、企業の役職員等の自助努力による資産形成の支援、福利厚生を増進を図るため、役職員等が給与からの天引き等により NISA 口座を利用して投資信託等に投資する仕組みである「職場積立 NISA」について検討を行ってきた。

この内容については、全ての金融機関で共有する必要があることから、最終的には NISA 推進・連絡協議会において検討され、「職場積立ガイドライン」及び『「職場積立 NISA」利用規約雛形』として、同年12月に公表した。

(4) ジュニア NISA の開始

2015（平成27）年度の税制改正において、未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置が認められた。

なお、平成27年度の税制改正において、NISA について、非課税口座に設けられる各年分の受け入れ取得対価の限度額引き上げ（100万円から120万円へ）が認められた。

(5) 積立 NISA（つみたて NISA）の導入

2017（平成29）年度の税制改正により、積立 NISA の創設（口座開設期間20年、非課税期間20年間、年間投資上限額40万円。現行 NISA と選択適用とする）が手当された。

なお、平成 29 年度の税制改正において、NISA 口座内、ジュニア NISA 口座から NISA 口座への移管、ジュニア NISA 口座内の移管について、ロールオーバー時の上限の撤廃が認められた。

19. 確定拠出年金制度への対応及び改善への対応

(1) 確定拠出年金法改正に向けた要望書の提出

2001（平成 13）年 10 月に施行された確定拠出年金法が 2005（平成 17）年でまる 4 年を経過し、2006（平成 18）年が 5 年目に当たることから、法律改正の可能性があると見て、投資信託業界としても、法律改正事項を取りまとめて提出してはどうかという意見が会員会社から出されたため、当協会も要望提出の是非を含め、要望内容に関する検討を行った。

この結果、運用商品を提供する業界の団体として要望書を提出すべきではないかとの意見が多く出され、「運用商品に関係するもの」や「加入対象者の拡大あるいは拠出金の拡大に関係するもの」を中心に要望事項を取りまとめることとし、2005（平成 17）年 10 月の制度部会及び理事会で了承を得て、同年 11 月 17 日、厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課に提出した。

(2) 確定拠出年金制度の改善へ向けた活動（2013 年）

「個人の自助努力による資産形成に関するワーキング・グループ」では、NISA 等中長期に亘る資産形成に資する制度の円滑な導入に向けた対応のほか、企業年金における選択肢の多様化に向けた対応についても検討が行われた。

この検討は、厚生労働省の社会保障審議会年金部会の下に設置されている「厚生年金基金制度に関する専門委員会」において、新たな種類の確定拠出年金制度の提案がなされたこと等を踏まえて行われたものであり、同ワーキング・グループでは、

- ・投資教育の重要性
- ・加入者の年金運用を支援する「年金運用型商品」の導入の必要性
- ・未指図対応型商品の導入、確定拠出年金の制度改善等

を柱とする「確定拠出年金の制度改善提案－加入者の年金運用を支援する商品の導入－」を取りまとめ、2013（平成 25）年 1 月 31 日付で厚生労働省に提出した。

その後、これに関連して出された厚生労働省の「確定拠出年金制度についての通知改正案」に関する意見募集に対しても、ワーキング・グループとしての考え方を取りまとめ、同年 3 月 27 日に日本証券業協会・投資信託協会連名で提出した。

意見募集の結果を踏まえ、厚生労働省は同年 3 月、「確定拠出年金法並びにこれに基づく政令及び省令について（法令解釈）」を公表した。

この中で、「分散投資の促進」については、「デフォルト商品を設定する際には、元本確保型に限らず、複数の資産の組み合わせによりリスクが分散され、資産分散効果や時間分散効果が得られる運用方法なども、年金のような長期運用においては安定した運用効果が期待できることから、労使で十分に協議の上設定すること」とされた。

(3) 確定拠出年金制度の改善へ向けた活動（2014年）

「『日本再興戦略』改訂2014—未来への挑戦—（平成26年6月24日閣議決定）」において、「確定拠出年金の一層の普及等を図るため、国民の自助努力促進の観点から確定拠出年金制度全体の運用資産選択の改善、ライフスタイルの柔軟性への対応等（マッチング拠出における事業主拠出額以下との制限の取扱いや中小企業への確定拠出年金制度の普及等）について、3階部分も含めた公的年金制度全体の見直しとあわせて検討を行う」こととされた。

こうしたことを踏まえ、厚生労働省社会保障審議会の下に設置された企業年金部会では、確定拠出年金を含む今後の企業年金のあり方について、2014（平成26）年7月に、関係諸団体からヒアリングを行った。

これらのヒアリング結果等も参考に、その後、同部会では引き続き企業年金に係る検討を行い、2015（平成27）年1月16日「社会保障審議会企業年金部会における議論の整理」を公表した。

その後、厚生労働省では、同年4月3日に、「確定拠出年金法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した。

(4) 確定拠出年金法等の改正に伴う要望

「確定拠出年金法等の一部を改正する法律案」は、翌2016（平成28）年5月24日に可決・成立し、個人型確定拠出年金の拡充等が措置された。

今回の法改正では、未指図者のための指定運用方法を定めることができる旨や運用商品の提供数の上限を設定する旨が規定されたが、具体的な内容は政令で定めることとされ、社会保障審議会企業年金部会等において検討された。

このため、当協会では、今回の法改正により、確定拠出年金制度における投資信託の役割も一層高まると考えられたことから、

- ① 指定運用方法
- ② 運用商品選定・提示

についての考え方を整理し、同年5月26日、厚生労働省に要望書を提出した。

(5) 個人型確定拠出年金の愛称決定（iDeCo）

厚生労働省では、確定拠出年金法等の一部改正により個人型確定拠出年金の対象者が2017（平成29）年1月から拡大されることを受け、本制度の普及・推進について検討する「確定拠出年金普及・推進協議会」を設置し、初回会合を2016（平成28）年7月に開催した。当協会からは協会長が参加した。

協議会では、個人型確定拠出年金の認知向上を図るため、インターネット特設サイトにおいて愛称を広く一般公募し、その中から英語表記の **individual-type Defined Contribution pension plan** の単語の一部から構成された「iDeCo（イデコ）」に決定した。

(6) 中長期的資産形成等に係る検討小委員会での検討

前述のとおり、中長期的資産形成等に係る検討小委員会において、確定拠出年金法の改正を踏まえ、「指定運用方法の基準の在り方」及び「運用商品提供数の上限設定の考え方」等について検討を行うとともに、厚生労働省とも意見交換を重ねた。

VI. 投資信託及び投資法人の啓発・普及活動

1. 刊行物を通じた活動

当協会は、資産運用や投資信託・REITに関心のある一般投資者向けに、「投資信託ガイド」や「REITガイド」、「マンガで学べる投資信託～教えて！トーシン教授」、「なるほど！投資信託説明書ガイド(交付目論見書)」、「まるわかり!! 投資信託の運用報告書」及び「知っておきたい！投資の基本」を発売している。

また、2007(平成19)年に発行した「マンガで学べる投資信託～教えて！トーシン教授」については、「デジタルブックマンガ」として、2010(平成22)年2月よりWebサイトにも掲載した。

これらのガイドは、当協会や他団体等が開催するセミナー等で配布する他、当協会Webサイトからのガイド請求申込み等を通じて配布するとともに、新聞及び雑誌等への企画記事広告等、バナー広告及び検索連動型広告、パブリシティ広告(無料広告)を通じて、ガイド希望者に無料で送呈している。

2. 講演会及びセミナーの実施

(1) 投信フォーラムの開催

当協会では、啓発・普及事業の一環として、できるだけ多くの方に資産運用の必要性を認識し投資信託に関する知識を習得してもらうため、毎年度、地方都市1か所で「投信フォーラム」を開催してきたが、2009(平成21)年以降は、開催頻度を増やす等の拡充を図った。

具体的には、講演会の形式について、第一部を各開催地で知名度の高い著名人等による特別講演、第二部をファイナンシャルプランナー(以下「FP」)による投資信託セミナー及び運用会社の専門家との対談コーナー(FPとの対談)の二部構成とした。

また、開催に当たっては、全国地方新聞社連合会及び開催地域の地方新聞社との共催により行い、後日、当該新聞社紙面において講演の様子を掲載している。

2009(平成21)年以降の投信フォーラムの開催地は以下のとおりである。

- ・2009(平成21)年 宇都宮市、京都市
- ・2010(平成22)年 松山市、大分市、岡山市、富山市、盛岡市、高崎市、長崎市
- ・2011(平成23)年 松江市、金沢市、熊本市
- ・2012(平成24)年 高松市、長野市、札幌市、盛岡市、奈良市
- ・2013(平成25)年 高知市、新潟市、佐賀市、福井市、広島市、徳島市
- ・2014(平成26)年 山形市、鳥取市、甲府市、宮崎市
- ・2015(平成27)年 神戸市、福岡市、岐阜市、鹿児島市、秋田市、仙台市
- ・2016(平成28)年 静岡市、広島市、福島市、三重市、岡山市、宇都宮市
- ・2017(平成29)年(9月末まで) 甲府市、金沢市、山形市

(注) 平成22年6月以降、会員会社の協力を得て、第二部後半にFPと運用会社の専門家との対談コーナーを取り入れた。

(2) 日経ウーマンセミナーの開催

当協会では、啓発・普及事業の一環として、2012（平成24）年から幅広い層への啓発・普及活動を推進する観点から、働く女性を対象に雑誌社とタイアップして、資産形成セミナー「マネー美人のための資産形成セミナー」を開催している。

具体的には、第一部をFPによる基調講演、第二部をFP、運用会社の専門家及び日経WOMAN編集長によるトークセッションの二部構成としている。

- ・2012年 1会場 … 東京
- ・2013年 2会場 … 大阪、名古屋
- ・2014年 2会場 … 東京、大阪
- ・2014年 2会場 … 東京、大阪
- ・2015年 3会場 … 東京、大阪、名古屋
- ・2016年 3会場 … 東京、大阪、名古屋
- ・2017年 3会場 … 東京、大阪、福岡

3. 証券知識普及プロジェクトと寄附講座等

(1) 証券知識普及プロジェクトにおける活動

当協会は、長期的・継続的に証券知識の普及・啓発を図ることを目的として、日本証券業協会、日本取引所グループ等の証券団体に構成する「証券知識普及プロジェクト」に参画し、中立・公正な立場から、学校向けに金融経済教育に役立つ各種学校教材の提供、一般向けにはセミナーや講演会の開催等の普及・啓発事業を行っている。

① 学校向け教育・啓発事業等

イ. 体験型教材の提供

教育現場で授業を通じて金融経済への興味・関心を高めてもらうため、株式会社の仕組みや金融の仕組み等が学べる体験型の教材を中学校、高校向けにそれぞれ提供し、生徒たちが金融や経済の基本を学んでいる。

ロ. 教員向け支援活動

教育現場における金融経済教育の必要性、提供教材の有用性等を広く教育現場にアピールするため、教育関係者向け情報誌「レインボーニュース」を毎学期作成し、全国の中学校・高等学校・教育委員会等に送付している。

また、生徒と教員が共に利用でき、金融経済の基礎的な知識を学ぶことができるWebサイト「金融経済ナビ」では、旬な経済ニュースをイラストつきで簡単に解説する等、授業展開しやすいコンテンツを順次掲載している。

② 「証券投資の日」記念イベント

金融・証券知識の普及・啓発及び金融リテラシーの向上並びに「投資の日」の周知を目的に、10月4日の「投資の日」を中心に、全国各地で講演会等のイベントを開催する等の活動を行っている。

(2) 大学における寄附講座の開設

当協会と日本投資顧問業協会は、教育機関における金融経済支援を通じて、社会への貢献を果たすべく、2005（平成17）年から、東西の主要大学（平成28年度は7大学）において、寄附講座を開設している。

講義の内容は、おおよそ、資産運用の歴史的経緯、機能、社会的位置付けを概観し、ポートフォリオ理論を踏まえながら、投資信託やヘッジファンド、不動産証券化商品などの金融商品の仕組みや特性を説明する内容に加え、アセットマネジメントビジネスの実態に至るまで幅広い分野が学べるよう工夫されている。

4. 「金融経済教育推進会議」としての活動

2012（平成24）年11月、金融庁金融研究センターに「金融経済教育研究会」が設置され、当協会もこれに参加した。同研究会は7回に亘る検討を行い、2013（平成25）年4月に報告書を取りまとめた。

同年6月に至り、報告書の提言について具体的な検討を行うため、金融広報中央委員会に「金融経済教育推進会議」が設置され、当協会もこれに参加した。

同会議における検討事項のうち当協会が関わる主なものは、

- ① 最低限習得すべき金融リテラシー（4分野・15項目）の内容の具体化及び年齢別に教える事項の整理・体系化
 - ② 金融商品に係る情報提供の充実（中立機関による情報提供の充実）
- の2点である。

これまで当協会における主な取組みとしては、

- ① 「最低限習得すべき金融リテラシーの内容の具体化及び年齢別に教える事項の整理・体系化」を、関係官庁及び関係団体と連携・協力して行い、2014（平成26）年6月「項目別・年齢層別スタンダード」（マップ）を作成・公表した。
- ② 金融庁及び金融広報中央委員会の働き掛けにより、大学生に対してマップに基づく講義を行うため、大学において連携講義を実施することとし、当協会も講師を派遣する等これに対応している。

5. Webサイトの充実

(1) 年金向け情報の拡充等、Webサイトの充実

投資や投資信託への正しい理解の向上及びWebサイトの利用者拡大を図るため、2011（平成23）年に著名人インタビュー及び専門家による解説記事を掲載した。

2012（平成24）年には、確定拠出年金に関する説明を行う「年金ラボ」を開設した。

(2) Webサイトのリニューアル及びスマートフォン対応

当協会のサイトについては、2016年時点でリリースから7年が経過していたことや運用開始以降に追加したコンテンツの増加によりサイト内の情報が増えたこと

等から、デザインの刷新や一定の情報整理が必要と判断されたためサイトの全面リニューアルを行った。

また、近年はスマートフォン等 PC 以外の端末からの当協会サイトへのアクセスが半数近くに上る状況であり、その数は年々増加の一途を辿っている。この状況を踏まえ、サイトデザインの全面リニューアルと併せ、スマートフォン等への表示対応（マルチデバイス対応）も行った。

いずれも 2016（平成 28）年 5 月から開発に着手、2017（平成 29）年 1 月に公開した。

6. 国民の資産形成を支援する制度を周知するための取組み

（1）NISA とジュニア NISA

① NISA 特設サイトの開設及びリーフレット作成

2013（平成 25）年 9 月、NISA の制度周知並びに普及を目的として、当協会 Web サイト上に NISA 特設サイト「NISA で投信はじめよう」を公開した。

また、「金融経済教育委員会」の報告書において、資産形成商品については「リスクとリターン」、「分散の効果」、「長期運用の効果」の理解が必要であることが提言されたことや、NISA を契機にこれから投資を始める投資初心者には有益な情報を伝える必要があると考え、「リスクとリターン」、「資産分散」、「時間分散」、「中長期投資」についてわかりやすく解説したリーフレット「知っておきたい！ 投資の基本」を作成し、平成 25 年 10 月より配布を開始した。

さらに、リーフレットで解説した「リスクとリターン」、「資産分散」、「時間分散」、「中長期投資」をより詳しく説明するために、オフィス・リベルタス代表の大江英樹氏による動画コンテンツ「教えて、大江先生！ 知っておきたい！ 投資の基本」を制作し、平成 26 年 3 月より、当協会 Web サイトで公開した。

② NISA 及びジュニア NISA の円滑な導入や普及・拡大に向けた検討

当協会は、日本証券業協会を事務局とし、NISA 取扱い関係諸団体と金融庁で構成する NISA 推進連絡協議会に参加し、NISA 及びジュニア NISA の円滑な導入や普及・拡大に向けた検討を行った。

具体的には、

イ. 2014（平成 26）年より金融庁が開始した「NISA 口座の開設・利用状況調査」に対し、当協会会員のうち直販を行う会員会社の状況を金融庁に提出。

ロ. 2016（平成 28）年 1 月から始まったジュニア NISA についても調査対象となり、平成 28 年 3 月末時点の口座開設・利用状況調査から提出。

ハ. 同年 5 月 30 日より、「NISA 口座の開設・利用状況調査＜投資信託運用会社の直販分＞」（平成 27 年 12 月末現在）を公表し、以後、3 か月ごとに公表。

(2) iDeCo（個人型確定拠出年金）

前述の厚生労働省において設置した「確定拠出年金普及・推進協議会」では、iDeCoの利用促進に向けた諸施策を検討するため、協議会参加各団体や事務局間の連携を密にし、協議会の円滑な運営を図ることを目的に「幹事会」を設置した。

幹事会では、iDeCoのロゴマークを決定し、金融機関、マスコミ等においても広く利用してもらうことでiDeCoの認知度向上を図っている。

当協会は、協議会としての活動に積極的に協力するとともに、当協会独自でもiDeCoの普及に向けた活動として、当協会が主催するセミナーや新聞広告等で制度周知のための活動を行うとともに、NISA及びiDeCoのロゴを配した蛍光ペンを制作し、セミナー等で配布している。

7. 月刊誌「投資信託」及び「投資信託年報」の休刊

当協会は設立時より、投資信託関連の情報や統計をまとめた月刊誌「投資信託」及び「投資信託年報」を刊行し、会員会社を含む業界関係者や大学の図書館などに配布してきた。

しかし、インターネットを通じた情報提供であれば、不特定多数の者に迅速且つ低コストで情報提供ができること等から、2010（平成22）年10月の政策委員会の了承を得て、月刊誌「投資信託」は2011（平成23）年12月号、「投資信託年報」は平成21年版をもって休刊した。

その上で、投資信託関連の統計については、利用者のニーズがないと思われるものを除き、Webサイトに掲載していた統計データを拡充する方向で見直すこととし、同時に表示方法や操作性についても改善した。

また、従来、「投資信託年報」で掲載してきた投資信託を巡る1年間の動き（年報での名称は特記事項）については、「協会活動報告」としてWebサイト上で開示している。

8. その他の活動

(1) 投資信託に関するアンケート調査

当協会は、投資信託の保有状況や購入意向等を把握し、金融商品の中での投資信託の位置付けを把握するため、毎年、「投資信託に関するアンケート調査」を実施している。

2016（平成28年）からは、これまでの調査形式（3年のうち2年は首都圏・阪神圏での一般向け調査、1年は全国での投資に関心のある層向け調査）を改め、毎年、インターネット調査により、全国の一般向け調査を「投資信託全般に関する調査」と「NISA、iDeCo等の制度に関する調査」の2回に分けて行うこととし、サンプル数も大幅に拡大することとした。

なお、海外金融系企業が日本の投資者の動向を調査する上での参考となるよう、これらアンケート調査のサマリーを英語に翻訳し、公表した。

(2) 資産運用に関する特集記事の掲載

当協会は、より多くの方に資産運用の必要性や投資信託に対する理解を深めてもらうため、新聞等の企画記事に協力し、これに併せて広告を掲載した。

Ⅶ. 国際的な活動

1. 国際投資信託会議への参加

国際投資信託会議は、投資信託制度を有する主要国が当面する各国の諸問題や国際的に共通する問題について討議し、国際的な相互理解と協議を深めることを趣旨に毎年開催されている。

(1) 第30回国際投資信託会議（大阪開催）

- ① 第30回国際投資信託会議が2016（平成28）年10月に日本で開催されることが決定されたことを受け、当協会は国際投資信託協会（IIFA）会議運営委員会の議長を務め、会議の開催に向けて準備を行った。

会議は大阪で開催することとし、今回は同会議の開催30回記念大会となることから、会議のアジェンダもこれまでの世界の投資信託業界の発展を振り返りつつ、将来を展望するものとなるよう、会議運営委員会で検討を進めた。

また、国際投資信託会議が日本で開催される機を捉え、来日する各国投信業界首脳らを講演者、パネリストとして招聘し、世界において重要性が高まっている資産運用業及び投資信託について、その世界的課題や動向をテーマとしたシンポジウムを、日本証券業協会、日本経済新聞社と共催で、東京において実施することとし、これについても関係者とともに準備を進めた。

- ② 当協会はホスト協会として、平成28年10月24日から26日、第30回国際投資信託会議及び国際投資信託協会年次総会を大阪において開催した。

国際投資信託協会が30周年という記念すべき節目を迎える会議であったことから、「過去30年を振り返りつつ、将来の投資信託及び資産運用業界を展望する」という会議全体のテーマを設定し、

「IIFA30周年を迎えて一経済社会環境の変化におけるファンドの役割」

「グローバルな規制動向」

「人口動態の変化とファンド業界の役割」

「ファンドビジネスの展開」

という4つのテーマでスピーチとパネルを構成するとともに、スピーカー及びパネリストとして国際機関、学会、世界の資産運用業界から多彩なゲストを招聘した。

会議では、上記の4テーマに沿ったスピーチ、セッション等にゲストとIIFAメンバーである世界の投資信託業界首脳が参加し、2日間に亘り活発な討議が行われた。

会議には、世界30の国・地域の投資信託協会の代表、ゲスト、関係者併せて80名超が参加した。会議終了後、IIFAは、「IIFA30周年を迎え、IIFAメンバーは、大阪会議において、投資信託業界が新たな世界経済と規制環境の中で投資家によりよい貢献をしていくための課題について活発な議論を行い、今後ますます重要な役割を果たしていく責任と決意を確認した。」とのコミュニケを公表した。

なお、この会議の開催に当たっては、資本市場振興財団の助成を得た。

同会議の内容は以下のとおりである。

< 第30回国際投資信託会議 >

会 場	ザ・リッツ・カールトン大阪（大阪市北区梅田）
-----	------------------------

月 日	内 容
10月24日(月)	○国際投資信託協会 (IIFA) 理事会・専門委員会
10月25日(火)	○本会議1日目 【テーマⅠ IIFA30周年を迎えて】 ・経済社会環境の変化におけるファンドの役割 ・グローバル及び各地域の視点 【テーマⅡ グローバルな規制動向】 ・資産運用業のシステミックリスクをめぐる問題への対応 ・投資家のニーズにどう応えるか—販売、手数料、規制 ・ファンドガバナンス、フィデューシャリー・デューティー、社会的責任投資 等 ○IIFA 年次総会・理事会
10月26日(水)	○IIFA 会議運営委員会 ○本会議2日目 【テーマⅢ 人口動態の変化とファンド業界の役割】 ・人口動態の変化とファンド業界の役割 ・年金と資産運用業界 ・退職の備えに向けた投資家へのソリューションの提供 【テーマⅣ ファンドビジネスの展開】 ・国境を越えたファンド・パスポートの動向 ・情報技術革新、サイバーセキュリティとファンド業界 ・高まる ETF の役割と規制ファンドの未来 等

(2) これまでの開催国一覧

別紙1のとおり

(3) セミナー「グローバル時代の投資信託」の開催

当協会は、2016(平成28)年10月21日、資本市場振興財団の助成を得て、日本証券業協会、日本経済新聞社との共催で、投資信託及び資産形成の重要性等について理解を深めることを目的に、国内外の投資信託業界首脳を招いた公開セミナー「グローバル時代の投資信託」を実施した。

IIFA(国際投資信託協会)会長、米国投資信託協会(ICI)プレジデント兼CEOのポール・スティーブンス氏による基調講演の後、アメリカ、ヨーロッパ、オーストラリアの業界団体、学界関係者、日本の運用会社及び証券会社の首脳によるパネルディスカッションが行われた。

パネルは、第一部「変貌する投資信託とアセットマネジメントビジネスの展望」、第二部「世界経済の展望と長期資産形成に投資信託が果たす役割」という二部構成で行われ、いずれにおいてもパネリストによる活発な討議が行われた。

当日は一般・業界関係者・海外の投資信託関係者併せて約500名が参加した。同セミナーの内容は、以下のとおりである。

<セミナー「グローバル時代の投資信託」>

会 場	日経ホール(東京都千代田区大手町)
開会挨拶	白川 真 投資信託協会会長 稲野和利 日本証券業協会会長

基調講演	「投資信託—変化する経済環境における役割」 ポール・S・スティーブンス氏 国際投資信託協会（IIFA）会長、 米国投資信託協会（ICI）プレジデント兼 CEO
パネル ディスカッション ①	「変貌する投資信託とアセットマネジメントビジネスの展望」 モデレーター： 小平龍四郎氏 日本経済新聞社編集局編集委員兼論説委員 パネリスト： ベンジャミン・フリードマン氏 ハーバード大学教授 ポール・S・スティーブンス氏 IIFA 会長、ICI プレジデント 兼 CEO ピーター・ド・プロフト氏 欧州投信資産運用協会（EFAMA） 事務局長 渡邊国夫氏 野村アセットマネジメント CEO 兼執行役社長
パネル ディスカッション ②	「世界経済の展望と長期資産形成に投資信託が果たす役割」 モデレーター： 今川京子氏 日本経済新聞社編集局次長兼証券部長 パネリスト： クロード・クレマー氏 国際投資信託協会（IIFA）理事 サリー・ロアンヌ氏 豪州金融サービス協議会（FSC）CEO 田代桂子氏 大和証券グループ本社取締役兼専務執行役 田中裕之氏 三菱 UFJ 国際投信取締役副社長
主 催	投資信託協会、日本証券業協会、日本経済新聞社

2. アジア・オセアニア投資信託会議への参加

アジア・オセアニア会議は、アジア・オセアニア地域の投資信託業界全体の発展のため、同地域の投資信託協会が一堂に会し、各地域の投資信託業界が個別に直面している問題、共通の問題点等について討議し、相互理解と交流を深めることを趣旨に毎年、開催されている。

当協会はホスト国として、2008（平成 20）年 4 月 7 日（月）に歓迎レセプションを催し、8 日（火）夜には渡辺金融担当大臣を招いて晩餐会を開催した他、9 日（水）午後からポストカンファレンスツアーを実施した。

（1）第 13 回アジア・オセアニア投資信託会議（東京開催）

2007（平成 19）年 3 月にパキスタンで開かれた第 12 回会議において、第 13 回会議を東京で開催することが決定されたことを受けて、平成 20 年 4 月 8 日（火）と 9 日（水）の 2 日間、当協会の主催により第 13 回アジア・オセアニア投資信託会議を東京で開催した。

<議 題>

4 月 8 日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各国の投資信託業界に関するレポート ○ 年金における投資信託の活用 ○ 投資者へのファンド情報の提供 ○ 新商品（ETF と REIT 等）と競合商品
------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

4月9日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日本における最新の規制動向 ○ オフショアファンドの販売 ○ 販売・勧誘における投資家保護のあり方
---------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) これまでの開催国一覧

別紙2のとおり

3. 米国の外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA) への対応

米国は、金融危機への対応により必要となった莫大な資金の財源問題に対処するため、2009(平成21)年5月に税制改革案(グリーンブック)を発表した。

この税制改革案を実現するため、米国人の個人富裕層に対する課税の適正化等を目的として、外国口座税務コンプライアンス法(Foreign Account Tax Compliance Act、以下「FATCA」という。)を策定し、同年10月に法案を提出した。同法案は2010(平成22)年3月に成立した。

同法の概要は、次のとおりである。

外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA) の概要
<p>① 米国(法)人が米国外の金融資産を通じて米国資産に投資した場合の米国(法)人に関する報告義務の強化を目的とした新しい源泉徴収制度の導入。</p> <p>② 外国金融機関 (FFI) は、IRS (米国内国歳入庁) と米国(法)人口座に関する確認及び報告義務に関する契約を締結することが必要。 契約を締結しない場合は、同機関に支払われる米国源泉の利子・配当・証券の売却代金(グロス)等に対し、30%の源泉徴収。 外国金融機関の範囲としては、「預金を受け入れているもの」、「金融資産のカストディ業務に従事しているもの」、「主に、証券、商品又はデリバティブへの投資やトレーディングに従事しているもの(非米国ヘッジファンド、プライベートエクイティファンド等の投資ヴィークルを含む。))」。</p> <p>③ IRS と契約を締結した外国金融機関に課せられる義務 ・米国(法)人口座であるか否かの確認及び検証 ・年次報告 イ. 特定米国人の氏名、住所、及び米国納税者番号(TIN) ロ. 特定米国人保有外国法人の実質的米国人所有者の名称、住所、及び米国納税者番号(TIN) ハ. 口座番号、残高、年間入金総額及び年間引出総額</p> <p>④ 既存のQI(適格仲介人)への影響についても、③の義務が同様に課せられる。 同法の施行日は、2013(平成25)年1月1日の支払から適用される。</p>

(1) 2010(平成22)年

当協会はこの問題に対処するために、2010(平成22)年7月の理事会で了承を得て、米国のKPMGとコンサルティング契約を結ぶとともに、自主規制委員会委員会社を中心として、「日本の投資信託は、QI制度の下、投資信託会社、受託銀行等が適切に運営・実行している。」点等を強調しつつ、「課税逃れに係るリスクは

低い。」とした点を中心に取りまとめ、FATCA の除外規定の適用を要請することとした意見書を同年8月26日に米国内国歳入庁（以下「IRS」という。）に提出した。

IRS は、同年8月27日に FATCA の取扱いに対する考え方を取りまとめたガイドラインを公表し、同年11月1日までを期限とした意見募集を開始した。

当協会は IRS から公表されたガイドラインの内容を踏まえ、8月に提出した意見書を更に検討・精査して、2回目となる意見書を同年11月1日に提出した。

(2) 2011（平成23）年

2011（平成23）年4月8日に、FATCA 第二次ガイダンスが公表されたことから、投資信託業界に影響があると思われる点について、KPMG と相談し、下記のような意見書をまとめ、同年6月7日付で IRS に提出した。

- ① 日本の投資信託は、日本の国内法（投資信託及び投資法人に関する法律）により設立されたものであり、日本の金融当局の監督を受けている等の点から、FATCA 1471 条の(f)「EXCEPTION FOR CERTAIN PAYMENT」の(4)の米国人による租税回避リスクの極めて低いローリスクに該当するものと考えられ、適用除外となることが適当である。
- ② パススルーペイメントについて、投資信託は、FATCA 上金融口座に該当しないこと、また、実務上実行不可能な計算となること等を理由に、計算・公表の対象から除外すべきである。

また、同年5月にワシントンで開かれた ICI の年次総会及び国際投資信託協会（IIFA）の理事会に副会長が出席した際、KPMG とともに IRS を訪問し、日本の投資信託業界の要望を説明し、意見交換を行った。

これに対し IRS は、日本の投資信託は、租税回避リスクの低いものであることに理解を示したものの、FATCA の対象から除外することについては、パススルー率を他の FFI に提供する必要がある観点から難色を示すとともに、パススルー率について、多少の変更はともかくこれを撤廃することはあり得ない等の感触を示した。

同年7月13日、IRS は、第3次ガイダンスを公表した。それによれば、FATCA に係る契約締結時限を2013（平成25）年6月末まで延長し、パススルーペイメントは、早くても2015（平成27）年の支払い分からの適用とする等の経過措置がとられた。

同年10月、11月に米国財務省の関係者が来日し、意見交換を実施した。

その際、副会長より、「FATCA は税の問題だけでなく日米の資金の流れに関わる問題であり、FATCA が現在の姿で実施されると、日本からの米国債をはじめ米国金融商品への投資は間違いなく discourage され、米国マーケットに与える影響がはかりしれない。」という観点を中心に主張を展開した。

これに対し、米国財務省の関係者からは、年末を目途に FATCA 規則案の公表を予定していることや日本を始め数か国で国籍情報がセンシティブ情報であり、現状各金融機関で実施されている顧客確認手続き以上の追加的な手続きを求めるつもりはない方向で検討していること、パススルーペイメントに係る計算方法の簡便化を含んだオプションについて検討していること等の発言がなされた。

(3) 2012 (平成 24) 年

2012 (平成 24) 年 2 月 8 日、米国財務省及び IRS から、FATCA 規則案が公表された。

当協会は、KPMG とともに規則案の内容把握に努めるとともに、当協会で作成した原案を同年 3 月 23 日までの間、正会員会社向けに意見募集した、意見募集を踏まえ、最終的な意見書を作成し、同年 4 月 26 日に米国政府へ提出した。

主な要望事項は次のとおりである。

- ① みなし遵守ファンドの要件の改善として、「適格投資ヴィークル」の要件について、全ての販売会社が参加 FFI 若しくはみなし遵守 FFI の場合に変更すること。また、「保有制限付きファンド」についても、要件を緩和すること (例えば、販売制限を行える販売会社に係る規模要件の撤廃等)
- ② パススルー源泉徴収に使用するパススルー率の計算方法の改善として、簡便法を導入し、計算できないものを全て 100% としないこと
- ③ 投資信託が IRS に対して行う契約又は登録手続きの簡素化について、運用会社は数多くの投資信託を扱っており、複数の投資信託をまとめて IRS に登録することができるようにすること
- ④ 米国政府と政府間協定の枠組みに参加する意向を表明している或いは米国との間で共同声明に類する枠組みの構築を協議する意向を示している国の FFI について、FATCA に基づく IRS との契約を猶予すること

一方、規則案の公表と同時に、米国とヨーロッパ 5 か国 (仏独伊西英政府) の共同声明が発表された。内容は、「米財務省がこれらの国との政府間で、施行の障害となる現地法令上の問題などの克服のため、政府間の枠組みに合意した FATCA」というものであり、具体的には、「当事国の政府は、FFI が自国政府に FATCA で要請された情報を開示するための国内法を整備し、当該国内における FFI の米国口座特定を実行させ、さらに、米国政府に対して FFI から報告された情報を提供する。」というものであり、その見返りとして、米国政府は以下に同意するというものであった。

- | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none">① 個別 FFI の IRS との包括的な契約締結を免除する② 報告は IRS 向けでなく自国政府向けとする③ 当該国内の FFI 向けの支払いに対しての源泉徴収は発生しない④ 当該国で設立された FFI のうちみなし遵守、免除などの扱いを受けるものの枠組みを (IRS ガイドラインに沿ったかたちで) 予め取り決める⑤ 米国の FFI が、当該国居住者が保有する口座に関して同様の情報を収集し、当該国政府に報告することをコミットする⑥ 当該国の FFI は非協力的顧客の口座を閉鎖する義務を負わないし、非協力顧客に対するパススルー支払いに対する源泉徴収も発生しない⑦ 当該国の FFI は、当該国の FFI あるいは米国政府と同様の合意を行った他国 (FATCA パートナー) の FFI に対してはパススルー支払いの源泉徴収義務を負わない |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

この場合、我が国の金融機関だけが問題を抱え不利になる可能性もあることから、当協会は、金融庁や関係団体とも緊密な連携を取って、我が国でも適切な対応がとられるよう、関係当局に要望した。

その後、日本政府は、米国政府と話し合いを進め、同年6月21日、FATCAの実施の円滑化と国際的な税務コンプライアンスの向上のための政府間協力の枠組みに関する日米共同声明が発表された。

日米共同声明の主な内容は以下のとおりである。

- ① 日米租税条約の活用により、FATCAに係る大きな問題と認識されている「個人情報保護法」、「源泉徴収」及び「口座閉鎖」の問題を解決し、最終的にFATCA契約そのものが不要のない枠組みになることが基本である。
- ② 具体的には、(1) IRSに日本の金融機関が登録する。(2) 日本の金融機関は、顧客の情報のうち、米国示唆情報を確認し、当該顧客の同意が得られれば協力口座の個人情報としてIRSに直接提供する。当該顧客が個人情報の提供を拒否した場合、非協力口座の総数及び総額情報をIRSに直接提供する。(3) 同意のない個人情報については、IRSが日本の国税庁に対し租税条約に基づく情報要請をし、国税庁がIRSに情報提供する。
- ③ これら「②」の内容を実施することにより、米国当局は、以下の内容に合意する見込みとなる。(1) 日本の個々の金融機関は、別途、包括的FFI契約をIRSとの間で直接結ぶ義務から免除される。(2) 脱税リスクが低い等のため適用外として扱われる日本の金融機関又は事業体の特定のカテゴリーを枠組みにおいて特定する。(3) 日本の金融機関に対する支払いにつき、FATCA上の米国源泉徴収を免除する。(4) その他負担を軽減しFATCAの実施を簡素化する方策を提供する。さらに、枠組みの結果として、(1) 非協力口座保有者の口座の閉鎖、(2) パススルーペイメントに対する源泉徴収の2点の実施を求められなくなる見込み。

なお、当協会は、日本政府が米国政府と政府間取決めの作成交渉を行うに当たって、以下の2点を日本政府に要請した。

- ① 日本では、全ての販売会社がFFIとなり、IRSへ顧客情報を報告する以上、ファンドを通じての顧客情報の報告は不要であることから、ファンド（運用会社）からの報告の排除
- ② 投資信託の登録に関しては、コンプライアンス一元化オプション等の考え方に従って、集合的な登録が可能かどうかという点等の登録の簡素化

一方、米国政府は、2月公表のヨーロッパ5か国との共同声明をもとに、同年7月26日にヨーロッパ5か国政府との政府間合意書(IGA)の雛形(Model Iの雛形)を、引続き、同年11月14日には、日本・スイスを想定した政府間合意書の雛形(Model IIの雛形)を公表した。

(4) 2013（平成25）年

2013（平成25）年1月17日、FATCA最終規則が公表されたが、その後も日米政府の交渉は継続して実施され、同年6月11日に「国際的な税務コンプライアンスの向上及びFATCA実施の円滑化のための米国財務省と日本当局（金融庁、財務省、国税庁等）の間の相互協力及び理解に関する声明」が公表された。

同声明の付属書Ⅱ（ANNEXⅡ）の中で投資信託については、集团的投資ヴィークル（CIV）として位置付けられ、FATCA 本則上の二重報告排除の条文とともに、投資信託からの報告は、顧客口座を管理している販売金融機関から顧客情報が IRS に報告される限りは、必要がないことが明確に規定されたため、二重報告の問題は解決された。

他方、ファンドの登録手続きについては、同年9月20日、KPMG を招いて自主規制委員会社等に対する説明会を開催し、KPMG からスポンサー法人という登録形態を用いることで簡素な形で登録できるというアドバイスを受け、それらの点を同年10月10日開催の自主規制委員会に報告するとともに、会員全社に通知した。

（5）2014（平成26）年

2014（平成26）年1月1日より、FFI の登録とグローバル仲介人識別番号（GIIN）の割当が始まった。正会員各社は同年5月5日までに FFI としての自社の登録、及びファンドのスポンサーとしての登録を行うこととなった。

なお、当協会では、平成26年1月より開始された FFI 登録以後も以下のような活動を行った。

- ① 米国時間2月20日に FATCA 規則（最終及び暫定）と FATCA 施行にあわせて既存の源泉徴収ルールを改定する規則（最終及び暫定）が発表され、それらについて、2月21日付で正会員通知を行ったが、その後、KPMG より「当該資料の中に、我が国の投資運用業者に影響のある改訂が含まれる。」との情報提供があったため、それに関する疑問点を取りまとめ、「FATCA 改訂規則の投資運用業者への影響について（Q&A）」を作成し、4月3日付で正会員各社に通知した。
- ② FATCA に関する最新の動向について、KPMG との「FATCA への対応に係る打合せ会」を平成26年5月13日及び9月22日に開催し、自主規制委員会に報告するとともに、会員通知を行った。
- ③ 平成26年10月6日付で、金融庁監督局証券課資産運用室より、「FATCA 登録に関して、8月1日 IRS 公表の FFI リストに基づき登録状況を確認したところ、一部の会員会社の登録が確認できないので、IRS への登録が必要な場合には登録を行うよう周知・徹底して欲しい。」旨の要請があったため、当該会員会社へ確認した結果を金融庁に報告した。
- ④ 米国財務省より IGA（Intergovernmental Agreement：FATCA 政府 間合意書）未締結国の取扱いに関するガイダンスが公表され、みなし IGA 国として取扱われてきた国についての取り扱い方針について示唆されている旨の情報提供が KPMG より届いたため、平成26年12月4日付で会員通知を行った。

4. OECD 多国間自動的情報交換へのコメントリーの提出

- （1）EU 域内国においては、「平成15年6月 EU 貯蓄指令」が採択され、EU 域内国間で、利子の支払者の所在地国税務当局から、受益者の居住地国の税務当局に対し、利子の金額等の情報を自動的に提供し合うことを義務付ける自動的な情報交換が行われていた。

- (2) 2013（平成 25）年 4 月から 7 月の G20、G 8 において、OECD による自動的情報交換の国際基準の策定が指示され、全ての国・地域に対して、新たな基準の採用・実施を呼びかけることとなった。
- (3) 同年 6 月、「G 8 首脳サミットコミュニケ」において、「脱税との闘いにおける極めて重要な手段は、国・地域間の情報の交換である。…多国間及び二国間での税についての自動的情報交換のための単一の真にグローバルなモデルの策定にコミットする。…多国間での自動的な交換の実施の実務性に関する OECD の報告を支持し、…すべての国・地域に対し、この新しい単一の国際的基準を最も早い機会に採用し、効果的に実施することを呼びかける。」とされた。
- (4) 同年 7 月、「G20 財務大臣・中央銀行総裁会議声明」において、「多国間及び二国間での自動的情報交換のための真にグローバルなモデルに関する OECD の提案を完全に支持する。…新しい国際基準としての自動的情報交換にコミットし…自動的情報交換のためのそうした新しい単一の国際基準の設定を目的とした、G20 諸国とともに OECD の作業を完全に支持する。…すべての国・地域に対し、この基準の実施にコミットすることを要請する。」とされた。
- (5) この具体的な検討は、OECD 租税委員会・第 10 作業部会（WP10）において、FATCA のモデル I 政府間協定をベースとした、多国間における金融口座に関する自動的情報交換の国際共通基準について議論された。
- (6) 当協会は、同年 10 月 16 日から 18 日に開催の OECD 租税委員会・第 10 作業部会（WP10）会合に合わせて、金融庁へ対して意見を提出した。
基本的には口座の管理に関するものであるため、日本証券業協会と連携しながら意見の取りまとめを行った。

意見の内容は以下のとおりである。

- ① OECD の多国間枠組み及び FATCA は、いずれも国境を跨いだ租税回避行為の防止・排除という共通の目的を果たすための手段であり、金融機関における実務対応の複雑化を避け、シングルスタンダードが構築されるよう政府間の協調を推進していただきたい。
 - ② 我が国において販売されている投資信託は、ごく一部の委託会社による直販分を除き、通常は販売会社である金融機関を通じて投資家への販売・保有が行われており、最終投資家に対するデューデリジェンスは当然ながら販売会社において行われることとなる。
このように、販売会社である金融機関が投資家のデューデリジェンス等を行う場合には、投資信託自身が開設する金融口座（投資信託の個別の受益者毎の受益権）を定義から除外すべきと考える。
 - ③ 不報告金融機関・適用除外金融商品の定義（Annex II）」において、「投資信託は投資事業体であり金融口座としての定義がそのままとした場合には、FATCA 同様に二重報告の排除をお願いしたい。
- (7) その後、金融庁より、二重報告排除等に係るコメントリーについての検討が、2014（平成 26）年 3 月開催予定の OECD 租税委員会・第 10 作業部会（WP10）において行われる可能性が高いという情報が入ったため、平成 25 年 12 月 13 日に

「OECD 多国間自動情報交換に係るコメントリーに係る意見」として、金融庁を通じて財務省に意見提出した。

その際、前回の意見提出時と同様に、日本証券業協会と連携をしつつ意見提出をしたが、投資信託独自の観点としては、次の2点を提出した。

- ① 我が国において販売されている投資信託は、一部の委託会社による直接販売分を除き、販売会社である金融機関を通じて投資家への販売・口座開設・保有が行われており、最終投資家に対するデューデリジェンスは、当然販売会社で行われる。このように販売会社である金融機関が投資家の口座開設をし、デューデリジェンス等を行う場合には、当該販売会社から投資家等の報告がなされる事から、投資信託自体が投資事業体としての金融口座だとしても、報告対象は投資信託自体ではなく、販売会社からの報告のみとしていただき、二重報告にならないように配慮していただきたい。この場合、FATCA の法律「1471 条 (d) (1) (C)」が参考になるものと考える。
- ② FATCA において報告の対象外とされていた上場 ETF や上場 REIT が OECD の枠組みにおいては報告の対象となるが、その報告の主体については、「投資家の金融口座を開設し、管理している金融機関になるものと考える。」

(8) 2014 (平成 26) 年 2 月 22 日、23 日にオーストラリアで開催された G20 財務省・中央銀行総裁会議で、大枠の合意がなされた。

その後さらに、OECD 租税委員会・第 10 作業部会 (WP10) において共通報告基準 (CRS) のコメントリーについての議論が行われ、3 月及び 5 月の WP10 において同コメントリーが最終合意され、6 月の OECD 租税委員会においても承認され、公表された。

これらに当協会は、以下のとおり対応した。

- ① 同年 4 月 24 日の OECD 非公式会合において議論が予定されていることに伴い、共通報告基準 (CRS) コメントリー草案 (4 月改訂版) に対し、金融庁からの要請を受け、当協会正会員の直接販売に関連した意見として、日本証券業協会の要望等を加え 4 月 18 日に意見を提出した。

(注) 共通報告基準 (CRS) の概要

- ・ 自動的情報交換の対象となる非居住者の口座の特定方法 (DD 手続) や情報の範囲等を各国で共通化する国際基準であり、これは、米法の FATCA の政府間協定の枠組みを一つの参考にして、この共通化した国際基準を作ることによって各国の金融機関の事務負担を軽減しつつ、金融資産の情報を各国の税務当局間で効率的に交換し、外国の金融機関の口座を通じた国際的な脱税及び租税回避に対処することが目的。
- ・ 日本を主体に考えていくと、①まず非居住者の口座を居住地国ごとに選別し、②これら口座保有者の情報を日本の国税庁に報告することとなるが、この際に報告するのは、全ての国ではなく、報告対象国ということになる。この報告対象国が何かというと、日本が自動的情報交換を実施する相手となる国を報告対象国 (その国との間で情報交換の根拠となる租税条約等があるという前提 (情報交換に関する規定があるという趣旨では、二国間の租税条約に限らず、所謂マルチ条約、税務要請執行共助条約という多国間条約があり、そういう情報交換の規定があるので、それらを踏まえたも

の。)、かつ、自動的情報交換を行うという当局間の合意を結んだ国(共通報告基準のモデル **Competent Authority Agreement** を結んだ国))ということになる。これら、報告対象国に当たるものの情報の内容を報告することとなる。③その後、国税庁が、各国の税務当局に対して、年一回まとめて、夫々情報提供するということになる。

② 金融庁より同年3月24日～26日パリにおいて開催された WP10 の共通報告基準 (CRS) コメントリー (3月) の結果に対し、国内立法スケジュール等について意見等があれば4月25日迄に提出して欲しい旨の依頼があったので、会員会社から寄せられた意見を踏まえ「投資信託委託会社の投資運用業者の対応としては、「一般の投資信託は二重報告で対象外」という前提条件の下、提示された国内立法スケジュールについて対応可能と考える。一方、直販を行う第二種金融商品取引業者の立場としては、**FATCA** と異なり抽出残高の閾値が設けられていない点において、報告対象口座は数倍～数十倍となり、実務上の負荷は **FATCA** 以上にかかるため、合理的な閾値を設けてもよいのではないか。また、システム対応について、システム開発に係る詳細情報の提供を、情報ベンダーに対し早めに行っていただきたい。」との意見を4月25日に提出した。

③ 同年10月3日(金)に金融庁において、財務省による **OECD** の金融口座情報の自動的交換に関する基準(共通報告基準)に関する説明会が行われた。その際、財務省から「平成28年1月1日からの開始ということになると準備期間が一年とれないということになり対応困難であるとの意見も複数あり、2017(平成29)年1月1日から手続きを始めて、2018(平成30)年に初回情報交換を始めるというスケジュールで進めたい」との説明があり、その旨自主規制委員会に報告した。

④ その後、金融庁経由で財務省より、「共通報告基準を実施するための報告制度に関する質問」として、同年11月中旬に現行の **FATCA** に係る考え方を整理する形の調査依頼が事務局に寄せられた。この内容を事務局にて確認し、その後、コンサルタントの **KPMG** 及び自主規制委員各社の確認を得て、金融庁に回答を提出した。

⑤ 投資信託業界としては、従来、**FATCA** の際に主張していた点と同様、投資信託や投資法人を単に運営しているだけで、個人の口座を管理していない場合には、当該個人口座を管理している販売会社から必要な口座情報を国税庁に提出し、その際には、運用機関からの報告は免除してもらい、所謂、二重報告の排除の考え方が必要であるとの立場に立って、当協会からも再三に亘って金融庁及び財務省に主張を行い、当協会の主張の方向性で準備が進められることとなった。

(9) 国内法の整備

① 共通報告基準 (CRS) に参加するためには、自国の法律を整備する必要があることから、2015(平成27)年1月に召集された通常国会に、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正法案」として提出され、同年3月31日に成立し、2017(平成29)年1月1日

から適用することとされた。

(注) 2014 (平成 26) 年 12 月 30 日に公表された「平成 27 年度税制改正大綱」

「V 国境を越えた取引等に係る課税の国際的調和に向けた取組み」として、

- ・ 現在、G20・OECD が推進している「BEPS プロジェクト」や「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換」の取組みは、国際的な租税回避を各国協調して防止することで、公平な課税を実現し、税制に対する納税者の信頼を確保するとともに、節税を利用しない企業の競争条件を改善するものである。わが国においても、こうしたグローバルな取組みの趣旨を十分に踏まえ、国境を越えた取引や人の動きに係る課税の適正化に向けて取り組んでいく。
- ・ 国際的な脱税及び租税回避を防止する観点から、非居住者の金融口座情報を租税条約等に基づき各国税務当局と自動的に交換するため、金融機関に対し非居住者の口座情報の報告を求める制度を整備する。
- ・ 健全な国際的投資交流の促進によりわが国経済を活性化する等の観点から、今後とも租税条約の締結・改正を推進し、租税条約ネットワークの迅速な拡充に努める。また、その実現に向けて、関係当局の体制強化等を進める。

と記述された。

- ② 当該共通報告基準等及び法令等の整備に当たっては、適宜、当協会からも要望や意見を提出する等の対応を行い、その多くが当該共通報告基準等及び法令等にて適切に反映された。

(10) 2015 (平成 27) 年 3 月 31 日の法令等公布以後、当協会は、以下のような対応を実施した。

- ① 法令等の記載内容及びその基本的な考え方について、以下のとおり自主規制委員会にて報告を行った。

- ・ 2017 (平成 29) 年 1 月 1 日以後、「報告金融機関等」との間で「特定取引」を行う者は、当該「報告金融機関等」に対して当該者の氏名及び住所等を記載した「届出書」を提出しなければならない。
- ・ 「報告金融機関等」は、平成 28 年 12 月 31 日以前に当該「報告金融機関等」と「特定取引」を行い、かつ、同日において当該「特定取引」に係る契約を締結している者について、平成 30 年 12 月 31 日までに保有情報に基づき当該者の住所等を特定しなければならない。
- ・ 「報告金融機関等」は、その年の 12 月 31 日時点で当該「報告金融機関等」と「特定取引」に係る契約を締結しており、かつ、税法上の居住地国が報告対象国に該当する者がいる場合には、当該者の氏名、住所及び当該契約に係る資産の価額等を、翌年の 4 月 30 日までに所轄の税務署長に報告しなければならない。
- ・ 「報告金融機関等」には、投資信託委託会社、資産運用会社、投資法人及び委託者指図型投資信託の受託者が該当する。
- ・ 「特定取引」には、社債、株式等の振替に関する法律 (社振法) 上の口座の開設を受けることを内容とする契約の締結が該当するが、委託者指図型投資信託に係る信託契約の締結及び資産運用会社と投資法人の間における資産運用契約等の締結は該当しない。

- ・口座開設に係る業務等を行っていない投資信託委託会社については「報告金融機関等」に該当するものの、受託会社との信託契約締結は「特定取引」に該当しないため、投資信託組成の都度、受託会社に届出書の提出等を行う必要はなく、本制度における特段の対応は不要となる。
- ・口座開設に係る業務等を行っていない資産運用会社についても、「報告金融機関等」には該当するが、投資法人との資産運用契約等の締結は「特定取引」に該当しないため、同様に、本制度における特段の対応は不要となる。
- ・投資信託等の直接販売業務を行っている社については、受益者との社振法上の口座開設が「特定取引」に該当するため、新規受益者に関しては口座開設時に氏名及び住所等を記載した届出書の徴求、既存受益者に関しては保有情報に基づく住所等の特定が必要となり、また、当該受益者の税法上の居住地国が報告対象国である場合には、徴求又は特定した当該受益者の情報等を所轄の税務署長に年次で報告する必要がある。

② 国税庁より、金融庁を通じて、本制度の実施にあたり調整が必要な事項についての意見提出の要請等があったことから、自主規制委員等に周知及び意見等の要請等を行った。

また、国税庁に寄せられた意見等に対する回答を会員各社に対し周知するなどの活動を行った。

5. アジア地域ファンド・パスポート（ARFP）への対応

アジア地域ファンド・パスポート制度（Framework for the Asia Region Funds Passport、以下「ARFP」という。）は、APEC 加盟エコノミーのうち、参加を表明した国が投資家保護上の要件を満たしたファンド（投資信託等）について、相互に販売を容易にするため規制の共通化を図るための枠組みである。

2010年のAPEC財務大臣代理会合において、オーストラリアがARFP構想を提案して以降、この枠組みを立ち上げるための構想と戦略を模索するため、APEC財務大臣会合のプロセスにおいて、政治的な対話と関係当局実務者によるワークショップが行われてきた。

2013（平成25）年9月のAPEC財務大臣会合において、オーストラリア、韓国、ニュージーランド、シンガポールの4か国が参加表明文書に署名し、2014（平成26）年4月にはAPECとしてのARFPに係る規則案が示された。

2015年（平成27）年2月には、APECより本件に係るルール案が公表されたが、当協会は、これに対し、①外部監視の仕組み、②コンプライアンス・レビュー、③ファンドのオペレーターの資格要件、④ARFPファンド保有者への開示等に係る事項を中心に、当協会としての意見書を取りまとめ、同年4月に関係規制当局にこれを提出した。

その後、同年9月11日に開催されたAPEC財務大臣会合において、日本もARFPに係る参加表明文書に署名した。こうした動きを踏まえ、当協会は、ルールの最終化に向け、引き続き金融庁や関係団体等と連携しつつ検討を進めた。

2016（平成 28）年 1 月には、APEC より、ARFP に関する協議が大筋で合意された旨のプレスリリースが公表された。ARFP の協力覚書（メモランダム・オブ・コーポレーション）に、オーストラリア、日本、韓国、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール、タイの APEC 加盟 7 カ国関係当局が大筋合意し、「今後、加盟国当局は 2016 年の早い時期に署名することが見込まれる。」「同制度に参加する国は、イニシアチブの実施・運営等に当たって、各国内で承認を得て、メモランダムに署名後 18 か月以内にこのルールを実施するための国内の法制を整備する必要がある。」とされた。

2016（平成 28）年 4 月に、「アジア地域ファンド・パスポートの創設及び実施にかかる協力覚書」（メモランダム・オブ・コーポレーション）に日本、オーストラリア、韓国、ニュージーランドが署名し、同年 6 月にはタイが署名して、同覚書は同年 6 月末に発効した。

協力覚書の発効を受け当協会では、ARFP 制度に基づく投資信託等の組成・海外での販売を行うための環境を整備する観点から、同年 11 月に設置した「ビジネス環境の整備等に係る検討小委員会」の下に、ARFP ファンドの輸出に係るサブ・ワーキング・グループを設置し、検討会議の開催（2 回）、会員等への意見募集（2 回）を通じて実務上の課題や対応策について、関係者を交えて検討を行い、2017（平成 29）年 6 月に中間報告の形で取りまとめを行った。

この間に 2017（平成 29）年 4 月に、ARFP 参加国による第 2 回対面会合が日本を議長国として金融庁で開催されたが、金融庁の要請に基づき、同会合において当協会がこのサブ・ワーキングで提案された日本の輸出スキーム等を説明し、参加国の了解を得ている。

2017（平成 29）年 10 月には、オーストラリアの金融サービス協議会（Financial Services Council）が、オーストラリアの財務大臣、関係当局、運用会社とともに来日し、ARFP 制度の日豪間の推進についてラウンドテーブルを開催し、また在日オーストラリア大使館主催のコンファレンスが開催されたが、当協会から協会長等が出席して、キーノートスピーチ等を行っている。

6. IOSCO による MMF に係る国際的な規制強化への対応

証券監督者国際機構（IOSCO）は、2012（平成 24）年 10 月に「マネー・マーケット・ファンドに関する政策提言」と題する報告書を公表した。

これは、各国の MMF に係る規制及び管理に関する共通規範の基礎となるものであり、組入資産の評価や流動性管理等、15 の提言から構成されている。

同報告書においては、「本報告書公表後 2 年以内に、各国におけるこの提言内容に関する適用状況を調査すること」とされていたが、2015（平成 27）年 9 月にその適用状況の調査結果（ピアレビュー）が IOSCO より公表された。

この IOSCO による最終報告書において、日本は評価 8 項目のうち 4 項目（③基準価額の評価手法、④流動性管理、⑤安定的基準価額採用の場合の対応、⑥格付利用依存への対応）が未達とされたため、当協会では、監督当局と今後の対応について連携

するとともに、関係者と協議を重ね、「MMF 等の運営に関する規則」等の一部改正（案）を策定し、2016（平成 28）年 5 月 13 日より 6 月 13 日まで意見募集を行った。意見募集の結果を踏まえ、同年 7 月 21 日付で規則の一部改正を行った。

改正等の主な内容は以下のとおりである。

①「MMF 等の運営に関する規則」

- イ. MRF の取得・保有対象者を個人に限定する旨を明確に規定。
- ロ. 格付けによる基準に係る留意事項を新たに新設。
- ハ. 満期保有目的債券に関連する規定を削除。
- ニ. 平均残存期間をより国際基準に合わせることとし、WAL（Weighted Average Life）方式の平均残存期間を 90 日、WAM（Weighted Average Maturity）方式の平均残存期間を 60 日に改める。
- ホ. 償却原価法による評価について、時価と評価額の乖離の合計が一定の数値を超えた場合の基準を設けるなど、より国際基準に合わせた規定に改める。
- ヘ. 販売に関する事項として、受益者の流動性需要に応じた適切な資金管理を行う旨の規定を新設。
- ト. 流動性に関する事項を新たに新設。
- チ. 投資信託約款への一部解約に関する記載事項を新たに新設。
- リ. ストレステストの実施等を新たに新設。

②「MMF 等の運営に関する規則に関する細則」

- イ. WAM 方式の平均残存期間の計算方法に関する規定の明確化及び WAL 方式の平均残存期間の計算方法を新たに新設。
- ロ. 満期保有目的債券に関連する規定を削除。

なお、以上の改正について、「①イ.」を除き平成 28 年 12 月 1 日より実施し、「①イ.」のみ、2017（平成 29）年 12 月 1 日より実施した。

7. 米国ドッド・フランク法への対応

2013（平成 25）年 10 月、米国ドッド・フランク法の店頭デリバティブ規制の域外適用に関し、信託協会から当協会に対し、当協会の会員が運用する投資信託について米国人保有割合が過半を超えていないかの確認を各受託銀行に報告してほしいとの要請があった。

当協会は、直ちに正会員各社に対し、各受託銀行への「米国人判定連絡表」の提出を依頼した。

8. EU のヘッジファンド規制への意見提出

2009（平成 21）年 4 月に EU が発表した「代替投資ファンド運用業者」を規制する指令案は、EU 域外国の運用業者に影響が出る恐れがあることが判明した。

当協会は金融庁に対して今後の対策を相談したところ、金融庁より「EU に対する要望書を作成する」よう指示を受けたことから、ICI（米国投資会社協会）とも協議の上、対 EU への要望書を作成し、2010（平成 22）年 4 月 16 日に協会長名で EU 欧州委員会に、以下の内容の要望書を提出した。

- イ. EU 域外で販売される日本籍投信については同指令の適用から除外すること
- ロ. 金融商品取引法に基づき登録を受けた運用業者については、同指令の代替投資ファンド運用業者として認可を受けたものと見做すこと

また、当協会が EU 当局と直接交渉することは不可能であるため、金融庁に対し政府間ベースでの交渉を要請したところ、金融庁は同年 5 月 14 日付で、国際担当の総括審議官が EU の担当局長宛に、本会の要望書に沿った形で、日本の投資信託に対する影響について懸念を表明する内容の書簡を発出した。

さらに、ワシントンで 5 月に行われた ICI の年次総会及び国際投信協会 (IIFA) の理事会に副会長が出席した際にも、ICI や EU 地域の協会関係者と本件について意見交換を行った。

その後、同年 7 月に欧州委員会から、「最終条文ではないが」との留保付で、次の回答が示された。

欧州委員会からの回答 (骨子)
1. 日本の運用業者が EU の運用業者に日本籍投信の運用を委託する場合に、EU 指令が適用されるのかという問題について <ul style="list-style-type: none"> ・ EU の運用業者が日本籍投信の運用に全般的責任を負う場合には、指令がこの運用業者に適用される。 ・ EU の運用業者が日本籍投信の運用に全般的責任を負っていない場合には、そのようなファンドを EU で販売しないときには、指令は日本の運用業者に適用されない。
2. EU の代替投資ファンド運用業者が日本の運用業者に運用を委託することが困難になるのではないかという問題について <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該指令条文についてはまだ交渉が行われている。欧州委員会は委託条項が第三国のサービス・プロバイダーへの委託を認めるため十分にフレキシブルであるよう努める。

その後、欧州理事会は同年 10 月 19 日に指令最終案に合意し、欧州議会も 11 月 11 日にこれを採択した。

最終指令の決定内容 (日本関連部分) は、以下のとおりである。

「代替投資ファンド運用業者」を規制する最終指令 (骨子)
イ. 日本の運用業者が日本籍投信の運用の一部を EU の運用業者に委託した場合でも、日本籍投信を EU で販売しないときは、指令は適用されない。
ロ. EU の運用業者が EU で販売する代替投資ファンドの運用の一部を日本の運用業者に委託する場合には、EU の運用業者に指令が適用される。 日本の運用業者が EU の運用業者からこのようなファンドの運用の一部を受託する場合には、日本と EU 加盟国との間で協力協定の締結が求められる。

なお、指令は 2011 (平成 23) 年に施行され、EU 加盟各国は 2013 (平成 25) 年までに指令に合わせて国内法を整備することになった。

9. 米国 SEC の流動性管理規則案に対する市中協議への対応

米国 SEC は 2015（平成 27）年 9 月に、規制オープンエンド・ミューチュアル・ファンドに対する流動性リスク管理等に係る規則案を公表し、市中協議を行った。

公募オープンエンド投資信託について、新たな流動性規則の導入を提案するものであり、「流動性リスク管理計画の策定」や「スウィング・プライシングの容認」、「開示」等が求められる内容となっていた。

この規制案に関して、2016（平成 28）年 1 月 26 日に「国際投資信託協会 (IIFA)」事務局より、「賛同する協会が連名で、共同レターを米国 SEC に提出したい。」との連絡があった。

当協会は、レターの趣旨が「基本的に流動性の管理は重要であるが、そのために一律の規制を定めるのではなく、各国の成功事例等も参考にしながら多様な在り方を認めるべきである」といった内容であったことから、これに賛同できると考え、同年 1 月 29 日に国際投資信託協会事務局にその旨を連絡した。

10. 国際機関等の意見募集等に係る対応

当協会は、国際機関が公表する各種の提言等に対し、日本の投信制度の実態等に照らしてその内容を精査し、以下のような意見表明を行った。

機関名等	内 容
IOSCO (平成 17 年 4 月)	投資信託のガバナンスに関する報告書案に対する意見募集を求めた。 当協会では、受託会社による投資信託会社の監視等、独立レビューの採用について意見を提出した。
IOSCO (平成 17 年 5 月)	マーケット・タイミング等の防止に係わるベスト・プラクティス基準（案）に対する意見募集を求めた。 当協会では、運用会社によるマーケット・タイミング等に係わる対応及び開示等について意見を提出した。
SEC (平成 17 年 6 月)	SEC の IPO に係わる NASD 規則 2,790 の改正案に対する意見募集を求めた。 当協会では、外国籍ファンドによるアメリカ IPO 市場への参加を可能とするため、英・米・豪・香港の投資信託協会と連携し、意見を提出した。
IOSCO (平成 18 年 9 月)	CIS（集団投資スキーム）のガバナンスについての検証（第二部）に対し、当協会では、我が国の投資信託制度の実態等に照らして内容を精査し、意見表明を行った。
IOSCO (平成 19 年 7 月)	リテール投資家向けのファンド・オブ・ヘッジファンドに係る諸問題について検討するにあたり、主な論点を公表して業界関係者から幅広く意見を求めた。 当協会では、我が国の投資信託制度の実態等に照らして内容を精査し、各種の論点に対して一般投資家保護の観点から意見表明を行った。

<p style="text-align: center;">IOSCO (平成 20 年 12 月)</p>	<p>空売りに係る各国共通の規制やプリンシプルを構築するため、タクスフォースを設置し、検討項目に対する意見募集を求めた。</p> <p>当協会では、空売りの有効性と過度な規制が及ぼす影響への懸念などをまとめ、意見表明を行った。</p>
<p style="text-align: center;">FSB (平成 28 年 9 月)</p>	<p>金融安定理事会 (FSB) は「資産運用業の活動からの構造的な脆弱性に対応する政策提言案」を公表し、意見募集を求めた。</p> <p>当協会では、正会員に対し意見募集を行い、「流動性リスク管理は重要だが、その管理の仕方は個々のファンドでも異なるであろうし、その管理に当たっては流動性の伝播のあり方についてよく検討し、市場の機能を損う規制にならないよう留意が必要であること、また、受益者の公平性を阻害するものであってはならないこと、日本の業界は流動性リスクを強く意識してきていること」等について意見書を提出した。</p> <p>なお、FSB は意見募集の内容を踏まえ、2017 (平成 29) 年 1 月に最終的な提言を公表した。</p>
<p style="text-align: center;">IOSCO (平成 28 年 10 月)</p>	<p>IOSCO は「投資ファンドの終了に関するグッドプラクティス」に係る市中協議を公表し、意見募集を求めた。これは、投資ファンドが終了 (償還) 計画を備えることの重要性について取りまとめたもの。</p> <p>当協会では、正会員に対し意見募集を行い、「償還ではなく、ファンドの併合の方が、投資家保護に貢献したり、投資家の利益になる場合があり、もしも制度的な障害がそのような併合を妨げている場合、我々はそうした障害を取り除くことについて検討すべきである旨を (プラクティスに) 追加するのは有益である。」との正会員の意見を提出した。</p>
<p style="text-align: center;">IOSCO (平成 29 年 9 月)</p>	<p>2017 (平成 29) 年 1 月、FSB は、「資産運用業の活動から生じる構造的な脆弱性に対応する政策提言」を公表した。その中で、流動性リスク管理等について、IOSCO の対応を求めた。同年 7 月、IOSCO は上記 FSB の提言を踏まえ、「集団投資スキームに係る流動性リスク管理に関する提言案」を公表し、意見を求めた。</p> <p>当協会では、正会員に対し意見募集を行い、提言に係る全般的な考え方において、「改正については基本的には賛同するものの、個別具体の流動性管理ツール導入の是非等については、各国の事情を勘案すべきこと、また日本の実情等について言及したうえで、仮に規制の導入が必要な場合、運用会社の負担について配慮して欲しい。」旨の意見を提出した。</p>

11. 投資信託の世界統計への貢献等

当協会は、世界各国の投資信託協会で組織する「国際投資信託協会 (IIFA)」の一員として、投資信託の世界統計を取りまとめ・公表に貢献している。

また、日常業務として、各国投資信託協会との情報・統計データの交換や海外関係機関からの問い合わせに対応している。

IIFA Annual Conference Host Countries

No.	年	主催国・開催地	主催回数	開催日	参加国数 (主催国を含む)
1	1987	ドイツ (ケーニッヒシュタイン)		1987. 12. 3	7
2	1988	カナダ (トロント)		1988. 9. 22-23	10
3	1989	イタリア (ローマ)		1989. 10. 19	12
4	1990	オーストラリア (シドニー)		1990. 10. 19	12
5	1991	イギリス (ロンドン)		1991. 10. 18	17
6	1992	ニュージーランド (クィーンズタウン)		1992. 11. 4-5	13
7	1993	アメリカ (ワシントン)		1993. 10. 28-29	17
8	1994	日本 (東京)		1994. 10. 27-28	17
9	1995	フランス (パリ)		1995. 10. 26-27	24
10	1996	カナダ (トロント)	2	1996. 10. 23-24	27
11	1997	香港		1997. 10. 27-28	28
12	1998	スペイン (マドリード)		1998. 10. 22-23	26
13	1999	南アフリカ (ケープタウン)		1999. 10. 20-21	29
14	2000	ルクセンブルグ		2000. 10. 17-18	35
15	2001	アルゼンチン (ブエノスアイレス)		2001. 10. 16-17	35
16	2002	ドイツ (ベルリン)	2	2002. 10. 15-16	31
17	2003	マレーシア (クアラルンプール)		2003. 10. 20-21	32
18	2004	ブラジル (リオデジャネイロ)		2004. 10. 18-19	28
19	2005	アメリカ (ワシントン)	2	2005. 10. 19-21	34
20	2006	トルコ (イスタンブール)		2006. 11. 1-3	32
21	2007	オーストラリア (シドニー)	2	2007. 10. 31-11. 2	35
22	2008	カナダ (モントリオール)	3	2008. 10. 7-9	29
23	2009	韓国 (ソウル)		2009. 10. 19-21	30
24	2010	チリ (ビニャ・デル・マール)		2010. 10. 18-20	31
25	2011	スウェーデン (ストックホルム)		2011. 9. 19-21	38
26	2012	南アフリカ (ケープタウン)	2	2012. 10. 22-24	35
27	2013	アメリカ (ニューオーリンズ)	3	2013. 10. 22-23	34
28	2014	オーストラリア (キャンベラ)	3	2014. 10. 21-22	27
29	2015	ブラジル (リオデジャネイロ)	2	2015. 10. 19-21	36
30	2016	日本 (大阪)	2	2016. 10. 24-26	30
31	2017	スイス		2017. 10. 2~4	32

AOIFA Meeting

回	年	開催国	開催日	参加国	参加国数 (主催国を含む)
1	1996	オーストラリア	1996. 4. 23-24	香港、インド、日本、ニュージーランド、台湾、タイ	7
2	1997	日本	1997. 4. 10-11	オーストラリア、香港、インドネシア、韓国、フィリピン、台湾	7
3	1998	台湾	1998. 4. 9-10	香港、日本、韓国、マレーシア、フィリピン	6
4	1999	香港	1999. 4. 29-30	日本、韓国、マレーシア、フィリピン、台湾	6
5	2000	マレーシア	2000. 4. 20-21	香港、インド、日本、韓国、シンガポール、スリランカ、台湾	8
6	2001	韓国	2001. 4. 19-20	オーストラリア、中国、香港、インド、日本、マレーシア、フィリピン、シンガポール、スリランカ、台湾	11
7	2002	シンガポール	2002. 4. 10-11	オーストラリア、中国、香港、インド、日本、韓国、マレーシア、フィリピン、台湾	10
8	2003	オーストラリア(2)	2003. 3. 20-21	中国、香港、インド、日本、韓国、マレーシア、ニュージーランド、シンガポール、台湾	10
9	2004	インド	2004. 3. 6-7	オーストラリア、バングラディッシュ、中国、香港、日本、韓国、マレーシア、パキスタン、フィリピン、シンガポール、台湾	12
10	2005	フィリピン	2005. 3. 9-10	オーストラリア、バングラディッシュ、中国、日本、韓国、パキスタン、シンガポール、台湾	9
11	2006	中国	2006. 4. 27-28	オーストラリア、バングラディッシュ、香港、インド、日本、韓国、マレーシア、パキスタン、フィリピン、シンガポール、台湾	12
12	2007	パキスタン	2007. 3. 14-15	オーストラリア、バングラディッシュ、中国、香港、インド、日本、韓国、フィリピン、シンガポール、台湾	11
13	2008	日本(2)	2008. 4. 8-9	オーストラリア、バングラディッシュ、中国、香港、インド、韓国、マレーシア、パキスタン、フィリピン、シンガポール、台湾	12
14	2009	台湾(2)	2009. 4. 14-15	オーストラリア、バングラディッシュ、中国、香港、インド、日本、韓国、マレーシア、パキスタン、フィリピン、シンガポール、タイ	13
15	2010	マレーシア(2)	2010. 4. 5-6	オーストラリア、バングラディッシュ、ブルネイ、中国、台湾、香港、インド、日本、韓国、マレーシア、パキスタン、フィリピン、シンガポール、タイ	14
16	2011	シンガポール(2)	2011. 4. 20-21	オーストラリア、バングラディッシュ、ブルネイ、中国、台湾、香港、インド、日本、韓国、マレーシア、パキスタン、フィリピン、シンガポール、タイ	14
17	2012	香港(2)	2012. 4. 3-4	オーストラリア、バングラディッシュ、中国、台湾、香港、インド、日本、韓国、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ	12
18	2013	インド(2)	2013. 3. 4-5	オーストラリア、バングラディッシュ、台湾、香港、インド、日本、韓国、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ	11
19	2014	韓国(2)	2014. 3. 17-18	オーストラリア、バングラディッシュ、中国、台湾、香港、インド、日本、韓国、マレーシア、パキスタン、フィリピン、シンガポール、タイ	13
20	2015	タイ	2015. 3. 17-18	オーストラリア、バングラディッシュ、中国、台湾、香港、インド、日本、韓国、マレーシア、パキスタン、フィリピン、シンガポール、タイ	13
21	2016	パキスタン(2)	2016. 4. 4-5	中止	
22	2017	フィリピン(2)	2017. 3. 27-28	オーストラリア、バングラディッシュ、中国、台湾、香港、インド、日本、韓国、マレーシア、パキスタン、シンガポール、タイ	13

VIII. 協会の体制整備等

1. 緊急時の対応

(1) 「緊急時対策検討特別部会」の設置

2005（平成 17）年 11 月 1 日、東京証券取引所においてシステム障害が発生し、株式・CB の売買が午前 9 時より午後 1 時 30 分までの間、停止した。この事態に、会員会社や全国の販売会社から、システムの復旧の目処や投資信託の設定・解約注文を受け付けるべきか等の問い合わせが、当協会に多数寄せられた。

このような緊急事態の発生に際し、特別対策部会を急遽開催することや、限られた時間で迅速に対応策を協議・決定し、実施することは困難であることが判明したことから、同年 12 月の理事会において、緊急事態発生時における投信業界が講ずべき対応策及び実施に当たってのマニュアル等を検討するため、「緊急時対策検討特別部会」の設置を決定した。

特別部会は 2006（平成 18）年 2 月に初回会合を開き、検討の目的や考えられる検討事項について確認するとともに、緊急事態を想定して実務的な立場からその対応策等について検討するため、専門委員会の設置を決定した。

専門委員会は、特別部会から次の事項を付託され、同年 3 月より検討を行った。

< 専門委員会の付託事項 >

- | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none">1. 想定される緊急事態とその影響2. 緊急事態発生時の対応等3. 緊急措置の発動のタイミングとその決定方法4. 緊急措置に係る手続き等（予め整備しておく事項を含む。）5. その他、検討を要する事項 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

専門委員会では、緊急事態として想定される事象とそれに対する業界としての対応について検証し、「特別対策部会決議に基づき業界として統一的に対応すべき事項」と「各委託業者が個別に判断し対応すべき事項」とに整理した。

また、緊急事態が発生した場合の特別対策部会の運営方法や、その際の基準価額の公表に対する考え方、連絡体制等事前に整備すべき事柄について、検討した。

専門委員会は、検討結果を「緊急事態発生時の対応等について（中間報告）」として取りまとめた。

< 中間報告の記載項目 >

- | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none">I. 考えられる緊急措置とその内容II. 想定される事象とその対応策等<ol style="list-style-type: none">1. 取引所等の取引停止2. 暴落等取引市場に混乱が生じた場合3. 市場インフラの機能停止4. 委託業者の業務停止5. 関係機関の業務停止III. 特別対策部会の運営等について |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

- | |
|---------------------------------------------------------------------------------|
| IV. 基準価額の公表について
V. 連絡体制の整備等
1. 協会における体制の整備
2. 会員における連絡体制の整備
VI. その他 |
|---------------------------------------------------------------------------------|

その後、同年10月から一般用 Web サイトで意見募集を行ったが、特に意見は寄せられなかったため、専門委員会は、中間報告の内容を踏まえ、具体的に実施する上での基本的考え方をまとめた「ガイドライン」を策定した。

(2) 緊急事態発生時におけるガイドラインの制定

2006（平成18）年2月に発足した「緊急時対策検討特別部会」は、実務的立場からの対応策等について検討を付託した専門委員会の検討結果「緊急事態発生時の対応等について（中間報告）」の内容を踏まえ、具体的に実施する上での基本的考え方を「ガイドライン」にまとめた。

同ガイドラインは、「有価証券市場の取引停止等、緊急事態が生じた場合に委託業者が講じる措置及び販売会社の対応」、「想定される事象とその発生に伴い講じる措置」、「特別対策部会の運営」等について取りまとめたものであり、2007（平成19）年5月の理事会で了承を得て、同年5月18日から施行した。

<緊急事態発生時における投資信託の運営等に係るガイドライン>

- | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| I. 目的
II. 緊急事態が生じた場合に委託業者が講じる措置及びその内容等
III. 想定される事象とその発生に伴い講じる措置等
1. 取引所等の取引停止
2. 暴落等取引市場の混乱
3. 市場インフラの機能停止
4. 委託業者及び関係機関の業務停止
5. その他
IV. 受付中止措置等の措置が講じられた場合の販売会社の対応
V. 受付中止措置等の措置の実施等の連絡
VI. 受付中止措置等の措置の実施日における基準価額の公表
VII. 会員等における連絡体制の整備等
1. 委託業者会員における体制整備等
2. 販売会社の体制整備
VIII. 協会における連絡体制等の整備
IX. 特別対策部会の運営等
1. 特別対策部会委員会社の連絡窓口の届出等
2. 特別対策部会の運営 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(3) 特別対策部会の開催

2006（平成18年）1月18日、東京証券取引所が午後2時40分以降、終日、株式、CB及び交換社債全銘柄の売買を停止した。

これは、注文件数等の急増により、同取引所のシステム処理可能件数を超える可能性が出たことから、急遽取られた措置であった。同時に、翌日以降についても、

注文件数等が一定数（注文件数 850 万件又は約定件数 400 万件）を超える場合は、売買を停止することが発表された。

これにより、投資信託の設定・解約注文をどう処理するのが問題となった。このため、翌1月19日に、部会設置に関する規則第20条の規定により特別対策部会を招集し、今後の対応策について協議した。

この結果、当面の措置として、特別対策部会決議「東京証券取引所の取引停止に伴う当面の措置」を行い、同日付で会員代表者への連絡及び新聞発表を行った。

＜特別対策部会決議（平成18年1月19日）＞

1. 当分の間、東京証券取引所の売買が停止され、当日の再開が見込めない場合には、東京証券取引所の売買銘柄を主たる投資対象とする投資信託について、売買停止された時刻以後、当日分としての設定・解約の申込の受け付けを中止するものとする。
ただし、確定拠出年金ファンドの買付申込等やむを得ない事由により中止することが困難な場合には、適用しない。
2. この決議は、平成18年1月20日から実施する。

なお、この「特別対策部会決議」は、上記（2）のガイドラインの制定に合わせ、廃止した。

2. 協会のあり方に関する検討

（1）協会のあり方に関する検討委員会の設置

2006（平成18）年6月に可決・成立し、2007（平成19）年秋より本格施行されることとなった金融商品取引法は、従来の認可制業務を登録制に変更することや、自主規制機関の業務として、会員の法令・規則等に関する遵守状況の調査及び違反等に対する会員の処分等を規定し、法令に基づく自主規制機能を拡充した。

このため当協会は、2007（平成19）年度事業計画において、「新法制度下に求められる協会の役割と、多様化する会員に相応する組織構成等について議論し、今後の協会の在り方について方向性を得る」こととし、平成19年4月の理事会において、「協会のあり方に関する検討委員会」を理事会の諮問機関として設置することを決定した。

同委員会は、同年5月7日より検討を開始したが、この問題が協会の基本的なあり方に関する事項であって、全会員の意向を確認する必要があると判断し、5月25日付で会員全社に対しアンケート調査を実施し、その結果を参考に検討を進めた。

この結果、同年9月に「本会のあり方に関する中間整理」として当協会の組織体制についての考え方を整理し、2008（平成20）年1月に「会費のあり方の方向性」、3月に「正会員と異なる資格の会員の会費のあり方」をそれぞれ取りまとめ、理事会に報告した。

＜本会のあり方に関する中間整理（平成19年9月21日）＞

I. 自主規制のあり方にかかる論点

<ul style="list-style-type: none"> 1. 本会の目的について 2. 本会の自主規制機能のあり方 <ul style="list-style-type: none"> (1) 本会の自主規制機能の対象 (2) 協会の決議機関・審議機関、委員構成等のあり方
<p>II. 本会の会員の範囲、構成のあり方等にかかる論点</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 会員の範囲、構成のあり方 <ul style="list-style-type: none"> (1) 本会の会員制度の現状、(2) 会員の範囲に関する考え方 2. 入会審査等のあり方 <ul style="list-style-type: none"> (1) 入会審査の重要性、(2) 入会審査に関する基本的な考え方 3. 役員構成、推薦方法のあり方 <ul style="list-style-type: none"> (1) 役員構成について、(2) 役員の推薦方法について
<p>III. その他の論点</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本証券投資顧問業協会との関係について

(2) 検討委員会の取りまとめ

理事会は、「協会のあり方に関する検討委員会」からの3次に亘る報告を受け、当協会の自主規制の範囲、会員の範囲及び会費のあり方等の当協会のあり方の方向性について慎重な検討を重ねた。

この結果、2008（平成20年）4月の理事会において、この問題に関する理事会の最終案として「投資信託協会のあり方の方向性（要綱案）」を取りまとめ、これをもって全会員に対する意見募集に入ることを決定した。この意見募集は、平成20年4月に行い、その後に最終的な協会の方向性を決定し、定款及び業務規程の変更等、所要の手続きを進めた。

<投資信託協会のあり方の方向性（要綱案）（平成20年4月18日理事会）>

<ul style="list-style-type: none"> 1. 本会の自主規制のあり方等 <ul style="list-style-type: none"> (1) 目的 (2) 自主規制の対象範囲 (3) 決議機関・審議機関 (4) 理事会、各審議機関の委員構成等について 2. 本会の会員の範囲、構成等のあり方 <ul style="list-style-type: none"> (1) 会員範囲、構成について (2) 入会審査 (3) 役員定数 (4) 役員の推薦方法 3. 本会の会費のあり方 <ul style="list-style-type: none"> (1) 会費総額の計算方法について (2) 正会員の会費の構成について (3) 均等会費 (4) 変動会費 (5) 純資産総額の減額率 (6) キャップ制の導入 (7) 賛助会員の会費について (8) 途中入退会の会員の会費の取扱いについて 4. 日本証券投資顧問業協会との関係について 5. その他 <ul style="list-style-type: none"> (1) 入会金のあり方

- | |
|---------------------------------------------------------------------------|
| (2) 基金等の運用方法
6. 新体制等への移行時期等
(1) 新体制等への移行時期
(2) 平成 20 年度の会費計算について |
|---------------------------------------------------------------------------|

(3) 定款及び業務規程等の整備

当協会は、「投資信託協会のあり方の方向性（要綱）」の内容に沿って、定款及び業務規程等の変更案を作成し、2008（平成 20）年 6 月の理事会の承認を得た後に、6 月 30 日開催の定時総会に附議し、承認を得た。（定款及び業務規程については、7 月 25 日に金融庁長官の認可を得た。）

(4) 新体制への移行と事務局組織の刷新

当協会は、「投資信託協会のあり方の方向性（要綱）」及び第 62 回定時総会で改正した定款及び業務規程等の内容に沿い、2008（平成 20）年 10 月 1 日に新体制に移行した。

移行に当たっては、9 月の理事会において、「定款の施行に関する規則」及び「部会設置に関する規則」を改正し、「役員候補者の選出に関する規則」を新たに制定した。

また、「会員の業務運営等に関する規則」を初めとした各種の規則及び細則とガイドライン等を改正した。

3. 役員構成の推移等

① 2005（平成 17）年 6 月から

金融機関による投資信託の販売が増加していることを踏まえ、会員外理事（都市銀行）を 1 名増員し、証券会社会員理事を 1 名減したことから、平成 17 年 6 月の役員改正時の理事構成は次のようにした。

理事構成	人数
証券投資信託委託業者会員	10
不動産投資法人資産運用業者会員	2
証券会社会員	6
会員外	6
合 計	24

② 2009（平成 21）年 6 月から

外部有識者の比率を高めるとの考えから、会員外理事を 1 名増員し、賛助会員理事を 1 名減したことから、平成 21 年 6 月の役員改正時の理事構成は次のようにした。

理事構成	人数
証券投資信託委託業者会員	10
不動産投資法人資産運用業者会員	2
賛助会員	5
会員外	7
合 計	24

なお、監事については、これまで正会員から2名を選出していたが、1名を会員外（公認会計士）とした。

③ 2011（平成23）年6月から

後述の公益法人制度改革を機に、会員理事の構成を、より会員構成（正会員と賛助会員の会員数比率）に近いものに変更することとし、正会員理事を1名増員し、賛助会員理事を1名減とした。よって、平成23年6月の役員改正時の理事構成は次のようにした。

理事構成	人数
証券投資信託委託業者会員	11
不動産投資法人資産運用業者会員	2
賛助会員	4
会員外	7
合計	24

④ 2013（平成25）年6月から

監事は理事会への出席が義務付けられているため、監事不在の理事会開催を避けるため、監事を2名から3名（正会員から選出する監事を1名増員）とし、正会員監事2名、会員外監事（公認会計士）1名とした。

⑤ 2017（平成29）年6月から

正会員理事を15名、会員外理事を9名とした。よって、平成29年6月の役員改正時の理事構成は次のようにした。（監事構成に変更はなし）

理事構成	人数
証券投資信託委託業者会員	13
不動産投資法人資産運用業者会員	2
賛助会員	0
会員外	9
合計	24

4. 「金融商品取引業協会懇談会」における検討

金融商品取引法が2007（平成19）年9月末より施行されることを受け、当協会は日本証券業協会、金融先物取引業協会、日本商品投資販売業協会（2008（平成20）年6月解散）及び日本投資顧問業協会とともに、有識者や金融庁を交えた「金融商品取引業協会懇談会」及び「同幹事会」を同年1月に設置し、金融商品取引法施行後の金融商品取引業協会のあり方について検討を行った。

この結果、同年6月に中間整理として、「金融商品取引業協会のあり方について」を取りまとめ、公表した。

＜金融商品取引業協会のあり方について（中間整理）＞

- | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 自主規制の意義 2. 自主規制の機能 3. 協会への加入 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|

- | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none">4. 金融商品取引業と自主規制機能の隙間5. 自主規制の体制6. 金融商品取引法施行時における自主規制機関のあり方7. 苦情解決・あっせん機能の統合8. 中長期的な自主規制機能のあるべき姿 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

5. 外部監査の導入

公益法人制度改革法（平成 20 年末までに施行）は、大規模公益法人に対して会計監査人による監査を義務付けているが、当協会はこれに該当しないものの、公益法人に求められる公正かつ適切な運営の観点から財務会計の透明性向上をより一層図ることが重要と考え、2006（平成 18）年 12 月の理事会において、外部専門家による会計監査を 2007（平成 19）年度から導入する方向で、監査法人の選定作業等の準備を進めた。

その後、主な監査法人 4 社に対して当協会の現状等を説明し、平成 19 年 2 月の理事会において、監査費用等の見積もりがあった 3 社の費用、監査時間、監査の内容等を検討の上、「新日本監査法人」に依頼することを決定した。

6. 公益法人制度改革への対応

当協会は 2013（平成 25）年 11 月末までの間に「公益社団法人」又は「一般社団法人」のいずれかへの移行を選択し、公益社団法人の認定又は一般社団法人の認可を受けなければならないこととされた。

当協会の役割を考慮すれば、「公益社団法人」の認定を受けるよう努力することが適当と判断されたことから、認定申請に向けた作業を行うこととした。

ただ、準備作業を行うに当たっては、公益法人制度改革に関する法令や新会計基準に対する専門的な知識が必要であることから、2009（平成 21）年 9 月の理事会において、準備作業を効率的かつ円滑に行っていくために、コンサルトタントの意見を聞きながら進めることが了承された。これを受け、コンサルト会社との間で、同年 12 月に業務委託契約を締結した。

（1）公益認定申請に向けた作業等

平成 21 年 12 月からコンサルト会社と協議・検討を重ねるなど、認定申請に向けた準備作業を進めた。

- ① 2010（平成 22）年 5 月の理事会において、これまでの検討状況等に関する中間報告を行い、検討作業がある程度進んだ段階で、いずれの法人形態を選ぶかなどの方向性について理事会に諮ることを説明した。
- ② 同年 12 月の理事会において、
 - イ. 金融商品取引法上の「認定金融商品取引業協会」として、自主規制業務等の公益性の高い事業活動を推進していることから、「公益社団法人」へ移行することが望ましいこと
 - ロ. 新公益法人制度改革関連法に基づく公益性認定基準及び財務基準等の

諸基準に適合していると考えられることから、2011（平成 23）年前半を目途として、「公益社団法人」への移行に向けた認定申請を行うことを決議した。

- ③ 2011（平成 23）年 2 月の理事会において、今後、次期役員候補者の選任に関する一連の手続きの日程などを考慮し、移行認定申請等の審議を 6 月の理事会及び定時総会に諮り、承認が得られたことから、移行認定申請書を内閣府公益認定等委員会に提出した。

（2）公益認定申請の取下げ、一般社団法人への移行認可申請

- ① 2011（平成 23）年 7 月 25 日付で内閣府公益認定等委員会に対し、公益社団法人への移行認定を申請したところ、2012（平成 24）年 2 月に至り、同委員会から、当協会が行っている事業の中に、公益事業と共益事業が混在しているものがあり、これを控除すると、法定の公益目的事業比率を満たせなくなるとの見解が示された。
- ② 上記理由から、2012（平成 24）年 2 月 16 日の理事会において、公益認定申請を取り下げ、一般社団法人への移行認可申請を行うこととした。
- ③ 上記を踏まえ、同年 6 月 29 日の定時総会において、「一般社団法人への移行認可申請の承認を求める件」を附議し、承認が得られたことから、同年 7 月 26 日付で内閣府公益認定等委員会に対し、一般社団法人への移行認可を申請した。
- ④ 同年 11 月 9 日付で、同委員会から「認可の基準に適合すると認めるのが相当である。」旨の答申が出され、同年 12 月 25 日付で内閣総理大臣による認可を受けた。

なお、一般社団法人への移行に当たっては、認可を受けた日から 2 週間以内に新法人の設立等の登記を行う必要があったことから、当協会は登記を 2013（平成 25）年 1 月 4 日（一般社団法人への移行日）に行った。

7. 法律事務所との顧問契約の締結

当協会は、当協会の業務に関する法令等の助言を得るため、2016（平成 28）年 4 月 1 日付で、都内の法律事務所と法律顧問契約を締結した。

相談内容等は、

- ・ 契約書一般に関する相談
- ・ 専門的な内容の相談
- ・ 労務相談

等である。

8. 「正会員代表者の資格要件等に関する検討小委員会」における検討

当協会は、2016（平成 28 年）5 月の理事会において「正会員代表者の資格要件等に関する検討小委員会」を設け、協会のガバナンスのあり方等に関し検討を行った。

検討内容は、正会員代表者資格要件（正会員会社における代表権の有無）に止まることなく、会長職のあり方（非常勤又は常勤、推薦方法）や当協会のガバナンス等に関する事項等について検討することとされ、2007（平成 19）年 9 月の「協会のあり

方に関する検討委員会」中間整理を参考にしつつ、投資信託業を巡るその後の環境変化を踏まえて、新たな論点についても検討を行った。

検討に当たっては、検討小委員会メンバー以外の理事・監事からもアンケート調査により意見を集め、平成 28 年 7 月より 3 回に亘って議論した。

その結果、2017（平成 29）年 1 月の理事会に対し、

- ① 協会の目的と性格
- ② 理事会の構成等
- ③ 理事会メンバーの選定方法
- ④ 会長職のあり方等
- ⑤ 賛助会員
- ⑥ 他の協会との関係
- ⑦ 今後の進め方

等について、考え方を整理した報告書を提出した。

当協会は、検討小委員会報告書の提言内容を具体化するため、会員に対する意見募集を行った上で、同年 3 月の理事会に「定款」及び「定款の施行に関する規則」等の一部改正案と「賛助会員に関する規則」の制定案を附議し、了承された。

改正・制定された主な規則は以下のとおりである。

- ① 「定款」の改正
- ② 「定款の施行に関する規則」の改正
- ③ 「入会金及び会費に関する規程」の改正
- ④ 「委員会設置に関する規則」の改正
- ⑤ 「賛助会員に関する規則」の制定

9. 入会拒否事由の検討

2009（平成 21）年 11 月の理事会において、「現行の入会資格は、定款に定めがあるものの、入会拒否事由が限定されており、法令違反行為により行政処分を受けたことのある者について、その後も改善が認められない場合には、入会を拒否することもできるよう規則を見直してはどうか。」との提案がなされた。

これを受けて必要な検討を進め、同年 12 月の理事会において、「定款の施行に関する規則」を一部改正した。

これにより、正会員については、「例えば、法令違反行為等によって当局から業務停止等の行政処分を受け、登録取消までには至らなかった者が、入会申込時においても適正な業務運営を遂行するための態勢を十分に確立していない場合」等には、理事会の判断により、入会を拒否できることとなった。

10. 東日本大震災（2011（平成 23）年）に係る対応

当協会は、2011（平成 23）年 3 月 11 日の東日本大震災発生に伴い、次のような対応を行った。

なお、当協会は、被災者の救援や被災地の一日も早い復興を願って義援金を拠出することとし、同年 4 月 15 日に日本赤十字社に 700 万円を拠出した。

（1）震災発生における対応

3 月 11 日（金）14 時 46 分頃、三陸沖を震源とするマグニチュード 9.0 の東日本大震災が発生した。

当協会や当協会正会員の投資信託会社の多くが所在する東京 23 区も大きな揺れを観測し、都内の交通網は寸断し、電話回線も通じにくい状態となる等、大混乱が生じた。

また、その後、福島第一原子力発電所の事故の影響により、東京電力管内において大規模な計画停電が実施されることとなった。

このため、地震発生直後から数社の正会員会社より当協会に対し、「停電等により基準価額の計算等、会員の業務運営等に影響が生じることも考えられるので、協会において何らかの統一的な対応策を講じるべきではないか」との問合せがあった。

当協会では、2007（平成 19）年 5 月に「緊急事態発生時における投資信託の運営等にかかるガイドライン」を制定しているが、このガイドラインでは、それぞれの事象によって影響を受ける範囲やその度合い等が異なることから、「業界が統一的去るべきもの」と「各委託会社が、ファンド毎にその影響度合いを踏まえて判断するもの」に整理している。

また、地震が発生した 3 月 11 日、東京証券取引所等は市場を閉鎖せず、取引は通常どおり行われ、東京電力が 3 月 13 日（日）に「3 月 14 日（月）から「計画停電」を実施する」旨を発表した同日にも東京証券取引所は、「14 日の東証市場は通常どおり取引を行う」旨を発表した。

こうした一連の動きを踏まえて当協会は、この時点で、「取引所が取引を停止するような業界全体に影響を及ぼす事態が起きる可能性は考えにくいだが、例えば特定の会社の時価情報システムがダウンして基準価額が計算できないといった、一部の投資信託会社やファンドに影響を与える事態が考えられる。こうした事態は、全ての投資信託会社や投資信託全体に影響を及ぼすものではないことから、基本的には、各投資信託会社がファンドごとにその影響度合いを考慮して、必要な措置を講じるかどうかを判断し、適切に対応することが適当」と考え、3 月 14 日付で正会員に対し「緊急事態発生時における投資信託の運営等に係るガイドライン」を参考に、適切に対応するよう通知した。

（2）運用報告書・資産運用報告の作成・交付に関する対応

東日本大震災の発生とそれに伴う電力不足の影響は、正会員各社が作成する運用報告書や資産運用報告の作成・交付にも影響が出る事態となった。

このため当協会は金融庁に対し、「状況が解消され次第、速やかに交付することを前提に、やむを得ない場合は作成・交付が遅れることを認めて欲しい。」と要請したところ、金融庁の了解が得られ、4 月の政策委員会での報告をもって正会員会社に周知した。

(3) 節電対策への取組み

平成 23 年 4 月 18 日、金融庁から当協会に対し、「東日本大震災の影響により、この夏は、東京電力・東北電力管内の電力供給不足が見込まれるため、投信業界における節電対策を取りまとめ、4 月 25 日までに提出すること。」の要請があったことを踏まえ、「投信業界における節電対策について」を取りまとめ、4 月 21 日開催の理事会で決定した。

当協会では、5 月 20 日、「投信業界における節電対策について」を Web サイトに掲載するとともに、正会員会社宛に通知した。

IX. 日本投資顧問業協会との統合問題に係る検討

1. 「協会統合に関する検討委員会」における検討

2008（平成 20）年 4 月に取りまとめられた「投資信託協会のあり方の方向性（要綱）」では、「日本証券投資顧問業協会との統合の問題に関しては、早期に検討を開始し、年内を目途にその方向性について結論を得る」とされたことから、2008（平成 20）年 6 月の理事会において「協会統合に関する検討委員会」を設置し、当協会と日本投資顧問業協会（2012 年 7 月改称）との統合に係るメリット・デメリットや統合を行う場合に考えられる問題点等について検討を開始した。

同委員会では、統合をすることとした場合の諸課題として、

- ① 統合の意義や自主規制機関としての役割（自主規制の統一化、会員調査）
- ② 協会の運営（自主規制及び会員の範囲、総会の議決権、理事の定数・構成、協会の委員会、事務局組織、協会活動、運営経費・会費の規模）
- ③ 会員の業務運営等の課題

について検討し、同年 11 月の理事会に検討結果を報告した。

報告は、統合に当たっての課題を次のように整理した。

- ① 統合の方向性を判断する前に解決しておくべき基本的な課題（両協会の会員調査等の自主規制の体制整備、会費負担水準）
- ② 方向性を判断するに当たって、認識しておくべき課題（投信ブランド価値の低下の問題、会員数増加による議決権の希薄化の問題）」
- ③ 方向性を判断した後の統合準備作業の段階で解決すべき課題（理事定数、組織構成等の問題）

理事会においては、これらの課題について、今後、両協会が協議・検討を進めることとされ、これを受けて両協会の事務局間で検討を続けた。

2. 検討の中断

2010（平成 22）年 2 月に至り、日本投資顧問業協会（2012 年 7 月改称）の理事会において、「投資信託協会との統合問題の検討を一旦中断ないし終了といった取扱いとすること」が了承されたことから、当協会では、3 月の理事会において、

- ① 統合問題について、双方の事務局間で具体的な検討を進めてみると、これまで両協会が別々の組織として何十年も歩んできたことから、会費体系や、会員構成の違いからくる議決権問題等について、両協会の会員の納得が得られるような具体案が容易には見出せないこと
- ② 自主規制機能の発揮のあり方でも、多数の個人投資者に公募投信を提供することを主たるビジネスとする投信会社からなる当協会と、機関投資家からの一任を受けて投資運用を行う投資顧問会社や助言業者等からなる日本投資顧問業協会では、考え方に相当の違いがあることが明らかになったこと
- ③ また、こうした中、公益法人制度改革が施行され、公益認定をどうするかが課題となり、当協会としては、両協会が公益法人化の検討を進めれば、機構や財務についてコンバージョン（収斂、共通化）が図られ、統合の検討を後押しする効果もあるのではないかと考えたが、日本投資顧問業協会との間では公益認定の問題

題についても考え方が分かれ、むしろその点が同協会において統合問題の検討終了を決意される一因となった模様であること

といった説明を行った後に、当協会の対応について意見交換が行われ、統合問題の検討を一旦終了することが了承された。

X. 協会システムの開発と稼働等

1. 投信情報システム等の再構築のための検討

当協会は、2005（平成 17）年 9 月の理事会の承認を得て、当協会が運営する各種システムを抜本的に見直す必要があるとして、再構築に向けた検討を開始した。

検討は、

- ① 効率性の高いシステムの構築
- ② 会員のコスト負担の低減、利便性の向上
- ③ 柔軟性・拡張性に富んだシステムの実現

に重きを置くこととし、その検討を外部のコンサルタント業者に委託して、現行システムの調査分析と次期システムの要件、開発業者の選定等を調査させ、2006（平成 18 年）度初めに報告するよう要請することとした。その上で、着手するかどうか、着手するとした場合にどこまでの範囲で行うか等を、会員会社の意見を聞いて進めることとした。

(1) 開発作業への着手

2005（平成 17）年 12 月にコンサルタント業者を選定。2007（平成 19）年 1 月には、コンサルタント業者の意見を踏まえ、開発ベンダーを選定し、同年 4 月から新協会システムの開発に着手した。

(2) 開発経過

開発作業に併行し、業務部会の下での協会システム検討会及び協会システムワーキングにおいて、新システムの移行に伴う実務的な対応等を検討し、2007（平成 19）年 12 月に検討結果を取りまとめた。

この内容について会員向けに意見募集を行い、寄せられた意見を踏まえて、更に検討を進めた。

新システムの開発は当初の計画より遅れる見込みとなったため、開発スケジュールを改めて設定し、同年 12 月の理事会の了承を得た。当協会は開発業者に対し、遅れた原因等の説明を求め、これ以上の遅れが生じないように強く要請した。

その後、各システムとも内部・外部の結合テストを行った後、「出庫受益証券管理システム」、「投信ネットワークシステム」については、2008（平成 20）年 11 月から総合テストに移り、翌年 1 月 26 日から稼働した。

「投信情報システム」については、正会員各社及びシステム会社から、「システムの完成度を向上させて運営に万全を期すために、外部結合テストと総合テストの間に、検証テストを行ってはどうか」との提案が出されたことを受け、これを実施した。この結果、当初の稼働時期（平成 21 年 1 月中旬）を 2 か月程度伸ばすこととした。また、同じ統計システムである「不動産投信統計システム」も「投信情報システム」と同時期に稼働することとした。

その後、「投信情報システム」については、総合テストを 2009（平成 21）年 1 月 19 日から 3 月 19 日まで実施し、3 月 26 日に正会員会社数社とシステム会社等で構成する判定委員会を開催して、新システムの稼働開始について審議した。委員会

では、「幾つかの障害が発生し、いずれもテスト期間中に障害を取り除いたものの、システムの信頼性を確保するためには総合テストを再度実施して、再確認する必要がある」との意見が出され、並行して行った正会員会社全社に対するアンケート調査の結果でも、3月末からの稼働は慎重に対応すべきとの意見が大勢を占めたことから、判定委員会として、新システムの稼働時期を延期した。

このため、平成21年7月から12月にかけて、事前確認テスト・負荷テスト及び2回の総合テストを追加で実施した。

こうしたテストを経て、2010（平成22）年1月、政策委員会のもとに設置された「投信情報システムの移行に関する専門委員会」において、これまでに発生した障害に対する対応が最終的に完了したことを確認したうえで、新投信情報システムの稼働時期を同年2月中旬とすることが適当であると判断された。

（3）新協会システムの稼働等

新協会システムの本格稼働に向けて、2010（平成22）年2月12日に正会員会社を対象に新協会システムの運営全般に関する説明会を開催するとともに、操作手順等を記載した「利用者マニュアル」を作成し、正会員会社に配付した。

こうした準備を経て、投信情報システム及び不動産投信統計システムは、平成22年2月16日から稼働を開始し、その後順調に機能している。

この結果、システムの効率性、信頼性、全正会員会社の利便性が大幅に向上するとともに、投資者等に対する情報提供機能が大幅に強化された。

なお、新協会システムの開発が当初計画より大幅に遅延したこと、システムの構築費用が当初見込みよりも増加したこと等について、事務局において詳細な総括を行い、平成22年4月の理事会に報告し了承を得た。

2. 投信総合検索ライブラリーの構築・稼働

投信総合検索ライブラリーは、交付目論見書や基準価額データを集約し、ファンドの商品分類等、様々な検索条件を指定して、検索結果を分かりやすく表示、比較することを可能とし、投資者の主体的な投資判断に資する情報提供を目的に開発したシステムである。

2010（平成22）年4月開催の理事会に、「基準価額検索システムの改善と目論見書比較システムの開発については、これらを総合的に捉え、リアルタイムの情報である基準価額検索システムと発行時における開示情報である目論見書検索システムとを一つのシステムとして開発する」ことを報告し、以後、「投信総合検索システム」として検討を開始した。

その際、より実務的・専門的な観点から検討を進めていくため、政策委員会の下で「投資信託の制度に関する専門委員会」の作業部会として、「投信総合検索システムに係るワーキング」を設置し、平成22年5月から検討を開始した。

2011（平成23）年10月に開発プロジェクトに着手し、平成23年12月から2012（平成24）年3月までの間で、システムの品質・信頼性を確保するため、基本機能

の動作確認テスト及び負荷テスト等の各種テストを行った。

また、「投資信託及び投資法人に係る定期報告に関する規則」等の一部改正を2012（平成24）年5月24日付で行い、同年5月28日から、「投信総合検索ライブラリー」として、当協会のWebサイトにて稼働を開始した。

なお、前述のとおり、2016（平成28）年11月に開催された「中長期的資産形成等に係る検討小委員会」において、「投信総合検索ライブラリー」の機能強化についての検討も行い、改善案の意見を求め、所要の改善を行った後、2017（平成29）年2月20日より、積立投資のリターン計算機能の提供を開始した。

2018（平成30）年1月からスタートする「つみたてNISA」対象商品に関する情報（ファンド名、基準価額、交付目論見書等）について、投資者にわかりやすく紹介するページを2016（平成29）年内に新設する予定であり、また、今後、「投信総合検索ライブラリー」の更なる利便性向上を図る観点から、スマートフォンへの対応等の改善を図ることとしている。

3. 既存システムにおける障害発生

2008（平成20）年6月2日夜、評価機関等に対して基準価額データ等の提供を行う当協会の投信ネットワークシステムに障害が発生し、2日間に亘って基準価額データ等の提供が停止した。

当協会は保守会社とともに障害発生日深夜から原因究明に当たり、障害が発生した制御装置の集積回路と予備を含めた3台のハードディスク等を全面的に入れ替えた。

その後、システムを再インストールし、一部の正会員会社の協力を得てデータ送信のテストを行うとともに、システムが停止した2日間のデータを、昼夜を徹して入力した。この結果、6月5日午前5時35分頃に、システムは正常な状態に復旧した。

当協会は、再発防止策を策定して7月の理事会に報告するとともに、バックアップシステムの導入に係る費用を、「予備費」と「その他の事業費」等から予算の一部を節約・流用して充当することについて了承を得、各種連絡体制の再構築や保守契約の見直しを含む再発防止策を実行した。

また、同年6月9日付で金融庁より、金融商品取引法第79条の4の規定に基づく報告を命じられたことから、7月10日付でこれをまとめ、提出した。

4. 評価機関への情報提供

当協会は投資信託評価ビジネスの裾野拡大を図るため、1997（平成9）年5月より、投資信託の評価を行うパフォーマンス評価会社に対して、オンライン（投信ネットワークシステム）により投資信託の基礎データを提供している。

2017（平成29）年9月末現在、提供している評価会社は次の32社である。

1. 野村総合研究所	17. 日興リサーチ・センター
2. NTT エービック	18. エム・ピー・アイ・ジャパン
3. QUICK (QBR)	19. アイ・アール ジャパン
4. 日本金融通信社 (週刊「ニッキン投信情報」)	20. アイフィスジャパン
5. ブルームバーグ・ファイナンス・L.P.	21. カカクコム
6. 日興システムソリューションズ	22. ファクトセット・パシフィック・インク東京支店
7. 日興グローバルラップ	23. 大和ファンド・コンサルティング
8. モーニングスター	24. イボットソン・アソシエイツ・ジャパン
9. 時事通信社	25. 日本証券新聞社
10. キャピタル・アセット・プランニング	26. ウィルズ
11. 三菱アセット・ブレインズ	27. タワーズワトソン
12. トムソン・ロイター・マーケッツ	28. パワーソリューションズ
13. ストックウェザー	29. ISID フェアネス
14. アーティス	30. みんかぶ
15. クォンツ・リサーチ	31. Finatext
16. 格付投資情報センター	32. イースティル

5. 「金融・資本市場統計整備懇談会」への対応

2009 (平成 21) 年 6 月に、今後の金融・資本市場統計情報の整備のあり方について、幅広い検討を行うため、日本証券業協会では「金融・資本市場統計整備懇談会」を設置し、証券関係機関が提供する各種の統計情報について一元的に利用できる環境を整備するなど、統計情報の整備・充実についての検討を開始したことから、当協会も同懇談会及びその下に設置されたワーキング・グループに参加した。

同懇談会は、2011 (平成 23) 年 6 月 8 日、今後取り組むべき課題や具体的方策について、報告書 (「金融・資本市場統計の整備に向けて」) を取りまとめた。

報告書の骨子は以下のとおりである。

- | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>① 基本的方向性
日本証券経済研究所が開設する「証券統計ポータルサイト」からのダイレクトリンクによってワンストップサービスを推進する。</p> <p>② ダイレクトリンクの整備の進め方
イ. 「証券統計ポータルサイト」に掲載された「金融資本市場統計一覧」から、各機関の統計情報ページにアクセスできるよう、平成 23 年 4 月 1 日よりリンクを設定した。
ロ. 「証券統計ポータルサイト」からアクセスした、各機関の統計情報が横断的に利用できるよう、平成 24 年上期を目標時期として、各機関は、主要な統計等を標準化対象統計として選定し、これらの統計について、ファイル形式、年号表記、掲載期間等、統一的な仕様に準拠して統計整備を進める。
(統一的な仕様)
・ファイル形式は Excel 形式または CSV 形式
・年号表記は西暦表記もしくは西暦、和暦の併記
・紙媒体で存在する統計情報の電子データ化
・掲載期間は月次・年次データについて過去 10 年間の時系列データを掲載
・統計の説明、用語、数値等の定義等についての解説資料の提供
・英語版統計データの掲載 等</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

当協会では、以上の内容を踏まえつつ、月刊「投資信託」を2011（平成23）年12月号をもって休刊し、同年12月22日より、これに掲載していた統計情報をWebサイト内の統計ページへの掲載に切り替えるとともに、統計情報の整備・充実と利便性向上を図り、多様な利用者（会員会社・投資者・市場関係者・研究者等）の方々に広く有効活用していただくことを目的として、統計ページのリニューアルを実施した。

6. 投信統計資料の充実

- ① 2015（平成27）年8月13日から、統計のより一層の充実を図るため、投資信託の主要統計及びNISA口座の開設・利用状況等、利用者の関心が高いと考えられる統計を一覧にまとめた「数字で見る投資信託」を月次で公表している。
- ② 同年9月11日に、主要統計の推移グラフ等をまとめた「投資信託の主要統計ファクトブック」を公表。現在、四半期毎に公表している。
- ③ 2016（平成28）年8月12日から、インフラ・ファンドに関する月次統計（運用資産残高等に関する統計）を公表した。
また、同年11月14日から、統計資料の利用者からの要望を踏まえ、J-REIT（不動産投資信託）が組み入れている不動産物件に関する月次統計（物件用途毎の評価額等）の内訳として、ヘルスケア施設特化型REITが組み入れている物件評価額の統計項目等を新たに設け、公表している。

7. 投信月次概況の公表等

当協会は、通常、東京証券取引所内の記者クラブ（以下、兜クラブという。）において、投信月次概況を公表しており、2017（平成29）年7月より、専任の会長が就任したことから、会長による定例会見としている。

また、兜クラブ所属の記者との懇談会及び説明会を毎回異なるテーマを設定して不定期で開催することとし、2017（平成29）年9月に「投資信託・投資法人の現況や課題など」をテーマとした説明会を、同年10月に「資産運用業の課題と経営哲学」をテーマとした懇談会を開催した。

XI. 認定個人情報保護団体としての業務

1. 「個人情報の保護に関する指針」の制定と主な改正

(1) 制定

「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）」が 2005（平成 17）年 4 月 1 日から完全施行されることに伴い、前年の 2004（平成 16）年に、会員各社が講ずべき具体的な措置を定めた「個人情報の保護に関する指針」を取りまとめ、投資信託委託業者等会員の体制整備に役立てた。

(2) 主な改正

当協会は、「個人情報の保護に関する指針」について、関係法令等の施行等を踏まえ、2015（平成 27）年 10 月、2016（平成 28）年 2 月及び 2017（平成 29）年 4 月に、以下のような改正を行った。

- ① 金融庁の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」の施行（平成 27 年 7 月 9 日施行）、及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部施行（平成 27 年 10 月 5 日）を踏まえ、「個人情報の保護に関する指針」の一部改正を行った。
- ② 「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」の一部施行（平成 28 年 1 月 1 日）、及び特定個人情報の漏えい時における対応について個人情報保護委員会及び金融庁から告示等が示されたこと等を踏まえ、「個人情報の保護に関する指針」の一部改正を行った。
- ③ 改正個人情報保護法等並びに個人情報の保護に関する法律についての関連ガイドライン及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン等が、平成 29 年 5 月 30 日に全面施行されることを踏まえ、「個人情報の保護に関する指針」の一部改正等を行った。

2. 認定個人情報保護団体の認定

当協会は、2005（平成 17）年に入り、プライバシー・ポリシーの制定等の体制整備を行うとともに、会員会社の個人情報の取扱いに係る苦情処理等の業務を行う『認定個人情報保護団体』の認定を受けるため、「会員における個人情報の適正な取扱いの確保について（理事会決議）」及び「会員の個人情報の取扱いに関する苦情処理規則」を制定する等、申請のための準備を行った。

この結果、金融庁長官より平成 17 年 7 月 1 日付で、個人情報保護法に基づく認定個人情報保護団体としての認定を受けた。

XII. 行動憲章の制定

「資産運用業強化委員会」での検討を経て、2017（平成 29）年 5 月 18 日の理事会で決定し、5 月 30 日付で公表した。

内容は以下のとおりである。

「投資信託の信認のための行動憲章」の公表について

平成 29 年 5 月 30 日
一般社団法人 投資信託協会

投資信託は、国民の資産形成のために、有価証券等への分散投資を容易にするサービスを提供するものです。

特に、広く公募されている投資信託は、投資者保護のための厳格な法令や諸規則に基づいて、家計からの少額な資金を一つにまとめて大きなファンドとした上で、国内外のマクロ・ミクロの情報を調査・分析して投資対象を選別し、市場の動向やリスクを注視・管理しながら運用を行っております。

投資信託に集められた資金は、国民の資産形成のために運用されると同時に、内外の成長する国や企業の事業活動に活用され、経済の発展の原資として機能しています。

現在、我が国の政府は、成長戦略を策定し、そのなかで資本市場機能を高め貯蓄から資産形成の流れを促進するための様々な政策を打ち出しています。例えば、NISA、ジュニア NISA、iDeCo といった個人の資産形成を促進する制度を整えており、来年からは、積立 NISA も導入されます。他方、金融審議会による議論により、金融機関等による顧客本位の業務運営の確立と定着に向け、「顧客本位の業務運営に関する原則」が策定され、さらに、機関投資家による投資先企業との建設的な対話促進と企業価値向上を目的に、スチュワードシップ・コードが改訂されました。このようななかで、一般社団法人 投資信託協会の会員は、投資者本位の業務運営に努め、それぞれの会員において投資信託の信認のための取組みを行っており、当協会としては、そうした取組みを、広く国民の皆さまにご理解いただくよう努めてまいりたいと考えます。

また、そのような見地に立脚し、投資信託が幅広い国民各層から信認を得て、中長期の資産形成における中核的な金融商品として信頼されるよう、一般社団法人 投資信託協会に加盟する会員は、以下に掲げる 10 項目からなる行動憲章を実践してまいります。

なお、投資信託の信認向上には、投資信託を販売する販売会社や、投資信託財産を管理する信託銀行を含め、多くの関係者の協力が必要です。当協会は、関係各位と協力しつつ、ともに投資信託の信認向上のために努力していきたくと考えております。

投資信託の信認のための行動憲章

I. 誠実・公正

投資信託委託会社は、投資者の最善の利益及び市場の発展・健全性を図るべく、誠実かつ公正に行動いたします。

II. 専門的能力と注意義務

投資信託委託会社は、高い専門的知見を有した人材の確保と、その能力の維持・向上に努め、業務の遂行にあたり、専門的能力と相当の注意をもって行動いたします。

III. 情報開示

投資信託委託会社は、投資信託の透明性を確保し、投資者の投資判断に資するべく、適切な情報開示を行います。

IV. 独立性

投資信託委託会社は、自らの専門的な判断に立脚した独立の立場で、投資者ニーズに則した投資信託商品の提供と運用を行います。

V. 利益相反

投資信託委託会社は、潜在的あるいは明白な利益相反を特定し、適切に開示するなど、公正かつ効果的に、それらを管理いたします。

VI. 効率性

投資信託委託会社は、投資者の利益を優先し、常に効率的な運営に努めるとともに、市場の動向や運用の状況に鑑み、投資者の利益に資する方策があると考えられる場合には、その可能性について能動的に検討し、適切に対応いたします。

VII. 投資先企業との関係

投資信託委託会社は、スチュワードシップ・コードの精神に則り、投資先企業の企業価値向上に向け、建設的な対話の推進に努めるとともに、適切な議決権行使とその結果の公表を行います。

VIII. リスク管理

投資信託委託会社は、効率的なリスク管理が確保されるよう、リスク管理プロセスの策定と効果の検証及び見直しに努めます。

IX. 法令諸規則等の遵守

投資信託委託会社は、その業務に適用されるすべての法令諸規則及び投資信託約款を遵守いたします。

X. ガバナンス

投資信託委託会社は、上記を遂行するため、必要に応じ外部の意見を求めるなどの取組みを通じ、自社の適切なガバナンス態勢を確保いたします。

Ⅷ. 当面の課題と展望

投資信託及を巡る環境はこの10年間に大きく変化しており、当協会は、これまで述べたように、様々な課題に対し、理事会や関係の委員会等での審議などを通じ、関係者の協力を得ながら、これらに積極的に対応してきた。投資信託を巡る環境は、投資者の意識や内外の規制環境の変化、金融資本市場の一層の国際化の進展、情報通信技術の進歩などにより、今後とも大きく変わっていくことが予想される。

まず、投資者の意識や内外の規制環境の変化については、少子高齢化の進展や自助努力による資産形成の必要性への認識が高まりつつあり、そうした国民の「貯蓄から資産形成」への関心に対応して、「個人型確定拠出年金（iDeCo）」や「つみたてNISA」の制度も整備されている。

投資信託運用会社は、顧客本位の業務運営の原則を踏まえ、長期・積立・分散投資に相応しい投資信託の提供が期待されている。投資信託は、現役資産形成層のニーズに応えるだけでなく、高齢者も含めた各層の資産管理にも貢献していく必要があり、また、アジア・ファンド・パスポート構想に見られるように、今後、日本の投資信託は我が国の投資者のみならず海外の投資者にも魅力あるサービスを提供していくことが求められるであろう。

投資信託は資本市場を通じ資本の配分や成長マネーの供給の役割を果たしており、投資信託運用会社は機関投資家として、スチュワードシップ・コードの実践を通じ投資先企業との対話を強化し、経済の活性化に貢献していくことを求められている。

上場企業にはコーポレートガバナンス・コードの遵守あるいは自らの取組みについての説明が求められているが、投資信託運用会社も自らのガバナンスを向上し強化されることが期待されている。

また、グローバル化や投資環境の変化に応じ、投資者本位の業務運営の原則に立って、機動的にファンドの組成・運用・分配・併合・償還等を決定していく体制整備も必要になるであろう。

国際化の進展は、グローバルな規制改革や諸外国の規制改革の動きが我が国の資産運用会社の業務運営に直接影響を与えることを余儀なくされており、諸外国の規制改革等の動きを的確に把握する必要は従前以上に高まっている。

また、情報通信技術の進展は、低金利環境のなかで、投資信託運用会社に対し、高いパフォーマンスとともに一層効率的な業務運営を求めていくこととなると予想される。投資信託運用会社は、情報通信技術やアウトソーシングの一層積極的活用を行っていく必要があり、また、これまでの業務全般、特に重複業務について、その見直しを積極的に行っていく必要がある。

当協会としても、そうした課題や投資信託計理処理等の標準化・統一化、ドキュメントワークの効率化等に積極的に取り組んでいく必要がある。また、我が国には小規模ファンドが多数存在しており、これらのファンドのパフォーマンスが必ずしも一律に悪いわけではないが、業界全体としてみれば非効率な業務運営や投資信託のガバナンスの

欠如となっていると捉えられかねない恐れがあり、投資信託運用会社は一層明確な説明責任とガバナンスの強化を求められていると考えられる。

こうした疑念を払拭すべく、当協会では、ファンドの統合促進のためのシステム環境の整備などに取り組むとともに、「投資信託の信託のための行動憲章」を定め、投資信託運用会社の取組姿勢に幅広い理解を得るための取組みを行っており、投資信託運用会社も各社の業務運営に関する信頼を一層向上させるための様々な取組みを強化している。

我が国の投資信託は契約型の投資信託が主流になっており、投資法人制度は有価証券投資には利用されていない。しかしながら、投資法人制度は、そのガバナンスが明確であり、国際的にも標準的な形態である。

当協会では2017（平成29）年7月以降、「投資法人制度に関する勉強会」を設け、関係者の協力のもとに、投資法人制度の活用を阻害している要因を特定し、解決策を模索する活動を開始している。

なお、投資信託を巡る環境の変化は、投資信託のみならず、投資法人についても否定できない面があり、現在投資法人の運用を行っている当協会の正会員会社も環境変化に応じた対応を行っていくことが求められている。

当協会の会員会社は、これらの課題に積極的に取り組み、またその取組みを各社のWebサイトで公表し、また当協会もこれらの取組みをまとめてわかりやすく広報する活動を始めている。

当協会においても、これまで「資産運用業に係る海外動向等の調査部会」や「資産運用業強化委員会」などを設け、海外でのベスト・プラクティスを探り、また我が国の投資信託・投資法人が抱える様々な課題を整理する活動をしてきたが、今後、それらの報告等でなされた指摘や提言をフォローアップし、随時実施に移すことを可能にするため、同年夏以降、「投資信託ガバナンス懇談会」や「ビジネス環境整備に関する専門委員会」を設置するなど、投資信託の一層の信頼向上やガバナンスの強化に向けた活動を強化している。

投資信託・投資法人への国民の期待はますます高まっている。また、当協会の正会員各社の業務運営を巡る環境変化には著しいものがあり、直面する課題も複雑化している。当協会は、関係者の協力を仰ぎつつ、正会員各社とともに直面している課題に集中的に取り組む、着実に答えを出して行くとともに、投資信託・投資法人制度の健全な発展のために、今後とも尽力してまいりたい。

【特記事項】

1. 信託法等の改正への対応

(1) 信託法改正及びその対応

法制審議会の信託法部会が 2004（平成 16）年より信託法の改正に向けた検討を続けてきたが、この結果が 2006（平成 18）年 2 月にまとめられた。

その後、法務省において改正法案が作成され、2006（平成 18）年 3 月に「信託法案」及び「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」が国会に提出されたが、継続審議となり、同年 12 月 8 日に成立、12 月 15 日に公布された。

信託法の改正に伴う投資信託法の改正については、信託財産の併合を可能とする規定や、投資信託約款の変更の内容が重大なものに該当する場合には書面決議を行う旨の規定が措置された他、改正された信託法の規定に準拠した内容が規定された。

法律の成立を受け、金融庁において投資信託法に関する政令及び内閣府令案の作成作業が金融商品取引法制に関する検討とともに始まったが、当協会では「投信制度検討委員会」で、特に信託財産の併合に関するスキームについて検討した。

(2) 主務官庁に対する法令改正要望

当協会は、2004（平成 16）年 4 月に金融庁に対して、「投資信託及び投資法人に関する法律等に関する改正要望事項」を提出したが、その際、金融庁から、「信託法の改正や投資サービス法の制定といった大改正の前に、投資信託法だけを改正するわけにはいかないの、これらが改正される際に、措置可能な要望は反映する。」との説明を受けた。

しかしながら、2005（平成 17）年 12 月の時点で金融庁より、「作成に要する時間が限られているため、今回の法案については、金融審議会第一部会と法制審議会信託法部会の内容を踏まえたものに限らせて貰いたい。」との説明を受けた。

また、投資信託法の改正が、信託法の附則で手当てされることになれば、附則の中に様々な内容を盛り込むこともできず、改正内容も限定的なものになる恐れがあった。

そこで当協会は、「今回の改正で対応することは予めからの約束であり、限られた時間とは言え今回の改正で手当てするよう」、強く要請した。

また、「投資サービス法に関する小委員会」において、急遽、平成 16 年 4 月の要望事項を最重点事項 6 項目と重点事項 22 項目に整理し、制度部会の上承を得て、再度、金融庁に提出した。

<再提出した要望書のうち「最重点事項」>

1. 投資信託財産の統合
 - ・複数の投資信託財産の統合
 - ・実質的な吸収の場合、被統合ファンドの受益者の意思確認の省略
 - ・受託者が異なるファンドの統合
2. 受益者の意思確認手続き
 - ・確認すべき事例の明確化
 - ・法令改正に伴う約款変更の場合の、意思確認の不要
 - ・意思確認手続きを強化する場合は、受益者集会によらないこと
 - ・書面手続きに見直し賛成制度を措置すること
 - ・受益者側からの約款変更請求を認める場合は、制限を設けること
 - ・受益者全員の意思が確認出来れば、意思確認期間の短縮
 - ・受益者全員が賛成の場合は、買取請求期間の省略
3. 過誤訂正ルールの創設
 - ・基準価額に過誤が生じた場合の訂正基準の明確化
4. 特定資産に係る価格調査
 - ・価格調査を要するものは、不動産関連資産に限定
5. 利害関係人の範囲及び取引を行なった場合の書面交付
 - ・利害関係人は、投資対象資産に係る業務を行う者に限定
 - ・利害関係人と取引した場合に書面交付を行う受益者の範囲の限定
6. 届出・変更手続き
 - ・業務方法書の変更手続きの迅速化
 - ・使用人に係る届出の範囲限定、一定期間ごとの届出
 - ・取締役に係る兼職承認手続きの簡略化

(3) 「投資信託法改正法案」等の国会提出

2006（平成18）年3月13日に、前述のとおり、法務省から「信託法案」と「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」が、また、金融庁から「証券取引法等の一部を改正する法律案」と「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」が国会に提出された。

なお、大量保有報告制度の特例報告制度について、特例対象者は毎月2回以上の基準日において発行済み株式数の5%を超えることとなった場合に、基準日から5営業日以内に提出することが規定された。この他、有価証券及びみなし有価証券の範囲が拡大され、「信託受益権」や「抵当証券」等が規定されるとともに、集団投資スキームについても包括的な定義が定められた。

ただし、投資信託及び投資法人については、集団投資スキームとは別に、従来どおりの受益証券及び投資証券並びに投資法人債券として規定された。

さらに、投資信託法の中から投資信託委託業に関する規定が削除され、金融商品取引法の中で、「第一種金融商品取引業」や「第二種金融商品取引業」、「投資助言・代理業」とともに「投資運用業」として規定された。

この「投資運用業」は、投資一任業、投資法人資産運用業、投資信託委託業に加え、信託受益権その他の集団投資スキームに係る運用業が該当するとされた。

投資信託法の改正案は、投資信託委託業者等の認可等、業者規制に関する部分が廃止され、投資信託約款の変更及び委託者指図型投資信託の併合を行う場合の届け出に関する規定が措置された。

また、信託財産の併合については、「受託者を同一とする二以上の委託者指図型投資信託の信託財産を一の新たな委託者指図型投資信託の信託財産とすることをいう。」と定義された。

この他、投資信託約款の変更等における書面決議やみなし賛成制度に関する規定が手当てされ、投資法人制度の中では短期投資法人債（CP）の発行に関する規定等が盛り込まれた。

（４）会社法の改正への対応

会社法の改正案が、2005（平成 17）年 6 月 29 日に参議院で可決・成立した。これに伴い、関係法律の整備の一つとして、「投資信託及び投資法人に関する法律」についても改正された。

これまで商法会社編・有限会社法・商法特例法に分かれていたものを、新会社法として一つにまとめる大改正であり、改正内容も非常に広範なものとなった。

これにより投資信託法も、第三編の「投資法人制度」を中心に、改正会社法の規定に沿って変更された。

<会社法と投資信託法の主な改正内容>

(会社法)
・ 有限会社制度を廃止し、株式会社制度に一本化
・ 株式会社の最低資本金制度の廃止
・ 会社再編行為に係る規制の見直し
・ 合同会社制度（日本版 LLC）の創設
(投資信託法)
・ 委託業者の認可基準における「会計参与制度」の創設
・ 投資法人に係る「商号規制」の明確化
・ 投資法人の設立時募集投資口に係る規定の新設
・ 投資主の権利行使に関する利益供与の禁止規定の新設
・ 投資法人の合併手続きに係る規定の整備
・ 違法な「金銭の払い戻し」の交付を受けた善意の投資主に対する、求償権の制限に係る規定の整備
・ 投資法人の執行役員等の第三者への責任の明確化

このため、不動産部会の下に設置した「法令・税制ワーキング」が改正会社法及び投資信託法の内容を精査し、金融庁が政令・内閣府令等の法令案を作成する際に、業界の意見を反映するよう働き掛けるとともに、政令・内閣府令案についてそれぞれ行った意見募集に対応した。

2. 金融商品取引法の施行に向けた対応

(1) 金融商品取引法の成立

金融審議会金融分科会第一部会が2005（平成17）年12月22日に取りまとめた報告書「投資サービス法（仮称）に向けて」を受け、2006（平成18）年3月に「証券取引法等の一部を改正する法律案」及び「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」が国会に提出され、同年6月7日に成立し、6月14日に公布された。

法律は、証券取引法を金融商品取引法に変更し、金融先物取引法や有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律等、4つの法律を廃止して、これらを金融商品取引法に統合するとともに、規制対象商品の拡大や規制対象業務を登録制の下で横断化して規制する等、大改正となった。

投資信託法についても、投資信託委託業に関する規定がすべて削除されて金融商品取引法の中で投資運用業として手当てされるとともに、金融商品取引法の関係法律として、各種規定の整備が行われた。

なお、改正法の中で大量保有報告制度の見直しに係る規定については、投資信託委託業者をはじめとした機関投資家に対する特例報告制度の報告期限が大幅に短縮されることになったが、株式の大量取得事例が国内で増加している状況を受け、公開買付制度の見直しとともに早い段階での法の施行が要請されていた。

このため、他の規定に先駆けて、同年9月には金融庁から関係政令案及び内閣府令案の意見募集が行われたが、当協会は会員会社から提出された意見を取りまとめて金融庁に提出するとともに、会員会社で大量保有報告書を担当する方の協力を得て、金融庁と新規定の取り扱いについて頻繁に調整を行い、2007（平成19）年1月1日から施行された。

(2) 関係政令案、府令案等の公表と意見募集への対応

2006（平成18）年6月に「証券取引法等の一部を改正する法律」等が公布されてから、金融庁では関係政・府令案等の作成作業が進められた。

当協会では、制度部会の下に設置した「投信制度検討委員会」（同年9月、「投資サービス法に関する小委員会」から改称）において、引き続き新法制に関する検討にあたった。

また、投資法人制度に関しては、不動産部会の「法令・税制ワーキング」が、会社法の改正に伴う対応に続いて検討にあたった。

具体的には、金融庁が金融商品取引法制等の政令案、府令案を作成するに当たり、投資信託あるいは投資信託委託業の実務に照らして支障がおきないように、各種規定に対して金融庁に意見を伝えるとともに、予てより法令改正を要望していた事項が政令案、府令案において反映されるよう、金融庁の担当者にその措置を要請した。

法律が近年にない大改正であったことから、関係政令案、府令案の作成も長期間を要し、2007（平成19）年4月13日に「金融商品取引法制に関する政令案、府令案」、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針案」、「金融商品取引法制に関す

る告示案」等が公表され、同日よりパブリック・コメントがなされた。

当協会は、「投信制度検討委員会」と「法令・税制ワーキング」が中心となって政令案等の内容を検証するとともに、会員から寄せられた確認事項や要望事項を検討の上取りまとめ、金融庁へ提出した。

(3) 確認事項の連絡等

当協会はパブリック・コメントへの意見提出後も金融庁を再三訪れ、実務的な問題等を解決するために金融庁担当者と協議を重ねた。

中でも、新しい法律である『金融商品取引法』の下で行う広告や契約締結前交付書面の取扱いについて、政令案、府令案の規定の修正を金融庁に求めるとともに、規定内容の解釈・確認等を行った。

また、2007（平成19）年7月31日の閣議決定により、法律の施行が同年9月30日に決定した。施行までの期間が極めて短く、準備に要する時間がないことから、一定の経過措置を定めるよう、金融庁に対して要請した。

<金融庁了承の下、会員通知した主な連絡事項>

<p>< 7月6日：金融商品取引法の施行に伴う新たな広告制度への移行に係る連絡事項 ></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 目論見書、運用報告書等の法定資料の取扱い 2. 広告規制に係る経過措置 3. 広告規制 等
<p>< 7月26日：金融商品取引法で新たに定められた契約締結前交付書面等に係る連絡 ></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 契約締結前交付書面 2. 広告規制
<p>< 8月13日：金融商品取引法に係る連絡 ></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 登録番号 2. 第二種金融商品取引業に係る登録
<p>< 8月29日：金融商品取引法の広告等に係る連絡事項 ></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 経過期間中における「金融商品取引業者等である旨」の表示 2. 広告の主体に係る表記例 3. 投資信託委託業者が作成する周知文書等 等
<p>< 9月14日：有価証券届出書の作成等に係る実務上の留意事項 ></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 金融商品取引法施行に係る届け出様式の切換え等 2. 今回の改正で新たに第四号様式に盛り込まれた事項に係る作成上の注意 3. 契約締結前交付書面に係るモデルの修正
<p>< 9月18日：金融商品取引法の広告等に係る連絡事項 ></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 投資信託委託業者が作成する周知文書等 2. 基準価額配信システム等の情報提供 3. 当協会その他の公益法人が作成する普及・啓発のための書面 等
<p>< 10月11日：セミナー等で個別商品の説明をする場合の留意事項 ></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 投資信託委託会社が投資家に対して個別商品の説明をする行為 2. その他の留意事項

<11月13日：業務方法書の取扱いに関する実務上の留意事項>

1. 業務方法書及び同別紙社内規程の取扱い
2. みなし登録手続きにおける業務方法書

<12月4日：資産運用会社に係る広告規制等に関する留意事項>

1. 投資法人が開設するホームページや投資法人が配布するIR資料
2. 資産運用会社が個別の投資家に運用状況等について説明をする行為
3. 資産運用会社が投資法人からの委託を受けてセミナー等で説明する行為

(4) 協会の定款及び諸規則等の改正

当協会は、2007（平成19）年9月、当協会の定款等を金融商品取引法で定める公益法人金融商品取引業協会に関する規定に合わせる等、所要の整備を行った。

このうち、定款の主な改正点は以下のとおりである。

- ① 当協会の目的について、金融商品取引法に定められた公益法人金融商品取引業協会の目的を踏まえた所要の整備（第3条）
- ② 当協会の業務について、金融商品取引法の規定を踏まえて新たに業務を加えるなどの規定の整備（第4条）
- ③ 会員の範囲に係る規定振りを、金融商品取引法等の規定を踏まえたものに変更（第6条）
- ④ 入会手続きに関し、新たに入会申込書の添付書類に係る規定を設けるなどの規定の整備（第7条）
- ⑤ 新たに入会を拒否できる要件に係る規定を新設（第7条の2を新設）
- ⑥ 会員代表者等の届出についての規定の整備（第7条の3を新設）
- ⑦ 会員の処分事由について、新たに入会申込書等の虚偽記載等を加えるなどの規定の整備（第14条）
- ⑧ 役員任期について、任期満了時期を明確にするため規定の整備（第25条）

【資料編】

歴代の会長一覧

期間	氏名	就任時の職名
1957. 7. 10～1958. 4. 30	奥村 綱雄	野村証券社長
1958. 4. 30～1959. 4. 20	〃	〃
1959. 4. 20～1960. 4. 20	福田 千里	大和証券社長
1960. 4. 20～1961. 4. 20	大神 一	山一証券社長
1961. 4. 20～1962. 4. 23	永井 仙吉	日興証券投資信託委託社長
1962. 4. 23～1963. 4. 24	瀬川 美能留	野村証券社長
1963. 4. 24～1964. 4. 15	大神 一	山一証券社長
1964. 4. 15～1965. 4. 26	西村 正己	大和証券投資信託委託社長
1965. 4. 26～1966. 4. 25	湊 守篤	日興証券社長
1966. 4. 25～1967. 4. 28	神原 藤佐尾	野村証券投資信託委託社長
1967. 4. 28～1968. 4. 26	間島 達夫	山一証券投資信託委託社長
1968. 4. 26～1970. 4. 28	窪谷 直光	専任(元大蔵省国有財産局長)
1970. 4. 28～1971. 11. 29	〃	〃
1971. 11. 29～1973. 11. 28	渡辺 逸亀	専任(元大蔵省造幣局長)
1973. 11. 29～1975. 11. 29	〃	〃
1975. 11. 29～1977. 11. 29	長澤 正夫	専任(元野村証券投資信託委託会長)
1977. 11. 29～1979. 11. 28	〃	〃
1979. 11. 28～1981. 11. 27	吉田 進	専任(元大和証券投資信託委託会長)
1981. 11. 27～1983. 11. 25	塚田 通明	専任(元山一証券投資信託委託会長)
1983. 11. 25～1985. 12. 24	柿原 春市	専任(元野村証券投資信託委託会長)
1985. 12. 24～1987. 12. 23	高岡 達	専任(元日興証券投資信託委託会長)
1987. 12. 23～1989. 6. 26	浅尾 敏靖	大和証券投資信託委託会長
1989. 6. 26～1990. 6. 29	北村 一男	山一証券投資信託委託会長
1990. 6. 29～1991. 6. 28	木村 敏明	日興証券投資信託委託会長
1991. 6. 28～1992. 6. 30	井阪 健一	野村証券投資信託委託会長
1992. 6. 30～1993. 6. 30	細井 幸夫	大和証券投資信託委託会長
1993. 6. 30～1994. 6. 30	木村 敏明	日興証券投資信託委託会長
1994. 6. 30～1995. 6. 30	福島 吉治	野村証券投資信託委託会長
1995. 6. 30～1996. 6. 28	岡田 幸男	山一証券投資信託委託会長
1996. 6. 28～1997. 6. 30	佐野 隆巳	大和証券投資信託委託会長
1997. 6. 30～1998. 6. 30	山下 剛正	大和証券投資信託委託社長
1998. 6. 30～2000. 6. 30	外村 仁	野村アセット・マネジメント投信会長
2000. 6. 30～2001. 6. 29	城所 孝至	日興アセットマネジメント会長
2001. 6. 29～2003. 6. 30	越田 弘志	大和証券投資信託委託会長
2003. 6. 30～2005. 6. 30	安東 俊夫	野村アセットマネジメント執行役会長
2005. 6. 30～2006. 6. 30	〃	〃
2006. 6. 30～2007. 6. 30	樋口 三千人	大和証券投資信託委託社長
2007. 6. 30～2009. 6. 30	〃	〃
2009. 6. 30～2011. 6. 30	稲野 和利	野村アセットマネジメント取締役会長
2011. 6. 30～2013. 6. 28	〃	野村アセットマネジメント取締役会議長
2013. 6. 28～2015. 6. 30	白川 真	大和証券投資信託委託社長
2015. 6. 30～2017. 6. 30	〃	大和証券投資信託委託社長 (2016. 4. 1～会長、2017. 4. 1～特別顧問)
2017. 6. 30～	岩崎 俊博	専任(元野村アセットマネジメント CEO 兼執行役会長)

歴代の副会長・専務理事一覧

期間	氏名	
1957. 7. 3～1967. 4. 28	渡辺 逸亀	専務理事
1967. 4. 28～1968. 4. 26	窪谷 直光	副会長
1968. 4. 26～1975. 8. 11	崎谷 武男	専務理事
1975. 8. 11～1987. 11. 17	荒巻 與四郎	専務理事⇒1983. 11. 25 副会長・専務理事
1987. 12. 23～1989. 9. 22	垂水 公正	副会長・専務理事
1989. 9. 22～1991. 5. 30	塚越 則男	〃
1991. 5. 30～2001. 6. 15	日向 隆	〃
2001. 6. 15～2008. 6. 30	金子 義昭	〃
2008. 6. 30～2015. 6. 30	乾 文男	〃
2015. 6. 30～	大久保 良夫	〃
2017. 6. 30～	西 惠正	副会長:アセットマネジメント One(株)代表取締役社長

正 会 員 数 の 推 移

(単位：社)

年 月 末	投信委託会社 会員	資産運用会社 会員	証券会社 会員	合 計
1957 (昭和 32) 年 7 月	—	—	7	7
1958 (昭和 33) 年 12 月	—	—	14	14
1960 (昭和 35) 年 4 月	4	—	18	22
1961 (昭和 36) 年 12 月	14	—	18	32
1971 (昭和 46) 年 12 月	9	—	15	24
1981 (昭和 56) 年 12 月	10	—	16	26
1988 (昭和 63) 年 12 月	14	—	16	30
1989 (平成元) 年 12 月	15	—	16	31
1993 (平成 5) 年 12 月	26	—	17	43
1998 (平成 10) 年 12 月	58	—	15	73
2001 (平成 13) 年 12 月	77	8	14	99
2003 (平成 15) 年 12 月	74	14	13	101
2008 (平成 20) 年 12 月	86	46	—	132
2013 (平成 25) 年 12 月	85	45	—	130
2014 (平成 26) 年 12 月	89	54	—	143
2015 (平成 27) 年 12 月	91	64	—	155
2016 (平成 28) 年 12 月	96	75	—	171
2017 (平成 29) 年 10 月	99	80	—	179

(注) 1. 証券会社会員には、旧投信販売会社を含む。

2. 証券会社会員は、2008 (平成 20) 年 10 月 1 日から「賛助会員」に切り替え。

会 員 名 一 覧

2017 (平成 29) 年 10 月 19 日現在

*入会順

I. 正 会 員 名 (179 社)

野村アセットマネジメント株式会社
 日興アセットマネジメント株式会社
 大和証券投資信託委託株式会社
 岡三アセットマネジメント株式会社
 T & Dアセットマネジメント株式会社
 明治安田アセットマネジメント株式会社
 J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社
 インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
 シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
 アバディーン投信投資顧問株式会社
 農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
 ニッセイアセットマネジメント株式会社
 モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社
 ファイデリティ投信株式会社
 ベアリングス・ジャパン株式会社
 ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
 ジャナス・ヘンダーソン・インベスターズ・ジャパン株式会社
 アライアンス・バーンスタイン株式会社
 パインブリッジ・インベストメント株式会社
 三菱UFJ国際投信株式会社
 ピクテ投信投資顧問株式会社
 損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
 アセットマネジメントOne株式会社
 ブラックロック・ジャパン株式会社
 東京海上アセットマネジメント株式会社
 UBSアセット・マネジメント株式会社
 HSBC投信株式会社
 レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
 PGI M ジャパン株式会社
 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
 アムンディ・ジャパン株式会社
 しんきんアセットマネジメント投信株式会社
 BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
 大和住銀投信投資顧問株式会社
 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
 ラッセル・インベストメント株式会社
 朝日ライフアセットマネジメント株式会社
 さわかみ投信株式会社
 NNインベストメント・パートナーズ株式会社
 日本アジア・アセット・マネジメント株式会社

MFSインベストメント・マネジメント株式会社
日立投資顧問株式会社
三井住友アセットマネジメント株式会社
パークス・アセット・マネジメント株式会社
イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
ピムコジャパンリミテッド
BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
アクサ・インベストメント・マネージャーズ株式会社
フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社
MU投資顧問株式会社
SBIアセットマネジメント株式会社
日本ビルファンドマネジメント株式会社
ジャパンリアルエステイトアセットマネジメント株式会社
三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社
シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
オリックス・アセットマネジメント株式会社
株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント
森トラスト・アセットマネジメント株式会社
プレミア・リート・アドバイザーズ株式会社
平和不動産アセットマネジメント株式会社
ベイビュー・アセット・マネジメント株式会社
グローバル・アライアンス・リアルティ株式会社
ジャパン・リート・アドバイザーズ株式会社
新生インベストメント・マネジメント株式会社
東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント株式会社
都市再生ファンド運用株式会社
野村不動産投資顧問株式会社
三井不動産フロンティアリートマネジメント株式会社
株式会社福岡リアルティ
ありがとう投信株式会社
阪急リート投信株式会社
スターツアセットマネジメント株式会社
三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社
積水ハウス・アセットマネジメント株式会社
大和ハウス・アセットマネジメント株式会社
大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社
ADインベストメント・マネジメント株式会社
コンソナント・インベストメント・マネジメント株式会社
いちご投資顧問株式会社
ジャパン・ホテル・リート・アドバイザーズ株式会社
TORANOTEC投信投資顧問株式会社
株式会社ミカサ・アセット・マネジメント
株式会社シンプレクス・リート・パートナーズ
株式会社三井不動産アコモデーションファンドマネジメント
森ビル・インベストメントマネジメント株式会社

キャピタル・インターナショナル株式会社
ジャパンエクセレントアセットマネジメント株式会社
MCUBS Mid City 株式会社
セゾン投信株式会社
アストマックス投信投資顧問株式会社
キャピタルアセットマネジメント株式会社
ハドソン・ジャパン株式会社
リクソー投信株式会社
双日リートアドバイザーズ株式会社
レオス・キャピタルワークス株式会社
コムジェスト・アセットマネジメント株式会社
クローバー・アセットマネジメント株式会社
楽天投信投資顧問株式会社
パークレイズ投信投資顧問株式会社
ユニオン投信株式会社
コモنز投信株式会社
ウエリントン・マネージメント・ジャパン・ピーティーイー・リミテッド
鎌倉投信株式会社
三菱地所投資顧問株式会社
東急不動産リート・マネージメント株式会社
ノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ株式会社
ウエスタン・アセット・マネージメント株式会社
GLP ジャパン・アドバイザーズ株式会社
ケネディクス不動産投資顧問株式会社
三井不動産投資顧問株式会社
中銀アセットマネジメント株式会社
カレラアセットマネジメント株式会社
ダイヤモンド・リアルティ・マネージメント株式会社
イオン・リートマネージメント株式会社
プロロジス・リート・マネージメント株式会社
株式会社ポートフォリア
株式会社星野リゾート・アセットマネジメント
ファイブスター投信投資顧問株式会社
ヒューリックリートマネージメント株式会社
株式会社GCIアセット・マネージメント
いちよしアセットマネジメント株式会社
インベスコ・グローバル・リアルエステート・アジアパシフィック・インク
あおぞら投信株式会社
SGアセットマックス株式会社
ニューバーガー・バーマン株式会社
トーセイ・アセット・アドバイザーズ株式会社
丸紅アセットマネジメント株式会社
住商リアルティ・マネージメント株式会社
積水ハウス投資顧問株式会社
日土地アセットマネジメント株式会社

ナティクシス・アセット・マネジメント株式会社
ヘルスケアアセットマネジメント株式会社
ちばぎんアセットマネジメント株式会社
サムティアセットマネジメント株式会社
スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社
東京建物不動産投資顧問株式会社
ジャパン・シニアリビング・パートナーズ株式会社
センコー・アセットマネジメント株式会社
タカラアセットマネジメント株式会社
大和ハウス不動産投資顧問株式会社
りそなアセットマネジメント株式会社
ラサールREITアドバイザーズ株式会社
N T T 都市開発投資顧問株式会社
スターアジア投資顧問株式会社
三井物産・イデラパートナーズ株式会社
J P 投 信 株 式 会 社
京阪アセットマネジメント株式会社
マネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社
森トラスト・ホテルアセットマネジメント株式会社
マリモ・アセットマネジメント株式会社
大江戸温泉アセットマネジメント株式会社
オールニッポン・アセットマネジメント株式会社
SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社
さくら不動産投資顧問株式会社
ニッセイリアルティマネジメント株式会社
三井不動産ロジスティクスリートマネジメント株式会社
ワイエムアセットマネジメント株式会社
CREリートアドバイザーズ株式会社
マニユライフ・アセット・マネジメント株式会社
アールジェイ・インベストメント株式会社
D B J アセットマネジメント株式会社
株式会社アリスタゴラ・アドバイザーズ
アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ジャパン株式会社
地主アセットマネジメント株式会社
株式会社エスコンアセットマネジメント
株 式 会 社 お 金 の デ ザ イ ン
スーパーファンド・ジャパン株式会社
プリンシパル・グローバル・インベスターズ株式会社
ブルーベイ・アセット・マネジメント・インターナショナル・リミテッド
カナディアン・ソーラー・アセットマネジメント株式会社
東京インフラアセットマネジメント株式会社
ESRリートマネジメント株式会社
エネクス・アセットマネジメント株式会社
株 式 会 社 L C パ ー ト ナ ー ズ
バンガード・インベストメンツ・ジャパン株式会社

ヒューリックプライベートリートマネジメント株式会社
P A G 不動産投資顧問株式会社
ザイマックス不動産投資顧問株式会社

II. 賛助会員名 (29社)

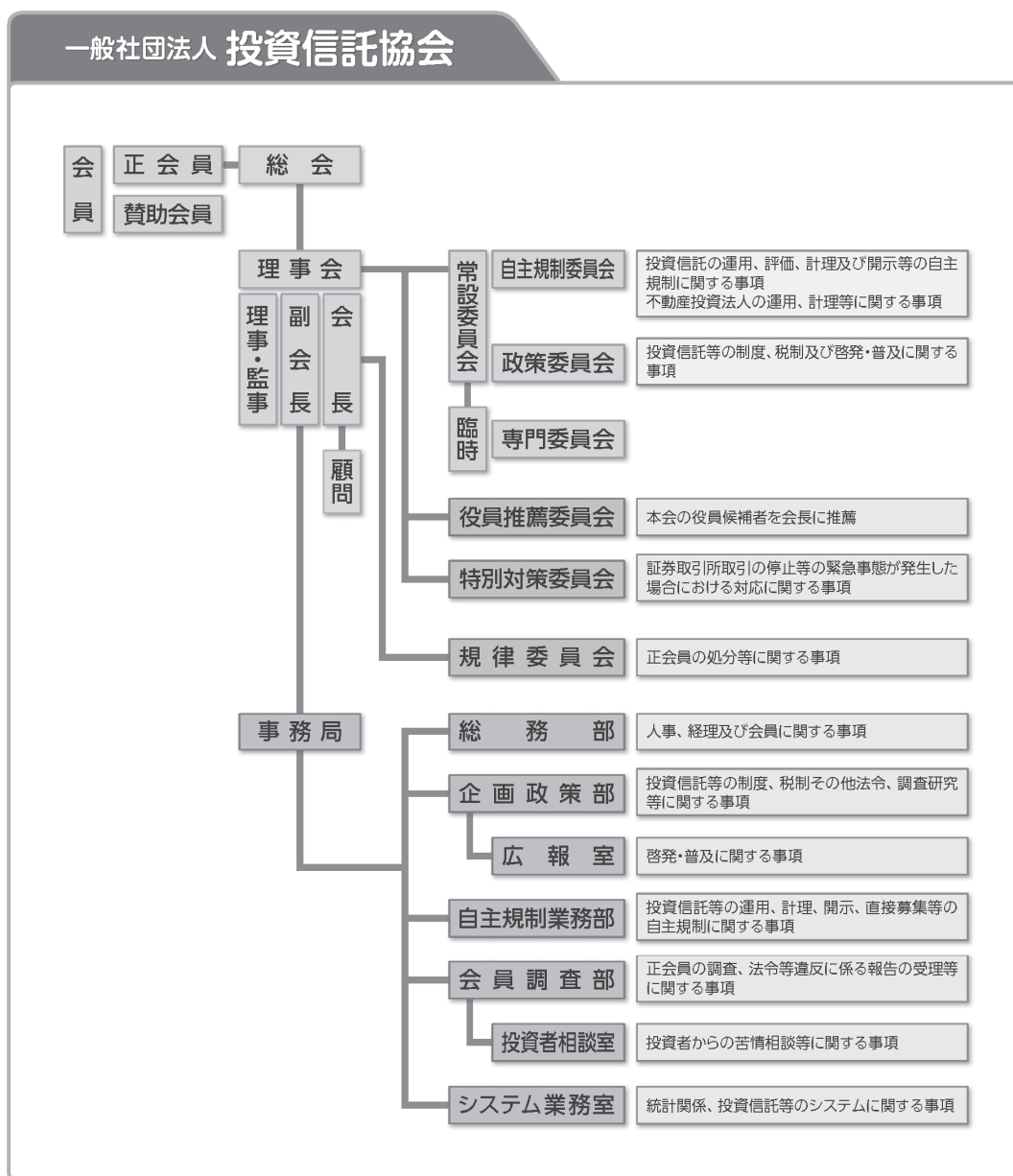
野村証券株式会社
S M B C 日興証券株式会社
大和証券株式会社
みずほ証券株式会社
岩井コスモ証券株式会社
岡三証券株式会社
S M B C フレンド証券株式会社
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
東海東京証券株式会社
東洋証券株式会社
三井住友信託銀行株式会社
いちよし証券株式会社
岡地証券株式会社
丸三証券株式会社
水戸証券株式会社
ステート・ストリート信託銀行株式会社
楽天証券株式会社
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン証券株式会社
日本証券業協会
一般社団法人 第二種金融商品取引業協会
一般社団法人 不動産証券化協会
株式会社 証券保管振替機構
株式会社 東京証券取引所
野村信託銀行株式会社
ロボット投信株式会社
N R I プロセスイノベーション株式会社
株式会社大和総研ビジネス・イノベーション
株式会社野村総合研究所

投資信託協会の状況

○ 協会の規模

基金	16億8,721万円 (2017 (平成 29) 年 3 月末)
資産総額	21億3,554万円 (")
予算額	9億5,596万円 (2017 年度補正後)
職員数	39名 (2017年9月末)
代表者	会長 岩崎俊博

○ 協会の組織図



投資信託協会の事務所の変遷

当協会発足以来の事務所の変遷は、以下のとおりである。

- ・ 1957（昭和 32）年 7 月 10 日～1958（昭和 33）年 10 月 31 日
東京都千代田区大手町 2-8 興農会館
- ・ 1958（昭和 33）年 11 月 1 日～1962（昭和 37）年 1 月 9 日
東京都千代田区丸ノ内 1-1 鉄鋼ビル
- ・ 1962（昭和 37）年 1 月 10 日～1966（昭和 41）年 2 月 3 日
東京都千代田区神田美土代町 6 福島ビル
- ・ 1966（昭和 41）年 2 月 4 日～2001（平成 13）年 10 月 8 日
東京都中央区日本橋茅場町 1-14 東京証券会館
（1982（昭和 57）年 1 月 1 日住居表示変更 日本橋茅場町 1-5-8）
（1984（昭和 59）年 8 月 1 日分室開設 日本橋茅場町 1-9-2 稲村ビル）
- ・ 2001（平成 13）年 10 月 9 日～
東京都中央区日本橋兜町 2-1 東京証券取引所ビル

投資信託協会 直近 10 年間の主な事項

2017 年 10 月末日現在

	投資信託・投資法人	一般経済及び証券市場
2005 年 (平成 17 年)	<p>3.18 協会、「個人情報保護の保護に関する指針」を制定 (4.1 実施)</p> <p>4.1 証券取引法の一部改正が施行 (目論見書制度の合理化等の措置)</p> <p>4.28 金融庁、「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令」を施行 (投資法人の「登録拒否通知書」の改正)</p> <p>6.10 協会、「請求目論見書の交付等に関する実務上の留意事項」を取りまとめ</p> <p>6.20 協会、証券知識普及プロジェクトの一員として、金融庁の後援を得て「社会的責任投資 (SRI) に関するシンポジウム」を環境省と共同で開催</p> <p>7.1 協会、個人情報保護法に基づく認定個人情報保護団体の認定を受ける</p> <p>7.1 協会、事務局の組織変更</p> <p>8 末 公募株式投資信託の窓販残高シェアが、初めて 50% 超</p> <p>10.3 郵便局での投資信託窓口販売がスタート</p> <p>10.5 協会、日本証券投資顧問業協会 (2012.7 「日本投資顧問業協会」に改称) と共同で大学での寄附講座を提供</p> <p>12.1 金融庁、「証券取引法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」等を施行 (投資信託委託業者の利害関係人等の見直し)</p>	<p>3.29 金融庁、金融改革プログラム (工程表) を公表</p> <p>4.1 ペイオフ全面解禁 (決済性預金を除く)</p> <p>4.1 個人情報の保護に関する法律が全面施行</p> <p>7.22 金融庁金融審議会金融分科会第一部会、「中間整理」公表</p> <p>11.1 東京証券取引所、システム障害が発生</p> <p>12.8 新規上場ジェイコムに誤発注発生、12.13 に投資家に現金決済実施</p> <p>12.22 金融庁金融審議会金融分科会第一部会、「投資者サービスマス (仮称) に向けて」公表</p>
2006 年 (平成 18 年)	<p>1.19 協会、東京証券取引所の売買停止 (1.18) を受け、「特別対策部会決議」を決定</p> <p>1.20 協会、規律委員会の運営等及び会員の処分等に関する規則を制定 (3.1 から実施)</p> <p>7.1 協会、規律委員会委員の一部に学識経験者等の会員以外の者</p>	<p>1.18 東京証券取引所、売買停止</p> <p>3.9 日本銀行、量的緩和政策解除を決定</p> <p>5.1 「会社法」が施行</p> <p>6.7 「証券取引法等の一部を改正する法律案」等が可決・成立</p> <p>6.14 金融商品取引法公布 (2007.9.30 から全面施行)</p>

	投資信託・投資法人	一般経済及び証券市場
	<p>を選任</p> <p>10.14 協会、「投信TVフォーラム」を東京で開催。後日テレビ(UHF 3局：テレビ埼玉、tvk (テレビ神奈川)、ちばテレビ) 放映</p> <p>10.26 協会、「商品分類に関する指針 (理事会決議)」を決定</p>	<p>9.26 第1次安倍内閣発足</p>
2007年 (平成19年)	<p>1.4 投資信託受益証券の振替決済制度への移行</p> <p>1.19 協会、投資信託受益証券の振替制度移行に伴う所要の整備を行うため、諸規則を一部改正</p> <p>1.19 協会、「投資信託の募集及び販売等に関する規則」を一部改正</p> <p>4.20 協会、「協会のあり方に関する検討委員会」を理事会の諮問機関として設置</p> <p>5.18 協会、「緊急事態発生時における投資信託の運営等に係るガイドライン」を制定</p> <p>7.6 協会、「投資信託懇談会」(座長：池尾和人氏)を設置</p> <p>7.10 協会、創立50周年</p> <p>9.21 協会、金融商品取引法全面施行に伴う定款・諸規則の一部改正等 (9.30から施行)</p> <p>9.30 協会、金融商品取引法の施行により、公益法人金融商品取引業協会 (現「認定金融商品取引業協会」となる</p> <p>10末 公募投資信託の純資産総額が、82.2兆円と過去最高を記録</p> <p>11.16 協会、「受益証券等の直接募集及び解約等に関する規則」等の一部改正 (受益証券等の直接募集等に係る顧客分別金信託に関する規則等の整備)</p> <p>11.30 協会、「マンガで学べる投資信託」を発行</p> <p>12.21 協会、「デリバティブ取引に係る投資制限に関するガイドライン」を制定</p>	<p>1.1 「金融商品取引法」の一部改正が施行 (大量保有報告制度の改正)</p> <p>1.30 金融庁、金融審議会の下に「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」を設置</p> <p>6.13 同スタディグループ、「中間論点整理」を公表</p> <p>6.19 政府、「骨太の方針2007」(閣議決定)</p> <p>8.9 仏国BNPパリバ、傘下ファンドの解約凍結</p> <p>8 米国市場でサブプライムローン問題が拡大、欧州市場にも波及</p> <p>9.26 福田内閣発足</p> <p>9.30 金融商品取引法が全面施行 運用業者が認可制から登録制に</p> <p>10.1 日本郵政公社民営化</p> <p>12.21 金融庁、「金融・資本市場競争力強化プラン」を公表</p>
2008年 (平成20年)	<p>3.24 協会「投資信託懇談会」、投資信託懇談会報告書を公表</p> <p>4.8~9 協会、「第13回アジア・オセアニア投資信託会議」を東京</p>	<p>7.7 北海道洞爺湖サミット開催</p> <p>9.15 米国リーマン・ブラザーズ・ホールディングス、連邦破産法</p>

	投資信託・投資法人	一般経済及び証券市場
	<p>で開催</p> <p>4.18 協会「協会のあり方に関する検討委員会」、「投資信託協会のあり方の方向性(要綱案)」を取りまとめ</p> <p>7.18 協会、「会員調査に関する規則」等を制定</p> <p>9.1 協会、会員会社への立入調査の開始</p> <p>10.1 協会、会員を「正会員」と「賛助会員」とする</p> <p>12.12 「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が施行(運用対象に商品(コモディティ)が追加)</p>	<p>第11条適用申請</p> <p>9.24 麻生内閣発足</p> <p>10.28 日経平均株価、6,944円90銭とバブル崩壊後の最安値</p> <p>11.5 米国大統領選で、オバマ氏勝利が決定</p> <p>11.23 米国FRBなど、シテイグループを救済</p> <p>12.16 米国FRB、事実上のゼロ金利政策開始</p> <p>12.17 金融庁金融審議会金融分科会第一部会、「金融審議会金融分科会第一部会報告～信頼と活力ある市場の構築に向けて～」等を公表</p>
2009年 (平成21年)	<p>1.1 協会、新商品分類の実施</p> <p>1.16 協会、「投資信託等の運用に関する規則」等の一部改正(金融商品取引法等の一部改正により、「特定資産」に商品現物や商品先物取引等に係る権利を追加されたことに伴う整備)</p> <p>1.26 協会、システムを全面刷新</p> <p>1 未 公募投資信託の純資産総額(49.6兆円)が、リーマン・ショック後のボトムを付ける</p> <p>3.31 協会、「準会員制度」を廃止</p> <p>7.1 金融庁、「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令」を施行</p> <p>9.12 協会、「投信フォーラム2009 in 宇都宮」を開催</p> <p>9.16 協会、「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」等の一部改正(投資法人の合併関係)</p> <p>12.19 協会、「投信フォーラム2009 in 京都」を開催</p> <p>12.28 金融庁、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」等を公布(簡素化された新しい目論見書)</p>	<p>1.5 上場企業の株券が電子化</p> <p>1.20 米国、オバマ大統領就任</p> <p>6.17 金融庁金融審議会金融分科会第一部会、「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ報告～上場会社等のコーポレート・ガバナンスの強化に向けて～」を公表</p> <p>6.24 金融庁、「金融商品取引法」の一部改正を公布(2010.4.1から施行、金融ADR制度の創設等)</p> <p>7.21 大阪証券取引所、大証FX開設し取引開始</p> <p>8.24 特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター(略称：FINMAC フィンマック)設立(2010.2.1より業務開始)</p> <p>8.30 第45回衆院選、民主党が圧勝、政権交代が確定</p> <p>9.16 鳩山内閣発足</p> <p>11.13 金融庁政務三役、「金融・資本市場に係る制度整備について」を公表</p>
2010年 (平成22年)	<p>1.30 協会、「投信フォーラム2010 in 松山」を開催</p> <p>2.1 協会、投資信託利用者からの苦情・相談業務を、特定非営利</p>	<p>1.19 東京地方裁判所、日本航空機の会社更生法適用を受理、事業会社では戦後最大の経営破綻</p>

一般経済及び証券市場	投資信託・投資法人
<p>1.21 金融庁、「金融・資本市場に係る制度整備について」を公表</p> <p>2.4 欧州市場、ギリシャ財政問題で急落</p> <p>6.8 菅内閣発足</p> <p>6.18 政府、「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ」を閣議決定</p> <p>8.27 金融庁、平成 22 事務年度監督方針及び検査基本方針等を公表</p> <p>9.10 日本振興銀行、金融庁に破綻申請、初のペイオフ発動</p> <p>9.13 金融庁、「デリバティブ取引に対する不招請勧誘規制等のあるあり方について」を公表</p> <p>9.22 金融庁、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正を公表</p> <p>10.1 金融 ADR（裁判外紛争解決）制度の導入（金融商品取引業者の行為規制に係る部分）</p> <p>10.5 日本銀行、「包括的な金融緩和政策の実施」を決定</p> <p>12.24 金融庁、「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン～新成長戦略の実現に向けて」を公表</p>	<p>活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」に業務委託</p> <p>2.18 協会、「金融・資本市場に係る制度整備の対応に関する専門委員会を、自主規制委員会及び政策委員会合同で設置・開催（投資信託を組成する立場から、投資家保護に資する方策を検討）</p> <p>2.13 協会、「投信フォーラム 2010 in 大分」を開催</p> <p>3.18 協会、「交付目論見書の作成に関する規則」等を制定（交付目論見書の簡素化。7.1 から実施）。これに伴い、平成 14 年制定の「目論見書の作成に当たってのガイドライン」を廃止</p> <p>5.1 協会、「議決権の指図行使に係る規定を作成するに当たっての留意事項」の一部改正を実施</p> <p>5.20 協会、「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」の一部改正（適格機関投資家向けオープン型投資法人の基準額の算定方法等について整備）</p> <p>6.19 協会、「投信フォーラム 2010 in 岡山」を開催</p> <p>7.24 協会、「投信フォーラム 2010 in 富山」を開催</p> <p>9.15 協会、「店頭デリバティブ取引に類する複雑性を有する投資信託について」を公表</p> <p>10.2 協会「投信フォーラム 2010 in 青森」を開催</p> <p>10.14 協会、[MMF 等の運営に関する規則] 等の一部改正（23.1.1 から実施）</p> <p>11.14 協会、「投資信託セミナー 2010 in 東京」を開催</p> <p>11.25 金融庁、「平成 22 年事務年度 金融商品取引業者等向けの監督指針」を改訂（通貨選択型ファンドや毎月分藍型ファンドなどに対する販売・勧誘態勢の一層の充実を図るための対応）</p> <p>11.27 協会、「投信フォーラム 2010 in 高崎」を開催</p> <p>12.6 金融庁、「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の</p>

	投資信託・投資法人	一般経済及び証券市場
2011年 (平成23年)	<p>一部を改正する内閣府令」を公布（格付の公的利用の在り方についての見直し）</p> <p>12.11 協会、「投信フォーラム2010 in 長崎」を開催</p> <p>2.17 協会、「店頭デリバティブ取引に類する複雑性を有する投資信託に関する規則」等を制定（4.1から実施）</p> <p>4.1 金融庁、「金融商品取引法施行令」の一部改正を施行（外国投資信託を国内から直接設定・指図する運用形態が投資運用業に追加）</p> <p>6.17 協会、政府の金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプランへの対応として、会員から要望項目を取りまとめ、金融庁総務企画局に提出</p> <p>6.18 協会、「投信フォーラム2011 in 松江」を開催</p> <p>7.8 金融庁、「投資信託財産の計算に関する規則」等の一部を改正する内閣府令を公布・施行</p> <p>7.8 金融庁、「投資法人に関する規則」及び「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の一部改正（会計上の変更及び誤謬の訂正があった場合の対応）</p> <p>7.21 協会、「毎月分配型」及び「通貨選択型」の交付目論見書に盛り込むべき事項の記載例及び記載上の留意事項を取りまとめ、同日付で会員通知</p> <p>7.25 協会、内閣府公益認定等委員会に対し、公益社団法人への移行認定を申請（2012年2月16日に申請を取り下げ）</p> <p>9.15 協会、「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」及び「不動産投資信託等の運用報告書等に関する委員会決議」の一部改正（投資法人の計算に関する規則、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の留意事項」の改正に係る対応）。同日から実施</p> <p>9.30 金融庁、「金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改</p>	<p>1.26 金融庁、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）の公表</p> <p>1.28 金融庁、「高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえた金融の円滑化について」を公表</p> <p>3.11 東日本大震災発生、3.13 には東京電力福島第一原子力発電所で水素爆発が発生</p> <p>3.29 金融庁、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」を公表（4.1施行）</p> <p>6.3 金融庁、金融商品取引法施行令の一部を改正する政令について公表（政令公布は6.8）</p> <p>6.30 政府、「社会保障・税一体改革案」を公表（社会保障・税に関わる共通番号の導入等）</p> <p>8.26 金融庁、「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令」等を公布（2013.11.5から施行、空売り規制）</p> <p>8.26 金融庁、平成23事務年度監督方針及び検査基本方針等について公表</p> <p>9.2 野田内閣発足</p> <p>10.31 円・ドル一時75.32円と最高値に</p> <p>11.24 金融庁、平成23年度金融商品取引法等改正（6か月以内施行）に係る政令・内閣府令等を施行（資産流動化スキームに係る規制の弾力化など）</p>

一般経済及び証券市場		投資信託・投資法人	一般経済及び証券市場
2012年 (平成24年)	<p>正する内閣府令」の公布・施行（投資法施行規則別紙様式（営業報告書等）等の改正）</p> <p>11.12 協会、「投信フォーラム2011 in 金沢」を開催</p> <p>11.17 協会、「交付目論見書の作成に関する規則」等の一部改正（通貨選択型投資信託、毎月分配型投資信託等の目論見書の記載の留意点）</p> <p>11.17 協会、「販売・勧誘態勢等に係る検討委員会」を設置（投資信託の販売・勧誘態勢等の一層の拡充等を図るための投資信託委託会社としての対応策について鋭意検討を重ね、取りまとめた対応策を12.16付で会員通知）</p> <p>12.3 協会、「投信フォーラム2011 in 熊本」を開催</p>	<p>2.15 金融庁、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正を公表</p> <p>3.27 金融庁、「金融商品取引法等に関する留意事項について」（金融商品取引法等ガイドライン）の一部改正を公表</p> <p>8.28 金融庁、「平成24事務年度監督指針」を公表</p> <p>11.1 金融庁、平成22年金融商品取引法等改正（2年6か月以内施行）に係る内閣府令を施行（店頭デリバティブ取引等の規制など）</p> <p>11.8 金融庁、金融研究センターに「金融経済教育研究会」を設置</p> <p>12.11 金融庁、東京証券取引所グループと大阪証券取引所の合併を認可</p> <p>12.16 第46回衆議院議員総選挙、自民党が圧勝</p> <p>12.20 日経平均株価、終値1万円台回復</p> <p>12.25 金融庁金融審議会インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ、公募増資インサイダー取引事案等を踏まえた対応として、情報伝達・取引推奨行為に対する規制の導入等を提言</p>	
	<p>1.27 金融庁金融審議会、金融担当大臣の諮問を踏まえ、「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」を設置（24.3から24.12まで13回開催）</p> <p>1.28 協会、「投信フォーラム2012 in 高松」を開催</p> <p>3.15 協会、交付目論見書の作成や運用報告書等に関する規則等の一部改正（「特別分配金」という用語を使用する場合は、「元本払戻金（特別分配金）」と表示することなど）</p> <p>4.1 金融庁、平成23年金融商品取引法等改正（1年以内施行）に係る政令・内閣府令を施行（顧客をプロ等に限定した投資運用業の規制の緩和）</p> <p>5.28 協会、投信総合検索ライブラリー」の稼働開始</p> <p>6.16 協会、「投信フォーラム2012 in 長野」を開催</p> <p>7.21 協会、「投信フォーラム2012 in 北海道」を開催</p> <p>7.26 協会、内閣府公益認定等委員会に対し、一般社団法人への移行認可を申請（12.25付で内閣総理大臣による認可）</p> <p>9.22 協会、「投信フォーラム2012 in 盛岡」を開催</p> <p>10.31 協会、「日経ウーマンセミナー（東京）」を開催</p>		

	投資信託・投資法人	一般経済及び証券市場
	<p>11.10 協会、「投信フォーラム2012 in 奈良」を開催</p> <p>12.12 金融庁金融審議会「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」最終報告において、投資信託に関して、運用報告書の二段階化、販売・勧誘時におけるリスク等についての情報提供等を提言</p> <p>12.20 協会、「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」等の一部改正（出資（投資元本）の払戻しに係る規則の整備）</p>	<p>12.26 第2次安倍内閣発足、経済政策の「3本の矢」（大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略）の一体的断行を宣言</p>
2013年 (平成25年)	<p>1.4 協会、一般社団法人へ移行（登記完了）</p> <p>2.2 協会、「投信フォーラム2013 in 高知」を開催</p> <p>2.21 協会、「交付目論見書の作成に関する規則」等の一部改正（為替ヘッジ等の使用用語の一部改正）</p> <p>4.1 金融庁、「投資法人の計算に関する規則」の一部改正を施行（買換特例圧縮積立金の表示）</p> <p>4末 公募不動産投信の純資産総額が、5兆円を超える</p> <p>5.18 協会、「投信フォーラム2013 in 新潟」を開催</p> <p>6.6 協会稲野会長、参議院財政金融委員会に参考人出席</p> <p>6.12 「金融商品取引法」及び「投資信託及び投資法人に関する法律」の一部改正案可決・成立</p> <p>6.13 協会、「正会員の業務運営等に関する規則」の一部改正（内部者取引の未然防止）</p> <p>7.18 不動産証券化協会、「ヘルスケア施設供給促進のためのREITの活用に関する実務者委員会」の設置を公表</p> <p>7.18 協会、「正会員の業務運営等に関する規則」の一部改正、「投資信託の信託終了後に生じる金銭の取扱いに関するガイドライン」の制定</p> <p>7.27 協会、「投信フォーラム2013 in 佐賀」を開催</p> <p>9.12 協会、「不動産投資信託等の運用報告書等に関する委員会決議」の一部改正（「買換特例圧縮積立金」に係る記載上の注意</p>	<p>1.1 東京証券取引所グループと大阪証券取引所が経営統合し、(株)日本取引所グループが発足</p> <p>1.22 政府・日本銀行、物価上昇率2%の目標を発表</p> <p>3.31 金融庁、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正を施行（店頭デリバティブ取引等の規制など）</p> <p>4.1 金融庁、「金融商品取引業者等に関する内閣府令」等の一部改正を施行（AIJ投資顧問事業を踏まえた改正）</p> <p>4.4 日本銀行、2年程度の期間を念頭に、2%程度の「物価安定の目標」を目指す「量的・質的金融緩和」導入</p> <p>4.30 金融庁金融経済教育研究会、報告書を取りまとめ、公表</p> <p>5.1 金融庁、「日本版ISA」の愛称を決定（NISA）</p> <p>6.7 金融広報中央委員会、「金融経済教育推進会議」を設置</p> <p>6.14 政府、「日本再興戦略2013」を閣議決定</p> <p>8.1 金融庁、「金融商品取引業者等に関する内閣府令」及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正を施行</p> <p>8.5 金融庁、「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」を設置</p> <p>8.9 財務省、「国の借金」の残高が6月末時点で1,008兆6,281億円と発表</p> <p>8.21 金融庁、「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令」等を施行（空売り規制等のあり方についての改正）</p>

	投資信託・投資法人	一般経済及び証券市場
	<p>の新設)</p> <p>9.18 協会、「受益証券等の直接募集等に関する規則」等の一部改正（トータルリターン通知制度の導入、2014.12.1から実施）</p> <p>9.28 協会、「投信フォーラム2013 in 福井」を開催</p> <p>10.16 協会、「日経ウーマンセミナー（大阪）」を開催</p> <p>10.29 協会、「日経ウーマンセミナー（名古屋）」を開催</p> <p>11.23 協会、「投信フォーラム2013 in 広島」を開催</p> <p>12.14 協会、「投信フォーラム2013 in 徳島」を開催</p> <p>12.19 協会、「受益証券等の直接募集等に関する規則」等の一部改正（高齢顧客への勧誘による販売に係る適正化等）</p> <p>12.20 不動産証券化協会「ヘルスケア施設供給促進のためのREITの活用に関する実務者検討委員会 中間とりまとめ」を公表</p>	<p>8.27 金融庁、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正を実施</p> <p>9.6 金融庁、「平成25事務年度監督方針及び金融モニタリング基本方針」等を公表</p> <p>10.1 安倍首相、2014年4月の消費税率8%への引き上げを表明</p> <p>11.8 金融庁・財務省、「金融・資本市場活性化有識者会合」を設置</p> <p>12.13 同有識者会合、「提言」を公表</p> <p>12.16 金融庁、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正を公表（高齢顧客に対する勧誘・販売に係る適正化）</p>
<p>2014年 (平成26年)</p>	<p>1.24 金融庁、平成25金融商品取引法等の一部改正（1年以内施行）に伴う関係政令の整備に関する政令を施行</p> <p>4.1 東京証券取引所、ヘルスケアリートに係る「有価証券上場規程施行規則」の一部改正を施行</p> <p>5.15 協会、「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」の一部改正、「ヘルスケア施設供給促進のためのREITの活用に関するガイドライン」の制定</p> <p>5.31 協会、「投信フォーラム2014 in 山形」を開催</p> <p>6.12 金融庁・財務省「金融・資本市場の活性化有識者会合」、「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）」公表</p> <p>6.12 協会、「交付目論見書の作成に関する規則」及び「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」等の一部改正（交付目論見書の改善、運用報告書の二段階化、実施は2014.12.1）</p> <p>6末 公募投資信託の純資産総額（83.6兆円）が、2007年10月以</p>	<p>1.1 NISA（少額投資非課税制度）がスタート</p> <p>1.6 JPX日経インデックス400の算出スタート</p> <p>2.14 金融庁、平成25年金融商品取引法等改正（1年以内施行）等に係る内閣府令を施行</p> <p>2.27 金融庁・株東京証券取引所「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」、「責任ある機関投資家」の諸原則（「スチュワードシップ・コード」）を策定・公表</p> <p>3.7 金融庁、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正を公表（担当者評価を収益偏重から残高拡大に）</p> <p>3.28 金融庁、「金融商品取引業者等に関する内閣府令」及び「金融商品取引業者等向け総合的な監督指針」の一部改正を施行</p> <p>4.1 消費税率、5%から8%に引上げ</p> <p>4.1 情報伝達行為に対するインサイダー取引規制の施行</p> <p>4.1 金融庁、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」の一部改正を施行（特定有価証券に係る臨時報告書の提出事由の拡大等）</p>

一般経済及び証券市場	投資信託・投資法人	
<p>6.12 金融・資本市場活性化有識者会、「コーポレートガバナンス・コードの検討」を提言</p> <p>6.18 金融広報中央委員会「金融経済教育推進会議」、「項目別・年齢層別スタンダート」（金融リテラシー・マップ）を作成・公表</p> <p>6.24 政府、「日本再興戦略（改訂2014）」を閣議決定</p> <p>6.27 金融庁、平成25年金融商品取引法等改正（1年以内施行）等に係る政令・内閣府令等を施行</p> <p>7.1 金融庁、「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等を施行</p> <p>7.4 金融庁、「金融モニタリングレポート」を公表</p> <p>8.7 金融庁、「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議」を設置</p> <p>9.1 金融庁、「金融商品取引業等に関する内閣府令」等の一部を改正を施行（商品関連市場デリバティブ取引に係る行為規制関係）</p> <p>9.5 金融庁、「金融商品取引業協会等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」を施行</p> <p>9.11 金融庁、平成26事務年度金融モニタリング基本方針（監督・検査基本方針）を公表（資産運用の高度化など）</p> <p>9.17 金融庁、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正を公表（運用態勢の透明性の向上）</p> <p>10.31 日本銀行、「量的・質的金融緩和」の拡大を決定 GPIF（年金積立金管理運用独立行政法人）、運用方針の見直しを実施</p> <p>11.19 金融庁、「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令」の施行及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正を公表</p>	<p>来過去最高を更新</p> <p>7.2 金融庁、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正」及び「投資信託財産の計算に関する規則」の一部改正を公布（交付目論見書の改善、運用報告書の二段階化）</p> <p>7.2 金融庁、「金融商品取引業者等に関する内閣府令」の一部改正を公布（投資信託に係る分散投資規制）</p> <p>7.5 協会、「投信フォーラム2014 in 鳥取」を開催</p> <p>7.17 協会、「投資信託等の運用に関する規則」等の一部改正（投資信託に係る分散投資規則及びデリバティブ取引に起因するリスク量規制、実施は2014.12.1）</p> <p>9.3 金融庁、「投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部を改正する政令」等を施行（特定資産に再生可能エネルギー発電設備及び公共施設等運営権を追加など）</p> <p>9.16 協会、日本証券業協会、㈱日本取引所グループ及び日本投資顧問業協会、「東京国際金融センターの推進に関する懇談会」を設置</p> <p>10.7 協会、「日経ウーマンセミナー（大阪）」を開催</p> <p>10.15 協会、「日経ウーマンセミナー（東京）」を開催</p> <p>10.16 協会、「定款の施行に関する規則」の一部改正（臨時報告書制度及び報告書代替書面制度に係る整備）</p> <p>11.20 協会、「投資信託等の運用に関する規則」、「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」、「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」等の一部改正（新投資口予約権に係る留意事項の整備等、海外不動産投資法人発行証券の組入れに係る開示等の整備など）</p> <p>11.29 協会、「投信フォーラム2014 in 甲府」を開催</p> <p>12.1 金融庁、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」の一部改正を施行（報告書代替書面制度の活用等）</p>	

	投資信託・投資法人	一般経済及び証券市場
	<p>12.1 日本証券業協会、「トータルリターンの通知制度」の導入</p> <p>12.13 協会、「投信フォーラム2014 in 宮崎」を開催</p> <p>12.18 協会、「投資信託等の運用に関する規則」等の一部改正（信用取引及び市場デリバティブ取引の平均単価採用に係る一括発注規則の整備）</p>	<p>11.29 金融庁、平成26年金融商品取引法等改正（6か月以内施行）に係る政令・内閣府令を施行</p> <p>12.14 第47回衆議院議員総選挙、与党が議席数の3分の2を維持</p>
2015年 (平成27年)	<p>1.24 協会、「投信フォーラム2015 in 神戸」を開催</p> <p>2.24 協会、「投信フォーラム2015 in 福岡」を開催</p> <p>4.1 金融庁、「投資法人の計算に関する規則の一部を改正する内閣府令」を施行（投資法人の税金不一致解消に係る規制整備）</p> <p>4.30 東京証券取引所、「インフラファンド市場の開設に伴う有価証券市場規程等の一部改正」を施行</p> <p>5.16 協会、「投信フォーラム2015 in 岐阜」を開催</p> <p>5.21 協会、「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」等の一部改正（投資法人の税金不一致解消に係る規則の整備）</p> <p>5末 公募投資信託の純資産残高が初めて100兆円を超える</p> <p>6.20 協会、「投信フォーラム2015 in 鹿児島」を開催</p> <p>7.16 協会、「インフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則」等を制定（インフラファンド市場の開設に伴う規則等の整備）</p> <p>9.9 東京国際金融センターの推進に関する懇談会、「東京国際金融センターの推進に関する懇談会報告書」を公表。「資産運用等に関するワーキング・グループ」を設置</p> <p>9.11 金融庁、「アジア地域ファンド・パスポート」への参加表明文書に署名</p> <p>9.12 協会、「投信フォーラム2015 in 秋田」を開催</p> <p>10.6 協会、「日経ウーマンセミナー（大阪）」を開催</p> <p>10.13 協会、「資産運用業に係る海外動向等の調査部会」を設置</p> <p>10.15 協会、「日経ウーマンセミナー（東京）」を開催</p>	<p>1.16 厚生労働省「社会保障審議会企業年金部会」、確定拠出年金制度の改善に係る議論の整理を公表</p> <p>1.22 欧州中央銀行（ECB）が初の量的緩和を実施</p> <p>3.5 「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議」、コード原案を取りまとめ</p> <p>5.12 金融広報中央委員会、「学校における金融教育の年齢層別目標」を公表</p> <p>5.12 金融庁・財務省「金融・資本市場の活性化有識者会合」、「金融・資本市場活性化有識者合意見書」を公表</p> <p>5.29 金融庁、平成26年金融商品取引等の一部改正（1年以内施行）等を施行【協会への加入促進を図るための措置など】</p> <p>6.24 日経平均の終値が2万868円と、ITバブル時の最高値を上回る</p> <p>6.30 政府、「経済財政運営と改革の基本方針2015」を閣議決定</p> <p>7.4 金融庁、「金融モニタリングレポート」を公表</p> <p>8.11～13 中国、人民元を事実上切り下げ、世界同時株安に</p> <p>9.18 金融庁、「平成27事務年度金融行政方針」を公表</p> <p>10.5 TPP交渉が大筋合意</p> <p>11.4 郵政3社（日本郵政、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険）が上場</p> <p>12.16 米国FRB、ゼロ金利政策を解除</p> <p>12.18 日本銀行、「当面の金融政策運営について」を公表（新たなETF買入れ枠の設定及びJ-REITの買入限度額の引き上げ）</p>

	投資信託・投資法人	一般経済及び証券市場
2016年 (平成28年)	<p>12.19 協会、「投信フォーラム2015 in 仙台」を開催</p> <p>2.13 協会、「投信フォーラム2016 in 広島」を開催</p> <p>4.28 金融庁、「アジア地域ファンド・パスポートの協力覚書の署名について」を公表(6月30日発効(運用開始は、協力覚書署名後18か月内))</p> <p>6.9 協会、「正会員代表者の資格要件等に関する検討小委員会」設置</p> <p>6.18 協会、「投信フォーラム2016 in 福島」を開催</p> <p>6.30 資産運用等に関するワーキング・グループ、「資産運用等に関するワーキング・グループ報告書」を公表</p> <p>7.21 協会、「MMF等の運営に関する規則」等の一部改正(IOSCOの最終報告書に伴う措置)</p> <p>7.29 「中期国債ファンド」がすべて償還</p> <p>10.7 協会、「日経ウーマンセミナー(東京)」を開催</p> <p>10.12 協会、「日経ウーマンセミナー(大阪)」を開催</p> <p>10.15 協会、「投信フォーラム2016 in 三重」を開催</p> <p>10.18 協会、「日経ウーマンセミナー(名古屋)」を開催</p> <p>10.19 協会、「資産運用業強化委員会」を設置</p> <p>10.21 協会、日本証券業協会及び日本経済新聞社と共同で「グローバル時代の投資信託」セミナーを開催(東京)</p> <p>10.24~26 協会、「第30回国際投資信託会議」を大阪で開催</p> <p>11.5 協会、「投信フォーラム2016 in 岡山」を開催</p> <p>11.26 協会、「投信フォーラム2016 in 栃木」を開催</p>	<p>1.1 金融所得課税一体化(公社債関係が損益通算可能に)社会保障・税番号制度(マイナンバー)の導入 NISAの年間投資上限額が拡大(100万円→120万円)</p> <p>1.29 日本銀行、「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入を公表(マイナス金利の導入は2.16から適用)</p> <p>4.1 ジュニアNISAがスタート(年間投資上限額80万円)</p> <p>4.14 熊本地震発生</p> <p>4.19 金融庁金融審議会、「市場ワーキング・グループ」を設置</p> <p>5.24 「確定拠出年金法等の一部を改正する法律案」が成立</p> <p>5.26~27 伊勢志摩サミット開催</p> <p>6.1 安倍首相、消費税率10%への引き上げを2019年10月まで2年半延期を表明</p> <p>6.2 政府、「経済財政運営と改革の基本方針2016」を閣議決定</p> <p>6.23 英国、EU離脱決定</p> <p>6.30 特定非営利活動法人 投資と学習を普及・推進する会(NPO 法人 エイブrosis)、平成14年6月設立以来の活動を終了</p> <p>7.26 厚生労働省、「DC普及推進協議会」を開催</p> <p>7.29 日本銀行、ETF買入れ額の増加等、金融緩和の強化を公表</p> <p>8.2 政府、「未来への投資を実現する経済対策」を閣議決定</p> <p>9.1 金融庁、「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令の一部を改正する内閣府令」を施行(証拠金の預託等に係る経過措置)</p> <p>9.15 金融庁、「平成27事務年度 金融レポート」を公表</p> <p>9.16 確定拠出年金普及・推進協議会、個人型確定拠出年金の愛称を「iDeCo(イデコ)」に決定</p> <p>9.21 日本銀行、長短金利操作付き金融緩和を導入(金融政策を量から金利へ)</p>

	投資信託・投資法人	一般経済及び証券市場
2017年 (平成29年)	<p>1.28 協会、「投信フォーラム2017 in 大分」を開催</p> <p>1.28 協会、ホームページをリニューアル</p> <p>2.11 協会、「投信フォーラム2017 in 京都」を開催</p> <p>2.20 協会、「投信総合検索ライブラリー」における積立投資リターン計算機能の提供を開始</p> <p>3.9 協会、「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する法人に規則」を一部改正（海外不動産への投資）</p> <p>3.30 金融庁、「長期・積立・分散投資に資する投資信託に関するワーキング・グループ」報告書を公表</p> <p>5.22 協会、「資産運用業に係る海外動向等の調査部会」中間報告書及び「投資信託のガバナンスについて」中間報告書を公表</p> <p>5.27 協会、「投信フォーラム2017 in 甲府」を開催</p> <p>5.30 協会、「投資信託の信託のための行動憲章」を公表</p> <p>5.31 「MMF」がすべて償還</p> <p>6.29 協会、「資産運用業強化委員会」報告書を公表</p> <p>6末 公募投資信託の純資産総額が再び100兆円を超える</p> <p>7.8 協会、「投信フォーラム2017 in 金沢」を開催</p> <p>7.10 協会、創設60年</p>	<p>10.21 金融庁、「平成28事務年度 金融行政方針」を公表</p> <p>11.9 米国大統領選で、ドナルド・トランプ氏が勝利</p> <p>11.25 東京都、国際金融センターの実現へ「懇談会」を設置</p> <p>11.30 金融庁、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」、機関投資家による実効的なスチュワードシップ活動のあり方に関する意見書を発表</p> <p>12.8 平成29年度与党税制改正大綱に「積立NISA」創設を明記</p> <p>12.22 金融審議会、「市場ワーキング・グループ」報告書公表</p>
		<p>1.1 個人型確定拠出年金の加入対象範囲が拡大</p> <p>1.19 金融庁、「顧客本位の業務運営に関する原則（案）公表</p> <p>1.20 米国、トランプ大統領就任</p> <p>1.25 米国、ダウ工業株30種平均、初めて2万ドルを突破</p> <p>1.31 金融庁、スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会を開催</p> <p>2.3 金融庁、「家計の安定的な資産形成に関する有識者会議」を設置</p> <p>3.28 金融庁、「スチュワードシップ・コード」の改訂（案）公表</p> <p>3.30 金融庁、「顧客本位の業務運営に関する原則」を公表</p> <p>5.29 金融庁、「スチュワードシップ・コード」（改訂版）の確定について公表</p> <p>6.9 政府、「未来投資戦略2017」を閣議決定</p> <p>8.3 「第3次安部第3次改造内閣」発足</p> <p>10.22 第48回衆議院議員総選挙、自公で3分の2超獲得</p> <p>10.25 金融庁、「平成28事務年度 金融レポート」を公表</p>

一般経済及び証券市場	投資信託・投資法人	
	<p>9.21 協会、「投資信託のガバナンス懇談会(仮称)」の設置を公表</p> <p>9.23 協会、「投信フォーラム2017 in 山形」を開催</p> <p>10.2 金融庁、つみたてNISA 対象商品届出一覧を公表</p> <p>10.2 協会、つみたてNISAの実施に関する会長談話を公表</p> <p>10.6 協会、「日経ウーマンセミナー(東京)」を開催</p> <p>10.8 協会、「日経ウーマンセミナー(福岡)」を開催</p> <p>10.24 協会、「日経ウーマンセミナー(大阪)」を開催</p>	

投資信託協会 60 年間の主な歩み【年譜】

【1951 (昭和 26) 年】

- 6.4 「証券投資信託法」公布施行

【1957 (昭和 32) 年】

- 7.10 社団法人証券投資信託協会設立 (会長奥村綱雄)
- 8.15 証券投資信託協会 (協会)、関係方面に対し長期性預貯金優遇策に関する要望書を提出

【1958 (昭和 33) 年】

- 4.1 所得税法の一部改正の法律公布施行、証券投資信託の収益分配金が単一所得課税に改正 (33 年度に限り収益の 6%を源泉徴収、配当控除率 10%)
- 9.3 日本勧業、玉塚、岡三の 3 証券会社が投信委託者として免許される
- 9.29 日本勧業証券会社が第 1 回単位型投資信託の募集を開始 (10.28 設定)
- 10.4 角丸、山崎の 2 証券会社が投信委託者として免許される

【1959 (昭和 34) 年】

- 1.14 協会、35 年度政府保証債 50 億円の組み入れを決定
- 4.1 所得税法の一部改正の法律施行、証券投資信託の収益分配金に対する源泉徴収 10%引き上げ
- 4.20 定時総会において福田会長が委託会社分離に関して説明
- 5.21 協会、証券投資信託分離問題研究委員会の新設を決定
- 10.23 協会、大蔵省に対し発効日決済取引の保証金に有価証券を代用することについての要望書を提出
- 11.10 大蔵省、委託会社の分離に関し証券投資信託法施行規則の一部を改正する省令公布施行
- 12.1 公正取引委員会、5 年以内に法定の 1 割以内にする条件をつけて証券会社の委託会社株式の全株保有を認める
野村、日興、山一の 3 委託会社設立
- 12.10 野村証券投資信託販売会社設立
- 12.12 大和証券投資信託委託会社設立
- 12.25 山一証券投資信託販売会社設立

【1960 (昭和 35) 年】

- 1.11 日興証券投資信託サービス会社設立
- 2.1 大和証券投資信託販売会社設立
- 2.17 大蔵省、野村、日興、山一、大和の 4 委託会社に投信委託者としての業務開始を正式に認可
- 2.26 大蔵省、野村、日興、山一、大和の 4 証券会社の各委託会社に対する営業譲渡と委託者業務の廃止、並びに 4 委託会社の各証券会社からの営業譲受につき正式許可
- 3.16 野村、日興、山一、大和の 4 投信販売会社が証券業者として登録
- 4.1 野村、日興、山一、大和の 4 委託会社及び 4 投信販売会社が営業を開始
- 4.14 大蔵省、証券投資信託の累積投資業務を許可
- 11.30 協会、広告宣伝に関する自主規制基準を決定

【1961 (昭和 36) 年】

- 1. 26 協会、関係方面に対し証券投資信託の組入公社債を日本銀行の売買操作の対象にされたいことについての要望書を提出
- 1. 31 大蔵省、公社債への投資運用を目的とする追加型投資信託について通達
- 2. 10 大蔵省、公社債投資信託の募集方法について自粛を要望
- 4. 1 「有価証券取引税法の一部を改正する法律」公布施行、公社債投資信託の受益証券に対する有価証券取引税が万分の3に引き下げられる
- 5. 30 協会、証券投資信託制度改正案を決定し、大蔵省へ答申
 - イ 募集手数料制度の採用と信託報酬の引き下げ
 - ロ 収益分配方式の改訂
 - ハ 運用方法の合理化
- 6. 14 大商、大井、大坂屋、玉塚、日本勸業、角丸、山種及び江口の8証券会社が証券委託会社設立
- 6. 15 岡三、山叶の2証券会社が委託会社設立
- 6. 16 大蔵省、前記10委託会社に業務開始を正式に認可
- 7. 17 協会、資本金10億円未満の会社の株式を新たに証券投資信託に組み入れないことについて申し合わせ
- 8. 1 前記10委託会社が営業を開始
- 11. 30 証券界、当面の株価対策として公社債投資信託組入公社債の担保金融を日本銀行へ要請
- 12. 21 公社債投資信託の売買委託手数料変更（販売手数料なし、買取手数料1万口につき50円）

【1962（昭和37）年】

- 4. 1 証券投資信託の受益証券が穀物取引所の委託証拠金の代用有価証券として認められる
- 4. 13 協会、証券投資信託の健全な発達を図るため過当競争による弊害を防止することを目的として公正委員会を設置
- 4. 19 公社債投資信託、国民貯蓄組合の非課税扱いの対象に認められる
- 6. 18 協会、証券投資信託の募集、販売の際の割引販売等一連の過当競争防止策を決定
- 10. 19 協会、受益証券の募集、販売の適当競争防止のための地区別申し合わせを実施することを決定
- 10. 24 協会、大蔵大臣に対し株式投資信託に組み入れている公社債の流動化について要望書を提出
- 10. 31 証券投資信託の保有公社債の流動化の要望が実現、都市銀行に日本興業銀行、日本長期信用銀行を含めた14行と信託銀行は株式市況対策として、政府保証債を対象に委託会社全14社に対する公社債担保金融の措置を決定
- 11. 5 協会、担保金融による資金の運用には不当に値下がりした重要産業の株式に運用することを決定。なお、これに関連し、資本金30億円未満の会社の株式に対する運用限度を、従来の発行株式総数の20%から15%に引き下げることが決定
- 11. 19 協会、「オープンの有価証券売買益の積立に関する申し合わせ」を決定

【1963（昭和38）年】

- 9. 20 協会等証券3団体、連合で西欧諸国との租税条約の締結を早急に実現するよう外務大臣、大蔵大臣に要望書を提出

【1964（昭和39）年】

- 3. 12 投信委託社長会、証券投資信託の運営について運用方針の明示、運用内容の報告、受益証券販売の公開、自主運用の確立等の方針を申し合わせ（3.16、理事会決定）
- 4. 1 「租税特別措置法」の改正、株式投資信託の収益分配金が5%の源泉分離課税となる

- 4.8 協会、基準価額が5,000円未満の場合におけるユニットの収益分配率を4,000円台の場合は4%、3,000円台の場合は3%とすることを決定
- 5.25 日本勧業、山種、山叶の3委託会社が合併。新会社として朝日委託会社を創立
- 6.1 大蔵省、新たに証券局を設置、その下に総務課、企業財務課、証券業務課、投資信託課、証券検査課の5課を設置
- 9.21 協会、証券投資信託の募集、勧誘態度の改善措置として、勧誘態度の適正化、PRの徹底、過当競争の防止等の具体策を決定
協会、証券投資信託の健全な発展を図るため過当競争による弊害を防止する総合的自粛体制を確立する目的をもって公正委員会規則を改正し、同委員会の権限を強化
- 10.1 大阪屋、玉塚、岡三の3委託会社が合併新会社として日本委託会社を設立
- 11.16 協会、単位型投資信託の短期解約を防止するための措置として、1965年1月以降設定のユニットにつき、設定後1年以内に解約を実行された場合には、その解約を請求した証券会社は受益証券1口につき50円（1万円もののユニットは100円）を当該信託財産に返戻する旨を申し合わせ
- 12.3 協会、証券投資信託運用の安定化に資するため1965年1月以降設定の単位型投資信託の株式組入比率を純資産総額の75%以内にとどめる旨を申し合わせ

【1965（昭和40）年】

- 1.21 日本証券保有組合、証券投資信託保有株式の肩代わりを実行、約定代金総額820億円
- 3.27 日本証券保有組合、証券投資信託保有株式の第2回肩代わりを実行、約定代金総額41億円
- 6.7 協会、単位型投資信託の株価変動準備金制度を改正、決算期末に配当落後の基準価額が元本額を上回っている場合、その超過額の40%相当額を積み立てることとした（対象は1965年1月以降設定のユニット）
- 6.8 協会、基準価額が元本割れのまま償還期を迎えるユニットにつき、その信託期限を1年延長することを決定
- 6.16 日本銀行、証券投資信託の解約に対処するため、証券投資信託保有公社債中、日本銀行担保適格銘柄につき担保金融600億円を行うことを決定
- 6.21 協会、単位型投資信託の収益分配率の最高限度に関する申し合わせを決定（1965年7月決算分より実施）
- 7.15 日本証券保有組合、証券投資信託保有株式の第3回肩代わりを実行、約定代金総額594億円
- 7.19 協会、証券投資信託の運営、仕組、制度について改善合理化を推進するために、制度問題特別委員会を設置
協会、証券投資信託の改善合理化について第三者の公正な意見を仰ぐため、資本市場研究会（委員長高橋亀吉氏）に研究を委嘱
- 10.18 協会、公社債投資信託について、1965年11月設定分から新たに募集手数料50円（1万口当たり）を外枠で徴することを決定
- 11.5 協会、単位型投資信託の制度改正を決定
その内容は、
 - (1) 1口の単位を1万円とする
 - (2) 外枠手数料の実施
 - (3) 証券投資信託はリスク・キャピタルであることの投資家へのPR
 - (4) ディスクロージャーの推進等

【1966（昭和41）年】

- 4.13 資本市場研究会、証券投資信託のあり方について、
 - (1) 証券投資信託委託会社の実質的独立の推進
 - (2) 受益者中心の運営体制の確立

等を骨子として意見書を取りまとめた

- 4.27 協会、資本市場研究会の提言を受け「投資信託の改善に関する特別委員会」の設置を決定
- 9.8 協会、延長ユニットのうち基準価額が依然元本割れのまま6年目の償還期を迎えるユニットにつき、その信託期限を更に1年延長することを決定
- 11.16 協会、「投資信託制度の改善に関する要綱」を決定
- その内容は、
- (1) 委託会社の自主的運用体制の確立
 - (2) 証券投資信託協会による自主規制の強化
 - (3) 単位型投資信託の制度改善（株式組入限度の引き下げと株価変動準備金の強化、早期解約防止のための措置等）
- 等を骨子としたもの
- 12.19 協会、委託会社の役員人事の自立化及び単位型投資信託の早期解約防止のための措置に関する実施要領を決定

【1967（昭和42）年】

- 2.20 協会、新株引受権証券売買取引に関する申し合わせを決定
- 6.1 協会、追加型投資信託の販売方法の一形態としてのブロック・オファーについての実施要領を決定
- 7.19 「証券投資信託法の一部を改正する法律」国会を通過、8月1日公布、10月1日施行
- その主なる内容は、
- (1) 委託会社の忠実義務
 - (2) 委託会社の行為準則
 - (3) 議決権等の指図行使義務
 - (4) 証券投資信託とみなす信託
 - (5) 証券投資信託協会等に関する規定
- 8.1 協会、信託財産として有する有価証券による議決権等の行使の指図に関する実施要綱を決定
- 9.22 協会、単位型投資信託の合体実施要領を決定、業務規程制定（9月30日付大蔵大臣許可、10月1日施行）
- 9.30 協会、証券投資信託法に基づく協会の認可を受ける
- 10.1 「証券投資信託法の一部を改正する法律」が全面的に施行
- 大蔵省、「証券投資信託法施行規則の一部を改正する省令」及び「証券投資信託の委託会社の行為準則に関する省令」を公布施行
- 10.16 協会、単位型投資信託の収益分配率の最高限度に関する申し合わせの一部改正を決定

【1968（昭和43）年】

- 4.3 協会、「非上場公社債の株式投資信託相互間の売買価格」及び「株式組入限度に関する事務処理の猶予期間」について決定
- 8.16 協会、「単位型投資信託とみなす信託による合同運用」の要綱を決定
- 11.15 協会、外国業者に対する投資信託の募集、売買手数料の割戻し並びに常任代理人手数料に関する要望書を大蔵省証券局長に提出

【1969（昭和44）年】

- 2.21 協会、信託財産相互間における株式売買の指図の具体的基準を決定
- 6.20 協会、会員業者が行う証券投資信託の「広告宣伝に関する基準」を決定

- 6.24 協会、非居住者の証券投資信託処分代金に関する制限撤廃の要望書を大蔵大臣あて提出
- 11.21 協会、「株式投資信託の資金の定着化」について決定
- 12.16 協会、証券金融会社の新株引受権の権利入札に関する申し合わせを決定

【1970（昭和45）年】

- 1.16 協会、業務規程を改正、市場第一部上場銘柄を原則としてすべて特定できることを決定（2月1日実施）
- 2.24 大蔵省、対外証券投資自由化の第一歩として、外国証券の投資信託への組み入れを認める方針を決定
- 4.1 追加型投資信託の売買仕法改正、申込日当日の基準価額で販売するいわゆるブラインド方式を採用
- 5.19 協会、「投資信託の対外投資に関する税制上の要望」を関係当局に要望
- 6.10 大蔵省、証券投資信託法施行規則の一部を改正する省令を公布施行。みなす信託について所要の整備を行った
- 12.22 協会、日本証券業協会と連名で勤労者財産形成制度の対象に株式投資信託を加えることについての要望書を労働大臣に提出
- 12.31 政府、閣議で株式投資信託をマル優制度及び勤労者財産形成制度の対象に加えることについての方針を決定

【1971（昭和46）年】

- 2.19 協会、株式投資信託についての商品性格の明確化等を骨子とする「株式投資信託の運用の改善等について」を決定、4月1日より実施
- 6.11 大蔵省、7月1日より一般投資家による外国証券投資の自由化を実施するとともに、証券投資信託及び保険会社の投資限度額1億ドルの制限枠も撤廃すると発表
- 7.16 協会、業務規程及び「外国証券の組み入れについて」（1970年4月10日理事会決定）の一部を改正、8月20日より施行

【1972（昭和47）年】

- 2.25 協会、証券投資信託の外国通貨建てによる運用資産の限度の撤廃を決定、26日より実施
- 3.21 協会、証券投資信託が組み入れを予定する外国株式を特定するに際しての要件について、純資産または自己資本の額を50億円以上から20億円以上とする等、その緩和措置を決定、即日施行
- 11.17 協会、株式投資信託に一定条件のもとでの市場第二部銘柄の組み入れを可能にすること及び銘柄特定制度を廃止することを決定、12月1日実施
- 11.18 「外国投資信託証券の募集または売り出しの届出等に関する省令」公布、施行

【1973（昭和48）年】

- 4.24 協会、外国為替市場が閉鎖になった場合の外国株式の評価の方法について決定
- 7.17 協会、信託財産が同一銘柄の株式に投資する比率の限度を買付基準とすることの実施要領を決定
- 8.6 協会、大蔵省主税局税制第一課長、同国際租税課長ほか関係方面に対し、「投資信託の信託財産が保有するイギリスの有価証券の配当等について課せられる租税の取り扱いについての要望」を提出

【1974（昭和49）年】

- 3.11 協会、外国株証券投資信託の追加設定について自主ルールを決定（国際ファンド、内外フリー・ファンド及び外国株専用ファンドについては1974年1月末現在の残存元本を限度として、その元本までそれぞれ追加設定することができる旨の取り決め）（1975年6月廃止）

- 3.19 協会、名義書換中の株式または転換請求手続中の転換社債に係る株式について信託財産の信用売りができるための措置を決定
- 6.21 協会、証券投資信託の基本問題研究会は「証券投資信託の基本問題」を取りまとめ、理事会に報告。協会は同日、新聞発表

【1975（昭和50）年】

- 6.20 証券投資信託法施行規則の一部改正（直接解約請求制度導入のため）
- 6.21 所得税法施行令、施行規則の改正省令公布（株式を100%まで組み入れることのできる単位型の株式投資信託が誕生することとなったため、これをマル優対象から排除するための措置）
- 7.21 公社債投資信託について、一般投資者による解約請求制度（直接解約請求制度）を導入
- 12.8 協会、「ファミリーファンドについて」を決定し、1976年1月設定分より実施
<要旨>
 - (1) ベビーファンドの信託期間を7年（従来は無期限）とする
 - (2) 全部解約限度額を当初設定口数の10分の1（従来は10分の2）とする
 - (3) 無手数料乗換制度を廃止する
 - (4) 受益者の早期買取控除額制度を廃止する

【1976（昭和51）年】

- 1.13 協会、法務省民事局参事官室あて、会社法改正に関する意見書を提出
- 2.16 協会総務委員会、「証券投資信託の設定・解約の平準化のための措置について」を決定
- 8.1 株式投資信託に直接解約請求制度を導入
- 9.9 協会、国税庁直税部長あて「証券投資信託の信託財産につき課せられた外国所得税額の取り扱いについて」の要望書を提出

【1977（昭和52）年】

- 3.18 協会、「設定枠等について」を決定

【1979（昭和54）年】

- 1.19 協会、「株式投資信託の設定ルール等について」を決定（1979年以降は設定ルールを設けなくなった）
<要旨>
 - (1) 大手4社の79年中の株式投資信託の設定額は、78年中の設定額の10%増額の範囲内にとどめることを目処とすること
 - (2) 79年中における新商品の設定は、2本以内（ただし、有期限のものは1本以内）とすること
 - (3) ブロック・オファーによる追加設定額は、追加設定直前の純資産総額の20%程度、予約募集の場合は30%程度の範囲にとどめること
- 7.20 協会、「株式会社の機関に関する改正試案」に対する意見書を提出（日本証券業協会、公社債引受協会、証券団体協議会と連名）

【1980（昭和55）年】

- 1.4 定額手数料制度を採用している株式オープンが定率手数料制度に改められる
- 4.16 協会、「株式会社の計算、公開に関する改正試案」に対する意見書を提出（日本証券業協会、公社債引受協会、証券団体協議会と連名）

9. 19 協会、「ファミリーファンドの改善要綱」を決定（1980年12月募集開始分から実施）
協会、「ファミリーファンドの収益分配率の最高限度に関する申し合わせ」の撤廃（10月決算分からの実施）

【1981（昭和56）年】

4. 17 協会、「追加型株式投資信託の改善について」を決定（6月1日実施）
（計算期間、手数料等の改定）

【1982（昭和57）年】

4. 6 大蔵省、協会会員外の証券会社に対し、中期国債ファンドの取り扱い（累積投資業務）を認可
4. 9 協会販売広報委員会、「ブロック・オファーの実施要領」を一部改正（同一ファンド1か月2回の回数制限を撤廃し、1か月の追加設定額を原則として純資産総額の50%程度までとする）
9. 24 協会、「公社債投資信託の改善について」を決定（1982年10月20日以降に計算期間の始まるものから実施）
<要旨>
（1）解約手数料を120円から100円に引き下げ
（2）信託財産留保額の廃止
（3）信託報酬の上限を万分の35から万分の70に引き上げ、その範囲内で各社原則自由とすること
11. 19 協会、「証券投資信託受益証券公開販売証券会社準会員規則」を制定

【1983（昭和58）年】

4. 11 定時定型の単位型株式投資信託、国債型ユニット、ファミリー発足
8. 4 「証券投資信託委託会社の行為準則に関する省令」の一部改正（無担保転換社債の組入限度の拡大）

【1984（昭和59）年】

2. 22 協会、株式投資信託の各社別運用成績の公表を決定（1984年2月決算分から実施、1999年11月決算分の公表をもって廃止）
8. 1 証券投資信託、海外CP、CD組み入れ開始
9. 3 大蔵省、中期国債ファンドと普通預金を組み合わせた新しい金融商品の発売を全面的に認める方針を決定
10. 27 「証券投資信託の委託会社の兼業の承認について」の通達制定（委託会社の投資助言業務の兼業承認）

【1985（昭和60）年】

5. 23 変額保険等の導入に対する要望書を提出（日本証券業協会と連名で大蔵省銀行局保険部長あて）
9. 12 大蔵省、「累積投資業務の承認について」の通達を一部改正、恒常的に預り金が発生しない公社債投資信託（中期国債ファンド、利金ファンド、フリーファイナンシャルファンド）の取り扱い基準について、資本金2億円の規制を撤廃
9. 21 証券投資信託法施行規則の一部改正（債券先物取引関係）
10. 19 証券投資信託、債券先物市場に参加
11. 27 証券投資信託の外国証券投資対象市場が9か国11市場から22か国30市場に拡大

【1986（昭和61）年】

3. 3 証券投資信託受益証券代用有価証券化スタート
4. 23 証券投資信託、国内CD、短期国債の組み入れ開始
3. 25 協会、「委託会社の役員人事の自立化について」の申し合わせ廃止

- 6.9 大蔵省、「証券投資信託に関する通達の一部改正について」を通達。証券投資信託の委託会社の事業承認の範囲が拡大され、委託会社が一般的な投資顧問業務を行えるようになる
- 6.13 協会、各社のファンドの成績順の運用成績ランキングの発表開始

【1987（昭和62）年】

- 1.20 証券投資信託、債券先物の組入枠を拡大
- 1.23 単位型株式投資信託、募集手数料（1口＝1万円）を300円から100円引き下げ200円となる
- 9.16 証券投資信託で海外金融先物取引及び先物オプション取引の利用が可能となる

【1988（昭和63）年】

- 1.5 大蔵省、特定金銭信託、ファンドトラストの3月末の決算処理基準について大幅に弾力化する方針を決定
- 1.26 大蔵省証券局、「投資信託に関する研究会」を発足（5月27日まで8回開催）
- 2.8 証券投資信託、外国証券投資の対象市場にジュネーブ、タイ両証券取引所を追加、23か国、29市場に拡大
- 10.5 大蔵省証券局、「投資信託研究会」を発足。①投信の運用対象 ②商品性の多様化 ③ディスクロージャーの充実等検討項目を決定
- 12.13 証券投資信託、国内CD及びCPの組入限度を緩和（純資産の20%まで拡大）

【1989（平成元）年】

- 2.20 大蔵省、中期国債ファンドへの中期国債の最低組入限度を50%から30%に緩和することを決定
- 3.1 外国証券会社と外国投資顧問会社10社、大蔵省に対して投資信託業務参入の要望書を提出
- 6.16 協会、投資委託会社と証券会社との間にファイアーウォールを確立するための自主ルールを決定（7月1日から実施）
- 12.14 大蔵省、「投資信託業務の免許基準の運用について」を発表、外国業者が国内に新規証券投資信託委託会社を設立する場合等の基準

【1990（平成2）年】

- 3.9 協会、投資信託制度の改善等を決定。1989年5月の投資信託研究会が行った提言を踏まえ、①商品性の多様化 ②運用の安定性の確保 ③情報公開の充実からなっている
- 5.8 協会、国内で設定する投資信託について短期国債の組み入れ制限を純資産の30%以内から50%以内とすることを決定
- 8.1 証券投資信託業界が、①中途解約留保金の新設 ②募集手数料の多様化 ③信託報酬の引き下げ等の制度改正を実施（同日募集ファンドより適用）

【1991（平成3）年】

- 7.1 証券投資信託業界、制度改善の一環として、「単位型投資信託の償還乗り換え優遇措置」を導入（7月1日以降募集開始分に適用）
- 12.20 証券取引審議会、「免許基準の具体化・明確化（証券投資信託業務を含む）について」を自由討議

【1992（平成4）年】

- 1.24 大蔵省は中期国債ファンドの商品性改善と新型の短期公社債投資信託の創設並びに信託業界の実績配当型合同運用金銭信託の創設を認めることを決定
- 2.1 証券投資信託委託会社は中期国債ファンドにおける中期国債の組入比率と余裕金運用比率の制限を変更

- 3.31 政府経済対策閣僚会議、緊急経済対策を公表。投資信託関係では「大口投資家向け株式投資信託の設定を推進する」とうたわれる
- 4.1 中期国債ファンドの商品性改善（30日未満の換金に当たっての買取手数料の廃止とそれに代わる信託財産留保金制度の導入、公社債及び投資信託の利金・分配金・償還金による1円以上1円単位の買い付け）を同日申込分より実施
- 4.24 大蔵省、「証券投資信託業務の免許基準の運用について」の一部改正を公表、新たに投資一任業務を営んでいる投資顧問会社からの参入の途を開く等、免許運用基準を大幅に緩和
- 7.20 「証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律」が施行。通達・事務連絡及び口頭指導等が全面的見直しにより整理統合及び協会規則へ移行。投資信託関係では、19本の通達が廃止され、代わって「投資信託委託会社の業務運営について」と題する新通達が示達。また、11本の通達が協会規則へ移行され、これを理事会規則と委員会申し合わせで受け入れる
- 8.28 政府経済対策閣僚会議、「総合経済対策」を公表。投資信託関係では、「長期保有に適した株式投資信託の商品開発等を推進する」とうたわれる
- 11.20 協会、証券投資信託の収益分配金及び償還金の支払いの早期化」を決定。1993年4月1日より実施

【1993（平成5）年】

- 1.21 財形制度研究会、勤労者財産形成審議会に「財形貯蓄商品への株式投資信託の導入（財形制度研究会第1次取りまとめについて）」を提出。同審議会はこれを了承
- 3.12 協会、償還乗換の優遇措置の対象に追加型投資信託を可能とする等を内容とする「投資信託の償還乗換の優遇措置について」を制定。即日実行
- 3.19 協会、ブロック・オファー制度の廃止等を内容とする「追加型投資信託の制度の改善について」を取りまとめる
- 3.31 「租税特別措置法の一部を改正する法律」「同法施行令の一部を改正する政令」等が発表され、老人等の少額貯蓄や財形貯蓄の非課税限度額が引き上げられるとともに、財形貯蓄の非課税対象となる範囲に株式投資信託が加わる
- 4.9 大蔵省、「証券投資信託委託会社の新規参入に伴うルール整備について」と題する新聞発表を行い、「証券投資信託の委託会社の行為準則に関する省令」「証券投資信託法施行規則」の一部改正を公布。施行は5月6日
- 6.1 MMF（マネー・マネージメント・ファンド）の最低預入単位引き下げ（100万円→50万円）を実施
大蔵省、証券会社の兼業として承認される業務にMMF・中期国債ファンドのキャッシング等を定める「証券法第42条及び第42条の2に基づく兼職及び証券会社等の兼業の承認について」通達を一部改正
- 8.9 大蔵省、証券投資信託に関する勉強会を設置し、初会合
- 9.16 政府経済対策閣僚会議、緊急経済対策を公表。投資信託関係では信託約款の個別承認審査基準の明確化、審査事務の透明性の確保と迅速化が掲げられる
- 9.30 大蔵省、「手続きの簡素化等について」を公表。投資信託関係は信託約款の個別承認審査基準の明確化等9項目が掲げられている
- 10.19 大蔵省、「投資信託研究会」の設置を公表。初回は11月19日
東京証券取引所・大阪証券取引所は、大口取引に係る株券委託手数料の自由化を決定
- 11.8 MMF、中期国債ファンドのキャッシング業務を開始
- 11.22 大蔵省、勤労者財産形成貯蓄制度の対象となる株式投資信託の新商品を認可
- 12.21 大蔵省、「手続きの簡素化、規制の緩和等について」を公表。投資信託関係は信託財産の保有有価証券の貸付等24項目

【1994（平成6）年】

- 1.6 大蔵省、証券局長通達「投資信託委託会社の業務運営について」を一部改正。1月10日施行
協会、受益証券説明書・運用報告書の交付の徹底を図るため「ディスクロージャーに関する事項」の申し合わせの一部改正を決定。1月14日実施
- 1.14 協会、「償還金等をもって他の証券投資信託に乗り換える場合の適用期間を自由に定められるよう「投資信託の償還乗換優遇措置」の具体的取り扱い要領の一部改正について」を決定。同日実施
- 2.10 協会、4月1日以降半期を迎えるファンドから半期運用報告書（ファンド概況）を作成し公布することを決定
- 2.18 協会、証券投資信託委託会社が投資信託を直接販売する場合の自主ルールを決定。3月17日施行
- 3.29 大蔵省、「証券投資信託法施行規則の一部を改正する省令」を公布。4月1日施行
- 3.31 大蔵省、証券局長通達「投資信託委託会社の業務運営について」を一部改正。4月1日施行。
- 6.22 投資信託研究会、「投資信託の改革に向けて」と題する報告書を取りまとめる
- 7.15 大蔵省、MMFの最低購入単位を50万円から10万円に引き下げる等「MMF、中期国債ファンドの商品性の改善について」を発表。10月17日申込分から実施
- 10.26 協会、第8回国際投資信託会議を東京で開催。28日に共同コミュニケを発表
- 12.7 大蔵省、投資信託研究会のフォローアップ会合を開き、投資信託改革の具体策を報告
- 12.12 大蔵省、「投資信託改革の概要について」を発表
協会、「投資信託改革の実施について」を発表。大蔵省の投資信託研究会の提言「投資信託の改革に向けて」（6/12）を受け、投資家の立場にたった制度の改善について具体的細目を記者発表
- 12.21 大蔵省、証券局長通達「外国投資信託の国内販売に係る取り扱い基準について」を示達
- 12.27 大蔵省、「証券投資信託の委託会社の行為準則に関する省令の一部を改正する省令」等を公布。1995年1月1日施行
協会、制度改革に基づく業務規程及び各種委員会申し合わせの変更を決定。4月1日実施

【1995（平成7）年】

- 1.10 大蔵省、日米両国政府が日米包括協議・金融サービス協議で合意したと発表。証券投資信託における日本側措置は、①投資信託業務と投資一任業務の併営 ②パフォーマンスデータの公開 ③運用規制の緩和等
- 1.17 「阪神・淡路大震災」発生
- 1.31 大蔵省、「委託会社の免許運用基準及び投資一任業務の認可基準」の一部を改正することを決定。2月1日施行
- 3.7 証券団体協議会、「新時代を迎えるわが国投資信託」と題するレポートを発表
- 5.16 東京証券取引所、日経300株価指数連動型上場投資信託を上場と同時に信用取引の対象とする。29日実施
- 5.29 全国8証券取引所、日経300株価指数連動型上場投資信託を上場
- 6.6 協会、6月より株式投資信託追加型を新スタイルで公表することを決定
- 6.16 協会、「会社型投信の導入に向けて」と「デリバティブのリスク管理及びディスクロージャーのあり方について」を発表
- 10.18 協会、理事会で「広告・宣伝に関する基準」等を一部改正。協会での広告事前審査の完全廃止、景品類の提供に関する規定及び比較広告に関する規定の新設。同日実施
- 11.30 大蔵省、日経300株価指数連動型上場投資信託を累積投資業務の対象に取り入れる等のため、証券局長通達「証券会社の免許及び許可基準・手続き等について」を一部改正

【1996（平成8）年】

- 2.16 協会、投信のパフォーマンス評価機関に提供するデータの範囲を決定
- 3.29 政府、「規制緩和推進計画の改定について」を閣議決定。投資信託関係としては、債券の借り入れ・空売りの容認、保有株式以外の信用売りの容認、投信法における独禁法適用除外規定を平成8年度末までに削除等
- 4.19 協会、投信懇話会を設置し、第1回会合を開催
- 6.28 大蔵省、「投資顧問業者の業務運営について」通達を一部改正し、投資顧問会社が親証券会社へ発注することを原則廃止した規制を緩和
- 7.25 行政改革委員会と規制緩和小委員会、10分野38項目の「規制緩和に関する論点公開（第4次）」を発表。証券投資信託関係は証券投資信託の販売の自由化、証券投資信託会社の免許制廃止等
- 8.1 大蔵省、決算・償還公告の記載内容を簡素化するため証券局長通達「証券投資信託委託会社の免許基準の運用及び業務運営について」の一部を改正
- 10.17 経済審議会行動計画委員会金融ワーキング・グループ、金融分野の規制緩和に関する提言を取りまとめた「我が国金融システムの活性化のために」と題する報告書を公表。投資信託関係としては会社型投資信託の導入に向けての環境整備、集中投資制限の撤廃等
- 12.19 協会、ホームページを開設

【1997（平成9）年】

- 1.10 協会、証券教育推進のため協会内に特別顧問会を設置し第1回会合を開催
- 3.12 協会、評価機関向けのデータ提供を4月1日から開始すると発表
- 7.31 大蔵省、「金融・証券関係の規制の撤廃等について」を新聞発表。MMFと中期国債ファンドの入金単位・解約規制の撤廃は8月、証券総合口座の導入は10月から。銀行等の店舗の間借りによる直接販売は12月から実施
- 9.19 協会、証券総合口座向けファンドの運用ルールを決定
- 10.1 大蔵省、証券局長通達「証取法第42条及び第42条の2に基づく兼職及び証券会社等の兼業の承認について」を一部改正
- 10.14 協会、12月1日から金融機関等の店舗を借りての直接販売解禁に向け、協会自主ルールについての骨子を決定し、新聞発表
- 11.10 協会、投信委託会社の金融機関の店舗借りによる投信受益証券の直接販売に係る協会自主ルールを定め新聞発表
- 11.12 協会、投資信託の窓口販売に従事する委託会社営業職員を対象に第1回目の研修を開催
- 11.26 協会、6月9日開催の理事会決定に基づき、再発防止に係る研修を実施
- 12.1 都市銀行等11行と日本生命の計44店舗において投信の窓口販売開始（店舗借り方式）

【1998（平成10）年】

- 3.31 政府、「規制緩和推進3か年計画」を閣議決定。投資信託関係としては委託会社の認可制への移行、銀行等金融機関本体による証券投資信託の販売の解禁、私募投資信託・会社型投資信託の創設等
- 6.8 大蔵省、「証券会社、証券投資信託委託会社及び証券投資顧問業者等の監視等にあたっての留意事項について」（事務ガイドライン）を示達
大蔵省、金融機関に対する通達を見直し「投資信託委託会社の免許基準の運用及び業務運営について」と「証券投資信託約款承認に係る取り扱いについて」を廃止
- 6.19 協会、非上場債券の時価評価制度の導入についてその実施要領を内外に公表
- 11.20 「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律施行令」等公布。12月1日施行

- 11.24 「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律施行規則」等公布。12月1日施行
- 12.1 金融監督庁、「証券投資信託業者及び証券投資法人等の監督関係」（ガイドライン）を示建
- 12.1 金融システム改革法施行に伴い、いわゆる投信の窓販がスタート

【1999（平成11）年】

- 2.19 企業会計審議会、第1部会を開き「有価証券報告書の記載内容の見直しに係る具体的な取り扱い」を纏め、公表
- 6.6 日本公認会計士協会、投資信託の監査について事務ガイドラインを作成
- 6.9 郵便貯金の事業経営に関する将来ビジョン研究会、郵便局における投資信託販売を検討すること等を提言した中間報告書を取りまとめ
- 6.18 協会、予想分配型投資信託の非上場債券の時価評価を2001年4月から実施することを決定
- 6.30 協会、東京証券取引所、日本証券業協会及び証券広報センターの証券4団体、2002年から使用される教科書の中学校学習指導要領が告示されたことを受け、市場経済と金融をわかりやすく表現した中学生用教科書モデルを作成
- 8.13 協会、証券投資信託の広告の実態と広告する際の注意点を喚起する「証券投資信託の広告表示に関する実態調査報告書」（8.12公正取引委員会取りまとめ）を会員に送付
- 9.27 協会、「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」及び「証券取引法」等の改正要望を大蔵省及び金融監督庁に提出
- 10.25 協会、日本証券業協会と合同で「証券投資信託の開示制度に関する法令改正要望」を取りまとめ大蔵省に提出、26日プレス発表
- 10.29 協会、直販に関し公共法人等が支払いを受ける収益分配金の非課税の取り扱いについて、経過措置後の事務取り扱い要領を変更

【2000（平成12）年】

- 2.1 組織的犯罪処罰法の施行により、委託会社も犯罪に関係する疑いのある取引情報を金融監督庁に届け出る義務が課される
- 2.4 協会のロゴマーク（マネージメントのMとセールスのSを組み合わせて具象化したイーグル）を決定
- 4.1 追加型株式投資信託の課税の計算方法が「平均信託金方式」から「個別元本方式」へ移行
- 5.23 不動産投資信託を解禁する「投資信託及び投資法人に関する法律」SPC設立手続き等の簡素化等を盛り込んだ「資産の流動化に関する法律」、証券取引所等の株式会社化や企業内容等の開示制度の電子化を可能とする「証券取引法」、金融サービスの利用者保護を図るため業者の説明義務等を明確化した「金融商品の販売等に関する法律」が成立
- 5.31 「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」等（「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律の一部改正」を含む）が公布（同年11月30日施行）
「金融商品の販売等に関する法律」が公布（2001年4月1日施行）
開示用電子情報処理組織による手続きの特例を含む「証券取引法の一部を改正する法律」が公布（開示制度の電子化については2001年6月1日から段階的に順次施行）
- 11.30 証券投資信託法の改正を受け、協会の名称が「社団法人証券投資信託協会」から「社団法人投資信託協会」に改称

【2001（平成13）年】

- 3.26 金融庁、「書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴う

金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令」を公布

- 4.1 金融商品販売法、消費者契約法施行
- 4.2 金融庁、事務ガイドラインを一部改正
- 5.10 金融庁、株価指数連動型上場投資信託（ETF）の導入に関し、「投資信託及び投資法人に関する法律施行令」等の改正案を公表
- 5.15 東京証券取引所、「株価指数連動型上場投資信託（ETF）を上場するための制度の見直し」についてパブリックコメントを実施
東京証券取引所、「不動産投資信託の上場前の公募又は売出しに関する規則」を制定
- 8.8 金融庁、個人投資家が主役の証券市場の構築に向けて「証券市場の構造改革プログラム」を公表
- 9.12 11日の米国同時多発テロに伴うNY証券取引所の休場を受け、米国株等を主要投資対象とする一部の投資信託について、解約・買付の受付を中止
- 9.14 マイカルの民事再生法適用申請に伴い、一部のMMFが元本割れ
- 12.5 協会 メールマガジンを発行

【2002（平成14）年】

- 1.18 協会、「MMFの安定性確保のための方策」を公表
- 3.15 協会、「目論見書の作成に当たってのガイドライン」を制定（4月1日から実施）（2010年3月18日制定の交付目論見書の作成に関する規則の実施日（7月1日）をもって廃止）
- 4.1 追加型公社債投資信託、信託約款の変更により「個別元本方式」を導入
証券取引法施行令、金融機関の証券業務に関する内閣府令の一部改正が施行。登録金融機関によるETFの取扱いが可能になる
- 4.25 金融トラブル連絡調整協議会、「金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデルについて」を公表
- 4.26 金融機関による顧客の本人確認法が公布
- 6.21 金融庁、「投資信託委託業者・投資法人・投資顧問業者に係る検査マニュアル」を公表
- 6.28 金融庁、「今後の金融税制のあり方について」を公表
- 8.6 金融庁、「証券市場の改革促進プログラム」を公表
- 10.31 協会、ホームページ上における基準価額の検索システムを稼働
- 12.25 協会、「国民に信頼される投資信託に向けての取り組みについて」を公表

【2003（平成15）年】

- 1.23 協会、証券税制改正に関するリーフレットを作成、配布
- 3.31 協会、ホームページの基準価額検索システムから運用報告書へのリンクシステムを稼働
- 5.30 協会、ホームページの基準価額検索システムから目論見書等へのリンクシステムを稼働
- 9.25 協会、ETFを組み入れたファンド・オブ・ファンズ商品が可能とするため、申し合わせの一部を改正
- 12.24 金融庁金融審議会第一部会、報告「市場機能を中核とする金融システムに向けて」を公表

【2004（平成16）年】

- 3.1 協会、会員による受益証券等の募集及び解約に関する紛争解決に関し、東京弁護士会、第一東京弁護士会及び第二東京弁護士会が設置・運営する「仲裁センター」との協定の締結（正会員の投資者からの苦情の解決、正会員と投資者の紛争のあっせんについて、「証券・金融商品あっせん相談センター」への業務委託の移行に伴い、2010年1月末日をもって、契約解除）

- 3.19 協会、協会規則の体系を整備（新たな規則体系は4月1日から実施）
- 6.4 政府、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」を閣議決定
- 12.1 改正証券取引法（投資信託の目論見書制度の変更）が施行
 - (1) 投資家に交付される目論見書が「交付目論見書」「請求目論見書」に2分割
 - (2) 「目論見書」という文字に代えて、「投資信託説明書」等が使用
 - (3) 一定の条件を満たせば、購入の都度、目論見書を受け取らなくても購入が可能
- 12.24 金融庁、「金融改革プログラムー金融サービス立国への挑戦ー」を公表

【2005（平成17）年】

- 3.18 協会、「個人情報保護に関する指針」を制定、4月1日実施
- 4.1 個人情報保護に関する法律が全面施行
- 7.1 協会、個人情報保護法に基づく認定個人情報保護団体の認定を受ける
- 7.1 協会、事務局の組織変更
- 10.3 日本郵政公社の投資信託販売が開始
- 10.5 協会、早稲田大学において、日本証券投資顧問業協会（2012年7月、「日本投資顧問業協会」に改称）と共同で寄附講座を開設
- 12.22 金融庁金融審議会金融分科会第一部会、「投資サービス法（仮称）に向けて」を取りまとめ、公表

【2006（平成18）年】

- 1.20 協会、規律委員会の運営等及び会員の処分等に関する規則を制定、3月1日から実施
- 3.9 日本銀行、量的緩和政策解除を決定
- 6.14 金融商品取引法公布（2007年9月30日から全面施行）
- 7.1 協会、規律委員会委員の一部に学識経験者等の会員以外の者を選任
- 10.26 協会、「商品分類に関する指針」（理事会決議）を決定

【2007（平成19）年】

- 1.4 投資信託受益証券の振替決済制度へ移行
- 1.30 金融庁金融審議会、「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」を設置
- 4.20 協会、「協会のあり方に関する検討委員会」の設置を決定
- 6.19 政府、「骨太の方針2007」（閣議決定）
- 7.6 協会、「投資信託懇談会」を発足（2008年3月24日に報告書を取りまとめ、公表）
- 7.10 協会、創設50年
- 9.30 金融商品取引法が全面施行
- 9.30 協会、金融商品取引法の施行により、同法上の「認定金融商品取引業協会」になる
- 12.21 金融庁、「金融・資本市場競争力強化プラン」を公表

【2008（平成20）年】

- 4.8～9 協会、第13回アジア・オセアニア投資信託会議を東京で開催
- 4.18 協会「協会のあり方に関する検討委員会」、「投資信託協会のあり方の方向性（要綱案）」を取りまとめ
- 9.1 協会、正会員会社への立入調査の開始
- 9.15 米国リーマン・ブラザーズ・ホールディングス、連邦破産法第11条適用申請
- 10.1 協会、協会の会員を「正会員」と「賛助会員」とする

12.17 金融庁金融審議会、「金融分科会第一部会報告～信頼と活力ある市場の構築に向けて～」等を公表

【2009（平成21）年】

- 1.1 協会、新商品分類の実施
- 1.5 上場企業の株券が電子化
- 3.31 協会、「準会員」制度を廃止
- 6.17 金融庁金融審議会金融分科会第一部会、「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ報告～上場会社等のコーポレート・ガバナンスの強化に向けて～」を公表
- 11.13 金融庁政務三役、「金融・資本市場に係る制度整備について」を公表

【2010（平成22）年】

- 1.21 金融庁、「金融・資本市場に係る制度整備について」を公表
- 2.1 協会、投資信託利用者からの苦情・相談業務を、特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」に業務委託
- 6.18 政府、「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ」を閣議決定
- 10.5 日本銀行、「包括的な金融緩和政策の実施」を決定
- 12.24 金融庁、「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン～新成長戦略の実現に向けて」を公表

【2011（平成23）年】

- 3.11 「東日本大震災」発生
- 6.30 政府、「社会保障・税一体改革成案」を公表（社会保障・税に関わる共通番号の導入等）

【2012（平成24）年】

- 1.27 金融庁金融審議会、金融担当大臣の諮問を踏まえ、「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」を設置
- 5.28 協会、「投信総合検索ライブラリー」の稼働を開始
- 12.11 金融庁、東京証券取引所グループと大阪証券取引所の合併を認可
- 12.12 金融庁金融審議会の「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」が最終報告を公表（運用報告書の二段階化などを提言）

【2013（平成25）年】

- 1.4 協会、公益法人制度改革に伴い、「一般社団法人 投資信託協会」となる
- 1.22 政府・日本銀行、物価上昇率2%の目標を発表
- 4.4 日本銀行、「量的・質的金融緩和」導入を決定
- 4末 公募不動産投信の純資産総額が、5兆円を超える
- 6.12 「金融商品取引法」及び「投資信託及び投資法人に関する法律」の一部改正が成立
- 6.14 政府、「日本再興戦略（2013）」を閣議決定
- 8.5 金融庁、「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」を設置
- 10.1 安部首相、2014年4月の消費税率8%への引き上げを表明
- 11.8 金融庁、「金融・資本市場活性化有識者会合」を設置
- 12.13 金融庁「金融・資本市場活性化有識者会合」、「提言」を公表

【2014（平成26）年】

- 1.1 NISA（少額投資非課税制度）がスタート
- 2.27 金融庁、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》を公表
- 4.1 消費税率が5%から8%に引き上げ
- 6.12 金融庁「金融・資本市場の活性化有識者会合」、「金融・資本市場の活性化有識者会合の提言」を公表
- 6.24 政府、「日本再興戦略（改訂2014）」を閣議決定
- 8.7 金融庁、「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議」を設置
- 9.16 協会、日本証券業協会、日本取引所グループ及び日本投資顧問業協会の4団体、「東京国際金融センターの推進に関する懇談会」を設置
- 10.31 日本銀行、「量的・質的金融緩和」の拡大を決定
- 12.1 日本証券業協会、トータルリターン通知制度を導入

【2015（平成27）年】

- 3.5 金融庁、「コーポレートガバナンス・コード」原案を公表
- 5末 公募投資信託の純財産額が100兆円を超える
- 6.30 政府、「経済財政運営と改革の基本方針2015」を閣議決定
- 7.4 金融庁、「金融モニタリグレポート」を公表
- 9.9 東京国際金融センターの推進に関する懇談会、報告書を公表。「資産運用等に関するワーキング・グループ」を設置
- 9.11 金融庁、「アジア地域ファンド・パスポート」への参加表明文書に署名
- 9.18 金融庁、「平成27事務年度金融行政方針」を公表
- 10.5 TPP交渉が大筋合意
- 10.13 協会、「資産運用業に係る海外動向等の調査部会」を設置
- 11.4 郵政3社が上場
- 12.16 米国FRB、ゼロ金利政策を解除
- 12.18 日本銀行、「当面の金融政策運営について」公表

【2016（平成28）年】

- 1.29 日本銀行、マイナス金利政策の導入を決定
- 4.1 ジュニアNISAがスタート
- 4.28 金融庁、「アジア地域ファンド・パスポートの協力覚書の署名について」を公表（6月30日発効）
- 6.23 英国、EU離脱決定
- 6.30 資産運用等に関するワーキング・グループ、報告書を公表
- 9.15 金融庁、「平成27事務年度金融レポート」を公表
- 9.16 確定拠出年金普及・推進協議会、個人型確定拠出年金の愛称を「iDeCo（イデコ）」に決定
- 9.21 日本銀行、長短金利操作付き金融緩和を導入（金融政策を量から金利へ）
- 10.21 協会、日本証券業協会及び日本経済新聞社と共同で、「グローバル時代の投資信託」セミナーを東京で開催
- 10.21 金融庁、「平成28事務年度金融行政方針」を公表
- 10.24 協会、第30回国際投資信託会議を大阪で開催。26日に共同コミュニケを発表
- 11.25 東京都、国際金融センターの実現へ「懇談会」を設置

- 11.30 金融庁、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」意見を公表
- 12.8 平成29年度与党税制改正大綱に「積立NISA」の創設が明記
(2018年(平成30年)1月より開始(「つみたてNISA」に表記統一))
- 12.22 金融庁金融審議会、「市場ワーキング・グループ」報告書を公表

【2017(平成29)年】

- 1.1 個人型確定拠出年金の加入対象範囲が拡大
- 3.30 金融庁、「顧客本位の業務運営に関する原則」を公表
- 3.30 金融庁、「長期・積立・分散投資に資する投資信託に関するワーキング・グループ」報告書を公表
- 5.22 協会、「資産運用業に係る海外動向等の調査部会」中間報告書及び「投資信託のガバナンスについて」中間報告を公表
- 5.29 金融庁、「スチュワードシップ・コード」(改訂版)の確定について公表
- 5.30 協会、「投資信託の信託のための行動憲章」を公表
- 6.9 政府、「未来投資戦略2017」を閣議決定
- 6.29 協会、「資産運用業強化委員会」報告書を公表
- 6末 公募投資信託の純財産額が再び100兆円を超える
- 7.10 協会、創設60年
- 9.21 協会、「投資信託のガバナンス懇談会(仮称)」の設置を公表
- 10.25 金融庁、「平成28事務年度金融レポート」を公表

投資信託協会 直近 10 年の歩み
—協会創設 60 年にあたって—

2017 年 11 月 15 日 印刷発行

発行者 仁木清一

発行所 一般社団法人 投資信託協会

〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

電話(03)5614-8400 (代表) FAX(03)5614-8448

URL <http://www.toushin.or.jp>

印刷所 株式会社 ジェイ・トラスト

内容の転載などのご利用は、あらかじめご相談ください。



投信協會